

金融庁の1年

(平成19事務年度版)

平成20年9月

金融庁

はじめに

金融庁は、我が国の金融の安定を確保し、預金者、保険契約者、有価証券の投資者等の保護を図るとともに金融の円滑を図ることを任務として、透明かつ公正な行政の実施に努めています。

平成 19 事務年度（19 年 7 月～20 年 6 月）においては、我が国金融・資本市場の競争力強化と、その一部を構成するベター・レギュレーション（金融規制の質的向上）の推進、そしてサブプライム・ローン問題を契機とするグローバルな市場の混乱への対応などを通じ、引き続き、金融システムの安定、利用者の保護・利用者利便の向上、公正・透明で活発な市場の確立に向けた取組みを進めてまいりました。

まず、我が国金融・資本市場の競争力強化については、内外から資金・情報・人材が幅広く集積する、魅力ある質の高い金融・資本市場の構築に向け、「市場強化プラン」（金融・資本市場競争力強化プラン、平成 19 年 12 月公表）をとりまとめ、これを強力に推進しているところです。

また、ベター・レギュレーションの推進については、金融機関の自助努力を尊重し、金融機関へのインセンティブを重視する他、検査・監督等においてリスクを早期に認識し、重要課題に対して優先的に行政対応を行うとともに、行政対応の透明性・予測可能性の向上に努めています。

サブプライム問題を契機とする世界的な金融の混乱が我が国金融システムに及ぼす影響については、欧米と比較すれば相対的には限定されています。しかしながら、日本国内においても、原油・原材料価格の高騰等を背景に景気の下振れリスクが高まる中、中小企業の業況は厳しい状況にあり、民間金融機関においては、適切なリスク管理の下、金融仲介機能の適切な発揮が期待されているところです。

本冊子「金融庁の 1 年」は、こうした金融庁の平成 19 事務年度における様々な取組みを、制度の企画立案・検査・監督の各般にわたって取りまとめたものです。本冊子が、国民の皆さんにとって、金融庁並びに金融行政に対する理解を深めていただくきっかけとなれば幸いです。

平成 20 年 9 月

金融担当大臣

英 木 敬 夫

本冊子の記載内容について

1. 本冊子は、平成 19 年 7 月 1 日から 20 年 6 月 30 日までの金融庁の活動について記載しています。
2. 証券取引等監視委員会及び公認会計士・監査審査会の活動については、別途その活動状況を取りまとめており（「証券取引等監視委員会の活動状況」及び「公認会計士・監査審査会の活動状況」参照）、本冊子には記載していません。

本編・目次

はじめに

第1部 金融庁の組織及び行政運営

第1章 金融庁の組織

第1節 金融庁の組織

I 概要	1
II 特命担当大臣	1
III 所掌事務	1
IV 組織編成の特徴	1

第2節 平成20年度の体制整備	2
-----------------	---

第2章 金融庁の行政運営

第1節 ベター・レギュレーション（金融規制の質的向上）への取組み

I 概要	3
II 金融サービス業におけるプリンシプル	3
III ベター・レギュレーションの進捗状況	4

第2節 財務局との連携	5
-------------	---

第3節 職員の任用等

I 平成19事務年度における職員の任用	6
II 服務規律の確保	7
III 法令等遵守調査室における情報受付	7

第4節 研究

I 研究体制の整備	9
II 研究の実施	9

第5節 研修

I 金融庁における研修	13
II 開発研修室の実施した研修	13
III 検査局の実施した研修	14

第6節 行政情報化の推進	16
--------------	----

第7節 広報

I 報道対応	18
II 広報活動	18

第8節 情報公開等

I 開示請求の動向	20
II 文書管理等の状況	22

第9節 金融機関等との意見交換	23
-----------------	----

第10節 パブリック・コメント手続の実績	24
----------------------	----

第11節 金融行政アドバイザー制度	25
-------------------	----

第12節 金融サービス利用者相談室	
I 概要	26
II 相談等の受付状況	26
第13節 政策評価への取組み	28
第14節 金融庁業務継続計画の策定	30
第2部 金融に関する制度の企画及び立案	
第3章 金融・資本市場等に関する制度の企画・立案等の取組み	
第1節 金融商品取引法の施行	
I 経緯	31
II 概要	31
第2節 ディスクロージャー制度の充実・運用	
I 内部統制報告制度の実施に向けた対応	32
II 大量保有報告書の虚偽記載への対応	33
III EDINET（電子開示システム）の高度化に向けた取組み	33
IV 公認会計士等に対する監督	34
第3節 公認会計士法等の改正に伴う関係政令・内閣府令等の整備	
I 経緯	35
II 概要	35
第4節 市場強化プラン（Better Market Initiative）について	
I 経緯	40
II 概要等	40
第5節 金融商品取引法等の一部を改正する法律について	
I 経緯	42
II 概要	42
第6節 投信法施行令及び投信法施行規則等の改正（ETFの多様化） について	
I 経緯	47
II 概要	47
第7節 その他金融・資本市場等に関する各種施策	
I 金融商品取引所の監督をめぐる動き	48
II 証券決済システムの改革に向けた取組み	49
III 会計基準・監査における国際的動向への対応	50
第4章 その他の金融に関する制度の企画・立案	
第1節 貸金業法等の改正に伴う関係政令・内閣府令の整備	
I 経緯	54
II 概要	54
第2節 銀行等による保険販売の全面解禁について	
I 経緯等	61
II 全面解禁に当たっての所要の手当等の概要	61

第3節	電子記録債権制度について	
Ⅰ	経緯	63
Ⅱ	電子記録債権法の概要	63
第4節	犯罪収益移転防止法の施行への取組みについて	
Ⅰ	経緯	66
Ⅱ	法律の概要	66
Ⅲ	政省令の整備	67
Ⅳ	広報	68
第5節	振り込め詐欺救済法について	
Ⅰ	経緯	69
Ⅱ	概要	69
Ⅲ	金融庁の対応	70
第6節	決済システムの整備・強化に向けた取組みについて	71
第5章	審議会等の活動状況	
第1節	金融審議会	
Ⅰ	金融審議会の構成	72
Ⅱ	平成19事務年度の主な開催実績	72
第2節	自動車損害賠償責任保険審議会	
Ⅰ	設置	74
Ⅱ	自動車損害賠償責任保険審議会の組織	74
Ⅲ	自動車損害賠償責任保険審議会の審議状況	74
第3節	企業会計審議会	
Ⅰ	最近の活動状況	75
Ⅱ	平成19事務年度の審議状況	75
第4節	金融トラブル連絡調整協議会	
Ⅰ	経緯	76
Ⅱ	議論の状況	76
第5節	多重債務者対策本部有識者会議	
Ⅰ	経緯	78
Ⅱ	開催状況	78
Ⅲ	「多重債務問題改善プログラム」の実施状況について	78
第6章	政府全体の施策における金融庁の取組み	
第1節	金融システムの改革に向けた取組み	
Ⅰ	「経済財政改革の基本方針2007～「美しい国」へのシナリオ～」 (平成19年6月19日閣議決定)	80
Ⅱ	「日本経済の進路と戦略－開かれた国、全員参加の成長、環境との共生 －について」(平成20年1月18日閣議決定)	81
Ⅲ	「成長力強化への早期実施策」(平成20年4月4日経済対策閣僚会議 決定)	81
Ⅳ	「経済成長戦略大綱」(平成20年6月27日改定)	82

V 「経済財政改革の基本方針2008～開かれた国、全員参加の成長、環境との共生～」(平成20年6月27日閣議決定)	83
第2節 金融に関する税制	84
第3節 規制改革に関する取組み	
I 規制改革に関する取組み	87
II 構造改革特区に関する取組み	89
III 地域再生に関する取組み	90
第4節 金融経済教育の取組み	
I 概要	92
II 金融経済教育の具体的な取組み状況	92
 第3部 金融監督等	
第7章 業態横断的な監督をめぐる動き	
第1節 監督におけるベター・レギュレーション推進のための取組み	
I 概要	95
II 監督における具体的な取組み	95
第2節 金融コングロマリット監督と国際監督	
I 金融コングロマリット監督指針	97
II 金融コングロマリットの概況	97
III 国際監督室について	97
第3節 サブプライムローン問題への対応について	
I 概要	98
II これまでの対応	98
第4節 郵政民営化について	
I 経緯	101
II 民営化までの対応	101
III 民営化後の対応	101
第5節 オフサイト・モニタリング	
I オフサイト・モニタリングの意義	103
II オフサイト・モニタリングの実施	103
III 早期警戒制度について	104
IV 早期是正措置の概要及び運用	105
第6節 金融上の行政処分について	
I 行政処分の趣旨	108
II 行政処分の業態別発動状況	108
第7節 反社会的勢力への対応について	
I 経緯	110
II これまでの対応	110
第8章 預金取扱金融機関の監督をめぐる動き	
第1節 監督指針・監督方針	

I	主要行等向けの総合的な監督指針・監督方針	111
II	中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針・監督方針	113
第2節	預金取扱金融機関の概況	
I	主要行等の平成19年度決算概況	116
II	地域銀行の平成19年度決算概況	116
III	再編等の状況	117
IV	不良債権処理等の推移	118
第3節	預金取扱金融機関に対する行政処分について	
I	銀行	121
II	協同組織金融機関	121
第4節	バーゼルⅡ（新しい自己資本比率規制）への対応	124
第5節	金融危機への対応	
I	足利銀行に係る特別危機管理終了に向けた取組み	125
II	りそな銀行における経営の健全化に向けた取組み	126
第6節	資本増強制度への対応	
I	資本増強行の経営健全化計画に係るフォローアップ	127
II	経営健全化計画の見直し	127
III	公的資金の返済状況	127
第7節	地域密着型金融の推進	
I	地域密着型金融の推進に係る新たな枠組みについて	128
II	地域密着型金融の取組み状況（平成19年度）	129
第8節	中小企業金融の円滑化（いわゆる貸し渋り問題）への対応	
I	対応	130
II	現状	132
第9節	偽造・盗難キャッシュカード問題等への対応	
I	被害及び補償の状況	134
II	対応	134
第10節	口座不正利用対策	
I	金融庁における取組み状況	135
II	金融機関における取組み状況	135
第9章	信託会社等の監督をめぐる動き	
第1節	信託会社等に関する総合的な監督指針	136
第2節	信託会社等の新規参入	138
第3節	信託会社等に対する行政処分	139
第4節	類似商号への対応	140
第10章	保険会社等の監督をめぐる動き	
第1節	保険会社向けの総合的な監督指針・監督方針	
I	保険会社向けの総合的な監督指針の改正	141
II	平成19事務年度保険会社等向け監督方針に基づく対応	142
第2節	保険会社の概況	

I	平成19年度決算状況	144
II	再編等の状況	145
第3節	保険会社に対する行政処分について	147
第4節	保険金等の不適切な不払い問題等への対応について	148
第5節	少額短期保険業者への対応について	
I	少額短期保険業制度導入の背景・経緯	149
II	少額短期保険業者の登録状況	149
III	特定保険業者に対する監督対応の状況	149
第6節	保険等の販売・広告等における顧客説明等のあり方について	151
第7節	ソルベンシー・マージン比率の算出基準等の見直しについて	
I	ソルベンシー・マージン比率の短期的な見直しについて	153
II	ディスクロージャー項目の拡充及び資産負債の総合的管理等について	153
第11章	証券会社等の監督をめぐる動き	
第1節	監督指針・監督方針	
I	金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針	154
II	平成19事務年度金融商品取引業者等向け監督方針	155
第2節	第一種金融商品取引業	
I	第一種金融商品取引業者の概況	157
II	第一種金融商品取引業者に対する行政処分	160
III	投資者保護基金について	160
第3節	市場仲介機能等の信頼性向上に向けた監督上の対応	
I	「証券会社の市場仲介機能等に関する懇談会 論点整理」の概要	162
II	「証券会社の市場仲介機能等に関する懇談会 論点整理」を受けた自主規制機関の取組み及び当局のフォローアップ	162
第4節	第二種金融商品取引業	
I	第二種金融商品取引業について	164
II	第二種金融商品取引業者の概況	164
III	集団投資スキーム（ファンド）連絡協議会の設置について	164
第5節	投資助言・代理業	
I	投資助言・代理業者の概況	165
II	投資助言・代理業者に対する行政処分	165
第6節	投資運用業	
I	投資運用業者の概況	166
II	投資運用業者に対する行政処分	166
第7節	登録金融機関、金融商品仲介業者	
I	登録金融機関の概況	167
II	金融商品仲介業者の概況	167
第8節	認定投資者保護団体	168
第12章	その他の金融業の監督をめぐる動き	
第1節	事務ガイドライン第三分冊・貸金業者向けの総合的な監督指針	169

第2節	貸金業者の監督をめぐる動き	
Ⅰ	貸金業者向けの総合的な監督指針の策定	170
Ⅱ	貸金業者の数の推移	170
Ⅲ	貸金業者に対する行政処分	170
第3節	抵当証券業者の監督をめぐる動き	171
第4節	前払式証票発行者の監督をめぐる動き	
Ⅰ	前払式証票発行者の概況	172
Ⅱ	前払式証票の発行保証金の還付手続	172
第5節	S P C等の監督をめぐる動き	
Ⅰ	S P C等の概況	173
Ⅱ	資産の流動化の状況	173
Ⅲ	特定目的会社に対する行政処分	173
第6節	不動産特定共同事業者の監督をめぐる動き	175
第7節	確定拠出年金運営管理機関の監督をめぐる動き	176
第13章	産業活力再生特別措置法に基づく事業再構築計画の認定	177
第14章	法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度）	
Ⅰ	本制度導入以降の状況	178
Ⅱ	本制度の手続き	180
第15章	一般的な法令解釈に係る書面照会手続	
Ⅰ	本照会手続導入の経緯	183
Ⅱ	本照会手続の概要	183
第16章	疑わしい取引の届出制度	
Ⅰ	疑わしい取引の届出制度	185
Ⅱ	疑わしい取引の届出に関する概況	185
第17章	課徴金納付命令	
Ⅰ	課徴金制度について	186
Ⅱ	課徴金納付命令等の状況	187
第4部	金融検査	
第18章	平成19検査事務年度の概観	
Ⅰ	検査運営の基本的考え方	188
Ⅱ	検査重点事項	188
第19章	金融検査の実施状況	
第1節	平成19検査事務年度の検査計画及びその実績	189
第2節	平成19検査事務年度検査基本方針に基づいた施策	
Ⅰ	検査運営の基本的考え方	190
Ⅱ	検査重点事項	190
第3節	金融コングロマリットに対する検査	
Ⅰ	金融コングロマリットの一体的な実態把握	193
Ⅱ	検査実施状況の概要	193

第4節	銀行等に対する検査	
Ⅰ	検査実施状況の概要	194
Ⅱ	検査結果の概要	195
第5節	協同組織金融機関に対する検査	
Ⅰ	信用金庫に対する検査	196
Ⅱ	信用組合に対する検査	196
Ⅲ	検査結果の概要	196
Ⅳ	労働金庫に対する検査	196
Ⅴ	信用農業協同組合連合会等に対する検査	197
第6節	保険会社等に対する検査	
Ⅰ	検査実施状況の概要	199
Ⅱ	検査結果の概要	199
第7節	外資系金融機関に対する検査	
Ⅰ	検査実施状況の概要	200
Ⅱ	検査結果の概要	200
第8節	その他の金融機関に対する検査	
Ⅰ	貸金業者に対する検査	201
Ⅱ	前払式証票発行者に対する検査	201
Ⅲ	旧抵当証券業者に対する検査	201
Ⅳ	特定保険業者に対する検査	201
Ⅴ	信用保証協会に対する検査	202
Ⅵ	火災共済協同組合に対する検査	202
第9節	政策金融機関に対する検査	204
第20章	金融検査の透明性・実効性の向上等のための方策	
第1節	検査におけるベター・レギュレーション推進のための取組み	
Ⅰ	検査基本方針の策定・公表	205
Ⅱ	平成19検査事務年度における更なる浸透策	205
第2節	検査マニュアルの整備	
Ⅰ	銀行等による保険販売の全面解禁等に伴う検査マニュアルの一部改訂	207
Ⅱ	十分な資本的性質が認められる借入金を資本とみなして査定する旨の一部改訂	207
第3節	金融検査評定制度	
Ⅰ	金融検査評定制度の全面的な本格施行	209
Ⅱ	「金融検査評定結果の分布状況」の公表	209
第4節	検査モニター制度	
Ⅰ	平成19検査事務年度の検査モニターの実施状況	210
Ⅱ	オフサイト検査モニター（アンケート方式）の集計結果	210
第5節	意見申出制度	212
第6節	金融検査体制の整備	

I	平成19年度の金融検査体制の整備	213
II	今後の体制整備について	215
第5部 国際関係の動き		
第21章 金融監督国際機構		
第1節 バーゼル銀行監督委員会		
I	概要	216
II	活動状況	217
第2節 証券監督者国際機構（IOSCO）		
I	概要	219
II	活動状況	221
III	その他	223
第3節 保険監督者国際機構（IAIS）		
I	概要	225
II	活動状況	226
第4節 ジョイント・フォーラム		
I	概要	228
II	活動状況	228
第5節 一元監督者会合（Integrated Financial Supervisors Conference）		
I	概要	230
II	活動状況	230
第22章 金融に関するその他の国際的フォーラム		
第1節 金融安定化フォーラム（FSF）		
I	概要	231
II	活動状況	231
第2節 国際通貨基金（IMF）		
I	概要	232
II	活動状況	232
第3節 経済協力開発機構（OECD）		
I	概要	233
II	活動状況	233
第4節 世界貿易機関（WTO）		
I	概要	235
II	活動状況（金融サービス分野）	235
第5節 経済連携協定（EPA）		
I	概要	237
II	活動状況	237
第6節 金融活動作業部会（FATF）		
I	概要	238
II	活動状況	238

第7節	アジア・太平洋マネー・ローンダリング対策グループ（APG）	
I	概要	241
II	活動状況	241
第23章	海外の金融当局との連携強化	
I	金融監督者間の2国間連携強化	243
II	金融庁の技術支援の取組み	243

資料編・目次

第1部 金融庁の組織及び行政運営

第1章 金融庁の組織

第1節 金融庁の組織

資料1-1-1 金融庁の組織（平成19年度）	245
資料1-1-2 内閣府設置法（抜粋）	246
資料1-1-3 金融庁の各局等の所掌事務（平成19年度）	247

第2節 平成20年度の体制整備

資料1-2-1 金融庁の組織（平成20年度）	248
------------------------	-----

第2章 金融庁の行政運営

第1節 ベター・レギュレーション（金融規制の質的向上）への取組み

資料2-1-1 金融規制の質的向上—ベター・レギュレーション—	249
資料2-1-2 金融サービス業におけるプリンシプルについて	253
資料2-1-3 ベター・レギュレーションの進捗状況について —平成19年7月～平成20年4月—〈概要〉	256
資料2-1-4 ベター・レギュレーションの進捗状況に係るアンケート について	261

第4節 研究

資料2-4-1 平成19事務年度金融研究研修センターの体制	263
-------------------------------	-----

第5節 研修

資料2-5-1 平成19年度研修計画体系図	264
資料2-5-2 平成19事務年度（平成19年7月～20年6月）研修実施 状況	265
資料2-5-3 検査局主催研修の実施状況（19検査事務年度）	267

第7節 広報

資料2-7-1 記者会見等の実施回数等	268
資料2-7-2 平成19事務年度政府広報実績	269

第10節 パブリック・コメント手続の実績

資料2-10-1 意見提出手続き（パブリック・コメント手続き）実施 一覧	270
---	-----

第12節 金融サービス利用者相談室

資料2-12-1 「金融サービス利用者相談室」運営方針について	272
資料2-12-2 金融サービス利用者相談室パンフレット	273
資料2-12-3 金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況表 （平成19年4月1日～20年3月31日）	275

第13節 政策評価への取組み

資料2-13-1	金融庁における政策評価への取組み	277
第14節	金融庁業務継続計画の策定	
資料2-14-1	金融庁業務継続計画の概要	282

第2部 金融に関する制度の企画及び立案

第3章 金融・資本市場等に関する制度の企画・立案等の取組み

第1節 金融商品取引法の施行

資料3-1-1	金融商品取引法の疑問に答えます	285
資料3-1-2	内部統制報告制度に関する11の誤解	293

第2節 ディスクロージャー制度の充実・運用

資料3-2-1	財務報告に係る内部統制の整備	305
資料3-2-2	評価・監査のコスト負担が過大とならないための方策	306
資料3-2-3	実施基準のポイント	307
資料3-2-4	「内部統制報告制度に関する11の誤解」 (2008年3月11日公表)の具体例	308
資料3-2-5	内部統制報告制度の円滑な実施に向けた対応	309
資料3-2-6	「内部統制報告制度に関するQ&A」(追加Q&A) について	310

第3節 公認会計士法等の改正に伴う関係政令・内閣府令等の整備

資料3-3-1	公認会計士法等の一部を改正する法律(概要)	311
---------	-----------------------	-----

第4節 市場強化プラン(Better Market Initiative)について

資料3-4-1	「市場強化プラン」の基本的な考え方	312
資料3-4-2	「市場強化プラン」の概要	313
資料3-4-3	「市場強化プラン」の骨子	314
資料3-4-4	金融・資本市場競争力強化プラン	315
資料3-4-5	市場強化プラン(Better Market Initiative)の 進捗	332
資料3-4-6	金融専門人材について(基本的なコンセプト)の概要	340

第5節 金融商品取引法等の一部を改正する法律について

資料3-5-1	金融商品取引法等の一部を改正する法律の概要	341
資料3-5-2	金融商品取引法等の一部を改正する法律の概要	342
資料3-5-3	説明資料	345

第6節 投信法施行令及び投信法施行規則等の改正(ETFの多様化)について

資料3-6-1	ETF(上場投資信託)の多様化	369
---------	-----------------	-----

第7節 その他金融・資本市場等に関する各種施策

資料3-7-1	企業会計基準委員会と国際会計基準審議会は2011年までに会計基準のコンバージェンスを達成する「東京合意」を公表	370
資料3-7-2	プロジェクト計画表の公表について—東京合意を踏まえた	

	コンバージェンスへの取組みー	373
資料3-7-3	国際会計基準委員会（IASC）財団の組織図	375
資料3-7-4	IASC財団のガバナンス向上に向けた市場規制当局による取組み	376
資料3-7-5	公開企業の規制に責任を有する当局が、国際会計基準委員会財団（IASCF）と関係を持つグループの設立に関する次のステップを発表（仮訳）	378
資料3-7-6	List of third countries	379

第4章 その他の金融に関する制度の企画・立案

第1節 貸金業法等の改正に伴う関係政令・内閣府令の整備

資料4-1-1	貸金業法等改正に係る政府令の概要について	380
資料4-1-2	貸金業の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令の概要	389
資料4-1-3	貸金業の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令の概要	391
資料4-1-4	利息制限法施行令の概要	398
資料4-1-5	出資の受入れ、預かり金及び金利等の取締りに関する法律施行令の概要	399

第2節 銀行等による保険販売の全面解禁について

資料4-2-1	銀行等が販売できる保険商品の範囲	400
資料4-2-2	銀行等による保険販売規制の見直しの概要（第3次解禁）	401
資料4-2-3	銀行等の保険募集に関するモニタリングの実施目的等	402
資料4-2-4	銀行等による保険販売の全面解禁に当たっての所要の手当て（全面解禁）	404

第3節 電子記録債権制度について

資料4-3-1	電子記録債権法	405
資料4-3-2	電子記録債権の基本的イメージ・機能	406
資料4-3-3	電子記録債権法案要綱	407

第4節 犯罪収益移転防止法の施行への取組みについて

資料4-4-1	犯罪による収益の移転防止に関する法律	429
---------	--------------------	-----

第6節 決済システムの整備・強化に向けた取組みについて

資料4-6-1	「決済に関する研究会」について	430
資料4-6-2	「決済に関する論点の中間的な整理について」（概要）	431
資料4-6-3	金融・資本市場競争力強化プラン（決済関係部分抜粋）	432
資料4-6-4	決済システム強化推進室の設置について	433
資料4-6-5	金融審議会金融分科会第二部会決済に関するWGメンバー等名簿	434

第5章 審議会等の活動状況

第1節 金融審議会

資料5-1-1	金融審議会の構成	435
資料5-1-2	金融審議会委員名簿	436
資料5-1-3	金融審議会金融分科会第一部会報告～我が国金融・資本市場の競争力強化に向けて～ (平成19年12月)の概要	444
資料5-1-4	金融審議会金融分科会第一部会法制ワーキング・グループ報告～課徴金制度のあり方について～	461
資料5-1-5	金融審議会金融分科会第二部会報告～銀行・保険会社グループの業務範囲規制のあり方等について～ (平成19年12月)の概要	465
資料5-1-6	中間論点整理の概要～平成16年改正後の信託業法の施行状況及び福祉型の信託について～	477
資料5-1-7	金融審議会金融分科会第二部会報告～保険法改正への対応について(概要)～	488

第2節 自動車損害賠償責任保険審議会

資料5-2-1	自動車損害賠償責任保険審議会委員名簿	496
---------	--------------------	-----

第3節 企業会計審議会

資料5-3-1	企業会計審議会の組織図	497
資料5-3-2	企業会計審議会の今後の運営について	498

第4節 金融トラブル連絡調整協議会

資料5-4-1	金融トラブル連絡調整協議会委員名簿	499
資料5-4-2	金融トラブル連絡調整協議会の開催状況	500
資料5-4-3	金融分野の業界団体・自主規制機関における苦情・紛争解決支援のモデルについて	502
資料5-4-4	金融分野における裁判外の苦情・紛争解決支援制度(金融ADR)の整備にかかる今後の課題について(座長メモ)要旨	504
資料5-4-5	金融分野における裁判外の苦情・紛争解決支援制度(金融ADR)の整備にかかる今後の課題について(座長メモ)	506

第5節 多重債務者対策本部有識者会議

資料5-5-1	多重債務者対策本部の設置について	519
資料5-5-2	多重債務者対策本部有識者会議の設置について	520
資料5-5-3	多重債務者対策本部の開催経過	521
資料5-5-4	「多重債務問題の解決に向けた方策について(有識者会議による意見とりまとめ)」の概要	522
資料5-5-5	多重債務問題の解決に向けた方策について(有識者会議による意見とりまとめ)	525

資料5-5-6	「多重債務問題改善プログラムの実施状況について」に関する報告	540
資料5-5-7	「多重債務問題改善プログラム」の概要	542
資料5-5-8	多重債務問題改善プログラム（平成19年4月20日多重債務者対策本部決定）	544
資料5-5-9	多重債務問題改善プログラムの実施状況について〈概要〉	557
資料5-5-10	多重債務問題改善プログラムの実施状況について（平成19年度）	566
資料5-5-11	多重債務者相談窓口向けアンケート調査結果（概要）〈都道府県〉	596
資料5-5-12	多重債務者相談窓口向けアンケート調査結果（概要）〈市区町村〉	613

第6章 政府全体の施策における金融庁の取組み

第1節 金融システムの改革に向けた取組み

資料6-1-1	経済財政改革の基本方針2007 ～「美しい国」へのシナリオ～ （平成19年6月19日閣議決定）	629
資料6-1-2	日本経済の進路と戦略 ―開かれた国、全員参加の成長、環境との共生―（平成20年1月18日閣議決定）	631
資料6-1-3	「成長力強化への早期実施策」（平成20年4月4日経済対策閣僚会議決定）	632
資料6-1-4	経済成長戦略大綱（平成20年6月27日改定）	635
資料6-1-5	経済財政改革の基本方針2008～開かれた国、全員参加の成長、環境との共生～（平成20年6月27日閣議決定）	639

第2節 金融に関する税制

資料6-2-1	平成20年度金融関係税制主要改正事項	641
---------	--------------------	-----

第4節 金融経済教育の取組み

資料6-4-1	金融庁における金融経済教育への取組み	643
資料6-4-2	小学生向けパンフレット「くらしと金融」	645
資料6-4-3	中学生向け副教材「わたしたちの生活と金融の働き」	646
資料6-4-4	高校3年生及び一般社会人向けのパンフレット 「はじめての金融ガイド」	647
資料6-4-5	「はじめての金融ガイド」DVD編	648
資料6-4-6	多重債務者発生予防のための啓発リーフレット	649
資料6-4-7	生活設計・資産運用について考えるシンポジウム	650
資料6-4-8	平成19年度金融知識普及功績者一覧	652
資料6-4-9	金融知識普及を目的として金融関係団体等が開催した各種事業に対する金融庁の「後援」名義使用承認状況	654

第3部 金融監督等

第7章 業態横断的な監督をめぐる動き

第3節 サブプライムローン問題への対応について

資料7-3-1	わが国の預金取扱金融機関のサブプライム関連商品の保有額等について（平成19年9月末時点）	656
資料7-3-2	わが国の預金取扱金融機関のサブプライム関連商品の保有額等について（平成19年12月末時点）	657
資料7-3-3	わが国の預金取扱金融機関のサブプライム関連商品の保有額等について（平成20年3月末時点）	658
資料7-3-4	FSF報告書における先進的開示事例を踏まえたわが国の預金取扱金融機関の証券化商品等の保有額等について（平成20年3月末時点）	659
資料7-3-5	金融市場戦略チーム第一次報告書の概要	660
資料7-3-6	金融市場戦略チーム『第二次報告書～「開かれた金融力のある国」を目指して』の概要	661
資料7-3-7	金融市場戦略チーム開催実績	662
資料7-3-8	金融市場戦略チーム委員一覧	666

第4節 郵政民営化について

資料7-4-1	郵政民営化について	667
資料7-4-2	郵政民営化のスケジュール	668
資料7-4-3	日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画の認可	669
資料7-4-4	株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険における新規業務の認可について（平成19年12月19日）	670
資料7-4-5	株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険における新規業務の認可について（平成20年4月18日）	673

第5節 オフサイト・モニタリング

資料7-5-1	早期警戒制度について	674
資料7-5-2	早期警戒制度の導入について	675
資料7-5-3	早期是正措置の概念図	676
資料7-5-4	早期是正措置の概要	677

第6節 金融上の行政処分について

資料7-6-1	金融上の行政処分について	678
資料7-6-2	行政処分の件数（平成14事務年度～平成19事務年度）	682
資料7-6-3	行政処分の事例	683

第8章 預金取扱金融機関の監督をめぐる動き

第1節 監督指針・監督方針

資料8-1-1	平成19事務年度主要行等向け監督方針について	699
資料8-1-2	平成19事務年度中小・地域金融機関向け監督方針	

	について	700
第2節 預金取扱金融機関の概況		
資料8-2-1	主要行等の平成20年3月期決算状況（単体） ＜速報ベース＞	701
資料8-2-2	主要行の破綻懸念先以下債権の状況【速報値】	702
資料8-2-3	地域銀行の平成19年度決算の概要（速報集計値）	703
資料8-2-4	銀行業の免許について	704
資料8-2-5	リスク管理債権、金融再生法に基づく資産査定、自己査定 の違い	707
資料8-2-6	リスク管理債権、再生法開示債権及び自己査定の関係	708
資料8-2-7	自己査定における債権分類基準	709
資料8-2-8	20年3月期における不良債権の状況等（ポイント）	710
資料8-2-9	金融再生法開示債権等の推移	711
資料8-2-10	全国銀行の金融再生法開示債権の増減要因	714
資料8-2-11	金融再生法開示債権の保全状況の推移	715
資料8-2-12	担保不動産の評価額（処分可能見込額）と売却実績額の 推移（アンケートによる全数調査）	718
資料8-2-13	不良債権処分損等の推移（全国銀行）	719
資料8-2-14	リスク管理債権額等の推移	722
資料8-2-15	自己査定による債務者区分の推移	725
資料8-2-16	緊急経済対策（抄）	726
資料8-2-17	より強固な金融システムの構築に向けた施策	730
資料8-2-18	金融再生プログラム（概要）	732
資料8-2-19	金融再生プログラム（本文）	733
資料8-2-20	不良債権比率の推移（主要行）	743
第4節 バーゼルⅡ（新しい自己資本比率規制）への対応		
資料8-4-1	バーゼルⅡ（新しい自己資本比率規制）への対応	744
資料8-4-2	バーゼルⅡのリスク計測手法に係る承認先（平成20年 3月期）	747
第5節 金融危機への対応		
資料8-5-1	受皿選定過程の概要	748
資料8-5-2	株足利ホールディングスの概要	753
第6節 資本増強制度への対応		
資料8-6-1	経営健全化計画履行状況報告（平成19年8月）	754
資料8-6-2	経営健全化計画履行状況報告（平成19年12月）	769
第7節 地域密着型金融の推進		
資料8-7-1	地域密着型金融の取組みについての評価と今後の対応について ー地域の情報集積を活用した持続可能なビジネスモデル の確立をー	784
資料8-7-2	地域密着型金融の取組みに係る今後の監督上の枠組みに	

	ついて	786
資料8-7-3	地域密着型金融の取組み状況（平成19年度）の概要	787
第8節	中小企業金融の円滑化（いわゆる貸し渋り問題）への対応	
資料8-8-1	これまでの中小企業金融に関する対応（金融監督庁設立以降）	793
資料8-8-2	中小企業金融の円滑化～金融庁は全力で取り組んでいます～	801
資料8-8-3	知ってナットク！中小企業の資金調達資金に役立つ金融検査の知識	805
資料8-8-4	金融機関の貸出動向	817
資料8-8-5	日銀短観の資金繰り判断D. I. の推移等	818
資料8-8-6	不動産担保・個人保証に過度に依存しない資金調達	819
第9節	偽造・盗難キャッシュカード問題等への対応	
資料8-9-1	偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況について	820
資料8-9-2	偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況（平成20年3月末）	827
第9章	信託会社等の監督をめぐる動き	
第2節	信託会社等の新規参入	
資料9-2-1	信託会社等の新規参入状況	829
第10章	保険会社等の監督をめぐる動き	
第1節	保険会社向けの総合的な監督指針・監督方針	
資料10-1-1	平成19事務年度保険会社等向け監督方針について	830
第2節	保険会社の概況	
資料10-2-1	生命保険会社の平成19年度決算（速報）の概要	831
資料10-2-2	損害保険会社の平成19年度決算（速報）の概要	832
資料10-2-3	生命保険会社一覧表	833
資料10-2-4	損害保険会社一覧表	834
資料10-2-5	外国損害保険会社一覧表	835
資料10-2-6	生命保険会社の推移	836
資料10-2-7	損害保険会社の推移	837
第5節	少額短期保険業者への対応について	
資料10-5-1	少額短期保険業者向けの監督指針（保険会社向けの総合的な監督指針【別冊】）	838
資料10-5-2	少額短期保険業者一覧	839
資料10-5-3	特定保険業者の移行見込み	841
第7節	ソルベンシー・マージン比率の算出基準等の見直しについて	
資料10-7-1	ソルベンシー・マージン比率の見直しの骨子（案）	842

資料10-7-2	保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令等について	844
第11章 証券会社等の監督をめぐる動き		
第1節 監督指針・監督方針		
資料11-1-1	金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の概要	845
資料11-1-2	平成19事務年度金融商品取引業者等向け監督方針の概要	847
第2節 第一種金融商品取引業		
資料11-2-1	金融商品取引業者（第一種金融商品取引業）数の推移	848
資料11-2-2	国内証券会社の平成20年3月期決算概況	849
資料11-2-3	株式市況と証券会社の損益の推移	850
資料11-2-4	投資者保護基金の概要	851
第3節 市場仲介機能等の信頼性向上に向けた監督上の対応		
資料11-3-1	証券会社の市場仲介機能等の充実・強化及び適切な発揮に向けた日証協等の取組み	852
第4節 第二種金融商品取引業		
資料11-4-1	金融商品取引業者（第二種金融商品取引業）数の推移	853
第5節 投資助言・代理業		
資料11-5-1	金融商品取引業者（投資助言・代理業）数の推移	854
第6節 投資運用業		
資料11-6-1	金融商品取引業者（投資運用業）数の推移	855
資料11-6-2	投資信託の純資産総額の推移	856
第7節 登録金融機関、金融商品仲介業者		
資料11-7-1	登録金融機関数の推移、金融商品仲介業者数の推移	857
第12章 その他の金融業の監督をめぐる動き		
第7節 確定拠出年金運営管理機関の監督をめぐる動き		
資料12-7-1	確定拠出年金運営管理機関登録数の推移	858
第16章 疑わしい取引の届出制度		
資料16-1-1	疑わしい取引の届出制度の概念図	859
第17章 課徴金納付命令		
資料17-1-1	金融商品取引法上の課徴金納付命令までの流れ	860
資料17-1-2	課徴金納付命令の実績	861
第4部 金融検査		
第19章 金融検査の実施状況		

第1節 平成19検査事務年度の検査計画及びその実績		
資料19-1-1	平成19検査事務年度検査基本方針及び検査基本計画	864
資料19-1-2	平成19検査事務年度における検査計画及びその実績	870
資料19-1-3	グループ・コングロマリットの一体的な実態把握状況	871
資料19-1-4	通年・専担検査の実施状況	873
資料19-1-5	システム統合リスク検査の実施状況	875
資料19-1-6	銀行等に対する検査の実施状況	876
資料19-1-7	信用金庫等に対する検査の実施状況	880
資料19-1-8	信用組合に対する検査の実施状況	883
資料19-1-9	労働金庫に対する検査の実施状況	885
資料19-1-10	信用農業協同組合等に対する検査の実施状況	886
資料19-1-11	保険会社等に対する検査の実施状況	887
資料19-1-12	外資系金融機関に対する検査の実施状況	888
資料19-1-13	政策金融機関に対する検査の実施状況	889
資料19-1-14	金融検査指摘事例集（平成19検査事務年度）	890
資料19-1-15	平成18検査事務年度における検査計画及びその実績	983
資料19-1-16	グループ・コングロマリットの一体的な実態把握状況	984
資料19-1-17	通年・専担検査の実施状況	986
資料19-1-18	システム統合リスク検査実施状況	988
資料19-1-19	平成18検査事務年度における検査実施状況	989
資料19-1-20	主な検査対象機関及び根拠法令	1004
資料19-1-21	主要行における自己査定と検査結果との格差について	1005

第20章 金融検査の透明性・実効性の向上等の方策

第3節 金融検査評価制度		
資料20-3-1	金融検査評価結果の分布状況について	1007
第4節 検査モニター制度		
資料20-4-1	オフサイト検査モニターの集計結果について	1009
第5節 意見申出制度		
資料20-5-1	意見申出実績	1014
第6節 金融検査体制の整備		
資料20-6-1	金融庁検査局と財務省財務（支）局・証券取引等監視委員会との関係	1015

第5部 国際関係の動き

第21章 金融監督国際機構

第1節 バーゼル銀行監督委員会		
資料21-1-1	バーゼル銀行監督委員会機構図	1016
第2節 証券監督者国際機構（IOSCO）		

資料21-2-1	I O S C O機構図	1017
第3節	保険監督者国際機構（I A I S）	
資料21-3-1	I A I S組織図	1018
第22章	金融に関するその他の国際的フォーラム	
第5節	経済連携協定（E P A）	
資料22-5-1	経済連携協定（E P A）締結・交渉状況	1019
巻末資料1	この1年の主な出来事	1020
巻末資料2	最近の主な金融関連立法	1059
巻末資料3	この1年の監督指針及び事務ガイドラインの改正等 （平成19事務年度）	1060
金融庁の所在地等		1066

本 編

第1部 金融庁の組織及び行政運営

第1章 金融庁の組織

第1節 金融庁の組織（資料1-1-1～3参照）

I 概要

金融庁は、平成12年7月に、金融再生委員会に置かれていた金融監督庁と大蔵省金融企画局を統合して設置され、さらに、13年1月の中央省庁再編に当たり、金融再生委員会は廃止され、改めて内閣府の外局として設置された。

金融庁には、内閣府設置法第53条第2項の内部部局として、総務企画局、検査局及び監督局の3局のほか、同法第54条の審議会等として、証券取引等監視委員会、公認会計士・監査審査会、金融審議会、自動車損害賠償責任保険審議会、金融機能強化審査会及び企業会計審議会が置かれており、19年度末現在、全体で一般職1,373名及び特別職5名（証券取引等監視委員会の委員長及び委員2名、公認会計士・監査審査会の会長及び常勤委員1名）の体制となっている。

II 特命担当大臣

内閣府設置法第11条により、金融庁の所管する事項及び内閣補助事務たる金融の円滑化を図るための環境の総合的な整備に関する事項については特命担当大臣を必置とし、当該特命担当大臣がこれらの事務を掌理することとされている。

III 所掌事務

金融庁は、金融制度の企画立案から検査・監督・監視の実施機能までを一貫して担うとともに、銀行、保険及び証券等の分野を横断的に所管し、金融行政を一元的に遂行している。

なお、金融破綻処理制度及び金融危機管理に関する企画立案及びそれに関連する事務は、金融庁と財務省との共管とされたが、財務省が所掌するそれらの事務は、財政、国庫、通貨・外国為替等の観点からのものとされている。

IV 組織編成の特徴

金融庁は、金融システム改革の進展等を踏まえ、従来型の銀行・保険・証券といった縦割り型の組織ではなく、企画・検査・監督・監視といった機能別組織編成を採用している。これにより、制度の企画立案・検査・監督・監視の各部局が相互に適切な緊張関係を確保しつつ、密接な連携を図る組織的基礎が作られている。

第2節 平成20年度の体制整備（資料1-2-1参照）

金融庁の任務を引き続き的確に果たすため、69名（グロス）の増員（44名の純増）及びリスク対応参事官の設置等の体制整備を図った。

（1）金融・資本市場の国際競争力の強化〔9人〕

金融・資本市場競争力強化プランの推進体制の整備を図り、職員の資質向上や規制監督の透明性・予測可能性の向上等に必要な体制の整備を図る。

（2）証券取引等監視委員会等の市場監視体制の強化〔32人〕

我が国市場の公正性・透明性の一層の向上に向け、課徴金調査の的確な実施を含め、証券取引等監視委員会の体制整備等をはじめとする幅広い市場監視体制の強化を図る。

（3）市場動向等の的確な把握と効果的な行政対応〔7人〕

市場関係者や内外の関係機関との対話・連携も図りつつ、金融システムに内在するリスクを早期に認識・抽出し、フォワード・ルッキングな行政対応を行うことができるよう、リスク対応参事官の設置を含む体制の充実・強化を図る。

（4）消費者保護施策等の推進〔20人〕

保険会社への検査・監督体制等の強化、郵便保険監督参事官の設置を含む郵便貯金銀行及び郵便保険会社への検査・監督体制の強化、並びに多重債務問題改善プログラムの推進等のための監督体制の強化等を図る。

	19年度末定員	20年度増員	計画削減・振替等	20年度末定員
総務企画局	296	15	3	314
検査局	451	9	▲19	441
監督局	238	18	▲3	253
証券取引等監視委員会	341	22	▲5	358
公認会計士・監査審査会	47	5	▲1	51
計	1,373	69	▲25	1,417

第2章 金融庁の行政運営

第1節 ベター・レギュレーション（金融規制の質的向上）への取組み

I 概要

金融庁では、平成19年夏以来、金融規制の更なる質的向上を目指した取組み、すなわち、ベター・レギュレーションへの取組みを、金融行政におけるこれからの大きな課題として位置付け、進めてきた。（資料2-1-1参照）

この取組みは、①金融規制の質は、規制の適用されるマーケットの競争力を左右する重要な要素であり、金融規制の質的向上は、我が国市場の競争力強化につながり、ひいては利用者利便の向上に資することになる、②金融セクターを巡る局面が変化し、金融規制のあり方も、金融機関の自己責任を重視し、自助努力を促すような枠組みに変わっていく必要がある、との問題意識を背景としている。

このベター・レギュレーションについては、大きく以下の4点をその柱と位置づけている。

- ① ルール・ベースの監督とプリンシプル・ベースの監督の最適な組合せ
- ② 優先課題の早期認識と効果的対応
- ③ 金融機関の自助努力尊重と金融機関へのインセンティブの重視
- ④ 行政対応の透明性・予測可能性の向上

また、こうしたベター・レギュレーションに関する4本の柱の下、以下の5つの具体的方策に取り組んできた。

- ① 金融機関等との対話の充実
- ② 情報発信の強化
- ③ 海外当局との連携強化
- ④ 調査機能の強化による市場動向の的確な把握
- ⑤ 職員の資質向上

II 金融サービス業におけるプリンシプル

「ルール・ベースの監督とプリンシプル・ベースの監督との最適な組合せ」を模索していく上では、プリンシプル・ベースの監督の基軸となる主要なプリンシプルについて、金融サービス提供者と当局との間で共有することが重要である。これにより、以下のような効果が期待できる。

- ① 金融サービスの利用者にとっては、あらかじめ金融サービス提供者に期待できる行動や金融サービスに求められる品質が理解され、安心して金融サービスを購入できる環境が整う。
- ② 金融サービスの提供者である各金融機関等にとっては、成文化されたルールがない場合やルールの解釈が分かれる場合であっても、自らがとるべき行動について、基本的な考え方が明確となり、環境の変化に応じて機動的に、自主的なサービスの改善や新サービスの開発・提供などに取り組む際の指針となることが期待される。

すなわち、プリンシプルは、各金融機関等に期待される改善努力の方向感を示すとともに、ベストプラクティスの拠り所となるものである。

- ③ 行政にとっても、検査・監督などの場面におけるルールの解釈・運用において、プリンシプルに示された基本的な考え方に準拠することで、実態に即した的確な行政対応をより確かなものとするのが可能となる。

こうした観点から、19年12月以降、主要な業界団体との意見交換会における業態横断的な議論や、個別の業界団体との意見交換会、説明会等により議論を重ね、20年4月、「金融サービス業におけるプリンシプル」を公表した。(資料2-1-2参照)

Ⅲ ベター・レギュレーションの進捗状況

20年5月に、19年7月から20年4月までのベター・レギュレーションの進捗状況を中心に取りまとめた、「ベター・レギュレーションの進捗状況について—平成19年7月～平成20年4月—」を公表した。(資料2-1-3～4参照)

今回は、初めての取組みであることから、取りまとめにあたって19年6月以前の取組みについても言及している。さらに、取りまとめと並行して、金融庁におけるベター・レギュレーションの取組みについて、監督対象先に対してアンケート調査を実施した。

ベター・レギュレーションの取組みについては、その考え方が定着し、効果が発揮されるには時間を要するところ、継続的・持続的な取組みとしてたゆまぬ努力を行っていく必要があり、こうした息の長い取組みの進捗状況を測る意味で、この進捗状況については、今後も、半年毎に公表する予定としている。

第2節 財務局との連携

金融庁長官は、法令に基づき、地方の民間金融機関等の検査・監督に係る権限の一部を財務省財務（支）局長に委任しており、委任された権限に係る事務に関しては、金融庁長官が財務省財務（支）局長を直接指揮監督することになっている。

これを受け、金融庁と財務省財務（支）局との間の十分な連携を図る観点から、金融庁主催の以下の会議を開催しているほか、金融行政に対する理解を得る観点から、金融庁幹部が地域に赴き、地域金融機関や商工会議所等との間で、意見交換等を行っている。

1. 財務局長会議

財務（支）局長及び沖縄総合事務局長をメンバーとする会議で、年4回（平成19事務年度は、9、11、1、4月）、定例的に開催している。会議には、関東及び近畿財務局金融安定監理官並びに東京財務事務所長もオブザーバーとして参加している。

2. 理財部長会議

財務（支）局理財部長をメンバーとする会議で、年2回（19事務年度は、11、3月）、定例的に開催している。会議には、各財務（支）局理財部次長、検査監理官及び金融監督官並びに東京財務事務所次長もオブザーバーとして参加している。

（上記のほか、各局等において、必要に応じて、財務局（支）の幹部・課長クラス等を対象とした説明会等を開催している。）

3. 地方における業務説明会

金融庁幹部が地域に赴き、年1回（19事務年度は、9月）、地元金融機関の役員等を対象として金融庁の考え方や取り組んでいる施策等について説明及び意見交換を行うとともに、地元商工会議所等において、中小企業金融の円滑化のための施策等について説明し、意見交換を行っている。

第3節 職員の任用等

I 平成19事務年度における職員の任用

金融は非常に高い専門性が求められる分野であり、金融規制の質的向上（ベター・レギュレーション）に向けての取組みを実現させていくためには、金融庁職員が金融技術の進展や市場の動向に遅れをとることのないよう、その資質の向上を図ることが前提となる。

こうした観点から、人事制度上の工夫や官民の人材交流などを通じ、職員の専門性向上に資する任用に取り組んでいる。具体的には、

- ① キャリアパスに関するアンケートを実施（20年1月）し、各職員の専門性も意識した任用体制の確立（20年7月期異動以降）
- ② 内外大学院や在外公館への派遣等を通じた職員の専門性の強化
- ③ 民間企業において業務を経験した人材や弁護士・公認会計士などを、中途採用及び官民人事交流法に基づく交流採用の形で積極的に採用等を行っている。

なお、平成20年度において、44名の新規増員（純増）が認められたが、これに伴う任用については、国家公務員採用試験合格者からの採用のほか、これまでと同様に様々な分野から人材を確保していくこととしている。

<民間及び他府省等からの人材確保（20年6月1日現在）>

○民間からの人材確保

職 種	在職者
弁護士等	27
公認会計士	25
不動産鑑定士	10
アクチュアリー	4
研究者	3
情報処理技術者等	18
金融実務経験者	130
計	217

○他府省（財務省以外）からの人材の確保

省 庁 名	在職者
会計検査院	4
内閣府	4
警察庁	5
公正取引委員会	2
総務省	7
法務省	11
外務省	1
厚生労働省	4
農林水産省	9
経済産業省	10
国土交通省	7
最高裁判所	8
衆議院	1
計	73

○その他政府関係機関等からの人材確保 16名

II 服務規律の確保

職員の綱紀の保持について、定期的な倫理研修等のほか、非違行為の発生等を踏まえ、以下のような取組みを行い、その周知徹底を図っている。

- (1) 全職員に「国家公務員倫理法」「国家公務員倫理規程」「金融庁職員の行動等に関するガイドライン」を編てつした資料を配布し、内容の再確認を指示した（19年10月）。
- (2) 倫理監督官（長官）が全職員を対象に、金融庁職員としての心構えやその考え方などについて、講話を実施した（20年1月）。
- (3) 全職員を対象に、具体的事例を用いた倫理研修を臨時に実施した（20年3月）。

（平成19事務年度における懲戒処分の状況）

処分日	所属	役職段階	処分量定	事案の概要
19年8月24日	総務企画局	課長補佐級	減給 (3月1/10)	職務専念義務違反
20年3月27日	監督局	課長補佐級	戒告	倫理規程違反 (飲食の提供)

（注）公表内容等については、人事院の「懲戒処分の公表指針について」に従った。

III 法令等遵守調査室における情報受付

金融庁職員の法令遵守に万全を期し、金融行政の透明性、公正性を担保する観点から、15年6月13日に法律の専門家4名により構成される「コンプライアンス対応室」を設置し、情報の受付を始めるとともに、同室顧問である久保利弁護士が郵便により直接情報を受付ける、いわゆる「ヘルプライン」としての窓口も別途設けた。

公益通報保護法（平成16年法律第122号）の施行（18年4月1日）等に伴い、同室の機能の拡充・強化を図り、外部の労働者からの公益通報を適切に処理する一環として、同室に「外部労働者からの公益通報を受付ける窓口」を設置した。なお、これらの体制整備に合わせ、名称を「法令等遵守調査室」に変更した。

○法令等遵守調査室のメンバー（20年6月2日現在）

- 室長 野村 修也（総務企画局参事・中央大学法科大学院教授・弁護士）
- 稲田 行祐（監督局保険課・弁護士）
- 大越 有人（検査局総務課）
- 城處 琢也（審判官・弁護士）

嶋田 幸司（監督局総務課・弁護士）
田仲 信介（検査局総務課・検事）
丹下 将克（総務企画局企画課・検事）
蛭川 明彦（審判官・検事）
矢向 孝子（総務企画局企画課・弁護士）
顧問 久保利英明（総務企画局参事・弁護士）

第4節 研究

I 研究体制の整備（資料2-4-1参照）

I T革命や金融システム改革の進展等による金融の高度化、複雑化、国際化等に的確に対応した金融行政を行っていくため、平成13年7月、従来の開発研修室と新設された研究開発室及び研究官を配置し、金融研究研修センター（以下センター）を発足させた。以降、センターでは、金融に関する諸問題について調査研究を行う体制の整備を進めてきており、19事務年度は、以下の体制で研究活動を実施した（人数は19年7月1日時点）。

- ① 研究官（常勤） 4名・・・大学や民間シンクタンク等から採用
- ② 特別研究員（委嘱） 8名・・・外部の研究者へ委嘱
- ③ 専門研究員（非常勤） 3名・・・研究補助者

（注）20年6月末現在では研究官3名、特別研究員12名、専門研究員1名

II 研究の実施

1. 研究官による研究

（1）9年以降実施されたいわゆる「日本版ビッグバン」の実施状況及びその効果について、投資対象の多様化、市場インフラの整備、証券仲介サービスの充実といった所期の目的の達成状況及び課題に着目した「金融システム改革（日本版ビッグバン）の総合評価」をテーマとした研究を行った。

（2）市場競争をベースに、各経済主体が、自己責任原則の下にリスクを適正に管理した上で、自由にプレイできる市場形成が必要であるという認識を踏まえ、「効率性」や「安全性（リスク管理）」という観点から、「保険会社のリスク管理等と規制のあり方」をテーマとした研究を行っている。19事務年度は、以下の論文の公表、発表を行ったほか、欧州の保険リスク管理システムを調査・検討する場として「欧州の先進的な保険リスク管理システムに関する研究会」を開催した。

- ① 論文「欧州における新たな保険規制について－CEIOPSソルベンシーIIの試み－」（センター発行『FSAリサーチレビュー2007』掲載）の公表
- ② 論文「社債流通市場における社債スプレッド変動要因の実証分析」（センターディスカッションペーパー（以下センターDP））の公表
- ③ 論文「金融不祥事と市場の反応－上場保険会社に関するイベントスタディー－」（センターDP）の公表
- ④ 「The 11th Annual meeting of Asia Pacific Risk and Insurance Association」における論文「Estimation of Capital Beta and Cost of Capital: Focus on Japanese Property Insurance Companies and Lines of Business」の発表

（3）近年、金融の自由化や情報技術などの普及により、金融サービス・金融リスクを

めぐる環境が日々、激しく変化している現状を踏まえ、「時変係数自己回帰モデルを用いた金融政策、ポートフォリオ理論、銀行貸出行動の要因に関する研究」をテーマとした研究を行っている。19事務年度は、以下の論文の公表、発表を行った。

- ① 論文「Japanese Monetary Policy Reaction Function and Time-Varying Structural Vector Autoregressions: A Monte Carlo Particle Filtering Approach」(センター発行『FSAリサーチレビュー2007』掲載)の公表
- ② 日本金融学会で論文「金融政策の反応関数に関する時変係数構造VARモデル—非ガウス逐次ベイジアンフィルターによるアプローチ—」の発表
- ③ 「Japanese-European Bayesian Econometrics and Statistics Meeting」及び研究会「Asian Economic Panel Meeting」における論文「Japanese Monetary Policy Reaction Function and Time-Varying Structural Vector Autoregressions: A Monte Carlo Particle Filtering Approach」の発表

(4) 各国の金融・資本市場が密接に連係する中、金融機関とその監督者は他国の法体系・規制を知らずして活動できなくなっていることを踏まえ、「諸外国金融法制・規制の比較・分析」をテーマとした研究を行っている。19事務年度は、以下の論文の公表、発表を行った。

- ① 論文「Competition Policy in the Banking Sector of Asia」(センター発行『FSAリサーチレビュー2007』掲載)の公表
- ② 「Beijing Forum on Corporate Governance and Corporate Social Responsibility」における論文「Corporate Social Responsibility and Operational Risk of Financial Institutions」の発表
- ③ アジア法学会における論文「アジア諸国の金融における競争政策」の発表
- ④ EU学会における論文「EUの金融と証券の規制体系とこれから」の発表
- ⑤ 「First Annual Workshop of the Asian Research Network on Financial Markets and Institutions」における論文「Dissecting Regional Integration in Financial Services from the Competition Policy and Trade Policy Perspectives」の発表

2. 特別研究員による研究

特別研究員による研究は以下のとおり。

(1) 資金・証券決済システムについては、特に米国統一商法典や欧州連合指令、国際決済銀行や各種条约会議における検討状況等を参考にしつつ、実質法、手続法および抵触法上の視点から検証を行っている。19事務年度は、論文「証券決済法理に関する最近の動向について—ドイツにおける新学説を中心とする一考察」(センター発行『FSAリサーチレビュー2007』掲載)を公表した。

(2) 企業の財務内容の開示、企業会計基準の刷新はその国際的調和化とともに大きく進んでおり、その将来像を広く共有するため、今後の課題と対策、とりわけ会社法、

税法、企業会計の相互関係についてその意義と今後について研究を実施している。19 事務年度は、研究会報告書「会計監査（監査法人）に関する研究会報告書」を公表した。

- (3) 金融工学の分野において、デリバティブ・金利の期間構造の理論的・実証的研究を実施している。19 事務年度は、論文「3ファクター・モデルによる長期商品先物・先渡し契約の評価とヘッジ」（センター発行『FSAリサーチレビュー2007』掲載）、「Term Structure of Interest Rates under Recursive Preferences in Continuous Time」（センターDP）を公表した。
- (4) 資産価格理論を中心とするファイナンス理論とその応用による資本市場の問題の分析や金融システム・デザインに関連する研究を実施している。19 事務年度は、論文「金利の期間構造とマクロ経済：Nelson-Siegel モデルを用いた実証分析」（センター発行『FSAリサーチレビュー2007』掲載）を公表したほか、国際コンファレンス「金融の安定と金融部門の監督—過去10年の教訓と今後の対応—」に「金融危機以降の金融制度改革」のコメンテーターとして参加した。
- (5) 金融マーケットから受けるリスクをモデル化することによるリスク管理手法の研究や、BIS規制を達成するために統計的リスク監査の手法の研究を実施している。19 事務年度は、論文「中小企業に対する債権回収率の実証分析」（センター発行『FSAリサーチレビュー2007』掲載）を公表した。
- (6) 我が国に限らず、諸外国においても、金融を巡る環境及び金融に係る監督体制等が急速な変化を続けている現状にかんがみ、諸外国、特に米国、英国、ドイツ、フランスの金融に係る監督・検査制度、市場制度、破綻処理制度等について網羅的な調査、研究を実施している。19 事務年度は、国際コンファレンス「金融の安定と金融部門の監督—過去10年の教訓と今後の対応—」において、「ドイツの地域金融の経験と現状」について報告した。

このほか、信託制度に関する研究、コーポレート・ファイナンスに関する研究等も行っている。

3. その他の研究活動

- (1) 決済を巡る環境が大きく変化している中、決済に関し総合的な幅広い議論を行い、論点を整理することを目的に「決済に関する研究会」を開催し、「決済に関する論点の中間的な整理について」を公表した。
- (2) 我が国金融システムを担う専門人材に必要とされる知識及び資質についての幅広い検討を行うため、「金融専門人材に関する研究会」を開催し、「金融専門人材について（基本的なコンセプト）」を公表した。

- (3) 諸外国の金融事情に関する研究を目的として、アジア・欧州各国の金融行政に携わる方々や金融分野の有識者の方々と一つのテーマについて深く議論を交わすことを目的とした国際コンファレンスを開催している。19 事務年度は「金融の安定と金融部門の監督―過去 10 年の教訓と今後の対応―」と、「地域金融の現状と今後」をテーマとして計 2 回開催した。

第5節 研修

I 金融庁における研修

情報通信技術の発展等により、高度化、複雑化、国際化等が進展している金融環境の中にあつて、金融行政の直接の担い手である金融庁職員については、こうした状況に迅速かつ的確に対応していくため、専門性の向上が求められている。このため、職員に対する研修の充実を図るとともに、海外の金融監督当局が主催する研修に対しても積極的に参加させ、専門的知識と幅広い視野を有する人材の育成に努めている。

なお、研修は、開発研修室のほか、検査局においても検査能力の向上等を図るための研修を行っている。

II 開発研修室の実施した研修

1. 概要

開発研修室は、一般研修・実務研修・理論研修・通信研修の4区分を設けて行っている。

なお、一部の研修については、財務（支）局の職員が受講するため、財務省との共同開催としている。

2. 平成19年度の研修方針及び研修計画（資料2-5-1参照）

(1) 金融庁任務の的確な遂行に資するため、基礎的知識の付与及び専門的知識を有する職員の育成を目的として研修の充実を図ることを、基本的な方針とした。

(2) 19年度の研修計画については、計56コースの研修を計画した。研修策定にあたっては、一般研修について、全ての職員に受講を求める研修を「共通研修」、階層別に受講を求める研修を「階層別研修」として、研修体系の見直しを行い、受講対象者の拡大を図るとともに研修内容の充実を図った。また、金融実務に関する専門的な研修について、研修コースを新設したほか受講機会の拡大を図った。

3. 平成19事務年度の研修実施状況（資料2-5-2参照）

(1) 概況

当初計画した研修コースについては、ベター・レギュレーションに向けた取組みとして職員の資質の向上を図るため、金融実務に関する専門的な研修を充実させるなどして、概ね予定どおり実施した。

(2) 研修区分ごとの研修実施状況

ア. 一般研修

共通研修においては、倫理意識の浸透を図ることを目的とした「公務員倫理研修」、個人情報及び行政文書の管理の重要性を認識させることを目的とした「情報管理研

修」、職員の心の健康の保持増進を図ることを目的とした「メンタルヘルス研修」について、実施回数を増やして受講機会の拡大を図った。

また、階層別研修においては、総務・会計事務に関する基礎的・専門的知識の付与を目的とした初任者研修（総務系統事務）について、受講対象者を拡大して実施した。

更に、語学研修においては、英語力の底上げなどを目的として新規採用職員を対象とする研修を新たに実施した。

イ. 実務研修

金融庁の業務に必要な専門的知識、技能の習得及び向上を目的として実施している実務研修については、政令・内閣府令等の改正事務に関して、適切な事務処理を行うための基礎的・専門的知識を付与するための「政令・内閣府令の作成事務研修」を新たに実施したほか、金融に関する幅広い知識を付与するための「テーマ別研修」として、会社法コース、財務諸表・経営分析コース、金融商品取引法コース等5コースを新たに実施した。

Ⅲ 検査局の実施した研修（資料2-5-3参照）

1. 概要

検査局に所属する職員に対して、現状の金融行政における諸問題及び具体的な検査手法等、当面の金融検査の実施に必要な知識・スキルの習得を目的として、例年、短期間の研修を定期的実施するとともに金融証券検査官が在庁する時期に随時実施しているところである。

19事務年度は、検査能力の一層の向上のため、より専門的・実践的な研修とするために研修体系を見直したほか、eラーニング教材を開発・活用した。

2. 研修の内容

(1) 出勤日研修

検査官の出勤日を利用し、検査現場でのOJTを補完することを目的として、少人数の班編成による意見交換会形式の研修を実施した。

(2) 模擬査定研修

経験の浅い検査官が機械的・画一的な債務者区分の判定に陥らないよう指導することを目的に、ベテラン検査官を金融機関の支店長役、研修生を検査官役とし、教材となるラインシートに基づき実際の資産査定作業を行う研修を、19事務年度も引き続き実施した。

(3) その他の研修

検査局の全職員を対象として、検査に当たっての心構え等を内容とした研修を実施した。また、金融検査の実施において、必要な実践的知識等の習得を目的として、

ベテラン検査官が中心となり業態毎に研修を実施した。

第6節 行政情報化の推進

1. 概要

電子政府の構築は、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化、信頼性及び透明性の向上に資するため、金融庁としても「電子政府構築計画」等に則し、金融庁行政情報化推進委員会、金融庁情報システム調達会議の下、情報化統括責任者（CIO）補佐官の助言・支援を受けつつ、

- ① 業務・システム最適化計画の実施
- ② 情報システム調達の適正化
- ③ 電子申請・届出の利用促進
- ④ 情報セキュリティ対策の強化

などの取組みを行っているところである。

2. 取組み実績

(1) 業務・システム最適化計画の実施

「今後の行政改革の方針」（平成16年12月24日閣議決定）において「業務・システムの最適化及びこれに対応した減量・効率化等の取組を進める」こととされている。金融庁においても、18年3月に次に掲げる最適化計画を策定した。

No.	最適化計画	最適化実施予定時期
1	金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画	平成21年度
2	有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画	平成20年度
3	金融庁ネットワーク（共通システム）最適化計画	平成18年度から順次

19年度においては、No.1に関し、18年度に策定した仕様書（要件定義書）を基に、次期システム構築等のための準備等、必要な対応を進めているところである。No.2に関しては、新システムの構築が完了し、20年3月から稼動を開始した。No.3に関しては、20年1月の新庁舎への移転に合わせてネットワークの再構築を実施した。

(2) 情報システム調達の適正化

「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」（平成16年3月30日改定。情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承）において、「極端な安値落札などの問題の再発を防止し、質の高い低廉な情報システムの調達を図り、質の高い電子政府の構築を実現する」こととされている。

これを受け、情報システム調達への全庁的な取組みを強化するため、17年4月に長官、各局長等をメンバーとする「金融庁情報システム調達会議」を設置し、契約方針、随意契約を行う場合はその理由、契約金額等の妥当性の審議を行っている

ころであり、19年度においても6回開催し、情報システム調達の適正化に取り組んだ。

また、一定規模以上のシステム開発に当たっては、CIO補佐官が参画して仕様書・見積り等の検証を行うなど、徹底した仕様書等の見直し・合理化によるコストの適正化を図っている。

(3) 電子申請・届出の利用促進

「IT新改革戦略」(平成18年1月19日IT戦略本部決定)等において、オンライン利用率の向上が掲げられており、金融庁としても、広報誌への利用案内の掲載等の周知活動を実施し、利用促進に取り組んだ。

19年度におけるオンライン利用件数は、1,379,960件である。近年のオンライン利用件数は下表のとおりである。

(参考 オンライン利用の状況)

(単位:件)

	16年度	17年度	18年度	19年度
電子申請・届出件数	69,695	613,422	1,054,159	1,315,477
EDINETの利用による提出件数	46,667	48,565	53,055	64,483
合計	116,362	661,987	1,107,214	1,379,960

(4) 情報セキュリティ対策の強化

20年1月の庁舎移転時に実施した「金融庁ネットワーク(共通システム)最適化計画」に基づく次期ネットワークの設計・構築業務の中で、通信データの暗号化を行う等、情報セキュリティ対策の強化を図った。

19年度においては、研修を通じて職員へのポリシーの周知を図る一方、ポリシーの遵守状況の自己点検・評価を行い、庁内の情報セキュリティ水準の引き上げを図った。

また、庁内の基盤情報システムの安全性・信頼性の確保を図るため、外部監査・評価機能を活用し、不正アクセスやコンピュータウィルス等に対する脆弱性を評価する「システム技術面からのセキュリティ監査」等を毎年、定期的実施し、監査結果に基づき所要の措置を行った。

第7節 広報

I 報道対応

1. 報道発表及び記者会見等の実施（資料2-7-1参照）

平成19事務年度においては501件の各種報道発表を行っている。

これらのうち、重要なものについては、大臣による記者会見や担当者による記者説明を行い、内容・趣旨等について正確な理解が得られるように努めている。

海外プレスに対しても、金融庁の重要な政策の説明をはじめ、主に外資系金融機関・海外に拠点を持つ金融機関に関する報道発表等について、英文による報道発表を推進しているほか、海外プレス・ブリーフィングを実施するよう努めている。

なお、定例記者会見については、これまで同様、毎火・金曜日の閣議後大臣記者会見及び毎月曜日の長官記者会見を実施している。

2. 大臣等、金融庁幹部職員による各種媒体での取材対応等

所管の各種施策等に関する大臣等、金融庁幹部職員への新聞・雑誌・テレビ等各種媒体等からの取材・出演等の要請に対しては、金融行政に対する説明責任を適切に果たすとともに、情報発信を強化する観点から、できる限り積極的に対応している。19事務年度中については、延べ202件のインタビュー・番組出演等に応じている。

II 広報活動

1. 金融庁ウェブサイトによる広報の充実

「振り込め詐欺救済法」、「株券電子化（ペーパーレス化）」、「改正貸金業法・多重債務者対策」、「金融商品取引法制」等、国民生活に重大な関わりがある分野を中心に、ウェブサイトの情報内容の充実を図るとともに、ウェブサイト上の月刊広報誌「アクセスFSA」の特集やお知らせコーナーを活用し、写真や図、表を用いて正確でわかりやすい情報発信に努めている。

2. 政府広報の活用（資料2-7-2参照）

金融行政にかかる広報を限られた予算の中で効率的・効果的に行うため、金融庁所管の各種施策を政府の重要施策として、資料2-7-2のとおり、政府広報各種媒体で取り上げ、広く国民への理解浸透に努めている。

3. ベター・レギュレーションへの取組み

日本語版ウェブサイトをより分かりやすく体系的に整理したほか、英語版ウェブサイトについては、新着情報メール配信サービスを開始するとともに、英文による報道発表の推進に努めている。

また、大臣等、金融庁幹部職員による講演・スピーチを積極的に行うとともに、講演内容等を金融庁ウェブサイトへ掲載し、金融庁の政策等にかかる情報発信の強化に

努めている。

第8節 情報公開等

I 開示請求の動向

1. 情報公開

(1) 開示請求の受付状況

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号、13年4月1日施行）に基づく、19年度の開示請求の受付件数は128件となっている。

(2) 主な開示請求

19年度に受付けた開示請求のうち、主なものは以下のとおりである。

- ① 個別金融機関からの不祥事件届・報告書等の文書
- ② 個別金融機関からの届出・営業報告書等の文書
- ③ 行政処分関連資料等

開示請求の受付及び処理状況（19年度）

部 局	前年度 繰越	開示請求 の受付	開 示 決 定 等				請求の 取下げ	検 討 中
			開 示 決 定			不開示 決定		
			全面 開示	一部 開示	小計			
総務企画局	7	22	6	11	17	8	1	4
検 査 局	0	11	7	0	7	4	0	0
監 督 局	11	90	14	63	77	19	2	3
小 計	18	123	27	74	101	31	3	7
証券取引等 監視委員会	0	1	0	0	0	1	0	0
公認会計士・ 監査審査会	0	4	0	1	1	0	2	0
合 計	18	128	27	75	102	32	5	7

（注1）「検討中」（7件）については、20年6月30日までに全て決定済。

（注2）なお、20年度における6月30日までの開示請求件数は23件。

※6月30日時点において開示決定等を行っていないものは5件（開示決定期限を過ぎているものはない）。

(3) 不服申立等

19年度における不服申立受理件数は6件となっている。うち5件は19年度中に情報公開・個人情報保護審査会に対して諮問を行っている（他の1件も20年6月までに諮問済）。

19年度における当庁事案に係る情報公開・個人情報保護審査会の答申は5件（18年度受理事案を含む）。すべて20年6月までに裁決・決定を行っている。

2. 個人情報

(1) 開示請求の受付状況

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号、17年4月1日施行）に基づく、19年度の開示請求の受付件数は97件となっている。

(2) 主な本人情報の開示請求

19年度に受け付けた本人情報の開示請求のうち、主なものは以下のとおりである。

- ① 本人からの個別金融機関に対する申立ての記録
- ② 公認会計士試験における本人の点数

開示請求の受付及び処理状況（19年度）

部 局	前年度 繰越	開示請求 の受付	開 示 決 定 等				請求の 取下げ	検討 中
			開 示 決 定			不開示 決定		
			全面 開示	一部 開示	小計			
総務企画局	1	12	0	1	1	12	0	0
検 査 局	0	0	0	0	0	0	0	0
監 督 局	2	16	4	5	9	9	0	0
小 計	3	28	4	6	10	21	0	0
証券取引等 監視委員会	0	1	0	1	1	0	0	0
公認会計士・ 監査審査会	0	68	56	0	56	3	0	9
合 計	3	97	60	7	67	24	0	9

（注1）「検討中」（9件）については、20年6月30日までに全て決定済。

（注2）なお、20年度における6月30日までの開示請求件数は77件。

※6月30日時点において開示決定等を行っていないものは0件。

（注3）上記の他に訂正請求が2件あり、19年度末までに不訂正決定を行っている。

(3) 不服申立等

19年度における不服申立受理件数は8件となっている。うち6件は19年度中に情報公開・個人情報保護審査会に対して諮問を行っている（他の2件も20年6月までに諮問済）。

19年度における当庁事案に係る情報公開・個人情報保護審査会の答申は3件。すべて20年6月までに裁決・決定を行っている。

Ⅱ 文書管理等の状況

1. 行政文書・公文書等の管理・保存に関する関係省庁連絡会議

19年12月に「行政文書・公文書等の管理・保存に関する関係省庁連絡会議」（第1回）が開催された。本会議において行った「行政文書の管理の徹底について」の申合せに基づき、金融庁においても文書管理の見直しを行っている。

中でも、申合せにおいて、19年度までに取り組むべき以下の事項については、19年度中に所要の見直し等を行った。

- ① 内部規程等に基づき設けられている会議のうち、議事の概要が分かる文書の作成が必要なものを明確にする。
- ② 各府省庁で設定している現行の行政文書の保存期間について、行政文書の利用の実態等を踏まえ、見直しを行う。
- ③ 各府省庁の文書管理者は、保有している行政文書の管理の状況について、点検を実施する。

2. 内部管理体制

(1) 教育研修

新規採用者、転入職員及び全職員を対象に情報管理研修を実施（合計11回）。

(2) 監査・点検

監査チームによる監査（19年9月）、フォローアップ監査（20年2月）及び再監査（20年6月）を実施。

3. 文書管理の状況

- (1) 金融庁においては、金融庁行政文書管理規則等を踏まえ、自主点検・内部監査の実施や、職員の情報管理に関する意識向上のための研修等を通じて、その保有している情報の管理の徹底に努めている。

しかしながら、19事務年度（19年7月～20年6月）において、金融庁保有の情報について、取扱いが不適切であると認められる事例が12件発生した（ファックス・メールの誤送信、行政文書の所在不明など）。ただし、誤送信先において破棄が確認され、また、所在不明文書も外部に漏えいした可能性は極めて低く、2次被害は確認されていない。

- (2) 再発防止策

上記事案を受けて金融庁は、既に、事案の原因を究明の上、以下の再発防止策を講じるとともに、必要な関係者の処分を行っている。

- ① 文書受付における取扱いの見直し
- ② 書庫の鍵の管理の強化
- ③ 上記について研修等を含めた職員への指導、周知

第9節 金融機関等との意見交換

金融庁としては、金融機関等との率直な意見交換は、金融機関等から見た行政対応の予測可能性の向上に資するだけでなく、当局にとっても、市場や金融セクターの動向を素早く把握する上で重要と考えており、このため、金融機関等の業態毎に幹部レベルでの意見交換会を随時実施して、金融機関等との意思疎通に努めてきている。

(参考) 金融機関等との意見交換会の開催実績 (平成19年7月～20年6月)

主要行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫
11回	11回	11回	4回
信用組合	生命保険会社	損害保険会社	外国損害保険会社
3回	8回	8回	1回
証券会社	投資信託会社	投資顧問業者	信託
2回	1回	1回	4回
外資系事業者団体	監査法人	取引所	—
4回	4回	1回	—

第10節 パブリック・コメント手続の実績（資料2-10-1参照）

平成18年4月1日に施行された改正行政手続法により、行政運営の更なる公正の確保と透明性の向上を図る観点から、政省令などの命令等を定める際に、原則として最低30日以上意見提出期間を置き、広く一般の意見や情報の公募を行う意見公募手続（いわゆるパブリック・コメント手続）が義務付けられた。

当庁においては、19年7月から20年6月末までの1年間に、上記改正行政手続法を踏まえ、同法においてパブリック・コメント手続の対象となる44件のほか、各種マニュアル等、同法において対象とならない9件を含め計53件について、幅広く意見・情報の募集を行った。

第11節 金融行政アドバイザー制度

1. 制度の概要

金融行政アドバイザー制度は、国民から広く金融行政に関する意見や反響を的確に把握収集することにより、金融行政の企画・立案及び事務運営の改善に役立て、金融行政サービスの一層の向上を図るとともに、国民への積極的な情報提供を行うことにより、金融行政に対する国民の理解の向上を図ることを目的としている。

具体的業務は、各財務（支）局に5名配置された金融行政アドバイザーが、①金融行政に関する意見等を報告するほか、②金融行政に関する広報に参画することである。

（参考1）金融行政アドバイザー委嘱状況

委嘱者数は各財務（支）局5名、合計55名。内訳は次のとおり。

- | | |
|---------------------------------------|------|
| （1）金融機関の利用者（中小企業経営者等） | ：16名 |
| （2）商工会議所の経営相談員、中小企業診断士、税理士、公認会計士等 | ：15名 |
| （3）消費者団体職員、地方公共団体（消費者相談窓口担当）の職員等 | ：9名 |
| （4）大学教授等の教育関係者、コンサルタント、ファイナンシャルプランナー等 | ：15名 |

（参考2）金融行政アドバイザーの選定基準

- （1）金融機関等の利用者や商工会議所等の経営相談員等で、金融行政に関心を持ち公平かつ率直に意見等を報告できる者及び金融知識の普及活動、金融経済教育、利用者保護策等に素養のある者。
- （2）財務（支）局管轄内に住所あるいは勤務先のいずれかを有する者。

2. 平成19事務年度における取組み

（1）金融行政に関する意見等を報告

19年12月、各財務（支）局において「金融行政アドバイザー連絡会議」を開催し、アドバイザーより金融行政全般に関するご意見を頂いたほか、20年1月には、金融庁において長官他出席の下、各財務（支）局1名の代表者よりご意見を頂いた。

寄せられた意見等は今後の金融行政の企画立案及び事務運営の改善のための貴重な材料として役立てるほか、検査・監督の実務に際しても重要な情報として活用していくこととしている。なお、2月に、寄せられた意見等の概要及び金融庁としての対応方針を公表した。

（2）金融行政に関する広報に参画

財務（支）局が開催する地域密着型金融に関するシンポジウムにパネリストとして参加頂いたほか、アドバイザーが参加する各種会合において金融行政に関する説明等を行って頂いた。

第12節 金融サービス利用者相談室

I 概要（資料2-12-1～2参照）

金融庁では、金融サービス利用者の利便性の向上を図るとともに、寄せられた情報を金融行政に有効活用するため、金融サービス等に関する利用者からの電話・ウェブサイト・ファックス等を通じた質問・相談・意見等に一元的に対応する「金融サービス利用者相談室」を平成17年7月19日に開設している。

当相談室は、金融サービス利用者の利便性向上の観点から、主として以下の役割を担うこととしている。

- (1) 金融サービスに関する利用者からの金融庁への質問・相談・意見等に、消費者相談のノウハウや金融の専門的知識を有する金融サービス相談員を配置し、一元的に対応する。
- (2) 金融機関と利用者との個別取引に係る斡旋・仲介・調停は行わず、担当の業界団体等の紹介や論点整理等のアドバイスを行う。
- (3) 相談内容・対応状況等は体系的に記録・保管するとともに、関係部局に回付し、企画立案・検査・監督等において活用する。
- (4) 相談件数や主な相談事例等のポイント等について、当庁ウェブサイトで四半期毎に公表する。

II 相談等の受付状況（資料2-12-3参照）

19年4月1日から20年3月31日までの間に受け付けた相談等の状況は、以下のとおりとなっている。

- (1) 総受付件数は45,873件となっている。1日当たりの平均受付件数は187件となっており、18年度（212件）に比べ減少している。
- (2) 分野別では、預金・融資等が11,049件（24%）、保険商品等が15,441件（34%）、投資商品等が11,819件（26%）、貸金等が6,654件（15%）、金融行政一般・その他が910件（2%）となっている。
- (3) 各分野の特徴は、以下のとおりとなっている。
 - ア. 預金・融資等のうち、預金業務については、本人確認手続の態勢に関する相談等、融資業務については、融資の実行・返済に関する相談等が寄せられている。
 - イ. 保険商品等については、保険金の支払いに関するもの、保険金請求時等における

保険会社の対応に関するもの等の相談等が寄せられている。

ウ. 投資商品等については、未公開株の取引に関するもの、ファンドに関するもの、電子開示システム（E D I N E T）の利用方法に関するもの等の相談等が寄せられている。

エ. 貸金等については、業者の登録の有無に関するもの、改正貸金業法に関するもの、過払い金の返還に関するもの等の相談等が寄せられている。

(4) また、寄せられた相談等のうち利用者に注意喚起する必要があるものについては、ウェブサイト上に掲載している「利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等」において紹介しているが、新たに追加した項目は以下のとおりとなっている。

ア. 預金・融資等

- ① 本人確認に関する相談等
- ② 盗難・偽造キャッシュカードに関する相談等
- ③ 免許の確認、預金保険制度に関する相談等
- ④ 融資に関する相談等

イ. 保険商品等

- ① 保険内容の顧客説明に関する相談等
- ② 保険金の支払いに関する相談等
- ③ 特定保険業者に関する相談等

ウ. 投資商品等

- ① 株券の電子化に関する相談等
- ② ファンドに関する相談等
- ③ 金融商品の購入に関する相談等
- ④ 投資信託の購入に関する相談等

エ. 貸金等

- ① 強引な取立てに関する相談等
- ② 取引履歴の開示に関する相談等
- ③ 返済条件の変更に関する相談等
- ④ 無登録業者に関する相談等
- ⑤ 金利引下げに関する相談等
- ⑥ 総量規制に関する相談等

(参考)「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等

平成 19 年 4 月 1 日～6 月 30 日・・・19 年 7 月 31 日公表 (第 8 回)

平成 19 年 7 月 1 日～9 月 30 日・・・19 年 10 月 31 日公表 (第 9 回)

平成 19 年 10 月 1 日～12 月 31 日・・・20 年 1 月 31 日公表 (第 10 回)

平成 20 年 1 月 1 日～3 月 31 日・・・20 年 4 月 25 日公表 (第 11 回)

第13節 政策評価への取組み（資料2-13-1参照）

金融庁においては、平成14年4月施行の「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）に基づき、

- ① 金融庁としての政策評価の実施に関する方針などを規定した「金融庁における政策評価に関する基本計画」（計画期間：平成15年7月～20年6月）
- ② 毎年度の評価対象とする政策などを定めた「金融庁政策評価実施計画」（計画期間は事務年度毎）

を策定し、毎年「金融庁政策評価実施計画」の計画期間終了後に評価を実施している。

なお、計画の策定や評価書の作成に当たっては、客観性の確保、多様な意見の反映等を図るため、政策評価や金融庁所管の政策について知見を有する学識経験者をメンバーとする「政策評価に関する有識者会議」を開催し、意見を頂いている。

【評価の実施状況】

年度	実績評価	事業評価	事後事業評価	総合評価	規制の事前評価 (RIA)
14年度	26件 (13年度計画に掲げた政策)	—	—	—	
15年度	27件 (14年度計画に掲げた政策)	6件	—	—	
16年度	36件 (15年度計画に掲げた政策)	5件	—	—	
17年度	43件 (16年度計画に掲げた政策)	7件	—	1件	
18年度	28件 (17年度計画に掲げた政策)	4件	5件	—	
19年度	26件 (18年度計画に掲げた政策)	3件	3件	—	11件

(参考)

- 実績評価：行政の幅広い分野において、あらかじめ達成すべき目標を設定し、それに対する実績を測定しその達成度を評価するもの。(例：主要行の不良債権処理の促進)
- 事業評価：事前の時点で評価を行い、あらかじめ期待される効果やそれらに要する費用などを分析・検討。また、必要に応じ、途中や事後の時点で検証するもの。(例：有価証券報告書等の企業内容等の開示書類の電子化)
- 総合評価：特定のテーマを設定し、様々な角度から掘り下げて総合的に評価するもの。(例：「金融システム改革（日本版ビッグバン）」)
- 規制の事前評価（RIA：Regulatory Impact Analysis）：規制の導入や修正に際し、実施に当たって想定されるコストや便益といった影響を客観的に分析し、公表することにより、規制制定過程における客観性と透明性の向上を目指す手法。平成19年

10月より評価の実施が義務化された。

このほか、上記法律に基づき、これまでに実施した実績評価、事業評価及び総合評価について、政策評価結果の政策への反映状況についても毎年度公表している。

※ 金融庁における政策評価の詳細に関しては、金融庁のホームページ「活動について」中の「政策評価」を参照。

第14節 金融庁業務継続計画の策定

金融庁では、災害発生時における一般的な業務継続体制について、「金融庁防災業務計画」（平成18年8月改訂）において既に整備を行っている。また、金融機関等に対しても、監督指針において業務継続体制の構築を示すなど、金融セクター全般の業務継続体制の整備の促進に努めている。

19年6月、中央防災会議において、首都直下地震対策の一環として各省庁毎の業務継続計画を策定することとされたことを受け、20年6月30日、これまでに構築してきた業務継続体制を基に、首都直下地震の場合に備えた業務継続体制について、「金融庁業務継続計画」（以下、「本計画」という）を策定した。（資料2-14-1参照）

本計画では、業務の重要性等を勘案し、災害時に実施・継続すべき業務を非常時優先業務として抽出するとともに、それらの業務が遂行できるような執行体制や執務環境を確保・整備すべく、対応をまとめている。

第2部 金融に関する制度の企画及び立案

第3章 金融・資本市場等に関する制度の企画・立案等の取組み

第1節 金融商品取引法の施行

I 経緯

金融商品取引法は、幅広い金融商品に対する横断的な投資者保護法制の構築、開示制度の充実、取引所の自主規制機能の強化等を内容としている。このうち、罰則の引き上げ、「見せ玉」への対応については平成18年7月4日、公開買付規制の見直し及び大量保有報告制度の見直しについては同年12月13日に施行され、いわゆる投資サービス法制部分については19年9月30日に施行された。また、四半期開示の法定化及び財務報告に係る内部統制の強化については、同年9月30日に施行され、20年4月1日以後開始する事業年度から適用された。

II 概要

金融商品取引法は、規制の横断化により投資者保護を図るとともに、規制の柔軟化により金融イノベーションを促進することを趣旨とするものである。施行にあたって、19年9月30日の金融商品取引法施行の前後においては、ピーク時で1日200件程度の金融庁への問い合わせがあった。金融庁としては制度に係る説明や周知・徹底に取り組み、約1ヶ月後には、問い合わせ件数は1日15件程度に減少した。

一方、一部の金融機関において、例えば、「一律に高齢者にはリスクの高い商品を販売しない」といった、過剰とも言える事務的な対応が行われていたとの指摘があった。また、当局の検査・監督のあり方にその原因があるのではないかと指摘も見られた。

こうした状況を踏まえ、金融庁としては、20年2月21日に質疑応答集「金融商品取引法の疑問に答えます」を公表し、①金融商品の販売・勧誘に係る法令の考え方の明確化を図るとともに、②その内容を検査・監督等にあたる当局の担当者にも周知徹底を行うことにより、当局としての適切な対応が確保されるよう努めている。(資料3-1-1参照)

また、20年4月1日以後開始する事業年度から導入された内部統制報告制度については、一部に過度に保守的な対応が行われているとの指摘があったことから、同年3月11日に「内部統制報告制度に関する11の誤解」を公表し、改めて制度の意図を説明するように努めた(内部統制報告制度の実施に向けた対応については、第2節I参照)。(資料3-1-2参照)

第2節 ディスクロージャー制度の充実・運用

I 内部統制報告制度の実施に向けた対応

金融商品取引法に基づいて、上場会社を対象に、財務報告に係る内部統制の有効性に関する経営者の「評価」と監査人の「監査」を義務づける内部統制報告制度が、平成20年4月1日以後開始する事業年度から導入された。

この内部統制報告制度は、企業等に過度のコスト負担をかけることなく、効率性と有効性のバランスをとりながら内部統制を整備することを目指しており、19年2月15日に企業会計審議会から公表された、内部統制の評価及び監査の基準並びに基準を実務に適用していくための実務上の指針（実施基準）などにおいてもそうした考え方が示されている。（資料3-2-1~3参照）

また、内部統制報告制度の円滑な導入に向けて、以下のような対応を図ってきた。

1. 政令・内閣府令の公布

19年8月3日に公布した金融商品取引法施行令により、内部統制報告制度の適用会社等を定めるとともに、同年8月10日に公布した内部統制府令において、内部統制報告書の様式、内部統制の基準等の位置づけ、外国会社の取扱い等を明らかにしている。

2. 事務ガイドライン、Q&Aの公表

19年10月1日、内部統制府令の取扱いに関する留意事項（内部統制府令ガイドライン）を発出するとともに、併せて「内部統制報告制度に関するQ&A」（20問）を公表した。

3. 「内部統制報告制度に関する11の誤解」等の公表（資料3-1-2、3-2-4~5参照）

内部統制報告制度に向けた準備作業において、実務の現場では、一部に誤解に基づいた過度に保守的な対応が行われているともいわれており、そうした指摘も踏まえ、20年3月11日、「内部統制報告制度に関する11の誤解」を公表し、改めて制度の意図を説明することとした。

また、併せて公表した「内部統制報告制度の円滑な実施に向けた行政の対応」においては、制度の実効性を確保しつつ、効率的・効果的な制度の実施を図る観点から、制度の導入にあたっては指導中心の行政対応を行うことなどを明らかにした。

4. 内部統制相談・照会窓口の設置（資料3-2-5参照）

20年4月16日、日本経団連、日本公認会計士協会との間で共同の相談・照会窓口を設置し、会社や監査人からの相談・照会に対応している。

5. 追加Q&Aの公表（資料3-2-6参照）

20年6月24日、「内部統制報告制度に関するQ&A」に新たな質問・回答（47問）

を追加し、基準等制度の内容の一層の明確化に努めた。

6. 今後の対応（資料3-2-5参照）

適時に制度のレビューを行い、その結果を踏まえて、必要に応じ、評価・監査の基準・実施基準の見直しや更なる明確化を検討することとしている（金融・資本市場競争力プランにも明記）。

II 大量保有報告書の虚偽記載への対応

20年1月25日に、テラメント株式会社（川崎市麻生区）から関東財務局に提出された6件の大量保有報告書の記載は、金融商品取引法第27条の29第1項において準用する同法第10条第1項の「重要な事項について虚偽の記載」に該当するものと認められた。このため、同年1月27日、関東財務局が、同社に対して、金融商品取引法の規定に基づき、上記大量保有報告書の訂正報告書の提出を命ずる行政処分を行った。

金融庁では、本件は大量保有報告制度の運用にとって極めて重大な問題であるという認識に基づき、同年1月27日に、上記訂正報告書の提出命令の発出に併せて、直ちにその旨をEDINET（電子開示システム）及び金融庁ウェブサイトに掲載した。

これに加えて、大量保有報告制度及びEDINETについて、再発防止策及び危機管理策を早急に検討するため、同年2月1日に「EDINET運用改善検討チーム」を立ち上げた。同チームでは、計4回にわたる検討を踏まえ、同年2月19日に「EDINET運用改善に関する論点整理」を取りまとめ公表した。具体的には、

- ① 虚偽のおそれのある大量保有報告書等についてのシステムによるチェック機能の強化、
- ② 抽出された報告書に関する迅速な調査体制、関係機関との連携体制の構築、当局による注意喚起、
- ③ 訂正報告書の提出命令を行った開示書類を、例外的に公衆縦覧から外すことができるようにすること（20年6月6日成立の金融商品取引法等の一部を改正する法律において措置）

などの内容が盛り込まれている。

III EDINET（電子開示システム）の高度化に向けた取組み

18年3月に策定された「有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画」に基づき、XBRL（財務情報を効率的に処理するためのコンピュータ言語）の導入及びそれに伴うシステムの再構築を行い、20年3月17日に新システムが稼動した。

また、同年1月から2月にかけて、開示書類等提出者向けに、新EDINET移行後における円滑な開示書類等の提出に資するため、各財務局等において、新旧システムの相違点を中心に説明会を実施した。

さらに、同年1月、重要な事項について虚偽記載のある大量保有報告書がEDINETに掲載されるという事態が発生した。

この事態を教訓とし、再発防止・危機管理のために如何なる措置を講じていくべきかについて、実務者を中心に検討チームを立ち上げ、同年2月19日に「EDINET運用改善に関する論点整理」を取りまとめ公表した（前掲）。

この論点整理に基づき、EDINETの運用改善を行うため必要となるシステム開発に同年3月から着手している。

IV 公認会計士等に対する監督

公認会計士・監査法人による監査は、財務書類の信頼性確保のために極めて重要な役割を果たすものであり、厳正な会計監査の確保を図ることが重要である。このため、金融庁は、虚偽のある財務書類について故意又は過失により虚偽のないものとして監査意見を表明した公認会計士・監査法人に対して厳正な処分を行うなど、適正な監督に努めてきた。

19事務年度の公認会計士法に基づく処分等は次のとおり。

- | | | | |
|---|--------|--------------------|----------------------------|
| ① | 19年11月 | 監査法人1法人
公認会計士2名 | 業務の一部の停止1ヶ月
それぞれ業務停止6ヶ月 |
| ② | 20年4月 | 公認会計士1名 | 業務停止1年6ヶ月 |
| ③ | 20年4月 | 監査法人1法人 | 戒告 |
| ④ | 20年4月 | 監査法人1法人 | 戒告 |

上述の処分等のほか、公認会計士・監査審査会の検査結果に基づく勧告を踏まえ、監査法人の監査業務の適正な運営を確保するため、19年7月に監査法人1法人、同年11月に監査法人1法人、20年2月に監査法人1法人、同年3月に監査法人1法人、同年4月に監査法人2法人に対して業務改善指示を行うとともに、改善の進捗状況についてフォローアップを行った。

なお、19年6月に成立した改正公認会計士法により、業務改善命令（監査法人のみ）や課徴金納付命令等が措置されたことから、こうした新たな制度の適切な運用を図るため、同年12月に関係政府令の整備を行ったほか、20年6月に「公認会計士・監査法人に関する懲戒処分の考え方（処分基準）について」を公表した。

（参考）

- ・公認会計士の登録数 : 18,393名（20年6月末現在）
- ・監査法人の数 : 184法人（20年6月末現在）

第3節 公認会計士法等の改正に伴う関係政令・内閣府令等の整備

I 経緯

1. 公認会計士法の成立

平成19年6月、第166回国会において、「公認会計士法等の一部を改正する法律」が可決・成立した。同法においては、企業活動の多様化・複雑化・国際化、監査業務の複雑化・高度化、公認会計士監査をめぐる不適正な事例を踏まえ、組織的監査の重要性の高まりに対応する観点から、①監査法人の品質管理・ガバナンス・ディスクロージャーの強化、②監査人の独立性と地位の強化、③監査法人等に対する監督・監査法人等の責任のあり方の見直しが行われた。

2. 関係政令・内閣府令等の整備

同法の施行に伴い、公認会計士法施行令等の関係政令及び公認会計士法施行規則等の関係内閣府令等の整備を行い、19年12月7日に公布された（「外国監査法人等に関する内閣府令」は20年3月14日に公布された）。

さらに、監査報酬の開示・監査人の交代時の開示について、「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」が20年3月28日に公布された。

改正公認会計士法、関係政令・内閣府令等は同年4月1日に施行された。法律も含めた主な改正内容は、以下のとおりである。（資料3-3-1参照）

II 概要

1. 「公認会計士法等の一部を改正する法律」関係政令・内閣府令等

(1) 監査法人の品質管理・ガバナンス・ディスクロージャーの強化

ア. 業務管理体制の整備

監査法人が整備しなければならない業務管理体制は、

- ① 業務の執行の適正を確保するための措置（経営の基本方針及び経営管理に関する措置、法令遵守に関する措置を含む。）がとられていること、
- ② 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置がとられていること、
- ③ 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置がとられていること、
- ④ 特定社員が日本公認会計士協会の会員となり、協会の会則を遵守するための措置がとられていること、

等の要件を満たすものでなければならないこととした。

イ. 監査法人の社員資格の非公認会計士への拡大

社員の数及び業務運営に関する意思決定機関の参加者に占める特定社員（非公認会計士である社員）の割合の上限を25%とした。

ウ. 監査法人による情報開示の義務付け

(ア) 公認会計士の説明書類に記載する業務の状況に関する事項として、①業務の概況、②事務所の概況及び③一定の被監査会社等の名称を規定した。

(イ) 監査法人の説明書類に記載する業務及び財産の状況に関する事項として、

① 業務の状況に係る事項として、業務の概要、業務管理体制の整備及び業務の運営の状況、社員の概況及び事務所の概況等

② 財産の状況に関する事項として、売上高の総額（有限責任形態の監査法人については、計算書類及び計算書類について監査証明を受けている場合には監査報告書を添付）

を規定した。

(2) 監査人の独立性と地位の強化

ア. 就職制限の範囲の拡大

新たに公認会計士又は関与社員の就職の制限及び監査法人の業務の制限の範囲となる被監査会社等の連結会社等として、従来の被監査会社等に加えて、被監査会社等の親会社や連結子会社等を規定した。

イ. いわゆるローテーション・ルールの整備

(ア) 連続する会計期間に準ずるものとして連続会計期間とされる会計期間を定義するとともに、上場有価証券発行者等の監査関連業務を行う大規模監査法人の筆頭業務執行社員等については、継続監査期間5年、監査禁止期間5年のローテーション・ルールを法定化した。

(イ) 新規公開前の監査関連業務を行っている期間のうち、2会計期間を継続監査期間に算入することとした（監査関連業務を行った期間が1会計期間である場合は1会計期間）。

(ウ) 監査法人が、ローテーション・ルール、一定の非監査証明業務と監査証明業務の同時提供の禁止、単独監査の禁止等の規制を受けることとなる被監査会社の範囲（「大会社等」）から、非上場の金融商品取引法監査対象会社であって、一定の規模未満（最終事業年度に係る資本金5億円未満又は売上高（最終事業年度に係る売上高又は直近3年間における売上高の年間平均のいずれか高い額）10億円未満、かつ、負債総額200億円未満）のものを除外した。

ウ. 不正・違法行為発見時の対応

公認会計士又は監査法人が当局への不正・違反行為発見時の申出の要否を判断すべき期間として、特定発行者への通知の日からその後最初に到来する次のいずれかに掲げる日までの間を規定した。

① 有価証券報告書の提出期限の6週間前の日又は通知日から起算して2週間を経過した日のいずれか遅い日（当該日が当該提出期限以後の日である場合は、当該提出期限の前日）までの間

② 四半期報告書又は半期報告書の提出期限の前日までの間

(3) 監査法人等に対する監督・監査法人等の責任のあり方の見直し

ア. 虚偽又は不当の証明に対する課徴金納付命令

(ア) 課徴金の額の算定基礎となる「監査報酬相当額」を、監査証明業務の対価として支払われ、又は支払われるべきものとされた金銭その他の財産の価額の総額とした。

(イ) 課徴金の納付を命じないことができる場合として、他の行政処分が行われる場合であって、①故意の場合にあっては、財務書類に係る虚偽等により当該財務書類に記載される数値その他の内容の変化が軽微である場合、②相当な注意を怠った場合にあっては、公認会計士等が実施した監査・証明が一般に公正妥当と認められる監査に関する基準・慣行に照らして著しく不十分であった場合でない場合を規定した。

イ. 有限責任監査法人制度

(ア) 有限責任監査法人の最低資本金として、社員の総数に 100 万円を乗じて得た額を、登録有限責任監査法人の供託すべき額として、社員の総数に 200 万円を乗じて得た額を規定した。

また、登録有限責任監査法人の供託金の全部又は一部に代わる責任保険契約の内容及び代替できる限度額（供託金の額から社員の総数に 100 万円を乗じて得た額を控除した額）を規定した。

(イ) 監査報告書の添付が義務付けられる有限責任監査法人の規模の基準として、収益の額が 10 億円以上であることを規定した。

ウ. 外国監査法人等の届出制度等

(ア) 外国監査法人等の届出をしようとする者は、本邦内に住所を有する者であって、当初の届出に関する一切の行為につき、当該届出をしようとする者を代理する権限を有するもの（代理人）を定めなければならないことを規定した。

(イ) 届出書の記載事項として、

① 届出者が法人である場合は、設立年月及び当該法人の設立に当たって準拠した法令を制定した国の国名、

② 届出者がその財務書類について監査証明業務に相当すると認められる業務を行うこととなる外国会社等の名称及び主たる事務所の所在地、等を規定した。

(ウ) 届出書の添付書類の記載事項として、

① 定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの、

② 外国会社等財務書類について監査証明業務に相当すると認められる業務を執行する者のうちその事務を統括する者の氏名及び経歴、

③ 届出者の主たる事務所の所在する国における監査制度の概要、

④ 届出者が関係法令を遵守し、かつ、監査証明業務に相当すると認められ

る業務を適正に遂行する者であることが確認できるもの、

⑤ 届出者の業務の状況に関する事項、

等を規定した。

(エ) 添付書類の記載事項のうち、届出者の主たる事務所の所在する国の法令により記載できない事項がある場合には、

① 当該事項が届出者の主たる事務所の所在する国の法令により記載できない旨及びその根拠となる法令の内容、

② ①で記載された事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見、

等を記載することにより当該事項の記載に代えることができるとした。

2. 「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」

(1) 監査報酬の開示

有価証券報告書等の様式の「コーポレートガバナンスの状況等」の記載欄において下表等を追加した。

【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区 分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査報酬	非監査報酬	監査報酬	非監査報酬
提出会社				
連結子会社				
計				

② 【その他重要な報酬の内容】

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

④ 【監査報酬の決定方針】

(2) 監査人交代時の開示

ア. 臨時報告書の提出事由として、次のように監査公認会計士等の異動があった場合等を追加した。

① 監査公認会計士等の異動が当該提出会社の業務執行を決定する機関により決定された場合

② 監査公認会計士等の異動があった場合（①により臨時報告書を既に提出した場合を除く。）

イ. 臨時報告書の記載事項

臨時報告書の記載事項として、以下のものを規定した。

① 異動に係る監査公認会計士等（異動監査公認会計士等）の氏名・名称

② 異動の年月日

(監査公認会計士等であった者が監査公認会計士等でなくなる場合には、下記の事項も記載)

- ③ 異動監査公認会計士等が直近において監査公認会計士等となった年月日
- ④ 異動監査公認会計士等が作成した監査報告書等において、(i) 又は (ii) の記載がある場合には、その旨およびその内容
 - (i) 除外事項を付した限定付適正意見／結論、不適正意見／否定的結論等
 - (ii) 意見又は結論の表明をしない旨及びその理由
- ⑤ 異動の決定又は異動に至った理由および経緯
- ⑥ ⑤の理由および経緯に対する監査報告書等の記載事項に係る異動監査公認会計士等の意見
- ⑦ 異動監査公認会計士等が⑥の意見を表明しない場合には、その旨およびその理由 (提出会社が異動監査公認会計士等に対し、⑥の意見の表明を求めるために講じた措置の内容を含む。)

第4節 市場強化プラン (Better Market Initiative) について (資料3-4-1~4参照)

I 経緯

「経済財政改革の基本方針 2007」(平成 19 年 6 月 19 日閣議決定)において、我が国金融・資本市場の競争力強化のためのプランを、平成 19 年内を目途に金融庁が取りまとめ、政府一体として推進することとされた。

これを受け、金融庁は、同年 12 月 21 日、「金融・資本市場競争力強化プラン」(市場強化プラン: Better Market Initiative) を策定し、公表した。

市場強化プランは、1,500 兆円に及ぶ個人金融資産に適切な運用機会を提供するとともに、内外の企業等に成長資金の供給を適切に行っていくことが必要との観点から、金融審議会などでの議論を踏まえ、我が国市場の競争力を強化するための方策を取りまとめたものである。

II 概要等

1. 市場強化プランの概要

市場強化プランは、以下の 4 つの分野にわたり、我が国金融・資本市場の競争力強化のための方策を盛り込んでいる。

(1) 信頼と活力のある市場の構築

取引所における取扱商品の多様化やプロ向け市場の創設、金融商品取引法上の課徴金制度の見直し、決済システムの整備・強化など、市場の公正性・透明性を確保しつつ、多様性・利便性を高める市場インフラを整備する。

(2) 金融サービス業の活力と競争を促すビジネス環境の整備

取引の場で実際にビジネスを行うプレーヤーにとっての環境の整備として、銀行・証券・保険間のファイアーウォール規制の見直し(併せて、利益相反管理体制の整備等も措置)、銀行等の業務範囲の拡大など、制度を時代のニーズにマッチしたものとする。

(3) より良い規制環境(ベター・レギュレーション)の実現

規制のあり方について、市場の活力をより一層引き出すような規制の質的改善に取り組む。

(4) 市場をめぐる周辺環境の整備

専門性の高い人材の確保や国際金融センターとしての都市機能の向上など、市場をめぐる周辺環境の整備に取り組む。

2. 実施状況

20年6月6日には、市場強化プランの中の法律事項を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が成立、このほか法改正以外の施策についても着実に実施に移しているところ。なお、同年6月27日には、市場強化プランの実施状況を公表した。(資料3-4-5参照)

(1) 信頼と活力のある市場の構築

主な実施内容については第5節、第6節、第7節等を参照。

(2) 金融サービス業の活力と競争を促すビジネス環境の整備

主な実施内容については第5節等を参照。

(3) より良い規制環境（ベター・レギュレーション）の実現

主な実施内容については第2章第1節等を参照。

(4) 市場をめぐる周辺環境の整備

ア. 専門性の高い人材の確保について

市場競争力を強化するためには、人材面での環境整備として、高度かつ実践的な金融教育の充実と高度金融人材の活用促進、公認会計士試験の改善、金融専門人材の育成、入国審査における予見可能性の向上等を通じ、国際的に通用する金融・法務・会計等の専門人材の育成・集積に取り組む必要がある。

このうち、金融専門人材については、金融研究研修センターの「金融専門人材に関する研究会」において、19年11月以降、我が国金融システムを担う専門人材に必要とされる知識及び資質等について議論を行い、20年4月30日に「金融専門人材について（基本的なコンセプト）」を公表し、パブリックコメントに付している。(資料3-4-6参照)

イ. 国際金融センターとしての都市機能の向上について

我が国金融・資本市場の競争力を向上させるためには、金融・資本市場そのものの制度整備等とあわせて、国際金融センターとしての都市インフラを整備し、その機能を向上させていくことが重要な課題となる。

20年4月11日に、地域活性化統合本部会合において都市再生プロジェクトのアクションプランとなる「国際金融拠点機能強化プラン」が取りまとめられた。また、同年7月には関係省庁、関係団体等からなる「国際金融拠点フォーラム」を設置し、同プランの推進とフォローアップを行うこととされている。

第5節 金融商品取引法等の一部を改正する法律について

I 経緯

我が国金融・資本市場の競争力の強化は、1,500兆円に及ぶ家計金融資産に適切な投資機会を提供するとともに、内外の企業等に成長資金を適切に供給する等の観点から、極めて重要な課題となっている。また、金融サービスの高度化、多様化や金融機関のグループ化が進展する中で、金融グループが自ら創意工夫を凝らしながら、顧客に対し、より質の高いサービスを提供し、国際競争力を確保していくことも重要である。

このような状況の下、平成19年10月以降、金融審議会第一部会において9回、第一部会法制ワーキング・グループにおいて、課徴金制度等のあり方について5回にわたり審議が行われるとともに、同年11月以降、金融審議会第二部会において、銀行・保険会社グループの業務範囲のあり方等に関し3回にわたる審議が行われた。その結果、同年12月18日に、各部会において「金融審議会金融分科会第一部会報告～我が国金融・資本市場の競争力強化に向けて～」、「金融審議会第一部会報告法制ワーキング・グループ報告～課徴金制度のあり方について～」及び「金融審議会金融分科会第二部会報告～銀行・保険会社グループの業務範囲規制のあり方等について～」が取りまとめられた。

また、同年12月21日には、「経済財政改革の基本方針2007」（平成19年6月19日閣議決定）において、19年内を目途に金融庁が取りまとめ、政府一体として推進することとされた「金融・資本市場競争力強化プラン」を策定・公表した。

金融庁は、これらの報告及び「金融・資本市場競争力強化プラン」を踏まえ、我が国金融・資本市場の競争力強化のために必要な制度整備を包括的に盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を20年3月4日に国会に提出した。本法案は、衆議院財務金融委員会及び参議院財政金融委員会の審議を経て、同年6月6日に可決・成立し、同年6月13日に公布された。

なお、衆議院財務金融委員会（同年5月23日）及び参議院財政金融委員会（同年6月5日）において、附帯決議が付されている。

II 概要

金融商品取引法等の一部を改正する法律は、我が国金融・資本市場の競争力強化のために必要な制度整備を行うものであり、①プロ向け市場の枠組み整備、②ETF（上場投資信託）の多様化、③証券・銀行・保険会社間のファイアーウォール規制の見直し、④銀行・保険会社グループ等の業務範囲の拡大、⑤金融商品取引法上の課徴金制度の見直し等の措置を講じるものである。（資料3-5-1～3参照）

主な改正内容は、以下のとおりである。

1. 金融商品取引法の一部改正

（1）いわゆるプロ向け市場の創設

ア. 「特定投資家向け有価証券」等の発行者に対する法定開示規制の免除等

- ① 特定投資家のみを相手方とする勧誘等であって、一定の要件に該当するものを「募集又は売出し」から除外することとした。
- ② 「特定投資家向け有価証券」について、金融商品取引業者等に委託して特定投資家等に対して売り付けるための勧誘以外の勧誘は、原則として、有価証券届出書を提出しているものでなければ行うことができないこととした。
- ③ 「特定投資家向け有価証券」等の取得の勧誘等を行う者は、その相手方に対し、当該勧誘等に関して届出が行われていない旨その他の事項を告知しなければならないこととした。
- ④ 「特定投資家向け取得勧誘」等は、当該有価証券及びその発行者に関する情報（「特定証券情報」）を、その相手方に提供し、又は公表しているものでなければすることができないこととした。
- ⑤ 「特定投資家向け有価証券」等の発行者は、当該発行者に関する情報を、事業年度ごとに1回以上、当該有価証券の所有者に提供し、又は公表しなければならないこととした。

イ. いわゆるプロ向け市場の開設に関する規定の整備

金融商品取引所がいわゆるプロ向け市場を開設する場合には、その業務規程において、有価証券の売買の受託の制限に関する事項等について定めることを義務付けることとした。

ウ. 金融商品取引業者等が、一般投資家との間で「特定投資家向け有価証券」の売買等を行うことを、原則として禁止することとした。

(2) 開示書類に係る公衆の縦覧の制限等

内閣総理大臣は、開示書類の訂正に係る書類の提出命令を発する場合には、当該開示書類の全部又は一部を公衆の縦覧に供しないものとするができることとした。

(3) いわゆるファイアーウォール規制の見直し

ア. 有価証券関連業を行う金融商品取引業者の取締役等と、その親銀行等、子銀行等の役職員との兼職に係る規制を撤廃し、届出を義務付けることとした。

イ. 特定金融商品取引業者等に対し、当該特定金融商品取引業者等又はその親金融機関等若しくは子金融機関等が行う取引に伴い、当該特定金融商品取引業者等又はその子金融機関等が行う金融商品関連業務に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、適切な体制整備を義務付けることとした。

(4) 金融商品取引所の業務範囲

金融商品取引所は、認可を受けた場合には、算定割当量に係る取引を行う市場の開設及びこれに附帯する業務を行うことができることとした。

(5) 課徴金制度の見直し

ア. 発行開示書類・継続開示書類の虚偽記載、風説の流布・偽計、現実売買による相場操縦及び内部者取引について、課徴金の算定方法を見直すこととした。

イ. 発行開示書類・継続開示書類の不提出、公開買付開始公告の不実施等、大量保有報告書等の不提出等、「特定投資家向け有価証券」に係る「特定証券情報」等の虚偽等、仮装・馴合売買及び違法な安定操作取引を課徴金の対象とすることとした。

ウ. 除斥期間を5年とするほか、課徴金の加算・減算制度を導入する等の規定の整備を行うこととした。

(6) その他

違反行為を行う者に対する禁止又は停止の命令に係る裁判所への申立ての権限について、証券取引等監視委員会に委任することとした。

2. 投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正

委託者指図型投資信託について、金銭信託の例外の範囲を拡大する等、所要の規定の整備を行うこととした。

3. 商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部改正

投資運用業者が投資信託等により商品投資運用を行う場合には、商品投資顧問業の規制を適用しないこととする等、所要の規定の整備を行うこととした。

4. 銀行法の一部改正

(1) 銀行の業務

ア. 業務の範囲

① 銀行は、銀行業に付随する業務として、外国銀行代理業務（外国銀行の業務の代理又は媒介）を営むことができることとした。

② 銀行は、固有業務の遂行を妨げない限度において、投資助言業務及び算定割当量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行うことができることとした。

イ. 顧客の利益の保護のための体制整備

銀行及び銀行持株会社に対し、当該銀行等が行う取引に伴い、顧客の利益が不当に害されることのないよう、適切な体制整備を義務付けることとした。

(2) 銀行又は銀行持株会社の子会社の範囲等

ア. 銀行又は銀行持株会社が特定子会社（投資専門子会社）を通じて子会社とする

ことができる会社として、事業再生を行う会社（「経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」）を追加することとした。

イ. 特定子会社が保有する事業再生を行う会社の議決権については、議決権の保有制限規制を適用しないこととした。

（3）外国銀行代理業務に関する特則

ア. 銀行は、外国銀行代理業務を営もうとするときは、所属外国銀行（委託元の外国銀行）ごとに、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならないこととした。ただし、当該銀行の子会社等である外国銀行を所属外国銀行とするときは、内閣総理大臣に届け出なければならないこととした。

イ. 外国銀行代理業務に係る所属外国銀行の業務について、銀行業の免許に関する規定、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の規定及び貸金業法の規定の適用に関し、所要の特例を設けることとした。

ウ. 外国銀行代理銀行（外国銀行代理業務を営む銀行）が行う特定預金等契約の締結の代理又は媒介について、金融商品取引法に規定する所要の販売・勧誘規制を準用することとしたほか、外国銀行代理銀行に対し、所属外国銀行等のディスクロージャー誌の縦覧義務、外国銀行代理業務に係る帳簿作成義務等の所要の行為規制を課すこととした。

エ. 内閣総理大臣は、外国銀行代理業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要があると認めるときは、外国銀行代理銀行に対し、その所属外国銀行の業務又は財産の状況に関する報告又は資料の提出を求めることができることとした。

（4）銀行持株会社の子会社の範囲等の特例

ア. 銀行持株会社は、特例子会社対象会社（商品の売買等を営む会社）を持株特定子会社（銀行持株会社の子会社である銀行の子会社以外の子会社。いわゆる銀行兄弟会社）とすることができることとした。

イ. 銀行持株会社は、特例子会社対象会社を持株特定子会社としようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならないこととした。

ウ. 銀行持株会社は、特例子会社対象会社を持株特定子会社としている場合には、当該持株特定子会社が、当該銀行持株会社の子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な要件を満たすために必要な措置を講じなければならないこととした。

5. 保険業法の一部改正

(1) 取締役等の兼職規制の撤廃

保険会社の取締役等と当該保険会社の特定関係者に該当する銀行等又は金融商品取引業者の役員との兼職に係る規制を撤廃することとした。

(2) 保険会社の業務等

保険会社の業務及び保険会社等の子会社の範囲等について、銀行法の改正に準じて、所要の規定の整備を行うこととした。

6. 農業協同組合法、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、長期信用銀行法、労働金庫法、農林中央金庫法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部改正

銀行法の改正に準じて、所要の規定の整備を行うこととした。

7. 施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。ただし、金融商品取引業者・銀行・保険会社間の取締役等の兼職規制の撤廃及び顧客の利益の保護のための体制整備に係る規定等は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

第6節 投信法施行令及び投信法施行規則等の改正（ETFの多様化）について

I 経緯

平成19年12月21日に公表した金融・資本市場競争力強化プランに基づきETF（上場投資信託）の多様化を図るため、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」という。）施行令及び投信法施行規則等の改正を行った（20年6月27日公布・施行）。

II 概要

1. ETFの多様化（資料3-6-1参照）

（1）上場株式以外を投資対象とする現物拠出型ETFの導入

上場株式に限定している現物拠出型ETFの投資対象を上場有価証券等に拡大した。

（2）現物拠出型ETFの連動対象となる指数についての個別指定を廃止

多様な指標を対象とした現物拠出型ETFをより迅速かつ柔軟に組成できるようにするため、告示による対象指数の個別指定を廃止し、指標一般を連動の対象に拡大した。

ただし、不適正な指標を利用したETFが組成されること等がないよう、その対象とすることのできる指標等に所要の要件を設けることとした。

（注）現物拠出型ETFの連動対象となる指数を指定する告示は廃止。

2. 空売り規制の適用除外の範囲の整理

（1）株価指数以外の指数を対象指数とするETFに係る空売り

現物拠出型ETFの連動対象となる指数についての個別指定の廃止に伴い、株価指数以外の指数を対象指数とするETFに係る空売りについて、株価指数を対象指数とするETFと同様の適用除外を規定することとした。

（2）外国ETFや有価証券信託受益証券（JDR）等に係る空売り

外国ETFや有価証券信託受益証券など、取引所において近時上場制度の整備がなされた有価証券等に係る空売りについて、空売り規制全体の整合性の観点から、所要の適用除外規定の整備を行うこととした。

第7節 その他金融・資本市場等に関する各種施策

I 金融商品取引所の監督をめぐる動き

1. 金融商品取引法に基づく取引所関係規定の改正等

平成19年9月に施行された「金融商品取引法」においては、

- (1) 証券取引所及び金融先物取引所に代わり、有価証券の売買及び市場デリバティブ取引を行う「金融商品取引所」を新たに定めた（証券取引所等の商号は引き続き使用可）。
- (2) 上場審査・上場管理、会員等に対する考査、不公正取引等の売買審査等を金融商品取引所における「自主規制業務」と定義した。
- (3) 自主規制業務を担う組織形態として、取引所内に設置した「自主規制委員会」と取引所から独立した「自主規制法人」を定めた上で、当該委員会の委員あるいは当該法人の理事について、その過半数は外部の者とするなど、自主規制業務の独立性を確保。

（注）自主規制業務を担う組織形態のうち、どちらを採用するか（しないか）は各取引所の判断による。なお、「自主規制委員会」は株式会社金融商品取引所のみ採用可。

2. 主な取引所の対応等

金融商品取引法の制定等を踏まえた主な取引所の自主規制機能に関する取組みについては、

- (1) 東京証券取引所においては、株式会社の下に市場運営会社と自主規制法人を置く方式を採用した。

そのため、当初を100%子会社（市場運営会社）とする持株会社を設立（19年7月認可）。

更に、東証は19年10月、当該持株会社の下に自主規制法人を設立し、同年11月1日から自主規制業務を開始した（自主規制法人の業務開始、及び東証から自主規制法人への業務委託について認可）。

- (2) 大阪証券取引所及びジャスダック証券取引所については19年10月、また、東京金融取引所については同年9月、金融商品取引法に基づく自主規制委員会を設置した。

3. 証券取引所に対する行政処分

20年1月、名古屋証券取引所に対する検査結果を踏まえ、「上場審査業務に係る不備」等を理由として、証券取引等監視委員会から当庁に対し行政処分を求める勧告がなされたことから、実効性ある改善策の策定等を求める旨の業務改善命令を発出した。

Ⅱ 証券決済システムの改革に向けた取組み

1. 経緯

元年のG30の勧告（注1）を契機に、証券決済の重要性が国際的に認識されるようになり、各国で決済リスクの削減に向けた取組みが進展した。我が国においては、証券取引のグローバル化の下で証券市場の国際競争力を左右する基盤である証券決済システムをより安全で効率性の高いものに改革していくことが喫緊の課題であるとの認識から、金融審議会において12年6月27日に答申「21世紀を支える金融の新しい枠組みについて」が出されるなど、証券決済システム改革に取り組んできた。

金融庁としては、法務省や財務省等の関係省庁とともに、13年の「短期社債等の振替に関する法律」によりCPについて、14年の「証券決済制度等の改革による証券市場整備のための関係法律の整備等に関する法律」（以下「証券市場整備法」という。）

（注2）により社債、国債や投資信託受益権等について、16年の「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（以下「株式等決済合理化法」という。）（注3）により株式等について、振替制度の整備を行うことによって、有価証券の種類をまたがる統一的な振替制度の整備を推進してきたところである。（注4）

（注1）G30（Group of Thirty）とは、世界の有識者からなる、国際金融・経済問題に関する提言等を行う非営利のシンクタンクである。このG30が「世界の証券市場における清算および決済システム」という勧告を元年に公表して、世界的な反響を呼んだ。

（注2）同法により、「短期社債等の振替に関する法律」が「社債等の振替に関する法律」に改正された。

（注3）同法により、「社債等の振替に関する法律」が「社債、株式等の振替に関する法律」に改正された。

（注4）このうち、国債は15年1月から、CPは15年3月から、社債等は18年1月から、投資信託受益権は19年1月から、上場投資信託受益権（いわゆるETF）は20年1月から振替制度が稼働した。

2. 19年度の措置状況等

（1）ETFの振替制度の稼働

ETFの振替制度が20年1月に稼働した。この稼働に向け、金融庁では、法務省とともに証券市場整備法による当該振替制度の稼働の日を20年1月4日とする同法に係る政令・内閣府令の整備を行うとともに、これまで振替機関を中心とした市場関係者間において協議が行われてきたシステム整備の構築及び事務フローの見直し等の検討事項のうち、法令に関わるものについての相談に対して適宜助言・回答をする等、市場関係者と密接に連携をとりながら、当該制度が予定どおり稼働するように努めてきた。

(2) 株式等振替制度の実施に向けた取組み

ア. 株式等振替制度の周知、準備作業

上場会社の株式についての株券電子化を中心とする振替制度は、16年6月に公布された株式等決済合理化法により、21年6月までの政令で定める日に実施することとなっている。

金融庁では、ウェブサイト並びに政府広報ウェブサイトの活用、財務局を通じた一般投資家・株主向けリーフレット等の配付等及び各種説明会における講演を実施し、株式等振替制度の円滑な実施に向けた周知・広報活動に取り組んでいる。

また、株式等振替制度の21年1月稼働を目指し、法務省や市場関係者と緊密な連携を図っている。

イ. 株式等振替制度に係る政令・府省令の整備

株式等振替制度の実施についての細目を規定した株式等決済合理化法に係る政令・府省令の整備（当該制度の実質的な整備。19年12月14日公布）、及び同法の施行に伴う関係政令・府省令の整備を行った（20年7月2日公布）。

III 会計基準・監査における国際的動向への対応

1. 会計基準のコンバージェンスへの対応

(1) これまでの国際的な動向

ア. 会計基準のコンバージェンスの動向

米国財務会計基準審議会（FASB）と国際会計基準審議会（IASB）は、2002年10月の合意（「ノーウォーク合意」）に基づき、コンバージェンスに向けた取組みを開始した。2006年2月にIASBとFASBは、2008年までのコンバージェンスに向けた覚書（MOU）を公表した。

イ. 金融・資本市場監督当局の動向

欧州連合（EU）は、EU指令に基づき、域内に上場する域外企業の連結財務諸表に対して2009年1月より、国際会計基準又はこれと同等の基準の適用を義務付けることを予定している。

このため、欧州委員会（EC）は、2004年6月、日・米・加の各会計基準について、国際会計基準との同等性評価を開始した。その一環として、2005年7月に欧州証券規制当局委員会（CESR）が、日・米・加の会計基準について、全体として国際会計基準と「同等」としつつも、一定の追加開示等の補正措置を要求する（日本基準：26項目、米国基準：19項目、カナダ基準：14項目）技術的助言を公表した。

(2) わが国の対応と最近の動向

ア. コンバージェンスに向けた取組み

我が国会計基準設定主体である企業会計基準委員会（ASBJ）は、IASB

との間で、2005年3月から会計基準のコンバージェンスに向けた共同プロジェクトを開始した。

FASBとも、国際的なコンバージェンスの促進に向け、2006年5月より定期協議を開始した。

国際的な動向を背景に、2006年7月、我が国では、企業会計審議会企画調整部会において、会計基準のあり方について議論を行い、「会計基準のコンバージェンスに向けて」と題する意見書を公表した。同意見書においては、我が国関係者が一丸となって、会計基準のコンバージェンスにより積極的に対応し、より高品質な基準を目指すべき等の意見が示された。

ASBJは、上記意見書を踏まえ、2006年10月、EUの同等性評価を視野に入れた工程表を公表した。2007年8月には、IASBと2011年までのコンバージェンス加速化に合意し、「東京合意」を公表した。(資料3-7-1参照)

2007年12月、ASBJは、「東京合意」を踏まえた新たな工程表を公表した。(資料3-7-2参照)

また、2008年4月にはIASBとの第7回の協議を行った。

イ. 同等性評価への対応

金融庁は、上記意見書を踏まえ、2006年11月より、ECとの間で、会計基準の進捗状況等を定期的にモニターする「会計基準・監査の動向に関するモニタリング会合」を開催し、金融庁からは、ASBJのコンバージェンスの取組み等についてECに対して説明し、2008年5月には、第5回会合を開催した。

こうした努力もあって、同年6月、ECは、「2009年以降も域内市場において日本の会計基準等の使用を認めるべき」との欧州委員会規則改正案等を公表した。本改正案等は、EU各国の代表者からなる欧州証券委員会及び欧州議会との協議を踏まえ、2008年中にECが最終決定を行う予定となっている。

ウ. 米国関連

ASBJは、2008年5月、FASBとの間で、第5回目の協議を実施した。また、金融庁は、同年6月の日米ハイレベル証券市場対話などを初め、様々なレベルでのSECとの協議を行った。

(3) 国際会計基準委員会財団 (IASCF) のガバナンス強化の取組み (資料3-7-3参照)

我が国や米国等で、国際会計基準とのコンバージェンスの取組みが加速化し、また多くの国が国際会計基準を使用するようになってきており、国際会計基準の設定手続きの透明性を向上することの重要性が増している。

こうした状況の下、金融庁は2007年11月、EC、SEC及び証券監督者国際機構 (IOSCO) と共に、IASBを含むIASCFの活動を監視する「モニタリング・グループ」の設立を提案した。(資料3-7-4参照)

更に2008年6月、IASCFが「モニタリング・グループ」設立を含む改革案を

円卓会議において議論することを踏まえ、金融庁は、EC、SEC及びIOSCOと共に、改革に向けた取組みを推進するための共同声明を公表した。(資料3-7-5参照)

2. 我が国及びEU・米国の監査人監督に関する動向

(1) 我が国公認会計士法改正に伴う外国監査法人等の届出制度の導入

「公認会計士法等の一部を改正する法律」(平成19年法律第99号)により導入された外国監査法人等の届出制度に関する「外国監査法人等に関する内閣府令」が、2008年3月公布された。

外国監査法人等の届出制度は、同年4月1日から施行され、施行後は、外国監査法人等は、我が国において開示される財務書類について監査証明業務に相当すると認められる業務を行うときは、あらかじめ金融庁に届出を要することとなった。

届出制度の導入に当たっては、金融庁ホームページにおいて、英文でのパブリックコメントの募集やFAQの公表を行った。また各国当局との二国間協議や、監査人監督機関国際フォーラム(IFIA)といった多国間協議において、外国当局に対する制度の説明等を行った。

(2) EUによる監査の同等性評価への対応

EUでは、2006年6月に法定監査指令が採択された。同指令は、2008年6月末以降、EU域内において監査人が法定監査を実施するための要件を定めている。具体的には、監査人としての資質要件、監査に当たって監査人が遵守すべき監査基準及び独立性規則、監査事務所による開示義務、当局による検査・監督などが定められている。

他方、域内市場に上場する第三国企業の監査を行う第三国の監査事務所等についても、各EU加盟国の所管当局に登録して直接の監督に服するか、又は当該第三国において、EU指令に定められているものと「同等」の監督体制に服することを求める方針で、ECは、現在、同等性評価の作業を進めている。

2008年1月、ECは、法定監査指令に基づく第三国の監査事務所等の登録義務の経過措置に関する欧州委員会決定案を公表した。当該経過措置は、別表(資料3-7-6参照)に記載する第三国に限り、当該第三国の監査事務所等が加盟国当局に対し、監査事務所等の名称・住所・法的形態や、監査に適用される監査基準・監査人の独立性要件等の情報を提供している場合、法定監査指令に基づく登録を2011年までの会計年度において免除することとしている。

金融庁は、これまで、公認会計士・監査審査会とともに、日EUモニタリング会合等を通じ、監査人監督協力のあり方等について、欧州委員会等との協議を進めてきている。

(3) 米国公開会社会計監視委員会(PCAOB)との協議

金融庁は、公認会計士・監査審査会とともに、わが国の監査人監督体制が効果的で包括的なものとなるよう、PCAOBとの協議を進めている。PCAOBは2007

年12月、外国監査法人等に対する定期的な検査について、母国当局による検査に依拠する程度を定めたPCAOB規則4012条に関する指針案（ポリシーガイダンス）を公表した。本指針案では、依拠の程度を決定する際、外国当局の体制について、①十分性・完全性、②監査業界からの独立性、③財源の十分性・独立性、④透明性、⑤懲戒手続、処分の履歴の5要件について考慮することとしている。本指針案に対し、金融庁は、公認会計士・監査審査会とともに、コメントレターを発出した。また、PCAOBが2008年6月に開催した円卓会議に出席した。

第4章 その他の金融に関する制度の企画・立案

第1節 貸金業法等の改正に伴う関係政令・内閣府令の整備

I 経緯

近年、深刻さを増している多重債務問題の解決のために、

- ① 上限金利の引き下げ
- ② 返済能力を超える借入れを防ぐ総量規制の導入
- ③ 貸金業者の業務の適正化のための参入規制・行為規制の強化

等を内容とする「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」（平成18年法律第115号。以下「改正法」という。）が、平成18年12月20日に公布された。

この改正法を受けて、「貸金業の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令」等の関係政令・内閣府令を整備し、19年11月7日に公布した。

II 概要（資料4-1-1～5参照）

1. 施行スケジュール

改正法は、下記のとおり4段階の施行となっていることから、貸金業者や信用情報機関等の関係者がシステム整備等の施行に向けた準備を適切に進められるよう、関係政令・内閣府令についても完全施行までの規定をすべて整備した。

(1) 第1段階施行日

公布（18年12月20日）から1月を経過した日（19年1月20日（第1段階施行日））に、無登録営業の罰則の引上げ等や超高金利罪の新設が施行された。

(2) 本体施行日

公布から1年以内で政令で定める日（本体施行日。施行日政令において19年12月19日と規定）に、取立規制の強化、業務改善命令導入、新貸金業協会設立等が施行された。

(3) 第3段階施行日

本体施行日から1年半以内で政令で定める日（第3段階施行日）に、貸金業務取扱主任者の試験開始、指定信用情報機関制度の指定の開始、財産的基礎要件としての純資産額の2,000万円への引上げ等が施行される。

(4) 完全施行日

本体施行日から2年半以内で政令で定める日（完全施行日）に、みなし弁済制度の廃止や出資法上限金利の引下げ等の金利体系の適正化、過剰貸付けの抑制のための総量規制の導入、財産的基礎要件としての純資産額の5,000万円への引上げ、貸金業務取扱主任者の必置化、事前書面交付義務導入等が施行される。

2. 具体的内容

(1) 貸金業の適正化

ア. 貸金業の参入条件の厳格化

(ア) 貸金業者の最低純資産額

改正法においては、貸金業者の最低純資産額を政令で定めることとし、その額はそれぞれ2,000万円（第3段階施行日）、5,000万円（完全施行日）を下回ってはならない、とされた。

政令では、その額を第3段階施行日以後は2,000万円、完全施行日以後は5,000万円とした。

なお、本規制により、財産的基礎の乏しいいわゆるNPOバンクが貸付けを行うことが困難となる可能性があることから、内閣府令において、

- ① 非営利
- ② 低金利（7.5%以下）
- ③ 貸付内容等の情報開示
- ④ 貸出目的の公益性
- ⑤ 純資産額500万円以上

等の要件を満たす場合には、例外として最低純資産額の基準を実質的に改正前の基準（法人500万円）に据え置くこととした。

(イ) 貸金業務取扱主任者

改正法において、法令遵守のための助言・指導を行う貸金業務取扱主任者について、資格試験を導入し、合格者を営業所等ごとに内閣府令で定める数だけ配置することとされた。これを受けて、内閣府令では、合格者を営業所等ごとに、従業者50人に対して1人以上配置することを義務づけることとした。

イ. 貸金業協会

改正法において、新貸金業協会の設置に必要となる加入貸金業者の割合は政令で定めることとされた。政令では、その割合を本体施行日以後は15%、完全施行日以後は50%とした。

ウ. 行為規制の強化

(ア) 書面交付

a. いわゆるリボルビング契約等に係る規定の整備

改正法においては、これまで特段の定めがされていなかった、いわゆるリボルビング契約を含め、枠方式の貸付けを「極度方式基本契約」と定義し、極度方式基本契約と個々の極度方式貸付け（極度方式基本契約に基づく貸付け）に係る書面交付義務の規定が整備された。

これにより、極度方式基本契約締結時及び個々の極度方式貸付け時に、書面を交付することとなるが、内閣府令において、両書面の記載事項として、原則として、旧法下の記載事項と同等の内容に加え、

① 貸付けの利率が利息制限法の制限金利を超えるときは、超える部分について支払う義務を負わない旨（本体施行日から完全施行日までの経過期間中）

② トータルの元利負担額（完全施行日以降）

を記載事項とした。

また、貸付けの利率が利息制限法の制限金利以下の場合には、極度方式貸付け時に交付すべき書面において、

① 「返済の方法及び返済を受ける場所」等、一部の事項について、極度方式基本契約締結時に交付すべき書面に記載された事項と重複する事項の記載の省略が可能となるほか、

② 「各回の返済期日及び返済金額」の記載を「次回の返済期日及び返済金額」の記載で代替することが可能となる

など、一定の簡素化を図ることとした。

b. マンスリーステートメント方式の導入

改正法において、いわゆるリボルビング契約等の極度方式基本契約に関し、貸付けの利率が利息制限法の制限金利以下の場合には、相手方の承諾を条件に、「一定期間における貸付け及び弁済その他の取引の状況を記載した書面」（いわゆるマンスリーステートメント）を交付することにより、極度方式基本契約に基づく個々の極度方式貸付け時に交付すべき書面及び弁済時に交付すべき受取証書の記載事項が軽減される制度が導入された。

これを受けて、内閣府令においては、マンスリーステートメントの詳細を規定し、基本的に、個々の極度方式貸付け時に交付すべき書面及び弁済時に交付すべき受取証書の記載事項と同等のものを、一定期間（1月以内）まとめて記載することとした。

また、マンスリーステートメント方式を採ることの承諾について、既存のリボルビング契約に限り、貸金業者からの通知に異議がなければ承諾があったものとみなす経過措置を設けた。

c. 書面交付の電子化

改正法において、貸付けの利率が利息制限法の制限金利以下の場合には、相手方の承諾を条件に、事前書面、契約締結時に交付すべき書面、受取証書、マンスリーステートメントについて、電磁的方法により提供することが可能となった。

これを受けて、内閣府令において、電磁的方法の詳細を定め、一定の要件の下で、携帯電話を利用することも可能とした。

d. 契約締結前の書面の交付の義務づけ

従来より、保証人に対しては保証契約締結前に書面の交付が義務づけられていたが、改正法において、完全施行日から、保証人のみならず、借り手本

人に対しても、契約締結前に書面を交付することが義務づけられた。

これを受けて、内閣府令において、この事前書面に記載すべき事項の詳細を定めた。

e. 重要事項変更の場合の書面の再交付の義務づけ

改正法においては、契約締結時に交付すべき書面について、当該書面に記載した事項のうち、「重要なものとして内閣府令で定めるもの」を変更した場合には、書面を再交付しなければならないことが明記された。

内閣府令では、この「重要なものとして内閣府令で定めるもの」として、

- ① 極度額
- ② 貸付けの利率
- ③ 返済の方式
- ④ 担保の内容

等を定めた。ただし、貸付けの利率の引下げ等借り手に有利な変更を行う場合は除いている。また、極度額については、その減額や元の額を上回らない額までの復活は、書面の再交付義務がかからないこととした。

f. 文字の大きさ

資金需要者等への情報提供が適切に行われるようにするため、内閣府令において、事前書面・生命保険契約に係る同意前の書面・契約締結時に交付すべき書面・受取証書・マンスリーステートメント本体（マンスリーステートメントにより簡素化する書面を除く。）・公正証書の説明書面・催告書面について、記載事項を8ポイント以上の大きさの文字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならないこととした。

(イ) 生命保険契約締結に当たり自殺を保険事故とすることの禁止

改正法において、「住宅資金貸付契約その他の内閣府令で定める契約」を除き、貸金業者が借り手等を被保険者とする生命保険契約を締結するときは、自殺を保険事故とすることが禁止された。

内閣府令においては、自殺を保険事故とすることの禁止規定の例外として、リフォームローンを含む住宅ローン及びそのつなぎ資金の貸付けを規定した。

(2) 過剰貸付けの抑制

ア. 指定信用情報機関制度

(ア) 指定の要件

改正法において、総借入残高を年収の3分の1以下とする総量規制の導入に必要なインフラの整備として、貸金業者が借り手の他社分を含めた総借入残高を確実に把握できるようにするため、指定信用情報機関制度が創設された。

この指定信用情報機関は、信用情報の規模及び財産的基礎が一定以上であることが要件とされている。

内閣府令では、信用情報の規模として

- ①加入貸金業者数 100 者以上、かつ、
- ②貸付残高の合計額が 5 兆円以上

財産的基礎要件として、純資産額が 5 億円以上であることと定めた。

(イ) 個人信用情報

改正法において、過剰貸付けの抑制を実効的なものとするため、貸金業者は指定信用情報機関に個人信用情報として以下の事項を提供することを義務づけた。

- ① 顧客を識別することができる事項として内閣府令で定めるもの
- ② 契約年月日
- ③ 貸付けの金額
- ④ 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

内閣府令では、「顧客を識別することができる事項」の具体的内容として、

- ① 氏名
- ② 住所
- ③ 生年月日
- ④ 電話番号
- ⑤ 勤務先の商号又は名称
- ⑥ 運転免許証、健康保険証、パスポート等の記号番号

等を定めた。

また、「前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項」として、

- ① 貸付けの残高
- ② 支払の遅延の有無
- ③ 総量規制を超える貸付けが可能な契約に該当する場合には、その旨を定めた。

イ. 総量規制の導入

(ア) 総量規制の適用除外・例外

改正法においては、「住宅資金貸付契約その他の内閣府令で定める契約」（以下「適用除外」という。）を除き、総借入残高が年収の 3 分の 1 を超える貸付けを原則として禁止しつつ、例外的に、「顧客の利益の保護に支障を生ずることがない契約として内閣府令で定めるもの」（以下「例外」という。）に限り、年収の 3 分の 1 を超える貸付けを行うことを可能とされた。

内閣府令において、「適用除外」として

- ① 不動産購入のための貸付け（そのためのつなぎ融資を含む。）
- ② 自動車購入時の自動車担保貸付け
- ③ 高額療養費の貸付け

等を定めた。

また、「例外」として、

- ① 有価証券担保貸付け
- ② 不動産担保貸付け（居宅等を担保とする場合を除く。）
- ③ 売却予定不動産の売却代金により返済できる貸付け
- ④ 顧客に一方向的に有利となる借換え（1月の負担・総返済額がともに減少し、かつ、追加担保・保証がない場合に限る。）
- ⑤ 緊急の医療費（高額療養費を除く。）のための貸付け
- ⑥ 配偶者と合算して年収の3分の1以下の貸付け（配偶者の同意がある場合に限る。）
- ⑦ 個人事業者に対する貸付け

を定めた。

（イ）途上与信

改正法においては、一定の場合に、借り手の総借入残高が年収の3分の1を超えないか途上与信を行うことが義務づけられた。

内閣府令では、

- ① 1月の借入れの合計額が5万円以上、かつ、借入残高が10万円以上の場合には毎月
- ② 上記に当たらない場合でも借入残高が10万円以上の場合には3月毎に途上与信を行うことを義務づけた。

また、途上与信の結果、総借入残高が年収の3分の1を超えることが判明した場合の貸付けを抑制するための具体的な措置として、

- ① 極度額の減額、又は、
- ② 新たな貸付けの停止

を定めた。

（3）金利体系の適正化

改正法において、みなし弁済制度（貸金業法第43条）を廃止するとともに、出資法の業として行う高金利の罪の刑罰金利を年利20%に引き下げることとされた。また、引下げ後の出資法の業として行う高金利の罪の刑罰金利（年利20%）と利息制限法の上限金利（年利15～20%）の間の金利での貸付けについては、行政処分の対象とすることとされた。

さらに、利息制限法（業として貸付けを行う場合に限る。）、出資法及び貸金業法におけるみなし利息の範囲を調整した。具体的には、「債務者の要請により債権者が行う事務の費用として政令で定めるもの」をみなし利息から除くとともに、契約締結費用又は債務弁済費用のうち、

- ① 公租公課の支払に充てられるべきもの
- ② 強制執行の費用等公の機関が行う手続に関してその機関に支払うべきもの
- ③ A T M利用料（政令で定める額の範囲内のものに限る。）

をみなし利息から除くこととされた。

これを受けて、利息制限法（業として貸付けを行う場合に限る。）、出資法及び貸金業法の各政令においては、「債務者の要請により債権者が行う事務の費用として政令で定めるもの」として、

- ① カードの再発行の手数料
- ② 法定書面の再発行の手数料
- ③ 口座再振替に要する費用

を定めた。

また、利息制限法（業として貸付けを行う場合に限る。）、出資法、貸金業法の各政令において、ATM利用料の上限として、入出金額1万円以下105円・1万円超210円と定めた。

なお、3万円以上の入金において受取書が発行される場合には印紙税が課されるが、この印紙税相当額（及びこれを債務者から債権者に対し役務の提供の対価として支払った場合における消費税・地方消費税相当額）については、「公租公課の支払に充てられるべきもの」に該当すると考えられ、ATM利用料とは別途、みなし利息から除かれることになる。

第2節 銀行等による保険販売の全面解禁について

I 経緯等

1. 全面解禁までの流れ（資料4-2-1～2参照）

銀行等による保険販売については、平成13年4月以降、弊害防止規定を整備しながら、段階的に解禁を実施してきた。

17年7月、保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成17年内閣府令第87号。以下「17年府令」という）を公布し、今後解禁する商品について新たな弊害防止規定を整備した上で、同年12月22日から一部商品について先行解禁（いわゆる「第3次解禁」）するとともに、新たな弊害防止措置の実効性を確認して、19年12月22日に全面解禁に移行することとした。

2. 銀行等の保険募集に関するモニタリング（資料4-2-3参照）

17年府令附則では、全面解禁の期日は、「保険契約者等の保護のため必要な場合には見直しを行う」とこととされていたことから、金融庁では、先行解禁を行った17年12月22日以降、銀行等による保険募集の実施状況及び弊害防止措置の実効性等の検証を目的としたモニタリングを実施した。

モニタリングの結果、金融庁としては、17年府令に定められた全面解禁の期日の見直し要件には該当しないと考えたことから、19年9月18日、金融審議会にその旨を報告するとともに、更に関係者からの意見聴取を行うなど、期日通りに全面解禁することについて検討を行った。

その結果、現行の弊害防止措置の更なる強化は行わないものの、より一層の保険契約者等の保護を図るべきとの結論に至り、同年12月21日、「保険会社向けの総合的な監督指針」の改正等の所要の手当てを行うこととした。

II 全面解禁に当たっての所要の手当ての概要（資料4-2-4参照）

1. 「保険会社向けの総合的な監督指針」の改正

以下の内容を監督指針上の留意点として明記した。

(1) 銀行等における責任ある販売態勢の見直し

ア. 保険契約締結後に発生する業務の適切な分担

(ア) 保険会社及び銀行等が、保険金等の支払手続に関する照会等といった保険契約締結後に発生する業務について、業務分担を明確に定めること等

(イ) 保険会社及び銀行等において、保険契約締結後の業務を適切に行うための必要な態勢を構築すること

イ. 銀行等の販売責任等の周知

保険募集指針の内容を顧客に周知徹底するため、銀行等において書面による交付などの必要な措置を講ずること

(2) 顧客情報の利用態勢の整備

顧客情報の利用に関し、事前に顧客の同意を得なければ、保険契約の締結の代理又は媒介ができないようにするための必要な措置を講ずること

(3) 銀行等の法令遵守態勢の整備等

ア. 法令等遵守責任者等の要件

保険募集に関する法令や保険契約に関する知識等を有する人材を配置すること

イ. 内部監査態勢の整備

保険募集に関する法令や保険契約に関する知識等を有する人材を内部監査部門に配置すること

ウ. 公正取引委員会ガイドライン関係

公正取引委員会ガイドライン「金融機関の業態区分の緩和及び業務範囲の拡大に伴う不公正な取引方法について」第2部. 第2. 2 (16年12月1日) に十分留意した業務運営を行うこと

2. モニタリング及び検査・監督

全面解禁に際して、モニタリング及び検査・監督に関し、以下の事項を行うこととした。

(1) 全面解禁後においても、引き続き銀行等の保険募集についてモニタリングを行う。

(2) 今回改正した監督指針等の趣旨を十分に踏まえた検査・監督を行い、問題が認められた場合には、必要に応じ厳正な対応を行う。

(注) 金融庁から各保険会社等に対し、上記の事項を伝えるとともに適正な保険募集を要請。

(3) モニタリング結果等を踏まえ、保険契約者等の保護や利便性の観点から、弊害防止措置等について、おおむね3年後に所要の見直しを行う。

3. その他

(1) 融資先販売規制等の圧力販売を防止する規制に関し、業界団体が会員行に対し、規制の趣旨を踏まえた適正な保険募集を行うよう要請した。

(2) 全面解禁の円滑な実施を図るための技術的見直し等

ア. 医療・がん保険等の第三分野保険について、中小金融機関特例に係る保険金額の計算方法を見直した。

イ. 銀行本体の解禁に合わせて、銀行等の子会社に係る商品制限を撤廃した。

第3節 電子記録債権制度について（資料4-3-1～3参照）

I 経緯

1. 新たな資金調達環境整備のニーズ

企業間信用の手段である手形については、紙媒体を利用することに内在するリスクやコストの問題があり、また、指名債権についても、二重譲渡のリスクや債権の存在確認等のコストの問題があり、事業者が資金調達を行う際の制約要因となっている。

経済社会のIT化が進展する中で、これらの問題を克服し、中小企業者を含む事業者の資金調達環境を整備するため、電子的な記録によって権利の発生等の効力を生じさせ、取引の安全や流動性を確保し、また様々なビジネスモデルにあわせた多様な利用を可能とする新たな制度の創設が期待された。

2. これまでの取組み等

金融庁及び法務省の共同で「電子記録債権法」の検討作業を進め、同法律案は、第166回通常国会に提出された（平成19年3月14日）。その後、同年6月20日に成立し、同月27日に公布された（施行は、公布の日より1年6ヶ月を超えない範囲の政令で定める日となっている。）。

19事務年度に入ってから、政省令、ガイドライン等の策定に向けた準備作業を継続して進め、20年6月23日より政令のパブリックコメントの募集を開始した。

また、電子債権記録機関の設立については、三菱東京UFJ銀行が、21年度上期の開業を予定して、20年6月24日に準備子会社を設立している。また、全国銀行協会は、電子債権記録機関のあり方に関する検討部会及び電子記録債権業務検討部会を設置して実務面の検討を重ね、20年3月に報告書「電子記録債権の活用・環境整備に向けて」をとりまとめ、全銀行参加型の記録機関を設立する方針を決定した。

さらに、電子記録債権制度の円滑な導入に向けて、利用者への普及啓発等の取組みとして、講演等の広報活動を実施した。全国銀行協会においても「電子記録債権利用推進等懇談会」を設置し（20年6月17日：第1回開催）、電子記録債権の利用促進等について検討している。

II 電子記録債権法の概要

電子記録債権法は、記録機関が調製する記録原簿への電子記録をその発生・譲渡等の要件とする電子記録債権について定めるとともに、記録機関の業務、監督等について必要な事項を定めている。

主な法律の内容は、以下のとおりである。

1. 電子記録債権に関する私法上の規律

(1) 電子記録債権の性質

電子記録債権とは、磁気ディスク等をもって作成させる記録原簿への電子記録を

発生、譲渡等の効力要件とする金銭債権であり、記録原簿の記録によって権利の内容を規定する。

また、任意的記録事項として様々な事項（シンジケート・ローンにおける詳細な特約条項等）の記録を許容している。

（2）電子記録債権の取引の安全の保護

ア. 意思表示の無効又は取消しの場合の第三者保護

心裡留保若しくは錯誤による意思表示の無効又は詐欺若しくは強迫による意思表示の取消しについて、善意・無重過失の第三者を保護することとしている。

イ. 記録機関の損害賠償責任

記録機関が不実の記録等を行った場合、記録機関が無過失であったことを記録機関が証明しない限り、損害賠償責任を負うこととしている。

ウ. 善意取得及び人的抗弁の切断

記録原簿に譲受人として記録された者は悪意又は重大な過失がない限りその電子記録債権を取得するとする「善意取得」や、債務者は譲受人に害意がない限り譲渡人に対する人的関係に基づく抗弁をもって譲受人に対抗することができないとする「人的抗弁の切断」の制度を設け、取引の安全を確保している。

エ. 支払免責

債務者が記録原簿上の債権者にした支払は、その債権者が支払を受ける権利を有しない場合であっても、原則、その効力を有するものとしている。

（3）その他

ア. 消費者の保護

消費者は、事業者には交渉力や情報の質等に劣るため、電子記録債権の取引の安全よりも消費者の保護を優先することとしている。一方で、事業を営む個人の利用ニーズにも配慮することとしており、具体的には以下のように規定している。

- ① 個人が電子記録債権を利用する場合には、善意取得等の規定は排除される。
- ② ただし、事業を営む者が事業目的で利用する場合には、個人事業者である旨を記録すれば、規定は適用される。個人事業者である旨を記録した場合でも、実際は消費者として利用したときには、当該記録は無効となり、規定は排除されることとなる。

イ. その他

電子記録債権の分割、記録事項の変更、手形保証類似の独立性を有する電子記録保証や、電子記録債権を目的とする質権の制度、債権記録等の開示などについての規定を設けている。

2. 記録機関に対する監督等

(1) 記録機関の業務の適正性の確保

ア. 電子債権記録業を営む者の指定

主務大臣が申請を受け、財産的基盤や適切な業務遂行能力を有する株式会社を電子債権記録業を行う者として指定することとしている。

イ. 兼業の禁止

情報流用を抑止するなどの公平性・中立性の確保、他の事業からのリスクの遮断等の観点から、記録機関の兼業を禁止している。

ウ. 支払と支払等記録の同時履行の確保

支払と支払等記録とをできるだけ同時のタイミングで行うことを確保するため、記録機関、債務者及び金融機関が締結する口座間送金決済に関する契約等に基づき、請求によらずに、記録機関が職権により支払等記録を行う仕組みを設けている。

エ. その他

最低資本金の額（5億円以上の政令で定める金額）、秘密保持義務などについての規定を設けている。

(2) 記録機関に対する検査・監督

業務の適切かつ確実な遂行を図るため、報告の徴求や立入検査、業務改善命令などの検査・監督規定を設けている。

(3) その他

電子記録債権が金融商品として広く取引される場合には、金融商品取引法の規制を適用することとしている。

第4節 犯罪収益移転防止法の施行への取組みについて

I 経緯

我が国のマネー・ローンダリング犯罪その他の犯罪収益の移転に係る情勢やFATF (Financial Action Task Force on Money Laundering : 金融活動作業部会)「40の勧告」の改訂(平成15年6月)を踏まえ、これまで金融機関が対象とされてきた本人確認や疑わしい取引の届出義務等の措置を、非金融業者(不動産業者、貴金属商・宝石商等)及び職業専門家(弁護士、会計士等)にも適用すべきとの国際的な要請等にかんがみ、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(以下「犯罪収益移転防止法」という。)が、19年3月29日に成立、同年3月31日に公布、20年3月1日に施行された。

(注) 犯罪収益移転防止法は、同法を主管する国家公安委員会のほか、各特定事業者を所管する金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省の共管の法律である。

II 法律の概要

犯罪収益移転防止法は、「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」(以下「本人確認法」という。)及び「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」(以下「組織的犯罪処罰法」という。)第5章を母体として、本人確認及び疑わしい取引の届出義務等の対象事業者の拡大等を図るものである。

なお、犯罪収益移転防止法の施行に伴い、本人確認法は廃止され、組織的犯罪処罰法の第5章は削除された。

犯罪収益移転防止法の主な内容は以下のとおりである。(資料4-4-1参照)

1. 本人確認及び疑わしい取引の届出義務等の対象事業者の拡大

本法では、特定事業者として、金融機関等のほか、ファイナンスリース事業者、クレジットカード事業者、宅地建物取引業者、宝石・貴金属等取扱事業者、郵便物受取サービス業者、電話受付代行業者、弁護士、司法書士、行政書士、公認会計士、税理士等が定められ、本人確認等が義務付けられることになった。

2. 特定事業者に対する措置

(1) 特定事業者(弁護士及び弁護士法人を除く。以下同じ。)は、一定の取引について顧客等の本人特定事項の確認を行うことが義務付けられるとともに、その記録を7年間保存することが義務付けられた。

(2) 観光目的など短期滞在の外国人(日本国内に住居を有しない短期滞在者)が住居記載欄の無い旅券を提示して両替等の一見取引を行う場合には、氏名、生年月日に加え、住居にかえて国籍及び旅券番号を確認する方法が認められた。

- (3) 特定事業者は、取引記録を7年間保存することが義務付けられた。
- (4) 特定事業者（司法書士、行政書士、公認会計士及び税理士を除く。）は、その業務において收受した財産が犯罪による収益である疑いがある場合等には、一定の事項を監督官庁に届け出ることが義務付けられるとともに、監督官庁は、当該届出に係る事項を国家公安委員会に通知することとされた。
- (5) 特定事業者（業として為替取引を行う者に限る。）が、外国為替取引を行う場合には、顧客の本人特定事項等を通知して行うことが義務付けられた。

3. 弁護士及び弁護士法人に対する措置

弁護士及び弁護士法人による本人確認、本人確認記録の作成及び保存並びに取引記録等の作成及び保存に相当する措置については、この法律に定める司法書士等の例に準じて日本弁護士連合会の会則の定めるところによると定められた。

4. F I Uを金融庁から国家公安委員会に移管

これまで金融庁に設置されていたF I U（資金情報機関）については、金融機関以外の業種が新たに疑わしい取引の届出義務の対象となったこと、外国において捜査を所掌する機関にF I Uが設置されていることなどから、組織犯罪対策やテロ対策等に中心的な役割を果たす国家公安委員会へ移管された（19年4月1日移管）。

これを受け、国会公安委員会（警察庁）では、疑わしい取引の届出事項を集約、整理、分析のうえ、捜査機関等や外国のF I Uに情報の提供を行っている。

Ⅲ 政省令の整備

犯罪収益移転防止法の実施に必要な細目として、犯罪収益移転防止法施行令及び犯罪収益移転防止法施行規則が整備された（20年2月1日公布、同年3月1日施行）。

1. 犯罪収益移転防止法施行令の主な内容

- (1) 金融機関等の事業者が顧客等の本人確認、取引記録の保存、疑わしい取引の届出等を行わなければならない業務又は取引の範囲

- (2) 疑わしい取引の届出の方法

2. 犯罪収益移転防止法施行規則の主な内容

- (1) 金融機関等の事業者が顧客等の本人確認を行う方法及び本人確認に用いる書類
- (2) 本人確認、取引記録等の作成・保存義務の対象から除かれる取引

(3) 本人確認記録や取引記録等の作成方法、記録事項等、外国為替取引を行う場合の通知事項

IV 広報

犯罪収益移転防止法の施行について幅広く周知するため、共管省庁でポスター、リーフレットを作成し、関係業界に配付した。

第5節 振り込め詐欺救済法について

I 経緯

振り込め詐欺等の被害者が預金口座等に振り込んだ資金は、法的には口座名義人のものになると考えられること、複数の被害者がいる場合においてどのような割合で被害者に返還すればよいか定まった考え方がなかったこと等から、振り込め詐欺の被害金を金融機関が自主的に被害者に返還することは難しく、振り込め詐欺等の被害金が金融機関に滞留していた。

このような状況を受け、自民党の振り込め詐欺撲滅ワーキングチームを中心に、議員立法が検討され、平成19年6月に自由民主党及び公明党により「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（以下「振り込め詐欺救済法」という。）案」が国会に提出された。また、同年11月には民主党より対案が提出されたことから、両案を調整のうえ委員長提案が提出され、同年12月14日に成立（同年12月21日に公布）した。その後、関係政省令の整備や広報等を行い、20年6月21日より施行された。

II 概要

振り込め詐欺救済法は、振込み詐欺等の被害者救済のため、預金等債権の失権手続・被害回復分配金の支払手続等を定め、被害者の財産的被害の迅速な回復を図る法律である。

1. 取引の停止等の措置

金融機関は、犯罪利用預金口座等（詐欺その他の人の財産を害する罪の犯罪行為であって、財産を得る方法として振込が利用されたものの振込先となった預金口座等）である疑いがあると認める預金口座等について、取引の停止等の措置を適切に講ずるものとされている。

2. 失権手続（預金等債権に係る債権の消滅手続）

金融機関は、捜査機関等からの情報提供や被害状況について行った調査の結果その他の事情を勘案して犯罪利用預金口座等であると疑うに足りる相当な理由があると認める預金口座等について、預金保険機構に対し、失権手続の開始に係る公告（失権公告）を求めることとされている。

この求めがあった場合、預金保険機構は、当該預金口座等に係る預金等債権の消滅手続の開始に係る公告を行う。失権公告の期間（60日以上）内に権利行使の届出等がないときは、この公告に係る預金等債権は消滅する。

3. 支払手続

金融機関は、預金等債権の消滅後、預金保険機構に対し、支払手続の開始に係る公

告（支払公告）を求めることとされている（ただし、消滅した預金等債権（消滅預金等債権）の額が1,000円未満である場合は、支払手続は行われぬ）。金融機関は、消滅預金等債権の額の金銭を原資として、支払公告の期間（30日以上）内に支払申請があった被害者に対して、被害回復分配金を支払う（各人に支払う被害回復分配金の額は、被害額により按分した額とされている。）。

なお、振り込め詐欺救済法に基づく公告は、インターネットにより行うこととされている。このため、支払手続において、金融機関は、振り込め詐欺等の犯罪行為による被害を受けたことが疑われる者に対し被害回復分配金の支払手続の実施等について周知するため、必要な情報提供その他の措置を適切に講ずるものとされている。

4. その他

金融機関は、支払手続の終了の公告があったときは、残余の金銭を、預金保険機構に納付することとされている。預金保険機構は、口座名義人への支払に要する額を考慮して留保する額を除き、納付を受けた金銭を犯罪被害者等の支援の充実のために支出することとされている。

III 金融庁の対応

1. 政省令等の整備

関係省庁とともに、振り込め詐欺救済法の施行のために必要な政省令等の整備を進め、20年6月6日に公布した。

施行令においては、金融機関に対する金融庁長官の権限（報告又は資料の提出要求、立入検査等）の所管財務（支）局長への委任等を定めている。

施行規則においては、失権公告や支払公告の内容や支払手続における申請書の内容等の詳細を定めている。

なお、預金保険機構に納付された残余金のうち口座名義人の支払のために留保する割合について、制度の円滑な運用のため100%と規定している。今後、制度の運用状況等を踏まえ、留保割合や犯罪被害者等の支援の充実のための支出の内容等について規定する必要がある。

2. 監督指針の改訂等

主要行等向け監督指針及び中小向け監督指針を20年6月に改正し、犯罪利用預金口座等の取引停止等の措置、預金等に係る債権の消滅手続及び被害回復分配金の支払手続等を適切に講ずるための態勢整備に係る監督上の主な着眼点等を明記した。

第6節 決済システムの整備・強化に向けた取組みについて

決済システムは、金融・資本市場を支える重要なインフラであり、金融・資本市場の国際的な競争力に影響する重要な要素である。我が国市場の競争力強化のためには、情報通信技術の高度化等に対応して、決済システムの安全性、効率性及び利便性をより一層向上させることが重要である。

決済を巡る環境変化を踏まえ、決済に関し総合的な幅広い議論を行い論点を整理するため、平成19年7月より「決済に関する研究会」（資料4-6-1参照）を開催し、同年12月に「決済に関する論点の中間的な整理」（資料4-6-2参照）を公表した。そのなかで、利用者保護、決済システムの安全性・効率性・利便性の向上やイノベーションの促進の観点から、いわゆる電子マネー等の決済に関する新しいサービス、全銀システム等の資金決済システム、証券決済システムについて幅広く論点を整理した。また、同年12月に公表された市場強化プランのなかで、決済に関する新しいサービスの制度的枠組みのあり方に係る金融審議会での審議の開始や、資金・証券決済システムの強化推進を掲げた。（資料4-6-3参照）

20年4月には、電子マネー等の新たな決済サービスについて検討を行うとともに決済システムの強化に向けた関係者の取組みを推進するため、総務企画局企画課に「決済システム強化推進室」を設置した。（資料4-6-4参照）さらに、同年5月より、金融審議会に「決済に関するワーキング・グループ」（資料4-6-5参照）を設置し、新たな決済サービスに関する制度的枠組みのあり方など、決済に関する諸課題について議論を開始した。

第5章 審議会等の活動状況

第1節 金融審議会

I 金融審議会の構成

金融審議会は、国内金融等に関する重要事項の調査審議等をつかさどる内閣総理大臣、金融庁長官及び財務大臣の諮問機関として設置され（金融庁設置法第7条）、現在その傘下に金融分科会（その下部機関として、第一部会、第二部会、特別部会）、金利調整分科会、自動車損害賠償責任保険制度部会、公認会計士制度部会及びその下部機関が設置され、調査審議を行っている。（資料5-1-1～2参照）

II 平成19事務年度の主な開催実績

1. 総会（第22回（20年2月8日開催）※金融分科会とは同日開催）

総会においては、19年度の金融審議会の活動状況等について報告があり、19年末に取りまとめられた第一部会・第二部会報告について、自由討議が行われた。また、京都議定書・環境自主行動計画に対する各業界団体の対応状況について報告が行われた。

2. 金融分科会（第10回（20年2月8日開催）※総会とは同日開催）

金融分科会においては、国内金融に関する制度等の改善に関する事項その他の国内金融等に関する重要事項について調査審議を行うこととされており、19年度には、総会との合同会合において、第一部会・第二部会等での議論・報告を踏まえ、自由討議が行われた。

3. 金融分科会第一部会（第44回（19年10月3日開催）～第52回（19年12月18日開催））

第一部会においては、証券取引のグローバル化、情報化等に対応した市場インフラ、取引の枠組み・ルールの整備等について議論することとされている。19年度は、我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループでの指摘等を踏まえ、特に制度的な対応が必要となる課題について検討を行い、報告「～我が国金融・資本市場の競争力強化に向けて～」（19年12月18日）を取りまとめた。（資料5-1-3参照）

また、法制ワーキング・グループにおいて、課徴金制度の位置付け、課徴金の金額水準や対象範囲、除斥期間等の論点について検討を行い、報告「～課徴金制度のあり方について～」（19年12月18日）を取りまとめた。（資料5-1-4参照）

4. 金融分科会第二部会（第39回（19年9月18日開催）～第46回（20年1月31日開催））

第二部会においては、銀行・保険会社等の金融仲介機能のあり方に関する事項を中

心に検討することとされており、19年度には、銀行・保険会社グループの業務範囲規制のあり方等に関して検討を行い、報告「～銀行・保険会社グループの業務範囲規制のあり方等について～」(19年12月18日)を取りまとめた。(資料5-1-5参照)

また、改正信託業法の施行の状況について検討を行い、中間論点整理「～平成16年改正後の信託業法の施行状況及び福祉型の信託について～」(20年2月8日)を取りまとめた。(資料5-1-6参照)

一方、保険の基本問題に関するワーキング・グループでの審議を踏まえ、保険法の改正に際し、傷害・疾病保険契約に関する規定の創設や未成年者の死亡保険等の論点について基本的な考え方を整理し、報告「～保険法改正への対応について～」(20年2月8日)を取りまとめた。(資料5-1-7参照)

5. 我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ(第15回(19年12月19日開催))

我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループは、19年1月30日に設置された。以降、14回の開催を重ね、19年6月には「中間論点整理」の公表を行った。19事務年度には、ベター・レギュレーションに関する取組みや、決済に関する研究会における議論の状況等について報告を行った。

第2節 自動車損害賠償責任保険審議会

I 設置

自動車損害賠償責任保険審議会（自賠審）は、自動車損害賠償保障法（自賠法）第31条を設立根拠として金融庁に設置され、内閣総理大臣の諮問に応じて調査審議を行っている。

（注）内閣総理大臣の諮問事項

- ① 自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）を含む損害保険事業の免許
- ② 自賠責保険にかかる約款又は算出方法書の変更認可又は変更命令
- ③ 基準料率等について、自賠法等による変更命令
- ④ 基準料率の審査期間の短縮、審査期間内における変更又は撤回命令 等

II 自動車損害賠償責任保険審議会の組織（資料5-2-1参照）

自賠審は委員13人をもって組織され、委員は、学識経験のある者（7名）、自動車交通又は自動車事故に関し深い知識及び経験を有する者（3名）、保険業に関し深い知識及び経験を有する者（3名）から内閣総理大臣によって任命されることとなっている。

このほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができ、金融庁長官によって任命されることとなっている。

会長は委員のうちから互選により決定されることとなっており、現会長は、山下友信氏（東京大学教授）である。

III 自動車損害賠償責任保険審議会の審議状況

平成20年1月10日に第124回自賠審、18日に第125回自賠審が開催された。

第124回自賠審においては、自賠責保険の基準料率の検証結果に係る審議が行われた。交通事故発生件数の減少等により、17年4月の前回基準料率改定時の予定損害率との乖離が、19年度、20年度ともに▲20.3%と大幅なものとなったこと等につき、契約者間の公平性を保ちつつ速やかに保険料水準に反映させることにより、契約者負担の軽減を図るとの方向性が示された。

これを受けて、第125回自賠審において、損害保険料率算出機構が算出・届出を行った新たな基準料率が、20年4月1日から適用されることについて了承された（新たな基準料率は、例えば自家用乗用車2年契約額で22,470円。19年度までの基準料率は同31,730円であり、引下げ幅は▲9,260円）。

この他、第124回及び第125回自賠審においては、自賠責共済規程の一部変更及び自賠責事業に係る認可について了承された。また、保険料等充当交付金の終了、20年度自動車安全特別会計（旧自賠特会）の運用益の使途、同年度民間保険会社の運用益の使途、同年度JA共済の運用益の使途、自賠責診療報酬基準案等について報告がなされた。

（注）損害率＝（支払保険金／収入純保険料）×100

第3節 企業会計審議会

I 最近の活動状況

企業会計審議会（会長：安藤英義専修大学教授）は、企業会計の基準、監査基準の設定、その他企業会計制度の整備改善について調査審議等することとされており、総会の下、企画調整部会、監査部会、内部統制部会の各部会が設置されている。（資料5-3-1参照）

なお、会計基準の設定については、現在、企業会計審議会では行っておらず、民間の会計基準設定主体として平成13年7月に設立された企業会計基準委員会（ASBJ）において行われている。

II 平成19事務年度の審議状況

企業会計審議会においては、会計・監査・内部統制をめぐる国際的な動向など最近の状況を踏まえ審議を行い、20年3月27日に開催された総会において、次のとおり今後の運営方針を決定した。（資料5-3-2参照）

1. 企画調整部会（部会長：安藤英義専修大学教授）

会計基準をめぐることは、EU（欧州連合）による会計基準の同等性評価の作業が進められ、国際的なコンバージェンスの動きが加速化している。こうしたことから、企画調整部会においては、EUにおける同等性評価や会計基準の国際的なコンバージェンスの動向等を踏まえ、審議事項の企画調整を行うとともに、必要な審議・検討を行うこととした。

2. 監査部会（部会長：友杉芳正早稲田大学大学院教授）

監査をめぐることも、EUによる監査の同等性評価についての作業が進められている。また、ISA（国際監査基準）を設定しているIAASB（国際監査・保証基準審議会）において、ISAの全ての基準の記載内容を見直して整理する「明瞭性プロジェクト」が進められている。こうしたことから、監査部会においては、監査基準をめぐる国際的な動向や会計基準の見直しに伴う改訂の必要性の検討等を踏まえ、継続的に監査基準の改訂作業を進めることとされた。

なお、20年1月28日に開催された監査部会において、監査をめぐる国際的な動向について、意見交換を行った。

3. 内部統制部会（部会長：八田進二青山学院大学大学院教授）

20年4月より導入されている内部統制報告制度については、対象企業等において、その円滑な実施に向けて準備が行われている。こうしたことから、内部統制部会においては、内部統制報告制度の円滑な実施に向けて、導入後に実施を予定しているレビュー結果を踏まえ、財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準の見直しや更なる明確化等について、必要な審議・検討を行うこととしている。

第4節 金融トラブル連絡調整協議会

I 経緯

金融トラブル連絡調整協議会（座長：岩原紳作東京大学大学院教授）は、金融審議会答申（平成12年6月）を踏まえ、同審議会答申で早期に実施すべきとされた項目の実施を担保するとともに、業態の枠を超えた情報・意見交換を行い、金融分野における裁判外紛争処理制度の改善のため、消費者行政機関（内閣府等）、消費者団体、業界団体・自主規制機関、弁護士会及び関係行政機関（金融庁等）の担当者による任意の自主的な協議会として同年9月に設置されたものである。（資料5-4-1参照）

（注）早期に実施すべきとされた項目は、

- ① 個別紛争処理における機関間連携の強化
 - ② 苦情・紛争処理手続の透明化
 - ③ 苦情・紛争処理事案のフォローアップ体制の充実
 - ④ 苦情・紛争処理実績に関する積極的公表
 - ⑤ 広報活動を含む消費者アクセスの改善
- の各点である。

II 議論の状況

12年9月7日の第1回会合以降、審議会答申の目的を達成するために、これまで38回の協議会を開催してきた。（資料5-4-2参照）

1. 早期に実施すべきとされた5つの項目の実施を担保

（1）標準化に向けたモデルの作成

協議会では、苦情・紛争処理手続の透明性の向上に関して議論していく中から、手続の整備を進めていくためには指針となるべき「モデル規則」が必要とのコンセンサスが生まれた。その結果、ワーキンググループを編成して、「金融分野の業界団体・自主規制機関における苦情・紛争解決支援のモデル」（以下「モデル」という。）を策定（14年4月25日）した。（資料5-4-3参照）

モデルとして一つの標準的な手続を示すことにより、手続の透明性の向上のみならず、フォローアップの充実や実績の積極的公開、消費者への周知等のワーキンググループ報告で指摘された多くの論点に関して、個々の苦情・紛争解決支援機関が採るべき対応が具体化された。

（2）モデルを活用した規則の整備

モデルの策定後は、各業界団体・自主規制機関における手続規則及びその運用をモデル規則の項目ごとに対比するという自己評価を実施し、協議会では、その結果を基にしてフォローアップを実施した。フォローアップにおける意見交換を踏まえ、具体的な苦情・紛争解決手続の創設・改正を各団体に促した結果、金融審議会の答

申に記された5つの課題に関連する規則の改善について、一定の成果を得ることができた。

(3) モデルを活用した裁判外紛争解決支援制度の改善

各団体における規則の改善状況について、年度毎の比較表の作成・公表を行った。

各団体における運用について、各団体における苦情・紛争解決支援機関の概要、相談の取扱状況、苦情・紛争解決支援の状況、手続周知のための取組み、機関間連携の取組みなどを取りまとめた上、モデルに沿った苦情・紛争解決支援が行われているかについて、フォローアップを行った。

2. 座長メモ

第35回から第38回協議会にかけ、協議会におけるこれまで8年間の取組みを踏まえた金融ADRの今後の課題について議論が行われ、「金融分野における裁判外の苦情・紛争解決支援制度（金融ADR）の整備にかかる今後の課題について」（座長メモ）が取りまとめられた（20年6月24日）。（資料5-4-4～5参照）

第5節 多重債務者対策本部有識者会議

I 経緯

平成18年12月に成立した改正貸金業法を受けて、深刻化する多重債務問題を総合的に解決するために、内閣に関係閣僚からなる多重債務者対策本部が設置された。対策本部においては、多重債務者対策について、専門的な知見と行政の立場を超えた幅広い視野が求められることから、その基本的な方針について議論するため、多重債務者対策本部有識者会議を置くこととした。(資料5-5-1~2参照)

II 開催状況

多重債務者対策本部有識者会議は、19年1月29日の第1回開催から合計7回開催されている(19事務年度においては20年5月13日に1回開催)。

18事務年度においては、有識者によるヒアリング等を行い、各省庁間でも精力的に意見交換した結果、19年4月9日に「多重債務問題の解決に向けた方策について(有識者会議による意見とりまとめ)」がとりまとめられ、公表された。(資料5-5-3~5参照)

19事務年度においては、20年5月13日の会議において、19年度における「多重債務問題改善プログラム」(後述)の進捗状況について議論を行った。議論の結果に基づき、「多重債務問題改善プログラムの実施状況について」に関する報告をとりまとめ、6月10日に多重債務者対策本部において了承された。(資料5-5-6参照)

III 「多重債務問題改善プログラム」の実施状況について

「多重債務問題の解決に向けた方策について(有識者による意見とりまとめ)」を受け、19年4月20日に開催された多重債務者対策本部第2回会合では、「多重債務問題改善プログラム」が決定された。(資料5-5-7~8参照)

同プログラムにおいては、深刻化する多重債務問題を総合的に解決するために、

- ① 丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化
- ② 借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供
- ③ 多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化
- ④ ヤミ金の撲滅に向けた取締りの強化

等の施策が盛り込まれ、関係者が一体となって、プログラムに盛り込まれた各施策に取り組んでいくこととしている。

「多重債務問題改善プログラム」は、多重債務者対策本部において、少なくとも改正貸金業法完全施行までの間、各年度において、各施策の進捗状況のフォローアップを行い、プログラムの着実な実施を確保するとともに、必要な施策について検討することとされている。

これを受けて、事務局においてプログラムの各施策の進捗状況をとりまとめ、有識者

会議に報告、議論を行った。この進捗状況及び有識者会議からの報告は、20年6月10日に多重債務者対策本部において了承された。(資料5-5-9~12参照)

「多重債務問題改善プログラム」の19事務年度における主な進捗状況は以下のとおり。

1. 相談窓口の整備・強化

(1) 地方自治体における相談窓口の整備状況に係るアンケート結果

ア. 47全ての都道府県において、常設の相談窓口及び「多重債務者対策本部（又は協議会）」（都道府県庁の関係部署、警察、弁護士会・司法書士会等から構成）を設置済み

イ. 市区町村においては、1,515市区町村（調査対象は全1,823市区町村）で相談窓口を設置済み

(注) 19年2月12日時点で、1,830の市区町村のうち、多重債務者向けの相談窓口が整備されているのは386市区町村

(2) 自治体における取組みのバックアップ等を目的として、20年度から全国の財務局等に合計43名の相談員を配置し、多重債務者向けの相談業務を開始

(3) 自治体職員向けに、相談時の心構えや相談手順等を分かりやすく解説した「多重債務者相談マニュアル」を策定・配布（19年7月、20年3月）

(4) 相談窓口の整備を促進すること等を目的として、「全国一斉多重債務者相談ウィーク」を実施（19年12月10日~16日）

2. セーフティネット貸付けの提供

岩手県において、生協組織を利用し、丁寧な事情聴取を前提とした「顔の見える融資」を実施。福岡県、熊本県でも類似の取組みを開始

3. 金融経済教育の強化

(1) 全国の高等学校に多重債務を防止するための啓発リーフレットを配布（19年9月）

(2) 現在、高等学校の家庭科の学習指導要領に多重債務問題を盛り込む方向で検討中

4. ヤミ金撲滅に向けた取締強化

19年中のヤミ金検挙数：484件（18年：323件）

第6章 政府全体の施策における金融庁の取組み

金融システム改革は、これまでの内閣において重要な課題の一つとして掲げられてきており、福田内閣においても、金融・資本市場の強化は、政府の基本的な方針である「経済財政改革の基本方針」等において重要な課題として位置付けられている。

金融庁では「基本方針」等に盛り込まれた諸施策を着実に実施するとともに、その一環として、金融に関する税制の見直しや規制改革等についても、従来から積極的に取り組んできている。

第1節 金融システムの改革に向けた取組み

I 「経済財政改革の基本方針 2007 ～「美しい国」へのシナリオ～」(平成19年6月19日閣議決定)(以下、「基本方針2007」)(資料6-1-1参照)

1. 経緯等

「基本方針2007」は、人口減少下における成長の実現、戦後レジームからの脱却、「美しい国」という新たな国家イメージの提示という3つの観点から、安倍内閣が取り組むべき課題と改革の方向性を示すものとして策定された。この中で、バブル崩壊後の長い低迷から脱却した日本経済の新しい成長軌道の確立に向けた、①成長力の強化、②21世紀型行財政システムの構築、③持続的で安心できる社会の実現についての取組みが提示されている。

2. 概要

「基本方針2007」に盛り込まれた金融行政に関する施策は以下の通り。

(1) 「成長力の強化」に向けた施策

- ① 中小企業の生産性向上に向けた電子記録債権制度の推進、
- ② 地域経済の一体的な再生・強化の支援を目的とする「地域力再生機構」(仮称)の創設に向けた具体的な検討や、地域金融機関の収益基盤強化の推進、
- ③ 「金融・資本市場競争力強化プラン」(仮称)の策定
 - 取引所の競争力の強化
 - 銀行と証券に係るファイアーウォール規制の見直し
 - 課徴金制度の適用範囲拡大や金額引上げといった準司法機能の強化による市場監視体制の整備
 - 規制監督の透明性・予見可能性の向上や国際金融センターとしての都市機能の高度化に向けた都市再生の推進などの総合的な取組、等

(2) 「持続的で安心できる社会の実現」に向けた施策

- ① 多重債務者や事業に失敗した人などに対する再チャレンジ支援、
- ② 全国的な相談窓口の整備、ヤミ金融の取締りの強化等「多重債務問題改善プログラム」の推進、等

II 「日本経済の進路と戦略 ―開かれた国、全員参加の成長、環境との共生―について」
(平成 20 年 1 月 18 日閣議決定) (以下、「進路と戦略」) (資料 6-1-2 参照)

1. 経緯等

「進路と戦略」は、従来の「構造改革と経済財政の中期展望（改革と展望）」に代わり、我が国が目指すべき経済社会の姿とそれを実現するための今後の経済財政運営の中期的な方針を示すものとして策定された。この中で、我が国は、①成長力の強化、②地方の自立と再生、③安心と信頼のできる財政、社会保障、行政の構築、の3つを一体のものとして「希望と安心」の国の実現を目指すとしている。

2. 概要

「進路と戦略」に盛り込まれた金融行政に関する記述は以下の通り。

○ 世界とともに成長する経済

「アジアの経済圏の中で、アジアとともに成長するため、経済諸制度の高度化・調和を図るとともに、金融資本市場の成長性と安定性を高める。」

III 「成長力強化への早期実施策」(平成 20 年 4 月 4 日経済対策閣僚会議決定) (資料 6-1-3 参照)

「成長力強化への早期実施策」に盛り込まれた金融行政に関する記述は以下の通り。

(1) 中小企業の体質強化

- ① 中小企業の資本強化
- ② 金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の周知
- ③ 中小企業の資金需要への十分な配慮
- ④ ミドルリスク・ミドルリターン市場の開拓

(2) 各産業の体質強化（金融資本市場の競争力強化）

- ① 金融商品の多様化
- ② 英文開示有価証券の対象拡大
- ③ 海外ファンドマネージャーの誘致
- ④ プロによる取引の活発化
- ⑤ 金融商品取引所及び銀行グループ等の業務範囲の拡大
- ⑥ 金融商品取引法における課徴金制度の拡充

(3) 地域活性化（地域産業の再生）

地域の中小企業の事業再生支援

(4) 安全・安心の確保及び低炭素社会への転換

市場・金融を活用した低炭素社会の構築

IV 「経済成長戦略大綱」（平成 20 年 6 月 27 日改定）（資料 6－1－4 参照）

1. 経緯等

「経済成長戦略大綱」（以下、「大綱」）は、経済と財政の一体的な改革を進めるに当たって、「経済成長戦略」が歳出・歳入一体改革と並ぶ車の両輪として、政府・与党の最優先課題と位置づけられていることを踏まえ、人口減少の下でも持続的、安定的に民間需要主導で成長する「日本型経済成長モデル」の実現に向けた成長力に寄与する政策として策定された（18 年 7 月 6 日財政・経済一体改革会議にて政府・与党了承）。

「大綱」に盛り込まれる施策については、毎年度、進捗状況を踏まえ、改定される扱いとなっている。

2. 概要

（1）地域・中小企業の活性化（地域活性化戦略）

地域密着型金融の継続的な推進、等

（2）金融イノベーションの実現

- ① 電子記録債権制度の早期実現の推進、
- ② プロ向け市場の制度整備の促進、等

（3）利用者の視点に立った金融の活性化

- ① 金融商品取引法制の円滑かつ適切な運用、
- ② 銀行代理業制度の適切な運用、
- ③ 電子マネー等の支払サービスを含む新しい決済サービスに関する制度的枠組みのあり方の検討、
- ④ 国際的に最高水準の証券取引所システムの構築、
- ⑤ 証券取引等監視委員会等の機能強化・体制整備、
- ⑥ 市場参加者のモラルと責任ある行動の確保に向けた自主規制機関との連携強化、
- ⑦ 会計基準の国際的な収斂及びこれを通じた相互承認の推進、
- ⑧ 金融商品取引の法令遵守の担い手となる専門家の育成等に向けた体制・資格制度等の整備の検討、等

（4）我が国がアジアの資金循環の中核となるための取組みの強化

- ① 証券決済期間の短縮など証券取引システムの高度化、
- ② 金融監督当局間の連携、等

（5）高度金融人材の育成強化

- ① 大学間連携プログラムや夜間プログラム等の実施の検討
- ② 国民への金融経済教育の充実、等

V 「経済財政改革の基本方針 2008 ～開かれた国、全員参加の成長、環境との共生～」
(平成 20 年 6 月 27 日閣議決定) (以下、「基本方針 2008」) (資料 6-1-5 参照)

1. 経緯等

「基本方針 2008」では、現在の課題として、①人口減少を克服して成長を継続すること、②地球環境と両立する経済の姿をつくること、③透き間のない社会保障制度をつくること、④生活者・消費者が主役の政府をつくること、を掲げている。この中で、日本経済の成長力を強化するとともに、豊かで安心できる国民生活を実現するための、経済財政改革の道筋が提示されている。

2. 概要

「基本方針 2008」に盛り込まれた金融行政に関する主な施策は以下の通り。

(1) グローバル戦略

① 対日投資の拡大

- M&A (買収のルール) の在り方を平成20年夏までに整理・明確化。
- 内外無差別原則の例外である外資規制の在り方について平成 20 年度内に包括的に検討。

② 国際競争力ある成長分野の創出

- 金融・資本市場を強化し、世界の中での中核的な金融センターを目指す。
- 「金融・資本市場競争力強化プラン」(平成19年12月21日)を着実に実行するとともに、「株式市場の厚み」や「老後の資産形成」に資する取組を検討。
- 「株式市場の厚み」と「老後の資産形成」の両方に資することから、企業型確定拠出年金における個人拠出(マッチング拠出)の導入等について検討し、平成20年内に結論を得る。

(2) 中小企業

原油価格高騰等の影響を受けている中小企業者に対し、政府系金融機関等による資金調達の円滑化を図るとともに、民間金融機関に対しても配慮を要請する。

第2節 金融に関する税制

平成20年度税制改正にあたり、金融庁は、「金融・資本市場の国際競争力の強化」等に資する観点から、金融・証券税制に関する種々の税制改正要望を財務省主税局及び総務省自治税務局に対して提出した。

こうした要望事項は、平成20年4月に公布された所得税法等の一部を改正する法律、関係政省令等に反映され、金融・証券税制について種々の措置（資料6-2-1参照）が講じられた。金融庁の要望に対する主な結果は以下のとおり。

1. 上場株式等の配当所得に係る現行税率（10%）の恒久化等

（1）要望内容

引き続き「貯蓄から投資へ」の流れを推進する観点から、

- ① 上場株式等の配当所得に係る現行税率（10%）の恒久化
- ② 上場株式等の譲渡所得に係る現行税率（10%）の当分の間の継続

等を要望。

（2）結果

上場株式等の配当等及び譲渡益に係る税率については、平成21、22年の2年間、100万円以下の配当等及び500万円以下の譲渡益に対し、軽減税率10%を適用することとされた（ただし、1年間に受け取る配当等の合計額が100万円超の場合は当該100万円超の部分について、譲渡益の合計額が500万円超の場合は当該500万円超の部分について、税率20%を適用。）。

2. 金融商品間の損益通算の範囲拡大

（1）要望内容

投資家がよりリスク商品に投資しやすい環境を整備する観点から、

- ① 上場株式等の譲渡所得及び配当所得との間の損益通算を認めること
- ② 損益通算に当たっては、特定口座を最大限活用すること
- ③ 預金・債券等の利子所得及び先物取引に係る雑所得を損益通算の範囲を拡大すること

を要望。

（2）結果

個人投資家の株式投資のリスクを軽減するため、21年より、上場株式等の譲渡損失と配当との間の損益通算の仕組みを導入することとされた。また、投資家の利便性に配慮する観点から、特定口座を活用して損益通算を行う方法について、22年1月から適用可能とすることとされた。

3. 確定拠出年金に係る拠出制限の緩和

（1）要望内容

確定拠出年金を通じた投資を促進し、老後の所得保障の充実、「貯蓄から投資へ」の流れの推進を図る観点から、

- ① 企業型確定拠出年金における個人拠出の容認
- ② 個人型確定拠出年金の加入対象者の見直し
- ③ 個人型確定拠出年金の拠出限度額の引上げを要望。

(2) 結果

確定拠出年金の課税のあり方については、引き続き検討を行うこととされた。

4. 恒久的施設（P E）に係る税制上の所要の措置

(1) 要望内容

ファンドマネージャー及びファンドの海外逃避を防止する観点から、「海外ファンドが国内で活動するファンドマネージャーと投資一任契約を締結する場合において、ファンドマネージャーが恒久的施設（P E）と認定されることにより、ファンドの運用益にも本邦で課税されるリスクを排除すること」等を要望。

(2) 結果

非居住者又は外国法人に対する課税の特例について、その課税標準を区分する恒久的施設（P E）とされる代理人等の範囲から独立の地位を有する代理人等を除く措置が講じられた。

また、金融庁は、当該独立の地位を有する代理人等についての「独立」の要件等の明確化を図るため、関係当局と協議の上、「参考事例集」及び「Q&A」をとりまとめ、公表（20年6月27日）。

5. 上場投資信託（E T F）の多様化に対応した税制上の所要の措置

(1) 要望内容

多様な指数を対象としたE T Fをより迅速かつ柔軟に組成できるようにするため、株式と同様の配当控除の対象となるE T Fに係る対象指数の個別指定を廃止し、包括指定とすることを要望。

(2) 結果

投資信託及び投資法人に関する法律施行令等の改正とあわせて租税特別措置法施行規則等が改正され、E T Fの対象指数の個別指定を廃止し、包括指定とする措置が講じられた（20年6月27日公布・施行）。

6. 特別国際金融取引勘定（オフショア勘定）における利子の非課税措置の恒久化等／外国金融機関等との間で行われる債券現先取引（レポ取引）に係る利子の非課税措置の恒久化等

(1) 要望内容

特別国際金融取引勘定（オフショア勘定）における利子の非課税措置、外国金融機関等との間で行われる債券現先取引（レポ取引）に係る利子の非課税措置につき、措置の恒久化又は適用期限の延長を要望。

（２）結果

両措置ともに、恒久化（適用期限の撤廃）された。

第3節 規制改革に関する取組み

I 規制改革に関する取組み

1. 概要

金融庁では、経済社会全体の急速なグローバル化・高齢化、IT化の更なる進展に的確に対応し、我が国経済の持続的成長に資する金融システムを構築するために規制改革に着実に取り組んできている。平成19事務年度においても、以下のとおり更なる規制改革に向けた取組みを推進し、その取組方針については「規制改革推進のための3か年計画（改定）」（平成20年3月25日閣議決定）等の形で取りまとめられている。

▽19事務年度における規制改革への政府全体の取組状況

年・月	取組状況
19年6月	▽規制改革集中受付月間の実施（1日～29日） ・ 民間等から全国規模の規制改革要望を受付。
10～11月	▽規制改革集中受付月間の実施（10月15日～11月14日） ・ 民間等から全国規模の規制改革要望を受付。
11月	▽全国規模の規制改革要望への対応方針の策定（5日） ・ 6月の集中受付月間で寄せられた要望を踏まえ、全国規模の実施が可能な事項について、改革の内容や実施時期等の対応方針を取りまとめ。
12月	▽規制改革会議が「規制改革推進のための第2次答申」を策定（25日）
20年3月	▽全国規模の規制改革要望への対応方針の策定（11日） ・ 10～11月の集中受付月間で寄せられた要望を踏まえ、全国規模の実施が可能な事項について、改革の内容や実施時期等の対応方針を取りまとめ。 ▽規制改革会議が「規制改革推進のための3か年計画」を策定（25日閣議決定）
6月	▽規制改革集中受付月間の実施（2日～30日） ・ 民間等から全国規模の規制改革要望を受付。
7月	▽規制改革会議が「中間とりまとめ」を策定（2日） ・ 規制改革会議が今後取り組むべき課題とそれに係る見解を取りまとめ。

2. 具体的な取組み事例

(1) 全国規模の規制改革・民間開放要望への対応

規制改革会議は、19年6月1日～29日及び10月15日～11月14日を「規制改革

集中受付月間」とし、この間、民間事業者、地方公共団体等から全国規模の規制改革要望の受付を実施。

寄せられた要望への対応は、19年11月5日に「「特区、地域再生、規制改革、公共サービス改革集中受付月間」において提出された全国規模の規制改革要望への対応方針」として、20年3月11日に「「特区、規制改革集中受付月間」において提出された全国規模の規制改革要望への対応方針」として、規制改革推進本部において本部決定された。

▽ 20年3月決定

金融分野に係る主な要望事項	対応
・営業所の設置等に関する事前届出制度の見直し	機動的な店舗運営の実現と業務効率化の観点から、銀行等の営業所の設置等に関する事前届出制度を平成20年度中に見直す。
・銀行監督上求められる決算関係報告書類の重複する報告書類の廃止	決算状況表中「有価証券等の状況」報告を廃止する等、銀行監督上求められる決算関係報告書類について平成21年度中に見直す。
・信託契約代理店に係る財務局宛届出等の緩和	顧客の保護及び行政上の適正な監督等を担保に支障のない範囲で、信託契約代理店における届出事項及びその添付書類等の見直しについて、平成20年度中に所要の措置を講じる。
・信託兼営金融機関等に対する、信託専門関連業務子会社が営む業務（信託兼営金融機関が本体で営みうるものに限る）の代理業務の解禁	信託兼営金融機関等において、信託専門関連業務子会社が営む併營業務（信託兼営金融機関が本体で営みうるものに限る）の代理業務を可能とすべく、平成20年度中に所要の措置を講じる。

(2) 「規制改革推進のための3か年計画（改定）」の策定（平成20年3月25日閣議決定）

本計画は、政府が19年度から21年度までの3か年にわたって取り組む規制改革事項を確定することにより、その着実かつ速やかな実施を図るために、上記「集中受付月間」で寄せられた要望事項、及び民間有識者で構成される「規制改革会議」で策定された「第2次答申」の内容を踏まえて、策定されたものである。

なお、金融分野に関する主な規制改革項目は以下のとおり。

▽ 規制改革推進のための3か年計画（改定）で示された主な検討内容

項目	主な検討内容
金融横断分野	金融規制・監督手法の見直し【19年度検討】 <ul style="list-style-type: none"> 我が国金融・資本市場の国際競争力強化の観点から規制をより改善していくため、ルール・ベース、プリンシプル・ベース規制の最適な組合せに向けた総合的検討、自主規制機能と金融当局による監督との適切な役割分担の検討、金融監督行政のエンフォースメントの明確性・透明性の向上へ向けた方策の検討を行う。
金融商品取引業	プロ向け市場の創設【19年度検討・結論、20年度措置】 <ul style="list-style-type: none"> 金融商品取引法の全面施行といったプロ向け市場の環境整備に向けた法整備をベースとしつつ、プロ向け市場の更なる環境整備に向けた検討を行い必要な措置を講じる。

II 構造改革特区に関する取組み

1. 概要

構造改革特区制度は、「規制改革を地域の自発性を最大限尊重する形で進め、わが国経済の活性化及び地域の活性化を実現する」ことを目的としている。地方公共団体等からの特区提案については、14年7月26日の閣議決定により設置された構造改革特区推進本部（同本部は後に構造改革特別区域法に基づくものとして改組された）が、関係省庁等と連携しつつ、認定の可否を検討してきている。

なお、引き続き特区制度を推進するため、構造改革特別区域法が改正され、特区提案の認定申請の期限は、5年間延長され、24年3月31日までとなった。

▽ 19事務年度中の構造改革特区推進への取組み状況

年・月	取組み状況
19年6月	▽第11次特区提案募集（1日～29日） <ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体等から構造改革特区にかかる第11次提案を募集。
10月	▽第11次特区提案に対する政府の対応方針（9日） <ul style="list-style-type: none"> 6月に寄せられた提案について検討を行い、政府の対応方針を取りまとめ。 ▽第12次特区提案募集（10月15日～11月14日） <ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体等から構造改革特区にかかる第12次提案を募集。
20年3月	▽第12次特区提案に対する政府の対応方針（7日） <ul style="list-style-type: none"> 10月～11月に寄せられた提案について検討を行い、政府の対応方針を取りまとめ。
6月	▽第13次特区提案募集（2日～30日） <ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体等から構造改革特区にかかる第13次提案を募集。

2. 具体的な取組み事例

19 事務年度においては、構造改革特区の第 11 次提案（19 年 6 月）、第 12 次提案（19 年 10 月～11 月）が募集され、各省庁において認定の可否が検討された。なお、19 事務年度に寄せられた金融庁関連の特区提案で、特区として認定されるに至った項目はなかった。

III 地域再生に関する取組み

1. 概要

地域活性化に関する国の施策を地域にとって選択・利用しやすいメニューとして更に体系化するため、18 事務年度に引き続き、「地域再生基本方針」に以下の施策が盛り込まれている（20 年 4 月 25 日閣議決定）。

▽「地域再生基本方針」に盛り込まれている施策

施策名	施策の概要
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域資本市場育成のための投資家教育プロジェクトとの連携事業 	<p>「地域再生推進のためのプログラム」（平成 16 年 2 月 27 日地域再生本部決定）では、国が講ずるべき支援措置の 1 つとして「投資家教育プロジェクトとの連携」が盛り込まれているところである。この事業は、本支援措置を内容とする地域再生計画の認定を受けた自治体に対し、金融庁職員を講師として派遣するなどの支援を行う。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業再生支援協議会、整理回収機構等の連携 	<p>地域経済の動向に甚大な影響を与えるといった事態の発生に伴い、地域企業に対する再生支援を含む各種施策を集中・連携して実施するため、地域再生計画の認定を踏まえ、当該地域の地方公共団体において中小企業再生支援協議会、整理回収機構等関係機関を含む連絡調整組織を整備するとともに、当該地方公共団体からの要請に応じ、企業再生実務に関する説明会に対し、同協議会等が連携して専門家を派遣する等、集中的に支援を行う。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域密着型金融の推進 	<p>地域密着型金融が深化・定着するための動機付けとして、全国各地でのシンポジウムの開催、取組み事例集の周知、先進的な取組み等に対する顕彰等、更なる施策を実施する。</p>

（注）「中小企業再生支援協議会、整理回収機構等の連携」は、金融庁とともに経済産業省も所掌。

2. 地域再生計画の認定

19 事務年度において、内閣府地域再生事業推進室が全国の地方公共団体から受け付けた地域再生計画の認定申請（第 7 回後半〈19 年 7 月 23 日～25 日〉、第 8 回〈19 年 9 月 18 日～28 日〉、第 9 回〈20 年 1 月 16 日～25 日〉、第 10 回前半〈20 年 5 月 16 日～20 日〉）には、金融庁関連の地域再生事項は含まれていなかった。

第4節 金融経済教育の取組み

I 概要

金融経済教育については、平成12年6月の金融審議会答申において、「……今後、金融庁を中心とする関係当局は金融分野における消費者教育に積極的に取り組むべきであり、そのための具体的対応の検討が期待される」とその必要性が述べられた。

こうした金融経済教育の重要性は、政府全体で共通の認識となっており、経済成長戦略大綱（18年7月6日、財政・経済一体改革会議決定）に「国民への金融経済教育の充実を図る」、多重債務問題改善プログラム（19年4月20日、多重債務者対策本部決定）に「多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化」、金融・資本市場競争力強化プラン（20年12月21日 金融庁）に「金融経済教育の一層の推進による金融経済リテラシーの一層の向上」が盛り込まれている。更に、18年6月のサミット財務大臣会合（サンクトペテルブルグ）でも、共同声明で金融教育の重要性が盛り込まれ、その後、OECDを中心にモスクワ（18年11月）、ワシントン（20年5月）で国際コンファレンスが開かれるなど、金融経済教育は世界共通の重要な課題として捉えられている。

金融庁では、17年6月に金融経済教育懇談会がとりまとめた「金融経済教育に関する論点整理」も踏まえ、以下のとおり様々な取組みを行っている。（資料6-4-1参照）

II 金融経済教育の具体的な取組み状況

1. パンフレット等の作成・配布

(1) 小学生向けパンフレットの作成・ウェブサイト掲載

小学生にも世の中のお金の流れを容易に理解してもらうため、小学生向けパンフレット「くらしと金融」を作成し、金融庁ウェブサイトに掲載している。（資料6-4-2参照）

(2) 中学生・高校生向け副教材の作成・配布等

学習指導要領に対応した中学生・高校生向け副教材「わたしたちの生活と金融の働き」（中学生向けパンフレット、高校生向けパソコンソフト）を作成し、ウェブサイトに掲載するとともに、授業等で活用要望のある学校に広く無償配付した（19事務年度配布実績 中学校9万9千部、高校1万8千部）。（資料6-4-3参照）

(3) 高校3年生及び一般社会人向けパンフレット・DVDの作成・配布等

高校3年生及び一般社会人を対象に金融取引の基礎知識をとりまとめたパンフレット「はじめての金融ガイド」を作成し、ウェブサイトに掲載するとともに、全国の地方公共団体、高校、大学等に要望部数無償配付した（19事務年度配布実績 62万部）。（資料6-4-4参照）

また、20年3月、多重債務、振り込み詐欺、偽造・盗難キャッシュカード等の金融トラブルの未然防止を目的として「はじめての金融ガイド」DVD版を作成し、

20年5月、全国の地方公共団体、高校、大学等に広く無償配付した（2万7千枚）。
（資料6-4-5参照）

(4) 多重債務者発生予防のための啓発リーフレットの作成・配布等

19年9月、多重債務者の発生予防を目的としてリーフレット「安易に借金をしてはいけません～多重債務に陥らないために～」を文部科学省と共同で作成し、ウェブサイトに掲載した。その後、19事務年度中に、全国の地方公共団体、高校、大学等に広く無償配付した（135万部）。（資料6-4-6参照）

2. 文部科学省及び学校教育現場等への働きかけ

19年10月、文部科学省に対して、学習指導要領における金融経済教育に関する記述の充実を要請し、20年3月に改訂された小・中学校の学習指導要領において「金融・経済」関連の記述が充実された。また、財務局・財務事務所を通じて学校教員向けの研修を19事務年度中に41回実施した。さらに、20年1月、教科書会社向けに金融経済教育に関する説明会を実施した。

3. シンポジウムの開催

地域住民を対象に、金融取引に関するトラブル事例にもふれながら、生活設計や資産運用の在り方について考えていただくためのシンポジウムを、財務局との共催で、仙台市、東京都中央区、名古屋市、大阪市、広島市、福岡市で開催した。（資料6-4-7参照）

4. 当庁ウェブサイトにおける金融経済教育コーナーの充実

一般消費者への金融に関する消費者教育の充実を図ることを目的として開設している当庁ウェブサイト「おしえて金融庁」及び「一般のみなさんへ」において、トラブル防止のための警告情報を適時に掲載するなど情報提供の充実に努めた。

5. 金融広報中央委員会の活動への協力

金融広報中央委員会が行う各種の金融知識普及活動に対し協力を行っている。具体的には、作文コンクールにおける審査や金融担当大臣賞の授与等の協力を行ったほか、教員向け研修や教科書会社向け説明会を共同で実施した。

6. 金融知識普及功績者表彰

当庁は、金融経済教育に関する活動をより一層推進するため、日本銀行とともに国民の金融に係る知識の普及・向上に功績のあった者及び団体に対してその功績を顕彰している。19年度の表彰者数は個人16名・団体5団体（19事務年度 19件）。（資料6-4-8参照）

7. 後援名義の付与

金融知識の普及・啓発を目的として金融関係団体等が実施する各種講演会・セミナー

一等の活動に対し、「金融庁後援」名義を付与し、金融知識の普及活動を後押しした（19事務年度 19件）。（資料6-4-9参照）

8. 高度金融人材の育成

19年12月、全国銀行協会、日本証券業協会、（社）信託協会、（社）生命保険協会、（社）日本損害保険協会及び国際銀行協会に、講師派遣やインターンシップ受け入れに関する大学・大学院との連絡窓口の設置を要請するとともに、文部科学省に対して、大学・大学院における高度かつ実践的な金融教育の充実を要請した。また、20年5月には、各大学・大学院に対して、各業界団体に設置された連絡窓口を活用して、高度かつ実践的な金融教育を充実するよう要請した。

第3部 金融監督等

第7章 業態横断的な監督をめぐる動き

第1節 監督におけるベター・レギュレーション推進のための取組み

I 概要

金融庁では、平成19年夏以来、金融規制のさらなる質的向上を目指した取組み、すなわち、ベター・レギュレーションへの取組みを進めてきた。

特に、監督においては、様々な取組みを進めており、例えば、法令に関する疑問や誤解に答える質疑応答集「金融商品取引法の疑問に答えます」の公表、「わが国金融機関のサブプライム関連商品・証券化商品等の保有状況やリスク管理状況」の公表、バーゼルⅡの実施、さらには「金融上の行政処分について」等を策定・公表している。

II 監督における具体的な取組み

1. ルール・ベースの監督とプリンシプル・ベースの監督の最適な組合せ

- (1) 金融庁は、利用者保護と利用者利便のバランスに配慮した金融商品取引法の趣旨・目的が広く理解され、同法の円滑な運用がなされるよう、法令に関する疑問や誤解に答える質疑応答集「金融商品取引法の疑問に答えます」を公表（20年2月21日）
- (2) ルール・ベースの監督とプリンシプル・ベースの監督の連携を図る官民共同の取組みも進展。「証券会社の市場仲介機能等に関する懇談会」の論点整理（18年6月公表）に応じ、日本証券業協会等において、取引所取引に係る約定取消しルール等12の自主規制ルールを改正・策定。

2. 優先課題の早期認識と効果的対応

(1) サブプライムローン問題への対応

- ① サブプライムローン問題の深さと広がりを認識した上で、重点的に行政資源を投入。
- ② わが国金融システムへの影響を把握・分析（わが国金融機関のサブプライム関連商品・証券化商品等の保有状況やリスク管理状況を公表（19年11月、20年2月、6月））。わが国金融機関のリスク管理状況を注意深くフォロー。
- ③ サブプライムローン問題の情報収集・分析等について、意見交換を行うために、金融市場戦略チームを大臣の私的研究会として設置。19年9月の第1回会合開催以後、現在まで19回開催され、2度報告書を公表（19年11月、20年6月）。

- (2) 年度当初に、フォワードルッキングにその年度の監督方針の基本方針を策定、重

点課題を明示。19 事務年度においては、リスク管理の高度化等を重点課題として位置づけ。

3. 金融機関の自助努力尊重と金融機関へのインセンティブの重視

バーゼルⅡは、内部格付手法の導入や、より精緻な信用リスクの計測等といったインセンティブ重視の仕組みが随所に盛り込まれているため、その実施に当たっては、例えば、銀行のリスク管理に関する独自性・自主性を十分に機能させることが重要であると考えられる。

サブプライムローン問題に関し、わが国の金融機関において、サブプライムローン関連商品を直接保有することに伴うリスクが全体としてみれば相対的に限定されているのは、バーゼルⅡの適切な実施等の、リスク管理の高度化に向けた努力の結果もあるとの指摘もある。

4. 行政対応の透明性・予測可能性の向上

検査・監督の枠組みにおいて、透明性・予測可能性の向上に努力。業態別の監督指針や「金融上の行政処分について」等を策定・公表。その他、①事例集（行政処分事例集）等の策定・公表、②ノーアクション・レター制度の利便性の向上に向けた見直し、③Q&Aを通じたルール解釈・適用に係る具体的事例の蓄積、④金融機関の経営に関する計数の集計・公表等に努めている。

第2節 金融コングロマリット監督と国際監督

I 金融コングロマリット監督指針

平成17年6月24日に策定・公表した「金融コングロマリット監督指針」は、銀行業、保険業、証券業といった業態をまたがるグループ形態（金融コングロマリット）が多く見られることとなった状況を踏まえ、グループとしての財務の健全性や業務の適切性に重大な影響を与える可能性があるリスク等を整理するとともに、グループとしてのリスク管理態勢等に係る監督上の着眼点・留意点を明確化したものである。

本監督指針については、策定・公表後における環境変化等を踏まえつつ、随時必要な改正を加えてきたところである。19事務年度においては、金融商品取引法の施行に伴い、19年9月30日に、金融コングロマリットに係る本監督指針上の定義を変更する旨の改正を行った。

II 金融コングロマリットの概況

「金融コングロマリット」とは、銀行、保険会社、金融商品取引業者（第一種金融商品取引業（有価証券関連業に限る。）又は投資運用業を行う者）のうち、2以上の異なる業態の金融機関を含むグループをいう（「金融庁組織規則第8条第4項第1号」）。

20年3月末時点において、「金融コングロマリット」に該当するグループは、国内系、外国系合わせて、123グループ、それらを構成する金融機関（銀行、保険会社、証券会社等）は350機関存在する。金融庁では、「金融コングロマリット」に該当するこれらのグループについて、コングロマリット化に伴って生じる新たなリスクが、グループ内の個々の金融機関の健全性に問題を生じさせていないか、監督指針に基づき、ヒアリング等を通じて十分な実態把握を行うとともに、適時適切に監督上の措置を講じているところである。

なお、「金融コングロマリット」に対する実効性のあるモニタリングや、業態横断的な取引等に係る監督事務の企画・立案及び必要な調整を行う体制を一層整備する観点から、監督局内にコングロマリット室を設置し（18年7月から府令室）、コングロマリット監督の充実・強化に努めている。

III 国際監督室について

監督局の所掌事務に関して諸外国の監督当局等との連絡調整等を行うことを目的として、16年11月8日に監督局総務課に国際監督室が設置された。国際監督室では、行政処分発動の際などにおける海外監督当局（特にOCC、FRB、UKFSA等）への連絡及び情報交換等を行っている。

第3節 サブプライムローン問題への対応について

I 概要

平成19年夏以降、米国のサブプライムローン問題を契機として、証券化商品の市場や株式市場を含めたグローバルな金融市場に幅広く混乱が生じている。この問題に対し、これまで以下のような取組み・対応を行ってきた。

- ① 国内外の株式、為替、クレジット市場といった様々な市場動向の把握、分析
- ② 市場動向を的確に把握するための態勢整備の推進
- ③ わが国金融機関のサブプライムローン関連商品・証券化商品等の保有状況やリスク管理状況の把握
- ④ サブプライムローン問題を踏まえた監督指針の改正
- ⑤ F S F（金融安定化フォーラム）等における国際的な議論への積極的な参画

この他、渡辺前金融担当大臣の私的研究会である「金融市場戦略チーム」においても、サブプライムローン問題について議論が行われている。

金融庁では、引き続き、高い警戒水準を維持しつつ、様々な市場動向やその金融機関に与える影響等について、内外の関係当局とも連携しながら、注意深くフォローしていく。

II これまでの対応

1. 市場動向の把握

株式、為替、クレジットといった様々な市場について、庁内関係部署との情報交換、市場の実務家等に対するヒアリング等を通じ、把握・分析に努めている。

2. 市場動向を的確に把握するための態勢の充実・強化の推進

市場からの情報を的確に監督に活かしていくことが重要であり、20年7月にリスク分析参事官室を設置するなど、態勢整備を進めている。また、市場動向等が金融機関の経営や金融システム全体に与える影響を適切に把握するため、金融商品取引業者に対する早期警戒制度の導入等の取組みを通じ、監督機能の強化を図った。

3. わが国金融機関のサブプライム関連商品・証券化商品等の保有状況及びリスク管理状況の把握（資料7-3-1～4参照）

サブプライムローン問題がわが国の金融システムにどのような影響を与えるかという問題意識の下、日常的なヒアリング等を通じ、金融機関のサブプライム関連商品等の保有状況、リスク管理状況等の把握に努めている。

このうち、預金取扱金融機関のサブプライム関連商品の保有額や損失額については、19年9月末より四半期毎に公表を行っている。また、20年3月末の状況については、F S F 報告書に示された先進的開示事例を踏まえ、証券化商品等の保有状況について

も公表を行っている。

なお、この公表に基づく 20 年 3 月末時点のわが国の預金取扱金融機関のサブプライム関連商品・証券化商品等の保有状況は以下のとおり（点線内はサブプライム関連商品）。

証券化商品等全体		
保有額	評価損益	実現損益 (売却損益・減損等)
約23兆円	▲約1兆円	▲約1.5兆円
約1兆190億円	▲約1,250億円	▲約7,250億円

こうした状況に鑑みると、サブプライムローン問題を契機とするグローバルな市場の混乱は、わが国の金融機関に相当程度の影響を与えているものと考えられるが、一方で

- ① （1社の損失が3兆円から4兆円にもものぼっている）欧米の巨大複合金融機関と比較して相対的に限定されており、
 - ② 損失額が期間利益の範囲内であり、当期利益を確保している、
- 等から、現時点において、サブプライムローン問題がわが国の金融システムに深刻な影響を与える状況にはないと考えられる。

4. サブプライムローン問題を踏まえた監督指針の改正

サブプライムローン問題により明らかになった証券化商品の取引に関する問題点について、原債権に関する情報への追跡可能性（Traceability）を確保するため、金融商品取引業者向けの総合的な監督指針の改正を行った（20年4月2日公表）。また、各金融機関に対するヒアリングやFSF等の国際的な枠組みにおける検証などを通じて得られたリスク管理上の留意点を踏まえた主要行等向けの総合的な監督指針の改正案の意見募集を行っている（20年6月6日募集開始）。

5. FSF等における国際的な議論への積極的な参画

FSFやIOSCO（証券監督者国際機構）等の様々な国際的な枠組みに積極的に参画し、協力・貢献する中で、証券化の一連のプロセスにおける各当事者の情報伝達の確保やリスク管理の問題、バーゼルⅡ実施の重要性等についてわが国としての考え方を主張してきた。

また、20年4月11日に開催された7カ国財務大臣・中央銀行総裁会議（G7）では、FSF報告書で示された証券化商品等に関する重要なリスク・エクスポージャーの「先進的開示事例」に倣い、金融機関に適切な開示を促す内容を含む声明が採択された。

6. 金融市場戦略チームについて（資料7-3-5～8参照）

サブプライムローン問題が金融市場に様々な影響を与える中で、サブプライムロー

ン問題の情報収集・分析等について、有識者と忌憚なく意見交換を行うため金融市場戦略チームが設置された（大臣の私的研究会）。19年9月に第1回会合を開催以後、これまでに19回開催され、2度報告書を公表している。

第1次報告書（19年11月30日公表）では、第1回会合から第10回会合までの議論を踏まえ、サブプライムローン問題に関する以下の論点について、政策提言を行っている。

- ① 監督当局による市場動向の把握、モニタリングの強化
- ② 監督当局間の国際的な連携強化
- ③ 「証券化によるリスク移転を前提とした融資モデル」の問題への対応
- ④ 証券化商品の原債権の追跡可能性（Traceability）の確保
- ⑤ 十分なデータによる統計処理を前提とした証券化
- ⑥ プリンシプルの提示とベスト・プラクティスの模索
- ⑦ 格付会社について
- ⑧ 証券化商品の価格評価・会計処理について

第2次報告書（20年6月12日公表）では、第11回会合から第19回会合までの議論を踏まえ、第1次報告書以降のサブプライムローン問題に係る状況をフォローするとともに、今後のグローバルな金融市場に関するわが国としての課題や留意点として、以下の論点が提示された。

- ① わが国不良債権問題の教訓
- ② （サブプライムローン問題に係る）これまでの政策対応（FSFやIOSCOの報告書で示された）処方箋に対する評価と課題
- ③ グローバルな金融市場に係る我が国としての留意点

第4節 郵政民営化について

I 経緯（資料7-4-1～2参照）

郵政民営化については、平成17年10月14日に郵政民営化関連6法が成立し、19年10月1日から実施されることとなった。

金融庁としては、郵政民営化が円滑に行われるよう、民営化までに必要な措置について関係省庁（郵政民営化推進室及び総務省）と連携を図りつつ、郵政民営化の具体化に向けて対応を行ってきたところである。

II 民営化までの対応

1. 郵政民営化法等の施行に伴う関連政令・府令の整備

郵政民営化法の施行に伴い、「郵政民営化法施行令」の規定の整備を行い、郵政民営化委員会（19年6月8日）の審議及び行政手続法上の意見公募手続（19年6月4日～7月4日）を経て、同年8月3日に公布した。

また、郵政民営化法及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、「日本郵政株式会社が銀行持株会社等である場合の届出に関する手続を定める内閣府令案」等を作成し、行政手続法上の意見公募手続（19年6月29日～7月30日）を経て、同年9月20日に公布した。

2. 「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画」の認可（19年9月10日）

19年4月27日付で日本郵政株式会社から、内閣総理大臣及び総務大臣に対して認可申請があった「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画」について、郵政民営化法に基づき、郵政民営化委員会の意見を聴取し、財務大臣に協議した上で、同年9月10日に認可した。（資料7-4-3参照）

3. 郵政民営化の実施（19年10月1日）

郵政民営化法が施行したことに伴い、日本郵政公社が解散し、その機能を引き継いだ、日本郵政株式会社、郵便事業株式会社、郵便局株式会社、株式会社ゆうちょ銀行（以下「ゆうちょ銀行」という。）、株式会社かんぽ生命保険（以下「かんぽ生命」という。）がそれぞれの業務を開始した。

III 民営化後の対応

1. 新規業務（運用対象の自由化）の認可（19年12月19日）

19年10月4日にゆうちょ銀行及びかんぽ生命から認可申請のあった新規業務（運用対象の自由化）について、郵政民営化法に基づき、郵政民営化委員会の意見を聴取した上で、同年12月19日に認可した。（資料7-4-4参照）

2. 新規業務（クレジットカード業務、他の保険会社の法人向け商品の受託販売等）の認可（20年4月18日）

19年11月26日にゆうちょ銀行から認可申請のあった新規業務（クレジットカード業務等）、及びかんぽ生命から認可申請のあった新規業務（他の保険会社の法人向け商品の受託販売等）について、郵政民営化法に基づき、郵政民営化委員会の意見を聴取した上で、20年4月18日に認可した。（資料7-4-5参照）

第5節 オフサイト・モニタリング

I オフサイト・モニタリングの意義

監督部局の役割は、検査と検査の間の期間においても、継続的に情報の収集・分析を行い、金融機関の業務の健全性や適切性に係る問題を早期に発見するとともに、必要に応じて行政処分等の監督上の措置を行い、問題が深刻化する以前に改善のための働きかけを行っていくことである。

具体的には、金融機関に対して定期的・継続的に経営に関する報告を求める等により、金融機関の業務の状況を常に詳細に把握するとともに、金融機関から徴求した各種の情報の蓄積及び分析を迅速かつ効率的に行い、経営の健全性及び業務の適切性の確保等に向けた金融機関の自主的な取組みを早期に促している。

II オフサイト・モニタリングの実施

金融機関を取り巻くリスクが多様化・複雑化する中、金融機関の経営の健全性の状況を継続的・定量的に把握する重要性が高まっていることから、財務会計情報に加え、金融機関の市場リスク、流動性リスク、信用リスクの状況等について報告を求め、常時把握し、分析を行っている。加えて、金融機関との定期的な面談や意見交換等を通じて、金融機関との日常的なコミュニケーションを確保し、財務情報のみならず、経営に関する様々な情報についても把握するように努めている。

1. 各業態におけるオフサイト・モニタリングの対応

(1) 預金取扱金融機関

毎期の決算に基づく報告のほか、市場リスク、流動性リスク、信用リスク等のリスク情報について、各リスクの顕在化速度に応じた頻度で報告を求めるとともに、経営の健全性に関する検証や決算ヒアリング、総合的なヒアリング等の各種ヒアリングを実施している。

加えて、平成19事務年度においては、主要行等に関しては、「平成19事務年度主要行等向け監督方針」を策定し、①利用者保護の徹底と利便性の向上、②リスク特性を踏まえたリスク管理態勢の整備、③グローバルリット・国際化への対応等に重点を置いた監督を行った。

また、中小・地域金融機関に関しては、「平成19事務年度中小・地域金融機関向け監督方針」を策定し、①地域密着型金融の推進、②地域の利用者保護の徹底と利便性の向上、③リスク特性を踏まえたリスク管理態勢等に重点を置いた監督を行った。

(2) 保険会社

毎期の決算に基づく報告（業務報告書等）のほか、契約動向や資産の保有状況等について定期的に報告を求めるとともに、財務の健全性に関する検証や決算ヒアリング、

保険計理人ヒアリング等を実施している。

加えて、19 事務年度においては、サブプライムローン問題を契機とするグローバルな市場混乱を踏まえ、証券化商品等の保有状況及びリスク管理等に重点を置いた監督を行った。

(3) 金融商品取引業者

毎期の決算に基づく報告（業務報告書等）のほか、金融商品取引法上の健全性指標である自己資本規制比率、主要勘定残高等について月次で報告を求めるなど財務の健全性に関して検証を行っている。

加えて、19 事務年度においては、金融商品取引業者等に関し、「平成 19 事務年度金融商品取引業者等向け監督方針」を策定し、金融商品取引業者の監督として、①適正な業務運営態勢、人的構成の確保、高度で強固な法令等遵守態勢・リスク管理態勢の整備、②利用者保護等に重点を置いた監督を行なった。

また、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」を改正し、金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者）の財務の健全性に対するオフサイト・モニタリングの機能を強化する観点から、早期警戒制度を導入することとしその運用を開始した。

2. モニタリング・システムの整備

限られた人員・予算の下で、金融機関に対して有効なオフサイト・モニタリングを行うためには、報告・分析の対象となる情報の処理をコンピュータ・システムで迅速かつ効率的に行うことが不可欠であり、システムの維持及び機能強化を図っている。

19 事務年度は、預金取扱機関、金融商品取引業者及び保険会社を対象としてシステムを運用している。データの暗号化、オンラインによるデータ徴求等により、事務の効率化、利便性の向上、情報管理面での安全性の向上に資しているが、金融機関をとりまく環境変化を踏まえ、分析機能の改修を実施するなどシステムの更なる機能強化を図った。

Ⅲ 早期警戒制度について

1. 趣旨（資料 7-5-1 参照）

14 年 10 月の「金融再生プログラム」においては、「早期警戒制度の活用」として「自己資本比率に表されない収益性や流動性等、銀行経営の劣化をモニタリングするための監督体制を整備する」こととされた。

これを受け、早期是正措置の対象とはならない段階における金融機関であっても、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な経営改善への取組みがなされる必要があるとの観点から、行政上の予防的・総合的な措置を講ずることにより、金融機関の早め早めの経営改善を促す仕組みとして「早期警戒制度」を整備した。

2. 概要

基本的な収益指標、大口与信の集中状況、有価証券の価格変動等による影響、預金動向や流動性準備の水準を基準として、収益性、信用リスク、市場リスクや資金繰りについて経営改善が必要と認められる金融機関に関して、原因及び改善策等についてヒアリング等を行い、必要な場合には 銀行法第 24 条等に基づき報告を求めることを通じて、必要な経営改善を促すこととしている。

さらに、業務の改善を確実に実行させる必要があると認められる場合には、銀行法第 26 条等に基づき業務改善命令を発出することとしている。

なお、14 年 12 月の制度の導入時に設けられた収益性改善措置、安定性改善措置、資金繰り改善措置の 3 つの措置に加え、15 年 3 月の「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」を受けて、同年 6 月末から新たに「信用リスク改善措置」を追加した。

また、19 年 3 月末から実施されたバーゼルⅡの第 2 の柱への対応として、18 年 3 月には主要行等向け及び中小・地域金融機関向けの各監督指針を改正し、銀行勘定の金利リスクに係るモニタリング（19 年 4 月より実施）を含む早期警戒制度の規定の見直しを行った。

保険会社に対しては、15 年 8 月に早期警戒制度を導入し、早期是正措置の対象とはならない保険会社であっても、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、早め早めの経営改善を促すこととした。

さらに、金融商品取引業者に対しては、20 年 4 月から第一種金融商品取引業を行う者について早期警戒制度を導入。自己資本規制比率の変動や有価証券の価格変動、為替変動の影響等の観点から個々の金融商品取引業者のリスクの所在を特定、早期の経営改善への取組みを促すこととした。（資料 7-5-2 参照）

IV 早期是正措置の概要及び運用

1. 早期是正措置の趣旨（資料 7-5-3 参照）

10 年 4 月に導入された早期是正措置は、金融機関の経営の健全性を確保するため、自己資本比率という客観的な基準を用い、当該比率が一定の水準を下回った場合、予め定めた是正措置命令を発動するものである。

これにより、

- ① 金融機関の経営状況を客観的な指標で捉え、適時に是正措置を講じることにより、金融機関経営の健全性確保と経営破綻の未然防止を図ること、
- ② 是正措置の発動ルールを明確化することにより、行政の透明性確保にも資すること、
- ③ 結果として、金融機関が破綻した場合の破綻処理コストの抑制につながること、などが期待される。

2. 発動基準

早期是正措置は、いわゆる業務改善命令、業務停止命令（銀行法第 26 条第 1 項等）の 1 形態として、自己資本の充実の状況によって必要があると認めるときに発動す

るものとして定められている（同条第2項等）。

早期是正措置の発動基準となる「自己資本の充実の状況」については、国際的にも認められた「自己資本比率」という基準を用いることとしている。

この自己資本比率は、国際的に統一的なルールとして認められた方式により算出されるものであり、株主資本（資本金、法定準備金、剰余金等）等の自己資本を分子として、また、リスクアセット（金融機関の保有資産やリスクの種類に応じて算出されたリスク資産額の合計額）を分母として算出される。

自己資本は、各金融機関の抱えるリスクを吸収するために経営の安定上必要不可欠な財務基盤であり、その充実は、各金融機関が金融市場において預金者や投資家からの十分な信認を確保する上で極めて重要である。

$$\text{(注) 自己資本比率} = \frac{\text{自己資本額（資本金等）}}{\text{リスクアセット額}}$$

3. 措置区分（資料7-5-4参照）

早期是正措置の措置区分は、自己資本比率の状況に応じて定められている。

当初は第1から第3までの3段階であったが、10年10月に成立した早期健全化法において、金融再生委員会が同法に基づき施策を講じるにあたって、早期是正措置との効果的な連携を確保するべきものとされたことを受けて見直しを行い、現在は4段階となっている。

また、10年12月の金融システム改革法の施行に伴い、早期是正措置の発動基準について、国際基準、国内基準に関わらず、連結ベース及び銀行単体ベースそれぞれの自己資本比率に基づくこととなった。

さらに、14年12月の事務ガイドラインの改正で、早期是正措置に係る命令を受けた金融機関の自己資本比率改善までの期間を3年から1年へ短縮するなどの厳格化を行った。

	自己資本比率		措置の内容
	国際基準行	国内基準行	
第1区分	8%未満4%以上	4%未満2%以上	経営改善計画（原則として資本増強に係る措置を含む）の提出及びその実行
第2区分	4%未満2%以上	2%未満1%以上	資本増強に係る合理的と認められる計画の提出・実行、配当・役員賞与の禁止又はその額の抑制、総資産の圧縮又は抑制等

第2区分の2	2%未満0%以上	1%未満0%以上	自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は銀行業の廃止等の措置のいずれかを選択した上当該選択に係る措置を実施
第3区分	0%未満	0%未満	業務の全部又は一部の停止

4. 発動実績

19 事務年度における早期是正措置に基づく是正命令の発動実績はなし。

※ 早期是正措置導入後の発動実績の累計

銀行等	14 件
信用金庫	23 件
労働金庫	0 件
信用組合	61 件
系統金融機関	3 件

(注) 労働金庫は、厚生労働大臣と金融庁長官の連名、系統金融機関については、農林水産大臣と金融庁長官の連名で命令が発出される。

第6節 金融上の行政処分について

I 行政処分の趣旨（資料7-6-1参照）

信用秩序の維持、預金者、保険契約者、有価証券の投資者等の利用者保護、及び公正・透明で活力ある市場の整備といった目的に則し、明確なルールの下、公正かつ透明な行政を実施するという基本的考え方に基づき、当庁では、立入検査、報告徴求等により事実関係を把握し、必要があると認められた場合には厳正かつ適切な行政処分（注1）を行っているところである。また平成19年3月には、こうした行政処分に対する基本原則や、実際に処分を行う際の勘案要素について「金融上の行政処分について」として公表を行った。20年4月には、「金融サービス業におけるプリンシプル」の公表を踏まえた一部改訂を行い、各金融機関がプリンシプルに基づき、自主的な対応を的確に行っている場合は、軽減事由として考慮することを明確化した。

II 行政処分の業態別発動状況（資料7-6-2～3参照）

19事務年度における行政処分の業態別発動件数（注2）は、以下の通り。

※【 】内の件数は業務停止命令等（注3）の件数。

① 銀行等	:	4件【 0件】
② 協同組織金融機関	:	12件【 0件】
③ 金融商品取引業者等	:	53件【30件】
④ 保険会社等	:	6件【 2件】
⑤ 貸金業者等	:	5件【 2件】
⑥ 特定目的会社	:	1件【 0件】
⑦ 前払式証票発行者	:	0件【 0件】
⑧ 抵当証券業者	:	0件【 0件】

（注1）本節でいう行政処分とは、金融庁及び財務局等から発出・公表を行った不利益処分等（業務改善命令、業務停止命令、登録取消し、許可取消し、認可取消し等）をいう。

（注2）本節でいう業態の内訳は、銀行等（主要行等、外国銀行支店等、その他銀行、地域銀行、信託会社）、協同組織金融機関（信用金庫、信用組合、労働金庫、農水系統）、金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者、第二種金融商品取引業者、投資助言・代理業者、投資運用業者、投資法人、金融商品仲介業者、証券金融会社）、保険会社等（生命保険会社、損害保険会社、少額短期保険業者等）、貸金業者等（貸金業者、特定目的会社）をいう。

（注3）本節でいう業務停止命令等とは、業務停止命令、登録取消し、許可取消し、

認可取消し等をいう。

第7節 反社会的勢力への対応について

I 経緯

「犯罪に強い社会の実現のための行動計画－「世界一安全な国、日本」の復活を目指して」（平成15年12月犯罪対策閣僚会議）を踏まえ、公共事業からの暴力団排除、企業活動からの暴力団排除等の暴力団の資金源に打撃を与えるための総合的な対策を検討するため、平成18年7月21日、関係省庁の申合わせにより暴力団資金源等総合対策に関するワーキングチームが設置された。金融庁としては、関係省庁と連携を図りつつ、上記の目的の具体化に向けて対応を行ってきたところである。

II これまでの対応

1. 暴力団資金源等総合対策に関するワーキングチーム

18年6月20日、第7回犯罪対策閣僚会議において暴力団資金源等総合対策に関するワーキングチームの設置を指示され、同年7月21日、関係省庁の申し合わせにより設置された（19年7月、暴力団取締り等総合対策に関するワーキングチームに改称）。

2. 企業活動からの暴力団排除

- (1) 暴力団資金源等総合対策に関するワーキングチームの下部組織として企業活動からの暴力団排除グループが設置された。同グループにおいて、企業における反社会的勢力による被害を防止するための基本的な理念や具体的な対応に関する「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（政府指針）の策定に向けた検討を重ねた。19年6月19日、犯罪対策閣僚会議幹事会における申し合わせにより同指針が策定され、同年7月3日、第9回犯罪対策閣僚会議において報告された。
- (2) 金融庁では、19年7月、政府指針の周知を図るべく、関係業界団体に対して要請文を発出し、さらに、20年3月、政府指針の内容を踏まえた各業態の監督指針の改正を行い、金融取引等からの反社会的勢力の排除に努めている。
- (3) 証券取引に介入してくる暴力団等の反社会的勢力の違法又は不当な行為の防止を図り、健全で公正な証券市場の構築に寄与するため、19年9月に施行された金融商品取引法において、金融商品取引業者の登録審査における、暴力団関係者の排除のための条項を新設した。また、金融庁、警察庁及び日本証券業協会等から組織される「証券保安連絡会」において、証券版「不当要求情報管理機関」の設置、証券警察連絡協議会等の反社会的勢力排除に向けた実効的対策について、検討している。

第8章 預金取扱金融機関の監督をめぐる動き

第1節 監督指針・監督方針

I 主要行等向けの総合的な監督指針・監督方針

1. 主要行等向けの総合的な監督指針の改正等

本監督指針は、平成17年10月28日に策定された後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところであり、19事務年度においても以下のとおり改正等を行っている。

(1) 金融商品取引法の施行等に伴う改正（19年9月30日）

金融商品取引法の施行等に伴い、特定預金等（金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動によりその元本に損失が生ずるおそれがある預金又は定期積金等）や投資信託等のリスク商品等の販売・説明態勢等に係る主な着眼点等を追記する等、所要の改正を行った。

(2) 郵政民営化に伴う改正（19年10月1日）

郵政民営化に伴い、新たに設立される郵便貯金銀行に「主要行等向けの総合的な監督指針」を適用するため、郵便貯金銀行を「主要行等」の定義に含めるとともに、所要の改正を行った。

(3) 犯罪による収益の移転防止に関する法律の全面的な施行等に伴う改正（20年3月1日）

犯罪による収益の移転防止に関する法律の全面的な施行に伴い、所要の改正を行った。

(4) 法令適用事前確認手続き（ノーアクションレター制度）等に係る改正（20年3月26日）

① 法令適用事前確認手続き（ノーアクションレター制度）について

「行政機関による法令適用事前確認手続きの導入について」の改正（19年6月22日閣議決定）を踏まえ、19年7月2日付で「金融庁における法令適用事前確認手続きに関する細則」を改正した。これらの改正を受けて、各監督指針のノーアクションレターに係る部分について所要の改正を行った。

② 行政処分等を行う際の留意点等について

行政処分を検討する際の勘案要素等について明確化を図るため、所要の改正を行った。

③ 与信取引に関する顧客への説明態勢について

19年10月1日より、信用保証協会の保証付き融資について、「責任共有制度」が導入されたことに伴い、与信取引に関する顧客への説明態勢の一層の整備を

図るため、所要の改正を行った。

④ 反社会的勢力による被害の防止について

「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」（19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）の趣旨を踏まえ、主要行等が反社会的勢力との関係を遮断するための態勢整備の検証に係る着眼点を追加した。（第3部第7章第7節参照）

(5) 本人確認、疑わしい取引の届出義務等に係る改正（20年5月16日）

① 本人確認、疑わしい取引の届出義務等について

盗難通帳等による預金等の不正払戻しを防止するための態勢整備、顧客対応等に係る監督上の主な着眼点等を追記する改正を行った。

また、テロ資金供与やマネー・ローンダリング等に利用されることを防止するための態勢整備等に係る監督上の主な着眼点等を追記する改正を行った。

② オフサイト・モニタリングについて

オフサイト・モニタリングの一環として実施する定期的なヒアリングについて改正を行った。

(6) 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律の施行を踏まえた改正（20年6月21日）

犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律の施行を踏まえ、犯罪利用預金口座等の取引停止等の措置、預金等に係る債権の消滅手続及び被害回復分配金の支払手続等を適切に講ずるための態勢整備に係る監督上の主な着眼点等を追記する改正を行った。

(7) リスク管理等に係る改正を予定（20年6月6日意見募集開始）

① リスク管理について

サブプライムローン問題を受け、当庁による各金融機関に対するヒアリングやF S F等の国際的枠組みにおける検証などを通じて得られたリスク管理上の留意点を監督上の着眼点に追記する等の改正を予定。

② 銀行代理業制度について

銀行代理業制度に関して、監督・代理業許可申請審査の一層の効率化等を図るため所要の改正を予定。

③ 銀行免許の手続きについて

銀行の財務や経営に影響力を有する株主が存在する銀行の免許審査に係る監督上の主な着眼点等を追記する改正を予定。

2. 平成19事務年度主要行等向け監督方針に基づく対応（資料8-1-1参照）

(1) 利用者保護の徹底と利便性の向上

各金融機関における利用者利便の向上に向けた取組みを確認するとともに、利用者保護等に向けて、実効性ある管理態勢が構築されているかに留意して、①顧客説

明態勢及び相談・苦情処理機能の充実・強化、②金融犯罪防止等に向けた対策の強化・徹底及び適切な顧客対応の確保、③システムリスク管理態勢の適切性の確保、④業務運営の適切性を確保するための態勢整備、⑤借り手のニーズに対応した審査・融資管理態勢の整備、⑥外部委託先における適切な業務運営の確保、⑦マネー・ローンダリング防止等に係る取組み、の7項目について、金融機関からの報告や当局に寄せられた情報等を踏まえたヒアリング等を通じて、重点的に監督を行った。

(2) リスク特性を踏まえたリスク管理態勢等

金融機関の自主的・持続的取組みにより、金融機関の財務の健全性が確保されるためには、適切なリスク管理が行われることが重要であるため、①リスク・リターンの視点を踏まえた業務運営、②運用資産の多様化等への対応、③自己資本の質の向上、④バーゼルⅡへの対応について、金融機関に対するヒアリング等を通じて、重点的に監督を行った。

特に、サブプライムローン問題により内外の金融機関が損失を被ったことを踏まえ、当庁による各金融機関に対するヒアリングや金融安定化フォーラム（FSF）等の国際的枠組みにおける検証などを通じて浮かび上がったリスク管理上の留意点について、これを踏まえた主要行等向けの監督指針改正について意見募集を実施した（20年6月13日から1ヶ月間）。

(3) コングロマリット・国際化への対応

主要行等において、コングロマリット化や海外業務の拡大が進展していることを踏まえ、①コングロマリットへの対応、②国際化への対応、③我が国金融・資本市場の国際化に向けての監督の改善、の3項目について、検査とも連携しつつ、金融機関に対するヒアリング等を通じて、重点的に監督を行った。

Ⅱ 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針・監督方針

1. 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の改正等

本監督指針は、16年5月31日に策定された後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところであり、19事務年度においても以下のとおり改正等を行っている。

(1) 「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」独自の改正

① 地域密着型金融の新たな枠組みに係る改正（19年8月24日）

金融審議会金融分科会第二部会報告書（19年4月5日）において、今後、地域密着型金融は、通常監督行政の恒久的な枠組みで推進すべきとされたことを踏まえ、地域密着型金融の推進に関する監督上の主な着眼点等を追記する改正を行った。

② 「信用保証協会向けの総合的な監督指針」策定に伴う改正（20年6月20日）
「信用保証協会向けの総合的な監督指針」が策定されたことに伴い、信用保

証協会の監督に係る着眼点等について記載していた部分を削除する改正を行った。

(2) 「主要行等向けの総合的な監督指針」と同様の改正等

- ① 金融商品取引法の施行等に伴う改正（19年9月30日）
- ② 郵政民営化に伴う改正（19年10月1日）
- ③ 犯罪による収益の移転防止に関する法律の全面的な施行等に伴う改正（20年3月1日）
- ④ 法令適用事前確認手続き（ノーアクションレター制度）等に係る改正（20年3月26日）
- ⑤ 本人確認、疑わしい取引の届出義務等に係る改正（20年5月16日）
- ⑥ 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律の施行を踏まえた改正（20年6月21日）
- ⑦ リスク管理等に係る改正を予定（20年6月6日意見募集開始）

2. 平成19事務年度中小・地域金融機関向け監督方針に基づく対応（資料8-1-2参照）

(1) 地域密着型金融の推進

各中小・地域金融機関に共通して取組みを求める内容である、①ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化、②中小企業に適した資金供給手法の徹底、③持続可能な地域経済への貢献、の3項目について、ヒアリング等を通じて重点的に監督を行った。

また、以下の取組み等により、金融機関のノウハウ共有に努めるなど、地域密着型金融が深化、定着するような動機付け、環境整備を図った。

ア. 地域密着型金融に関するシンポジウム

地域密着型金融の取組みに係る金融機関のノウハウ等の一層の共有化を推進するため、全国の財務局等においてシンポジウムを開催した（19年11月～20年2月）。

イ. 地域密着型金融に関する取組み事例集

19年度シンポジウムにおいて発表された取組み事例を中心に、先進的な事例・普及が望ましい事例について取りまとめた事例集を公表した（20年3月31日）。

(2) 地域の利用者保護の徹底と利便性の向上

各中小・地域金融機関における地域の利用者利便の向上に向けた取組みを確認するとともに、利用者保護等に向けて、実効性ある管理態勢が構築されているかに留意して、①顧客説明態勢及び相談・苦情処理機能の充実・強化、②法令等遵守（コンプライアンス）、③金融犯罪防止等に向けた対策の強化・徹底及び適切な顧客対応の確保、④顧客情報の管理態勢の確立、⑤システムリスク管理態勢の適切性の確保、⑥外部委託先における適切な業務運営の確保、の6項目について、金融機関からの報告や当局に寄せられた情報等を踏まえたヒアリング等を通じて、重点的に監督を

行った。

(3) リスク特性を踏まえたリスク管理態勢等

金融機関の自主的・持続的取組みにより、金融機関の財務の健全性が確保されるためには、適切なリスク管理が行われることが重要であるため、①資産査定、信用リスク管理の信頼性の確保、②市場リスク管理態勢の整備、③バーゼルⅡへの対応について、金融機関に対するヒアリング等を通じて、重点的に監督を行った。

特に、サブプライムローン問題により内外の金融機関が損失を被ったことを踏まえ、当庁による各金融機関に対するヒアリングや金融安定化フォーラム（FSF）等の国際的枠組みにおける検証などを通じて浮かび上がったリスク管理上の留意点について、これを踏まえた中小・地域金融機関向けの監督指針改正について意見募集を実施した（20年6月13日から1ヶ月間）。

第2節 預金取扱金融機関の概況

I 主要行等の平成19年度決算概況（資料8-2-1～2参照）

主要行等の19年度決算の概況は、各行決算短信等によれば、以下のとおりである。

1. 実質業務純益は、利ざやの改善、貸出残高の増加はあったものの限定的であり、市場悪化により手数料収入は減少、他方、将来を睨んだ前向きな支出による経費増加等により、前年同期（3.5兆円）より0.2兆円減の3.3兆円となった。
2. 不良債権処分損は、一部大口貸出先や中小企業の業況悪化による償却・引当金の増加、債権売却損等により、前年同期（▲0.3兆円）より0.1兆円減の▲0.4兆円となった。
3. 株式関係等損益は、前年同期（0.1兆円）より0.14兆円減の▲0.04兆円となった。
4. 経常利益は、前年同期（2.9兆円）より0.6兆円減の2.3兆円となった。
5. 当期純利益は、ノンバンク関連の損失が前年比減少したが、サブプライム関連等の損失や、株式の減損、与信関係費用の増加等により、前年同期（2.6兆円）より1.1兆円減の1.5兆円となった。
6. 自己資本比率（単体の加重平均）は、19年3月期よりバーゼルⅡに基づき算出。前年同期（13.3%）より1.0%ポイント減の12.3%となった。

（参考）有価証券の評価損益

その他有価証券の評価損益は2.3兆円となった。（前年同期は8.4兆円）

〔	20年3月末：日経平均株価 12,525.54、TOPIX 1,212.96
	19年3月末：日経平均株価 17,287.65、TOPIX 1,713.61
〕	

7. 不良債権残高（金融再生法開示債権）は、前年同期（4.1兆円）より0.2兆円減の3.9兆円となった。不良債権比率は、前年同期（1.5%）より0.1%ポイント低下し1.4%となった。

II 地域銀行の平成19年度決算概況（資料8-2-3参照）

地域銀行の19年度決算の概況は、各行決算短信等によれば、以下のとおりである。

1. 実質業務純益は、国債等債券関係損益の悪化などを要因として、前年同期（20,028億円）より2,034億円減の17,994億円となった。
2. 当期純利益は、不良債権処分損は減少したものの、実質業務純益の減少などにより、

前年同期（8,056億円）より1,655億円減の6,401億円となった。

3. 自己資本比率（加重平均）は、前年同期（10.4%）とほぼ横ばいの10.3%となった。
4. 不良債権残高（金融再生法開示債権）は、前年同期（7.8兆円）より0.3兆円減の7.5兆円となった。不良債権比率は、前年同期（4.0%）より0.3%ポイント低下の3.7%で、ピーク時（14年9月期8.3%）の半分以下の水準となっている。

Ⅲ 再編等の状況

1. 銀行業の免許（資料8-2-4参照）

19年7月以降、以下のとおり、新たに銀行業の免許を付与した。

	免許付与日	営業開始日
住信SBIネット銀行	19年9月18日	19年9月24日
イオン銀行	19年10月11日	19年10月15日
じぶん銀行	20年6月17日	20年6月26日

2. 外国銀行の参入

19年7月以降、以下のとおり、新たに支店が銀行業の営業免許の付与を受け、営業を開始した。

	免許付与日	営業開始日
フォルティス（ベルギー）	19年12月27日	20年1月31日

3. 外国銀行等の退出等

19年7月以降、以下のとおり、外国銀行支店及び外資系信託銀行において銀行業の廃止等があった。

	認可日	認可実行日	
（外国銀行支店）			
CIMB銀行（マレーシア） 東京支店	19年10月25日	19年11月30日	廃止
ユニクレディット・ローマ銀行（イタリア） 東京支店	20年5月20日	20年6月30日	廃止
（外資系信託銀行）			
バークレイズ・グローバル・インベスターズ信託銀行	19年9月13日	19年12月27日	一部譲渡
バークレイズ・グローバル・インベスターズ信託銀行	20年1月25日	20年2月1日	合併

（注）バークレイズ・グローバル・インベスターズ信託銀行は、19年12月27日

付でバークレイズ・グローバル・インベスターズに営業の一部譲渡を行い、20年2月1日付で住友信託銀行と合併した。

4. 地域銀行の再編等

(1) 19年7月以降に行われた、又は構想が発表された地域銀行における統合・再編は、以下のとおりである。

- ① ふくおかフィナンシャルグループ、親和銀行
(内容) 19年9月28日に持株会社方式による経営統合
持株会社名：ふくおかフィナンシャルグループ
- ② 池田銀行、泉州銀行
(内容) 21年4月1日を目処に持株会社を設立する等により経営統合を予定
(20年2月22日発表)
- ③ きらやかホールディングス、きらやか銀行
(内容) 20年10月1日を目処に合併を予定 (20年4月25日発表)
新銀行名：きらやか銀行
- ④ 荘内銀行、北都銀行
(内容) 22年4月を目処に持株会社を設立する等により経営統合を予定
(20年5月14日発表)

(2) 合併等促進法関係

関東つくば銀行の経営基盤強化計画の19年3月期の履行状況報告については、同年8月10日に、同年9月期の履行状況報告については、20年2月20日に、報告内容を公表した。

(3) 金融機能強化法関係

紀陽ホールディングス及び豊和銀行の経営強化計画の19年3月期の履行状況の報告については、同年8月10日に、同年9月期の履行状況報告については20年2月20日に、報告内容を公表した。

IV 不良債権処理等の推移

1. 不良債権の概念 (資料8-2-5~7参照)

(1) 金融再生法開示債権

金融機関の不良債権の概念の一つに、金融再生法開示債権がある。これは、金融再生法 (金融機能の再生のための緊急措置に関する法律) の規定に基づき、貸出金、支払承諾見返等の総与信を対象に、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」及び「正常債権」の4つの区分に分けて開示するものである (主要行については11年3月期より、地域銀行については11年9月期より、協同組織金融機関につ

いては12年3月期より、開示が義務付けられた)。このうち「正常債権」以外の3つを「金融再生法開示債権」と呼んでいる。

(2) リスク管理債権

リスク管理債権は、金融再生法開示債権と並ぶ不良債権の概念の一つであり、貸出金を対象に、客観的形式的基準により区分（破綻先債権、延滞債権、3ヶ月以上延滞債権、貸出条件緩和債権）し、区分された債権毎に各金融機関が開示するものである。このリスク管理債権は、米国証券取引委員会（SEC）と同様の基準に基づくものであり、10年3月期より各銀行が全銀協統一開示基準等に基づき開示を開始、11年3月期からは、金融システム改革法に基づく銀行法等の改正により、全預金取扱金融機関に対し、連結ベースでの開示が罰則付きで義務付けられた。

2. 不良債権の現状（資料8-2-8~15参照）

(1) 金融再生法開示債権【全国銀行ベース】

	14年 3月期	15年 3月期	16年 3月期	17年 3月期	18年 3月期	19年 3月期	19年 9月期	20年 3月期
不良債権比率	8.4%	7.4%	5.8%	4.0%	2.9%	2.5%	2.5%	2.4%
総与信	512.0兆円	474.5兆円	455.5兆円	446.1兆円	457.4兆円	472.7兆円	475.2兆円	481.6兆円
金融再生法 開示債権	43.2兆円	35.3兆円	26.2兆円	17.9兆円	13.4兆円	12.0兆円	11.9兆円	11.4兆円
破産更生債権	7.4兆円	5.7兆円	4.4兆円	3.2兆円	2.1兆円	2.2兆円	2.1兆円	2.0兆円
危険債権	19.3兆円	13.0兆円	11.2兆円	8.8兆円	6.1兆円	6.0兆円	6.3兆円	5.7兆円
要管理債権	16.5兆円	16.6兆円	11.1兆円	5.9兆円	4.7兆円	3.9兆円	3.5兆円	3.7兆円
正常債権	468.9兆円	439.2兆円	428.9兆円	428.2兆円	460.7兆円	450.9兆円	463.4兆円	470.2兆円

(2) リスク管理債権残高の推移【全国銀行ベース】

16年 3月期	17年 3月期	17年 9月期	18年 3月期	18年 9月期	19年 3月期	19年 9月期	20年 3月期
26.2兆円	17.5兆円	15.6兆円	13.1兆円	12.1兆円	11.8兆円	11.6兆円	11.2兆円

(注) 金融機関の不良債権は、以下のように担保・保証及び引当により保全がなされており、不良債権残高がそのまま金融機関の損失につながるわけではない。

金融再生法開示債権の保全状況（20年3月期 全国銀行ベース）

担保・保証等、引当による保全率	78.3%
破産更生等債権	100%
危険債権	86.2%
要管理債権	54.1%

3. 不良債権問題への取組み（資料8-2-16~20参照）

不良債権の最終処理は、金融機関の収益力の改善や貸出先企業の経営資源の有効活用などに寄与し、新たな成長分野への資金の供給や資源の移動を促すことにつながるものであり、他の分野の構造改革と合わせてこれを加速することは、日本経済の再生に不可欠なものであった。

これまで、13年4月の緊急経済対策以来、主要行の破綻懸念先以下債権について、いわゆる「2年・3年ルール」「5割・8割ルール」等のオフバランス化のルールを設定し、それに則って不良債権の最終処理が着実に進められてきたところである（注）。

さらに、14年10月の「金融再生プログラム」においては、主要行の不良債権比率を16年度末までに半分程度に低下させ、不良債権問題の正常化を図るとともに、構造改革を支えるより強固な金融システムの構築に取り組むこととした。同プログラムに盛り込まれた、主要行の資産査定厳格化、自己査定の充実、ガバナンスの強化といった目標や、産業と金融の一体再生の取組み等の諸施策を約2年半の間、強力に推進してきた結果、17年3月期には主要行の不良債権比率は2.9%へと低下し、同プログラムの最も中心的な課題であった主要行の不良債権問題の正常化という目標を達成した。

また、20年3月期決算の主要行の不良債権比率は1.4%となり、上記半減目標達成時点からさらに1.5%ポイントの低下をみているところである。

（注）なお、17年10月に策定した「主要行等向けの総合的な監督指針」においては、「2年・3年ルール」「5割・8割ルール」といったこれまでのオフバランス化ルールを取りやめることとする一方、不良債権の早期認知、早期対処のための銀行の不良債権管理についての総合的な着眼点を明確化することとし、不良債権問題の再発防止を図ることとしたところである。

第3節 預金取扱金融機関に対する行政処分について

I 銀行

(1) 鳥取銀行（平成 19 年 7 月 6 日）

複数の営業店において顧客預金の着服等の不祥事件が発生。

法令等遵守態勢の確立に向けた取組みが不十分で、内部管理態勢に重大な問題があると認められたことから、銀行法第 26 条第 1 項の規定に基づき業務改善命令を发出。

(2) 東和銀行（19 年 10 月 12 日）

金融庁検査、及び当該検査結果を踏まえた銀行法第 24 条第 1 項に基づく当行からの報告等によると、特定与信先について債務者の実態から乖離した不適切な融資判断や融資管理が行われたほか、取締役会及び監査役会の機能が適切に発揮されていないなど、経営管理態勢及び法令等遵守態勢が極めて不十分であると認められたことから、銀行法第 26 条第 1 項の規定に基づき業務改善命令を发出。

II 協同組織金融機関

1. 信用金庫

(1) 千葉信用金庫（19 年 10 月 26 日）

営業店長による顧客預金等の着服・流用事件が発生。

法令等遵守態勢の確立に向けた取組みが不十分であるとともに、営業店における牽制機能や本部による内部監査機能が働いていないなど、金庫の内部管理態勢に重大な問題があると認められたことから、信用金庫法第 89 条第 1 項において準用する銀行法第 26 条第 1 項の規定に基づき業務改善命令を发出。

(2) 西中国信用金庫（19 年 10 月 26 日）

営業店において顧客預金等の着服・流用事件が発生。

法令等遵守態勢の確立に向けた取組みが不十分であるとともに、相互牽制機能が十分に発揮されていないなど、内部管理態勢に問題があると認められたことから、信用金庫法第 89 条第 1 項において準用する銀行法第 26 条第 1 項の規定に基づき業務改善命令を发出。

(3) 瀬戸信用金庫（19 年 11 月 22 日）

営業店において A T M からの現金抜き取りによる着服・流用事件が発生。

過去 2 度の業務改善命令を受けて策定された法令等遵守態勢の確立等に向けた取組みが不十分であるとともに、営業店における相互牽制機能や本部における内部監査機能が十分に発揮されていないなど、依然として内部管理態勢に重大な問題があると認められたことから、信用金庫法第 89 条第 1 項において準用する銀行法第 26

条第 1 項の規定に基づき業務改善命令を発出。

(4) 西尾信用金庫 (19 年 11 月 22 日)

営業店において顧客預金等の着服・流用事件が発生。

法令等遵守態勢の確立に向けた取組みが不十分であるとともに、営業店における相互牽制機能や本部における内部監査機能が十分に発揮されていないなど、内部管理態勢に問題があると認められたことから、信用金庫法第 89 条第 1 項において準用する銀行法第 26 条第 1 項の規定に基づき業務改善命令を発出。

(5) 半田信用金庫 (20 年 1 月 11 日)

理事による顧客への預金担保貸出金の着服・流用事件が発生。

事故者が理事（融資部長）であることに加え、法令等遵守態勢の確立に向けた取組みが不十分であるなど、内部管理態勢に重大な問題があると認められたことから、信用金庫法第 89 条第 1 項において準用する銀行法第 26 条第 1 項の規定に基づき業務改善命令を発出。

(6) 筑後信用金庫 (20 年 1 月 11 日)

営業店において複数の顧客預金等着服・流用事件が発生。

営業店における相互牽制機能や本部における内部監査機能が十分に発揮されていないことに加え、一部の不祥事件について法令上義務付けられている当局への届出を怠るなど、法令等遵守態勢及び内部管理態勢に重大な問題があると認められたことから、信用金庫法第 89 条第 1 項において準用する銀行法第 26 条第 1 項の規定に基づき業務改善命令を発出。

(7) いちい信用金庫 (20 年 2 月 15 日)

営業店において顧客預金等の着服・流用事件が発生。

法令等遵守態勢の確立に向けた取組みが不十分であるとともに、営業店における相互牽制機能が十分に発揮されていないなど、内部管理態勢に重大な問題があると認められたことから、信用金庫法第 89 条第 1 項において準用する銀行法第 26 条第 1 項の規定に基づき業務改善命令を発出。

(8) 豊川信用金庫 (20 年 2 月 15 日)

営業店において顧客預金等の着服・流用事件が発生。

営業店における相互牽制機能や本部による内部監査機能が十分に発揮されていないなど、内部管理態勢に重大な問題があると認められたことから、信用金庫法第 89 条第 1 項において準用する銀行法第 26 条第 1 項の規定に基づき業務改善命令を発出。

(9) 鹿児島信用金庫 (20 年 5 月 16 日)

営業店において顧客預金等の着服・流用事件が発生。

複数の不祥事件について当局への届出を怠っていたほか、経営陣等の法令等遵守に対する認識が不十分なうえ、理事会等は本来の機能を発揮していないなど、法令等遵守態勢及び経営管理態勢に重大な問題があると認められたことから、信用金庫法第 89 条第 1 項において準用する銀行法第 26 条第 1 項の規定に基づき業務改善命令を発出。

2. 信用組合

(1) 岐阜商工信用組合 (20 年 4 月 11 日)

営業店等において顧客預金の着服・流用等の不祥事件が発生。

不祥事件が発生した場合には法令上届出義務があることを認識しながら当局への届出を回避し続けてきたこと等、法令等遵守態勢及び経営管理態勢等に重大な問題があると認められたことから、協同組合による金融事業に関する法律第 6 条第 1 項において準用する銀行法第 26 条第 1 項の規定に基づき業務改善命令を発出。

(2) 長崎三菱信用組合 (20 年 5 月 16 日)

営業店等において、顧客預金の着服・流用等の不祥事件が発生。

複数の不祥事件について届出を怠っているほか、経営陣等の法令遵守に対する認識が不十分である、理事会等が本来の経営管理機能を発揮していない、内部監査が形骸化している等、法令等遵守態勢及び経営管理態勢に重大な問題があると認められたことから、協同組合による金融事業に関する法律第 6 条第 1 項において準用する銀行法第 26 条第 1 項に基づき業務改善命令を発出。

(3) 山梨県民信用組合 (20 年 6 月 20 日)

特定の大口取引先等に対する融資等について、理事会の牽制機能が発揮されていない、18 年 10 月に発出した業務改善命令後の法令等遵守態勢の確立等に向けた取り組みが不十分であるなど、経営管理態勢及び内部管理態勢について重大な問題があると認められたことから、協同組合による金融事業に関する法律第 6 条第 1 項において準用する銀行法第 26 条第 1 項の規定に基づき業務改善命令を発出。

第4節 バーゼルⅡ（新しい自己資本比率規制）への対応（資料8-4-1～2参照）

平成16年6月に、バーゼル銀行監督委員会が公表した新しい自己資本比率規制（バーゼルⅡ）の国際的な枠組みを受け、我が国でも19年3月末よりバーゼルⅡが実施された。バーゼルⅡは、「最低所要自己資本比率」（第1の柱）、「金融機関の自己管理と監督上の検証」（第2の柱）及び「市場規律」（第3の柱）の3つの柱からなる新しい規制上の枠組みであり、金融機関が抱えるリスクを従来の規制（バーゼルⅠ）よりも正確に計測すること等を通じて、金融機関により適切なリスク管理を促すものである。

バーゼルⅡの国内実施について、19事務年度においては、金融商品取引法及び貸金業法施行令の施行等を受けて、第1の柱に関する告示について所要の改正を行ったほか、証券化エクスポージャーの取扱い等について「追加Q&A」（解釈集）を公表した。また、20年3月末には、信用リスクの基礎的内部格付手法やオペレーショナル・リスクの先進的計測手法等、当局の事前承認を要する自己資本比率の計算手法について、審査・承認を行った。

また、第2の柱については、自己資本比率の計算結果等に関する当局への報告様式及びシステムの整備を行い、承認後のモニタリングを実施したほか、銀行勘定の金利リスクに関するアウトライヤー基準等のモニタリングを、早期警戒制度の枠組みにおいて実施した。

さらに、第3の柱についても、自己資本比率等に関する情報開示ルール（告示）及び監督指針について、所要の改正を行った。

第5節 金融危機への対応

I 足利銀行に係る特別危機管理終了に向けた取組み

1. これまでの経緯

足利銀行については、平成15年11月29日に、金融危機対応会議の議を経て、預金保険法第102条第1項に基づき同項第3号に定める措置（特別危機管理）が講じられた。足利銀行は、その後、新経営陣の下で策定した「経営に関する計画」（16年度～18年度）に沿って、経営改善に向けた様々な取組みを実施してきた。

金融庁は、足利銀行の取組みについてフォローアップを行ってきたところ、着実に成果を上げていると認められたことから、18年9月1日、同行の受皿について具体的な検討を開始することとした。

2. 受皿選定作業について

以下の3段階により、基本的な審査基準（①金融機関としての持続可能性、②地域における金融仲介機能の発揮、③公的負担の極小化）に則り、受皿選定作業を実施した。

(1) 18年11月2日に公募要領を公表し、受皿候補を公募したところ（同年12月15日締切）、8者から応募書類が提出された。

審査の結果、基本的な応募資格を有していると認められた7者について、第2段階に進むことを了承した。

(2) 19年1月30日に、上記7者に対して「事業計画書に盛り込むべき項目」を提示し、事業計画書の提出を要請した（同年3月30日締切）。

提出された事業計画書について、基本的な審査基準のうち、特に「金融機関としての持続可能性」及び「地域における金融仲介機能の発揮」に重点を置いて審査を行った結果、2者について、第3段階に進むことを了承した。

(3) 19年9月21日、上記2者に対して、足利銀行の企業価値の評価を実施した上で、譲受条件等及び必要な改訂を行った事業計画書を提出するよう要請した（同年11月22日締切）。

提出された譲受条件等及び改訂後の事業計画書について、上記の2つの審査基準に加え「公的負担の極小化」の観点も含めて審査を行った結果、20年3月14日、受皿としての適格性や譲受けの条件において最も優れている「野村フィナンシャル・パートナーズ株式会社及びネクスト・キャピタル・パートナーズ株式会社を中心に構成される企業連合（以下「野村・ネクストグループ」という。）を受皿として選定した。

（注）足利銀行の受皿選定については、資料8-5-1参照。

3. 足利銀行の株式譲渡に向けた取組み

- (1) 20年4月11日、預金保険機構、株式会社足利ホールディングス（注）、野村フィナンシャル・パートナーズ株式会社、ネクスト・キャピタル・パートナーズ株式会社及びジャフコ・スーパーV3共有投資事業有限責任組合並びに足利銀行との間において、株式売買契約が締結された。

（注）足利銀行の持株会社となる会社として、野村・ネクストグループが設立。

- (2) 20年5月16日、銀行法第52条の17第1項に基づき、株式会社足利ホールディングスに対し、銀行持株会社の認可を行った。

（注）株式会社足利ホールディングスの概要については、資料8-5-2参照。

- (3) 株式会社足利ホールディングス及び足利銀行より預金保険機構に対し、預金保険法第118条第1項及び第59条第1項に基づき資金援助（金銭の贈与及び資産の買取り）の申込みが行われ、預金保険機構の運営委員会における議決（20年6月6日）を経て、同年6月16日には資産の買取り（買取資産簿価：74億円、買取価格：17億円）が、同年6月30日には金銭の贈与（2,603億円）が実行された。

II リそな銀行における経営の健全化に向けた取組み

1. リそなホールディングス及びリそな銀行については、20年3月末までを対象として策定されていた経営健全化計画の見直しが行われ、22年3月末までを対象とする新しい経営健全化計画が18年11月17日、公表された。なお、同計画については、一部見直しが行われ、20年4月に公表された。
2. 本計画をもとに、リそなグループは、優位性を持つ5大ビジネス分野（「中小企業取引」、「個人ローン」、「金融商品販売」、「不動産」、「企業年金」）に経営資源を集中し、自前主義からの脱却を図ってきた。また、5大ビジネス分野を推進、強化するうえで「地域運営」、「アライアンス」、「オペレーション改革」を差別化の3大戦略として展開するとともに、これらを支える基礎となる「サービス改革」を柱にあらゆる改革を進めてきた。

第6節 資本増強制度への対応

I 資本増強行の経営健全化計画に係るフォローアップ

平成19年3月期の経営健全化計画の履行状況報告については、同年8月10日に、同年9月期の経営健全化計画の履行状況報告については、同年12月26日に報告内容の公表が行われた。(資料8-6-1~2参照)

II 経営健全化計画の見直し

経営健全化計画は、原則として4ヶ年計画であり、2年を経過する時期に新たな計画の策定を求めることとされている。19事務年度が見直し時期に当たる琉球銀行、新生銀行、千葉興業銀行、あおぞら銀行、東日本銀行、岐阜銀行については19年8月10日に、中央三井トラストホールディングスについては同年11月19日にそれぞれ見直し後の新しい経営健全化計画が公表された。また、りそなホールディングス及びりそな銀行については経営健全化計画の一部を見直し、20年4月11日に公表された。

III 公的資金の返済状況

19事務年度においては、公的資本増強行のうち、中央三井トラストホールディングス、ほくほくフィナンシャルグループについて、合わせて約970億円の優先株式の処分が行われた。

※ 九州親和ホールディングスについては、清算手続きの中で、残余財産の分配(300億円)が行われた。

この結果、旧金融機能安定化法及び金融機能早期健全化法に基づく資本増強額(約10.4兆円)に対して、20年6月末時点で注入額面ベースで約8.9兆円が返済されており、残額は約1.5兆円となっている。なお、すでに返済されている約8.9兆円に対し、約1.3兆円の利益(キャピタルゲイン)を実現している。

※ 預金保険法に基づくりそなホールディングスに対する資本増強額(1.96兆円)については、20年6月に普通株式の一部(約144億円)の処分が行われ、残額は約1.94兆円となっている。

第7節 地域密着型金融の推進

I 地域密着型金融の推進に係る新たな枠組みについて

1. 経緯（資料8-7-1参照）

中小・地域金融機関（地域銀行、信用金庫、信用組合）に対しては、平成15年4月以降、2次のアクションプログラム（注）を通じて、4年にわたり地域密着型金融を推進してきた。

その後、金融審議会から、それまでの取組みとその後の対応について取りまとめた報告書「地域密着型金融の取組みについての評価と今後の対応について」（19年4月5日）が公表された。

本報告書では、それまでの成果や中小・地域金融を取り巻く環境変化を踏まえた上で、改めて、地域密着型金融の中で中小・地域金融機関に期待される役割や具体的な取組み、推進の枠組み等について整理がなされた。また、アクションプログラムという時限的な枠組みではなく、通常の監督行政の言わば恒久的な枠組みで推進すべきと提言された。

本報告書を踏まえ、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の改正を行い（19年8月24日）、中小・地域金融機関に対して、引き続き地域密着型金融を推進している。

（注）「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム（平成15年3月28日）」及び「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム（平成17年3月29日）」

2. 地域密着型金融の推進に係る新たな枠組みについて（資料8-7-2参照）

（1）基本的考え方

「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」においては、地域密着型金融の「基本的考え方」として以下のことを明示している。

- ① 地域金融機関の生き残りのためには、地域密着型金融のビジネスモデルの確立・深化が必要。
- ② コストを認識し、これに見合う収益獲得につながるよう顧客・地域ニーズの把握、「選択と集中」の徹底・深耕が不可欠。
- ③ 地域の情報ネットワークの要として、資金供給者としての役割に留まらず、情報・人材面でも果たせる役割あり。
- ④ このニーズへの適切な対応は、収益獲得に向けたビジネスチャンス。
- ⑤ 地域貢献に際しては、コストを意識し、自らの収益にもつながる持続可能な貢献をすることが重要。

（2）具体的取組み内容

中小・地域金融機関に共通して取組みを求める内容として、以下の三つの分野に整理している。

- ① ライフサイクルに応じた取引先企業の支援の一層の強化
- ② 事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底
- ③ 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献

(3) 推進体制

地域密着型金融の推進に当たっては、金融機関の自由な競争、自己責任に基づく経営判断の尊重、地域の利用者の目（パブリック・プレッシャー）を通じたガバナンスを基本として、地域密着型金融が深化、定着するような動機付け、環境整備を図ることとされている。

II 地域密着型金融の取組み状況（平成 19 年度）

1. 当局の施策

当局は、金融審議会報告書における提言を踏まえ、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の改正を行ったほか、各中小・地域金融機関による地域密着型金融の取組み状況を取りまとめ、公表するなど、各金融機関の取組みのフォローアップを図った。当局の施策の主な進捗状況は以下のとおりである。

- (1) 地域密着型金融（15～18 年度 第 2 次アクションプログラム終了時まで）の進捗状況を公表（19 年 7 月 12 日）
- (2) 地域密着型金融の新たな枠組みに関し、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」を一部改正・公表（19 年 8 月 24 日）
- (3) 「地域密着型金融に関するシンポジウム」を財務局において開催（19 年 11 月～20 年 2 月）
- (4) 中小・地域金融機関の先進的な事例・普及が望ましい事例を取りまとめた、「地域密着型金融に関する取組み事例集」を公表（20 年 3 月 31 日）
- (5) 「平成 19 年度における地域密着型金融の取組み状況について」を取りまとめ、公表（20 年 7 月 1 日）

2. 金融機関の取組み実績等（資料 8－7－3 参照）

「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」においては、中小・地域金融機関が行う地域密着型金融に関して、全体の取組み状況を総合的に把握するために、年 1 回、取組み状況の報告を求め、決算期において開示を要請する主要計数等とあわせ、その実績を総合的に取りまとめ、公表するとされている。

19 年度の地域密着型金融の取組み状況については 20 年 7 月 1 日に公表した。

第8節 中小企業金融の円滑化（いわゆる貸し渋り問題）への対応

I 対応

バブル経済の崩壊以降、長期間にわたって景気の低迷が続く中、金融機関について、その融資態度を必要以上に萎縮させているのではないかという、いわゆる「貸し渋り」問題が指摘されてきた。

いわゆる「貸し渋り」問題は、基本的には個別の商取引に係る私法契約上の問題であり、借り手、貸し手の当事者間において解決されることが本来のあり方であるが、金融庁としては、金融機関が融資態度を必要以上に萎縮させ、健全な中小企業等に対し必要な資金供給が円滑に行なわれないという事態が生じることのないよう、具体的には以下のような中小企業金融の円滑化に向けての施策を講じてきている。（資料8-8-1～2参照）

1. 金融機関への要請

金融機関トップとの意見交換の場などの機会を通じて、金融機関に対して、健全な企業に対する資金供給という金融機関本来の使命を十分に発揮し、「貸し渋り」との批判を招くことのないよう要請してきた。

その一環として、金融関係団体に対し、平成19年10月10日に信用保証協会の保証付き融資にかかる「責任共有制度」の導入に当たり、制度の趣旨を踏まえた円滑な運用に努めるよう周知徹底を図る旨の文書を発出し、同年10月16日には、国土交通省住宅局長からの文書による要請を受け、建築確認・建築着工減少の影響を受ける健全な中小企業に対する円滑な資金供給が行われるよう周知徹底を図る旨の文書を発出した。

また、同年12月10日及び20年2月21日には、年末及び年度末の資金需要期を控え、全銀協、地銀協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中及び政府系金融機関等の代表に対して金融担当大臣等から円滑な資金供給を要請するとともに、融資動向等についての意見交換を行った。なお、19年12月10日及び20年2月21日、中小企業庁長官からの文書による要請を受け、監督局長が金融関係団体に対し、中小企業金融に関する政策等について周知徹底を図る旨の文書を発出した。

更に、各都道府県単位においても、19年11月～12月には、金融関係団体、中小企業団体、政府系金融機関等の参加する「地域融資動向に関する情報交換会」を財務局、経済産業局、都道府県で共催したほか、「成長力強化への早期実施策（20年4月4日経済対策閣僚会議決定）」を受け、20年4月から5月の間に、全国10箇所の財務局等において「中小企業金融の円滑化に関する意見交換会」を開催し、各地域の金融関係団体及び政府系金融機関等に対して、中小企業に対する円滑な資金供給等を要請した。

2. 地域密着型金融の一層の推進

中小・地域金融機関においては、これまで、2次にわたるアクションプログラムのもと、地域密着型金融の機能強化を進めてきた。

この4年間の各中小・地域金融機関の取組みについては、総じて着実に進捗しており、利用者アンケート調査においても、これらの取組み全体については一定の評価を得ているが、今後は、事業再生や担保・保証に過度に依存しない融資の推進、地域貢献などに引き続き取り組んでいく必要がある。

そのような中、アクションプログラム後の地域密着型金融推進の新たな枠組みについて、金融審議会において報告書がとりまとめられたことから、金融庁では、同報告書を踏まえ19年8月に「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の改正を行い、その中で、地域密着型金融の本質に係わる①ライフサイクルに応じた取引先企業の支援の一層の強化、②事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底、③地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献の3項目について、引き続き取組みを求めることとしている。

また、20年3月には、地域密着型金融の一層の推進を図るため、特に先進的な取組みや、広く実践されることが望ましい取組みを紹介した「地域密着型金融に関する取組み事例集」を公表し、その中で目利き機能の向上や動産・債権譲渡担保融資、ABL等を活用した事例などを紹介することで、各金融機関において、先進的な取組み事例に関するノウハウが共有されることなどを図っている。

3. 金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕を踏まえた検査の実施等

18 検査事務年度に引き続き金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕を踏まえ、地域金融機関が適切な信用リスク管理態勢の構築につながるような自主的かつ持続的な取組みに努めているか評価・検証するとともに、金融機関による企業の事業再生の取組みについて、検査において積極的な評価を図り、評価事例を盛り込んだ金融検査指摘事例集を公表した。

また、同マニュアル別冊については、エンドユーザーである借り手の中小企業に周知を図る観点から、中小企業が金融機関と融資の交渉を行う、あるいは経営改善への支援を求めるといった際に役立つ内容を分かりやすく記載したパンフレット（『知ってナットク！中小企業の資金調達に役立つ金融検査の知識』）を新たに作成し、全国の商工会議所等に配布するとともに、金融庁ウェブサイトにも公表した。（資料8-8-3参照）

併せて、積極的な情報発信によって周知を徹底するため、同マニュアル別冊についての中小企業向け説明会を、全国の商工会議所・税理士会等の協力を得て、地域ブロック・自治体単位で実施した（20年6月末現在、228件開催済み、11,392名が参加）。

4. 中小企業など借り手の方々から提供された情報の活用

金融サービス利用者相談室で受け付けた情報のうち、情報提供者からいわゆる貸し渋り・貸し剥がしとして提供された情報を検査・監督に活用している。

（注）14年10月から「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」を窓口として情報を受け付けていたが、17年7月に受付窓口を「金融サービス利用者相談室」に統合した。

これに加え、20年2月には、「年度末に向けた中小企業対策について（20年2月20

日関係閣僚会合申合せ)」を受け、年度末金融に関する相談窓口として、「年度末金融円滑化ホットライン」を20年2月27日から同年3月31日まで開設し、受け付けた相談について、速やかに金融機関にフィードバックするとともに、金融機関の年度末金融円滑化に係る対応方針、態勢面等のヒアリング等を実施した。

更に、同年4月30日には、「成長力強化への早期実施策（20年4月4日経済対策閣僚会議決定）」を受け、金融の円滑化に関し、中小企業など借り手の声を電話により聴取する情報等の受付窓口として、「金融円滑化ホットライン」を開設した。

これらの受付窓口の個別金融機関に関する活用としては、寄せられた情報等を基にヒアリングを行った結果、監督上確認が必要と認められた金融機関に対して、銀行法第24条等に基づく報告を徴求することとしている。また、寄せられた情報等を参考とした検査の結果、問題があると認められた金融機関に対しては、銀行法第24条等に基づき、その改善措置に関する報告を徴求することとしている。

5. 与信取引に関する顧客への説明態勢の整備

19年8月に策定した「平成19事務年度主要行等向け監督方針」及び「平成19事務年度中小・地域金融機関向け監督方針」において、「利用者保護の徹底と利便性の向上」を重点事項とし、金融機関の顧客への説明態勢や相談苦情処理機能の整備状況及び実効性について重点的に検証することとした。更に、19年8月に策定した「平成19検査事務年度検査基本方針及び検査基本計画」の中で、検査重点事項として実効性のある利用者保護の実現を掲げ、説明責任の履行に向けた態勢の整備や相談・苦情等への対応等について検証を行うこととした。

20年6月には、金融関係団体に対し、与信取引に関する顧客への説明態勢等、関連する内部管理態勢について自主点検を行うよう、傘下金融機関に周知徹底するよう要請した。

II 現状

最近の民間金融機関の融資動向は、日本銀行公表によれば、総貸出平残（銀行）ベースで、20年6月が対前年同月比+2.0%となっており、不良債権の償却、債権の流動化等の特殊要因調整後の総貸出平残では、対前年同月比+2.4%となっている。（資料8-8-4参照）

また、中小企業に対する金融機関の貸出態度の指標である日銀短観（20年6月調査）の「（中小企業に対する）貸出態度判断D. I.」（D. I. = 「緩い」と回答した社数構成比－「厳しい」と回答した社数構成比）は+2と、プラスで推移している。（資料8-8-5参照）

更に、各金融機関においては、不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の拡大などの動きが見られるところである。（資料8-8-6参照）

（参考1）日銀短観（20年6月調査）「（中小企業に対する）貸出態度判断D. I.」

(有効回答社数 5,063)

(四半期ベース)

16/3	16/6	16/9	16/12	17/3	17/6	17/9	17/12	18/3	18/6	18/9	18/12	19/3	19/6	19/9	19/12	20/3	20/6
▲2	+2	+3	+5	+7	+8	+9	+11	+12	+11	+9	+10	+9	+9	+8	+7	+5	+2

(注1) D. I. = 「緩い」と回答した社数構成比－「厳しい」と回答した社数構成比

(注2) 16/3から調査対象見直しにより企業規模別の区分基準を常用雇用者数から資本金へ変更、また、調査対象社数を増加している。

(参考2) 各金融機関は不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の取組みを図っている。

- ・ 主要行 主要3行において、動産・債権譲渡担保融資が増加しているほか、中小企業向けの無担保・第三者保証不要の融資商品を設け、各商品での貸出を推進。
- ・ 地域金融機関 不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資については、財務制限条項を活用した商品による融資や動産・債権譲渡担保融資が大きく増加。特に動産担保融資については、実績が急増（ワイン・米・肉牛・機械車両等）。

第9節 偽造・盗難キャッシュカード問題等への対応

I 被害及び補償の状況（資料8-9-1参照）

「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律」（預貯金者保護法）の施行状況等を把握するため、偽造キャッシュカード等による被害の発生状況等を四半期ごとに取りまとめ、平成19年3月（18年12月末時点）より公表している。

20年3月末時点の被害発生状況及び補償状況を見ると、

- ① 偽造キャッシュカードによる被害発生件数は、17年度913件、18年度は636件、19年度は663件となっている。補償については、（処理方針決定済みの被害のうち、）件数ベースで97.6%を金融機関が補償している。
- ② 盗難キャッシュカードによる被害発生件数は、17年度6,121件、18年度は6,867件、19年度は4,955件と減少傾向にある。補償については、（処理方針決定済みの被害のうち、）件数ベースで63.6%を金融機関が補償している。
- ③ 盗難通帳による被害発生件数は、17年度280件、18年度は254件、19年度は244件と減少傾向にある。補償については、（処理方針決定済みの被害のうち、）件数ベースで22.7%を金融機関が補償している。
- ④ インターネットバンキングにおける被害発生件数は、17年度49件、18年度は100件、19年度は231件と増加傾向にある。補償については、（処理方針決定済みの被害のうち、）件数ベースで79.5%を金融機関が補償している。

となっている。

II 対応

1. 預貯金者保護法の対象外とされた盗難通帳及びインターネットバンキング犯罪による被害について、関係各者間において預貯金者保護法の附帯決議等を踏まえた検討が行われた結果、20年2月、全国銀行協会において顧客に過失がない場合には原則補償する旨の申し合わせがなされた。また、銀行以外の他業態においても同様の申し合わせがなされている。

2. 金融機関の対応状況の把握（資料8-9-2参照）

各預金取扱金融機関の20年3月末時点でのATM及びインターネットバンキングにおける認証方法等の状況について、アンケート形式による調査を実施・集計し、その概要を公表した。

第10節 口座不正利用対策

I 金融庁における取組み状況

金融庁では、預金口座を利用した悪質な事例が大きな社会問題となっていることを踏まえ、預金口座の不正利用に関する情報について、情報入手先から同意を得ている場合には、明らかに信憑性を欠くと認められる場合を除き、当該口座が開設されている金融機関及び警察当局への情報提供を速やかに実施することとしており、その情報提供件数等について、四半期毎に公表を行っている。

調査を開始した平成15年9月以降20年3月末までに、金融庁及び全国の財務局等において、金融機関及び警察当局へ情報提供を行った件数の累計は17,653件となっている。

II 金融機関における取組み状況

預金口座の不正利用と思われる情報があった場合には、金融機関において、直ちに調査を行い、本人確認の徹底や、必要に応じて預金取引停止、預金口座解約といった対応を迅速にとっていくことが肝要である。

15年9月以降20年3月末までに、金融庁及び全国の財務局等が情報提供を行った17,653件のうち、金融機関において、9,137件の利用停止、7,007件の強制解約等を行っている。

第9章 信託会社等の監督をめぐる動き

第1節 信託会社等に関する総合的な監督指針

「信託会社等に関する総合的な監督指針」（以下「監督指針」）については、平成16年12月の信託業法の改正を踏まえ策定されたものであるが、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところであり、19事務年度においても以下のとおり改正等を行っている。

1. 新信託法、改正信託業法及び金融商品取引法の施行に伴う改正（19年9月27日公表、同年9月30日適用）

18年6月の証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の中で信託業法の改正が行われた。本改正では、市場リスクにより信託の元本について損失が生じるおそれがある信託契約を「特定信託契約」として、金融商品取引法の行為規制が準用されることとなったことに加え、信託受益権販売業は金融商品取引法の金融商品取引業として取り扱われることになった。

また、18年12月に成立した信託法とともに、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が成立し、その中で信託業法の改正が行われた。本改正では、信託法第3条第3号に掲げる方法によってする信託（以下「自己信託」）は、自己信託の受益権を多数の者が取得することができる場合、登録制とされた。

こうした法律の施行に伴う各施行令、施行規則の整備を踏まえ、監督指針の所要の改正を行った。

2. 犯罪による収益の移転防止に関する法律の全面的な施行等に伴う改正（20年2月29日公表、同年3月1日適用）

犯罪による収益の移転防止に関する法律の全面的な施行等に伴い、20年2月29日に所要の改正（20年3月1日適用）を行った。

3. 法令適用事前確認手続き（ノーアクションレター制度）等に係る改正（20年3月26日公表、同日適用）

（1）法令適用事前確認手続き（ノーアクションレター制度）について

「行政機関による法令適用事前確認手続きの導入について」の改正（19年6月22日閣議決定）を踏まえ、19年7月2日付で「金融庁における法令適用事前確認手続きに関する細則」を改正した。これらの改正を受けて、各監督指針のノーアクションレターに係る部分について所要の改正を行った。

（2）行政処分等を行う際の留意点等について

行政処分を検討する際の勘案要素等について明確化を図るため、所要の改正を行った。

(3) 反社会的勢力による被害の防止について

「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」（19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）の趣旨を踏まえ、信託会社等が反社会的勢力との関係を遮断するための態勢整備の検証に係る着眼点を追加した。（第3部第7章第7節参照）

4. 信託契約代理店の監督及び本人確認、疑わしい取引の届出等に関する改正を予定（20年6月6日意見募集開始）

信託業法が全面改正されてから3年を経過したところであり、効率的・効果的に信託契約代理店の監督事務を実施する観点から所要の改正を行うほか、信託会社等がテロ資金供与やマネー・ローンダリング等に利用されることを防止するための態勢整備等に係る監督上の主な着眼点等を明確化する観点から所要の改正を行うため、20年7月7日を期限として、同年6月6日にパブリックコメントに付している。

第2節 信託会社等の新規参入（資料9-2-1参照）

平成16年12月30日の改正信託業法の施行に伴い、信託の担い手が拡大され、20年6月30日現在、運用型信託会社7社、管理型信託会社7社及び特定信託業者6社（19件）、信託契約代理店193社（注）の参入がなされたところである。19年7月1日から20年6月30日までの間に免許・登録・届出を行った信託会社等は、以下のとおり。

① 運用型信託会社（免許制）

・20年1月31日、信託業の免許第6号として、「ロンバー・オディエ・ダリエ・ヘンチ株式会社」に対して免許を交付した。当社は、金銭、有価証券、みなし有価証券等の運用・管理業務等を行うこととしており、20年2月12日より営業を開始している。

・20年4月1日、信託業の免許第7号として、「イートラスト信託株式会社」に対して免許を交付した。当社は、金銭、金銭債権、有価証券等を中心に受託し、信託機能を活用した資産の流動化事業等を行うこととしており、20年4月8日より営業を開始している。

② 管理型信託会社（登録制）

管理型信託会社については、登録を行っていない。

③ 特定信託業者（届出制）

グループ企業内で行われる信託業（委託者、受託者及び受益者が同一の会社集団に属していることが必要。）については、関東財務局において3社（13件）、近畿財務局において2社（4件）、福岡財務支局において1社（2件）の届出を受理した。

④ 信託契約代理店（登録制）

信託契約代理業については、新規登録は11社、廃業等による登録抹消は4社となっている。

なお、新規登録のうち10社が一般事業会社、1社が個人となっている。登録抹消のうち1社が銀行、1社が証券会社、2社が信用金庫となっている。

（注）信託契約代理店193社のうち169社は、信託業法の施行前に内閣総理大臣の認可を受けて設置されている信託代理店であり、信託業法の施行時に信託契約代理店に移行したものである。

第3節 信託会社等に対する行政処分

1. ジャパン・デジタル・コンテンツ信託株式会社（平成20年6月6日）

経営管理態勢や内部管理態勢等が不十分なことから、不祥事件等の発生を防止できず、信託会社として健全かつ適切な業務運営を行なう観点から重大な問題があると認められたことから、関東財務局長が信託業法第42条の規定に基づき、業務改善命令を発出した。

なお、信託会社としては、16年12月の改正信託業法施行後、初めての行政処分である。

第4節 類似商号への対応

信託業法は、信託会社に対してその商号に「信託」という文字の使用を義務付けるとともに、一般公衆の誤認防止を図るため、銀行や証券会社などと同様、信託会社でない者に対してその商号中に信託会社であると誤認させるおそれのある文字の使用を禁じており（信託業法第14条第2項）、違反者には30万円以下の罰金が課せられる（信託業法第97条第3号）。

しかし、一方で、信託業法の改正により金融機関以外の者による信託業への参入が認められ、信託への関心が高まっている昨今、貸金業の登録を受けていない業者がその商号に「信託」という文字を使用して顧客を信用させ、貸付けを行おうとする例が見受けられるところである。

このような例をはじめ、商号に信託会社であると誤認させるおそれのある文字を使用している業者に対して、金融庁及び財務局は、主に次のような対応を取ることにしている。

- ① 文書による警告や捜査当局への連絡などを行う。
- ② 財務局登録を詐称する貸金業無登録業者については、金融庁及び財務局のウェブサイト当該業者の一覧表を掲載しているところであるが、このうち、商号に「信託」を使用している業者については、一覧表の「備考」欄に信託業法（商号規制）違反であることを記載することとする。

また、貸金業無登録業者も含め、商号に「信託」を使用している業者の情報を一般に提供するため、金融庁及び財務局のウェブサイトに「商号に「信託」等の文字を使用している無免許・無登録業者一覧」を別途掲載することとする。

なお、金融庁ウェブサイトにおいて、商号に「信託」を使用することは信託業法で禁止されていることや、商号に「信託」を使用している貸金業無登録業者を信用して借入れをしないよう、注意喚起を行っている。

第10章 保険会社等の監督をめぐる動き

第1節 保険会社向けの総合的な監督指針・監督方針

I 保険会社向けの総合的な監督指針の改正

本監督指針は、平成17年8月12日に策定された後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところであり、19事務年度においても以下の通り改正を行っている。

(1) 比較情報提供時の留意点の明確化に係る改正（19年7月5日）

比較情報の提供を行うに際しての、一部比較や保険料に関する比較を行う場合の留意点、比較表示を行う主体に関する情報の明示に関する考え方についての明確化を図るため所要の改正を行った。

(2) 金融商品取引法の施行等に伴う改正（19年9月30日）

金融商品取引法の施行等に伴い、特定保険契約（金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある保険契約）の販売・勧誘に係る主な着眼点等を追記する等、所要の改正を行った。

(3) 銀行等による保険販売の全面解禁に係る改正（19年12月22日）

銀行等による保険販売の全面解禁を19年12月22日に実施するに際しての、責任ある販売態勢の整備および顧客情報の利用態勢の整備、法令等遵守態勢の整備等に関する監督上の留意点の明確化を図るため所要の改正を行った。

(4) 犯罪による収益の移転防止に関する法律の全面的な施行等に伴う改正（20年3月1日）

犯罪による収益の移転防止に関する法律の全面的な施行に伴い、所要の改正を行った。

(5) 法令適用事前確認手続き（ノーアクションレター制度）等に係る改正（20年3月26日）

① 法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度）について

「行政機関による法令適用事前確認手続きの導入について」の改正（19年6月22日閣議決定）を踏まえ、19年7月2日付で「金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則」を改正した。これらの改正を受けて、ノーアクションレターに係る部分について所要の改正を行った。

② 行政処分等を行う際の留意点等について

行政処分を検討する際の勘案要素等について明確化を図るため、所要の改正を行った。

③ 反社会的勢力による被害の防止について

「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」（19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）の趣旨を踏まえ、保険会社等が反社会的勢力との関係を遮断するための態勢整備の検証に係る着眼点を追加した。

- (6) 保険監督者国際機構（IAIS）において「資産負債管理に関する基準」が採択されたことに伴う改正（20年3月31日）

保険監督者国際機構（IAIS）において18年10月に「資産負債管理に関する基準」が採択されたことに伴い、監督上の評価項目として「資産負債の総合的な管理」を加える等の改正を行った。

II 平成19事務年度保険会社等向け監督方針に基づく対応（資料10-1-1参照）

- (1) 一層の業務改善に向けた保険会社等の組織一体的な取組の促進

保険会社等が業務の適切性を確保していくためには、適切な経営管理の下、自主的な業務改善に組織一体となって取り組むことが重要である。これを踏まえ、業務改善に向けた各社の自主的な努力を尊重しつつ、適切かつ自律的な業務改善プロセスが構築されているか検証することとし、①適切な保険金等支払管理態勢の構築、②適切な保険募集態勢の確立、③相談・苦情処理態勢の充実、④契約者等の個人情報管理態勢の整備、の4項目について重点的に監督を行った。

- (2) 保険会社等の業務規模・態様に応じた監督対応

保険会社等の業務規模は、金融コングロマリットのような大規模のものから、少額短期保険業者のような総じて小規模のものまで多様である。また、保険募集の形態も、募集人・代理店中心のもの、広告中心のものなど多様であり、各社によって重点の置き方に特色がある。これを踏まえ、保険会社等の現状や課題について対話を通じて十分に把握し、業務規模・態様に応じた監督対応を行うこととし、①特定保険業者への対応、②少額短期保険業者への対応、③保険持株会社・コングロマリットへの対応、④保険募集形態の特色に応じた対応、の4項目について重点的に監督を行った。

- (3) リスク管理の高度化の促進

消費者等のニーズの多様化・複雑化や市場環境の変動の中で、保険会社が様々なリスクを適切に把握し、契約者等に対する責任を的確に果たすためには、リスク管理の高度化等による財務健全性の確保や財務情報の適切な提供が必要である。これを踏まえ、リスク管理態勢については資産負債を一体として経済価値で評価する態勢を各社がとることを念頭に置いた監督を行うこととし、①資産負債管理及びリスク管理の高度化、②財務情報開示の充実、③適正な責任準備金積立水準の確保、④参考純率及び付加保険料の検証、の4項目について重点的に監督を行った。

- (4) 保険市場への参加者（ステークホルダー）との十分な意思疎通の確保

保険業務の健全かつ適切な運営及び保険募集の公正を確保し、保険契約者等の保護を図っていくためには、金融庁と保険会社、保険募集人、保険代理店、保険仲立人、消費者及びそれらの関係団体等が有する経験と知見を互いに十分共有することが重要である。このため上記の保険会社、関係団体等をはじめとする保険市場への参加者（ステークホルダー）との意見交換を行い、経験・知見の共有と意思疎通の確保に努めた。

第2節 保険会社の概況

I 平成19年度決算状況

1. 生命保険会社（資料10-2-1参照）

（1）損益の状況

死亡保障から生存保障へ契約者のニーズがシフトしている中、死亡保障にかかる保有契約高は減少傾向が続いている。

また、利息及び配当金等収入は増加となったものの、株価の下落等により、当期純利益は8,849億円（前年比▲24.2%）（かんぽ生命除く）となり、減益となった。

生命保険会社の本業による基礎的な収益を示す基礎利益は、いわゆる逆ざや（3,486億円）を補った上で、なお全社計で2兆5,556億円（かんぽ生命除く）の黒字が確保されている。

なお、サブプライムローン問題を契機とするグローバルな市場の混乱の影響を受け、一部の会社ではサブプライムローン関連の損失や株式等の評価損の計上が見られるほか、有価証券含み益についても8兆7,565億円（前年比▲52.1%）（かんぽ生命除く）と縮小している。

（2）ソルベンシー・マージン比率の状況

ソルベンシー・マージン比率は、株価下落による有価証券の含み益の減少等によりマージン総額が減少したこと等から、全体としては、前年と比較すると低下しているが、監督上の基準値である200%を上回っている。

2. 損害保険会社（資料10-2-2参照）

（1）損益の状況

正味収入保険料は、主力の自動車保険の新規契約件数が伸び悩んだこと等から、7兆7,162億円（前年比▲0.7%）となった。

一方、正味支払保険金は、大規模自然災害の減少により火災保険等の支払いは減少したものの、他の種目の保険金支払いが増加したこと等を受け、4兆4,406億円（前年比+0.1%）となった。

このことから、保険引受利益は前年に引き続き赤字となったものの、支払備金の繰入負担の減少等の影響を受けて、赤字額は縮小した（▲1,180億円→▲689億円）。

また、市況の悪化を受けた資産運用粗利益の減少も影響し、経常利益は3,746億円（前年比▲7.4%）、当期純利益は2,261億円（前年比▲0.7%）と減少した。

なお、サブプライムローン問題を契機とするグローバルな市場の混乱の影響を受け、一部の会社ではサブプライムローン関連の損失や株式等の評価損の計上が見られるほか、有価証券含み益についても5兆5,467億円（前年比▲41.3%）と縮小している。

(2) ソルベンシー・マージン比率の状況

ソルベンシー・マージン比率は、株価下落による有価証券の含み益の減少等によりマージン総額が減少したこと等から、全体としては、前年と比較すると低下しているが、監督上の基準値である 200%を上回っている。

II 再編等の状況（資料 10-2-3～7 参照）

1. 概要

保険業界を取り巻く環境が大きく変化する中、利用者利便の向上や経営基盤の安定化等を図るため、ここ数年、多くの生・損保会社において業務提携・統合・合併等の構想が発表され、保険業界の再編の動きが現出してきている。

なお、20 年 6 月末現在における会社数は、生命保険会社 40 社、外国生命保険会社等 4 社、損害保険会社 30 社、外国損害保険会社等 22 社、保険持株会社 7 社である。

2. 主要会社の合併等

(1) 17 年 7 月以降、以下の合併等が行われた。

① 合併

合併保険会社名	新保険会社名	合併日
<u>(株) 損害保険ジャパン</u> (株) 損害保険ジャパン・フィナンシャルギャランティ	(株) 損害保険ジャパン	17 年 7 月 1 日
<u>アクサ生命保険 (株)</u> アクサグループライフ生命保険会社 (株)	アクサ生命保険 (株)	17 年 10 月 1 日

(注) 下線のある会社が存続会社

② 子会社化

富国生命保険 (相)、共栄しんらい生命保険 (株)

～20 年 1 月、富国生命保険 (相) が共栄しんらい生命保険 (株) を子会社化。

～20 年 2 月、共栄しんらい生命保険 (株) がフコクしんらい生命保険 (株) に商号変更

(2) 上記のほか、以下のような合併が発表されている。

エイアイジー・スター生命保険 (株)、A I G エジソン生命保険 (株)

～18 年 5 月、合併を発表。(新会社名：A I G 生命保険 (株) (予定))

3. 新規参入について

19 年 7 月以降、以下の保険会社に免許を付与した。

(1) 生命保険会社の免許

免許保険会社名	免許日	免許の種類
第一フロンティア生命保険株式会社	19年7月31日	生命保険業
株式会社 かんぼ生命保険	19年10月1日	生命保険業
アリアンツ生命保険株式会社	20年3月7日	生命保険業
SBIアクサ生命保険株式会社	20年4月2日	生命保険業
ライフネット生命保険株式会社	20年4月10日	生命保険業

(注) 郵政民営化法により、同法施行時に生命保険業免許を受けたものとみなしている。

(2) 損害保険会社の免許

免許保険会社名	免許日	免許の種類
エイチディーアイ・インドウストウリー・フェアジツヒャルングス・アクツイーエンゲゼルシャフト	19年9月13日	外国損害保険業
エイチ・エス損害保険株式会社	19年10月26日	損害保険業
アニコム損害保険株式会社	19年12月26日	損害保険業
SBI損害保険株式会社	19年12月26日	損害保険業
アドリック損害保険株式会社	20年3月21日	損害保険業

第3節 保険会社に対する行政処分について

保険会社に対する行政処分については、法令違反行為等が認められた場合には、保険契約者等の保護の観点から法令に則り厳正に対処してきているところである。

平成19年7月から20年6月末までの間においては、保険会社1社（生命保険会社）に対し行政処分を行った。この行政処分については、不適切な内容の新聞広告や誤った内容のパンフレット等を用いて保険募集を行い、また、従前からパンフレット等の誤りについて認識していたにもかかわらず、抜本的な改善策を講じていなかったなど、経営管理態勢及び業務運営態勢が不適切であると認められたことから業務改善命令を発出した。

第4節 保険金等の不適切な不払い問題等への対応について

平成17年以降、保険金等の不払い等といった利用者保護に欠ける問題が生命保険会社、損害保険会社の双方で明らかになっている。

生命保険会社においては、17年7月に、全社に対し保険金等の不払事案について保険業法に基づく報告を求め、不適切な不払いが多数認められた1社に対し、同年10月、業務改善命令及び一部業務停止命令を発出し、その取り組み内容や進捗状況等について定期的なフォローアップを行っている。

また、19年2月に保険金等の支払漏れ等に関する実態把握について全社に対し保険業法に基づく報告を求め、同年11月末までに全社が調査を完了し、当庁に報告がなされた。金融庁では、20年6月末現在、各社からの報告内容の精査・分析を継続している。

損害保険会社においては、17年11月に付随的な保険金の支払漏れが認められた26社に業務改善命令を発出し、また19年3月に第三分野商品に係る不適切な不払いが認められた10社に対して業務改善命令等が発出した。これらの損害保険会社からは業務改善計画が提出されており、その取り組み内容や進捗状況等について定期的なフォローアップを行っている。

また、18年12月、適正な募集態勢を確認する観点から、火災保険の引き受けを行っている損害保険会社30社に対し、代理店の指導態勢や適正な保険料の算出等について、点検を要請した。同年同月、日本損害保険協会は、上記要請を踏まえ、火災保険だけでなく保険商品全般について契約内容等の調査を行う旨決定し、20年6月末現在、各社で調査を継続している。

第5節 少額短期保険業者への対応について

I 少額短期保険業制度導入の背景・経緯（資料10-5-1参照）

改正前（平成18年4月以前）の保険業法の規制対象は、不特定の者を相手として保険の引受けを行うものと定義されていた。このため、特定の者（例：会員向け等）を相手方として、何ら法律の根拠に基づくことなく保険の引受けを行ういわゆる「根拠法のない共済」が規制対象外であった。これらの団体の中には、不適切な販売方法をとるものや財務基盤の脆弱なものがある等の問題が指摘されていた。

このため、法改正により保険業の定義を見直し、特定の者を相手方として保険の引受けを行う事業も原則として保険業法の規制対象とした。また、保険会社と比べて扱う保険金額が少額であり、保険期間が短いものを取扱う少額短期保険業制度を創設し、少額短期保険業者向けの監督指針の策定など所要の措置を経て18年4月1日から施行された。

同制度においては、根拠法のない共済業者は特定保険業者として18年9月までに届出を要し、20年3月末の移行期間終了までは引き続き特定保険業を行うことが可能となっていた。さらに、同期間終了までに保険会社の免許申請又は少額短期保険業者の登録申請を行った特定保険業者は、審査期間中は引き続き特定保険業を行うことができるとされている。

他方、当該申請等を行わない場合は、20年4月以降、新規の保険の引受けはできなくなり、保険金支払い等の管理業務を行いつつ、原則、21年3月末までに保有する保険契約を他の保険会社等に移転する等の対応を行い、廃業することとされている。

II 少額短期保険業者の登録状況（資料10-5-2参照）

20年6月末現在、43業者（うち、8社は新規参入業者）が登録されている。

III 特定保険業者に対する監督対応の状況

1. 特定保険業者に関する移行期間終了に伴う対応

20年3月に、特定保険業者の円滑な移行及び保険契約者等の保護のため、以下の対応を行った。

- ① 各財務局に対し、移行期間の終了時期を迎え、今後、各特定保険業者の状況に応じて、どのような手続きが必要であるかを実態に即して改めて説明するよう指示
- ② 保険契約者に対して移行期間終了に伴う注意点を周知するため、金融庁ウェブサイトにおける少額短期保険業者に関する内容を更新・拡充
- ③ 生命保険協会及び日本損害保険協会等に対して特定保険業者の円滑な移行を支援する施策検討を要請

2. 特定保険業者の移行状況（資料 10－5－3 参照）

特定保険業者の意向を各財務局において調査した結果、20 年 6 月末現在、届出されている 431 業者のうち、保険会社へ移行した業者及び移行したいとしている業者が 5 業者、少額短期保険業者へ移行した業者及び移行したいとしている業者が 58 業者となっていることをはじめ、380 業者（全体の 88.2%）が、今後も何らかの形で契約者への保障が継続される移行形態をとりたいとしている。

3. 特定保険業者に対する行政処分

保険契約者等の保護に欠ける不適切な運営等を行った特定保険業者 1 業者に対し、財務局長から業務の改善を命ずる行政処分を 19 年 12 月に行い、更に、業務の停止等を命ずる行政処分を 20 年 2 月に行った。

また、財産の状況が著しく悪化し、特定保険業を継続することが保険契約者等の保護の見地から適当でないと認められた特定保険業者 1 業者に対し、財務局長から業務の廃止等を命ずる行政処分を 20 年 4 月に行った。

第6節 保険等の販売・広告等における顧客説明等のあり方について

保険分野においては、販売勧誘に関する苦情が依然として多いこと、保険商品の多様化・複雑化により消費者に商品内容が理解しづらいものとなっていること等の指摘がなされていることを踏まえ、利用者保護及び利用者利便の向上の観点から、専門的・実務的に上記の指摘に対応するため、有識者・サービス利用者等をメンバーとする「保険商品の販売勧誘のあり方に関する検討チーム」を開催し（平成17年4月1日～18年6月15日まで、計28回の会合を開催）、保険等の販売・広告等における顧客説明のあり方に関する以下のような項目の検討を順次行ってきたところであり、それぞれの項目について論点整理をとりまとめ公表した。

- ① 保険商品の販売・勧誘時における情報提供のあり方（中間論点整理を17年7月8日に公表）
- ② 適合性原則を踏まえた保険商品の販売・勧誘のあり方（中間論点整理を18年3月1日に公表）
- ③ ニーズに合致した商品選択に資する比較情報のあり方（最終報告を18年6月19日に公表）

本検討チームでなされた提言のうち、主なものは以下のとおりである。

- ① 特に説明すべき重要事項を「契約概要」、「注意喚起情報」として整理し、顧客に提供すること
- ② 消費者が保険商品を購入するにあたって留意すべき事項をわかりやすくまとめた「購入者手引」を作成すること
- ③ 購入しようとする保険商品が顧客のニーズに合致することを確認する書面として「意向確認書面」を作成し顧客に交付等を行うこと
- ④ ニーズに合致した商品選択に資する比較情報の提供を促す環境の整備

①については、18年2月28日に「契約概要」、「注意喚起情報」に記載すべき事項の枠組み及びそれらの記載方法、説明方法等について明確化を図るために「保険会社向けの総合的な監督指針」の改正を行い、同年4月1日より実施した。（18年9月30日まで猶予期間）。

②については、生命保険文化センター及び日本損害保険協会において、「保険契約にあたっての手引」を作成し、18年1月23日に公表されている。

③については、契約の申込みを行おうとする保険商品が、顧客のニーズに合致した内容であることを確認する機会を確保し、顧客が保険商品を適切に選択・購入できるようにするため、「意向確認書面」の作成・交付等、求められる体制整備について「保険会社向けの総合的な監督指針」の改正により明確化を図り、19年4月1日より実施した（同年9月30日まで猶予期間）。

④については、保険商品の内容について、その項目の一部をもって比較する場合や保険料に関する比較を行う場合の留意点等について、「保険会社向けの総合的な監督指針」の改正により明確化を図り、19年7月5日より実施した。

また、生命保険協会、日本損害保険協会、外国損害保険協会においては、合同で、さまざまな立場の者が自由な参加により自由に意見交換を行う、「保険商品の比較に関する自由討論会」を19年7月から1年間（4回）にわたり開催し、同討論会における提言・要望等が「実施報告書」として取りまとめられ、20年6月19日に公表されている。

このほか、金融商品取引法が施行されたことにより、投資性の強い特定保険契約については金融商品取引法の販売勧誘規制の一部が準用されることに伴い、顧客の属性に則した勧誘を行うことを求めるなど、特定保険契約に係る募集の適切性を確保するため「保険会社向けの総合的な監督指針」を改正し、19年9月30日より実施した。

第7節 ソルベンシー・マージン比率の算出基準等の見直しについて

I ソルベンシー・マージン比率の短期的な見直しについて（資料10-7-1参照）

ソルベンシー・マージン比率については、平成19年4月に公表された「ソルベンシー・マージン比率の算出基準等に関する検討チーム」の報告書において、短期的な取組みとしてリスク係数の見直しなどが指摘されたことを踏まえ、20年2月にソルベンシー・マージン比率の見直しの骨子（案）を公表し、技術的な実施可能性について広く意見募集を行った。

今後、具体的な改正については、骨子（案）に対する意見等も参考にしながら、ソルベンシー規制に関する国際的な動向を踏まえて実施する中期的な見直しまでの間に実施する予定。

II ディスクロージャー項目の拡充及び資産負債の総合的管理等について（資料10-7-2参照）

保険会社等のディスクロージャーにおいて、ソルベンシー・マージン比率に関連のある項目の開示を拡充するほか、第三分野保険の責任準備金積立ルール等について整備を行うため、保険業法施行規則及び関係告示の改正を行った。

また、保険監督者国際機構（IAIS）において18年10月に「資産負債管理に関する基準」が採択されており、各国当局は、保険会社に対して

- ① 資産と負債の総合的管理を行うための適切な手続きが構築されていること
 - ② 資産負債管理は、経済価値に基づき、全てのリスクを考慮したものであること
 - ③ 資産負債管理の方針は、取締役会で承認され、定期的に再検討を行うこと
- 等を求めることが必要となっていることから、「保険会社向けの総合的な監督指針」を改正し、監督上の評価項目として「資産負債の総合的な管理」を加える等の手当てを行った（20年3月）。

第11章 証券会社等の監督をめぐる動き

第1節 監督指針・監督方針

I 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（資料11-1-1参照）

1. 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の策定

金融商品取引法の施行に伴い、従来、業態ごとに策定されていた監督指針や事務ガイドラインの内容を体系的に整理し、ファンド等の新たな監督対象を加えた金融商品取引業者等に対する包括的かつ横断的な監督の考え方や監督上の着眼点、具体的監督手法を記載した監督指針を策定し、平成19年9月30日から適用した。

2. 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の改正

本監督指針の施行後、環境の変化や新たな問題への的確な対応等のため、以下のとおり改正を行った。

(1) 犯罪による収益の移転防止に関する法律の全面的な施行等に伴う改正（20年3月1日）

犯罪による収益の移転防止に関する法律の全面的な施行に伴い、所要の改正を行った。

(2) 反社会的勢力への対応に係る改正（20年3月26日）

「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」（19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）の趣旨を踏まえ、金融商品取引業者等が反社会的勢力との関係を遮断するための態勢整備の検証に係る着眼点を追加した。（第3部第7章第7節参照）

(3) サブプライムローン問題への対応等に伴う改正（20年4月2日）

ア. 無登録業者等への対応

無登録業者による未公開株の販売や詐欺的な投資スキームを利用した事業型ファンド持分の販売等により一般投資家に被害が発生している状況を踏まえ、被害の未然防止・拡大防止の観点から、無登録業者等への対応に係る着眼点を追加した。

イ. 早期警戒制度の導入

サブプライムローン問題や金融商品取引業者の破綻事例等を踏まえ、金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者）の財務の健全性に対するオフサイト・モニタリングの機能を強化する観点から早期警戒制度を導入することとし、そのための監督上の着眼点を追加した。

ウ. 証券化商品の追跡可能性（Traceability）の確保

サブプライムローン問題では、証券化によって原資産のリスクが分散した結果、証券化商品のリスクの所在や規模の特定が困難になるという、いわゆる「リスク所在の不確実性」が指摘され、こうした問題に対し、証券化商品の原資産の追跡可能性（Traceability）の確保が「金融市場戦略チーム」の報告及び「金融・資本市場競争力強化プラン」の中で掲げられたことを受け、証券化商品の説明態勢に係る新たな規定を追加した。

エ. 店頭デリバティブ取引業に係る業務の適切性の確保

いわゆる外国為替証拠金取引業者の破綻事例等及びそれを踏まえて行った外国為替証拠金取引業者に対する一斉調査の結果を踏まえ、店頭デリバティブ取引を行う金融商品取引業者に対し、リスク管理態勢等に係る監督上の着眼点を追加した。

オ. その他

その他所要の改正を行った。

II 平成 19 事務年度金融商品取引業者等向け監督方針（資料 11－1－2 参照）

1. 適正な業務運営態勢、人的構成の確保

金融商品取引法の施行に伴う円滑かつ厳正な登録事務を実現するため、金融商品取引業者が業務を適確に遂行するために必要な人員等を確保しているか重点的に検証を行った。

2. 高度で強固な法令遵守態勢・リスク管理態勢の整備

総合的なヒアリング等を通じて、経営者の法令遵守意識の向上や法令等遵守態勢の整備に向けた取組み状況及び運用状況を検証したほか、市場リスクや信用リスクのみならずシステムリスク、事務リスク等のリスク管理態勢について検証を行った。

また、これら法令遵守態勢及びリスク管理態勢の実効性について、金融商品取引業者の内部監査部門による検証が適切に行われているかどうか検証を行った。

3. 利用者保護

特定投資家と一般投資家を区分するための適切な審査を行ったうえで、顧客属性、顧客の理解力、取引の目的等を適切に把握し、それらの情報及び金融商品の特性に照らした適正な勧誘・説明が行われているか検証するとともに、広告等にリスク情報や手数料情報等について明確で分かりやすい表示が行われているか検証した。

また、金融商品取引業者が適切な勧誘・説明を行うための社内態勢（広告審査態勢や顧客管理態勢等）の整備状況について検証を行った。

4. その他

金融商品取引法の施行に伴い新たに規制の対象となった集団投資スキーム（ファン

ド) を取り扱う金融商品取引業者について、当該ファンドの事業概要、リスクに関する事項を把握するとともに、出資者等に対して十分な説明がなされているか検証を行った。このほか、無登録または無届出のまま金融商品取引業を行う者に対し、文書で警告のうえ登録・届出を促すとともに、故意による場合等には、捜査当局への連絡を行い、利用者被害の発生・拡大を防止するための措置を講じた。

第2節 第一種金融商品取引業

I 第一種金融商品取引業者の概況

1. 第一種金融商品取引業者の数の推移（資料11-2-1参照）

(1) 第一種金融商品取引業者

金融商品取引法が平成19年9月30日に施行されたことにより、旧証券取引法及び旧外国証券業者に関する法律に基づく証券会社、旧金融先物取引法に基づく金融先物取引業者（店頭デリバティブ取引を行う者）は、第一種金融商品取引業者とみなされることとなった。

第一種金融商品取引業者は、19年7月以降、24社が新規に登録を受けている。

（注）19年7月1日から同年9月29日までの間は、旧証券取引法、旧外国証券業者に関する法律及び旧金融先物取引法に基づく登録である。

また、第一種金融商品取引業を行う以外の金融商品取引業者7社が第一種金融商品取引業を行う変更登録を受けている。

一方、金融商品取引業の廃止等に伴い、第一種金融商品取引業者23社が金融商品取引法第29条の登録を抹消されている。

（注）19年7月1日から同年9月29日までの間は、旧証券取引法及び旧金融先物取引法に基づく抹消である。

これらの結果、20年6月末現在における第一種金融商品取引業者数は401社となっている。

なお、第一種金融商品取引業のうち有価証券関連業を行う者（金融商品取引法第28条第1項第1号に掲げる行為に係る業務の登録を受けた者に限る）については、321社となっている。

① 新規参入第一種金融商品取引業者

第一種金融商品取引業者名	有価証券 関連業	登録の状況	登録年月日
IS証券(株)	○	新規登録	19年8月23日
ソニーバンク証券(株)	○	新規登録	19年8月23日
(株)SVC証券	○	新規登録	19年8月27日
ワイエム証券(株)	○	新規登録	19年8月31日
パークレイズ・グローバル・イン ベスターズ証券投信投資顧問(株)	○	新規登録	19年9月18日
ワコビア証券(株)	○	新規登録	19年9月25日

ナティクシス	○	新規登録	19年9月25日
エーアールティ(株)	—	新規登録	19年9月26日
(株)ネクストインベストメント	—	新規登録	19年9月26日
ウツミ屋(株)	○	新規登録	19年11月12日
アセットカンパニー(株)	—	変更登録	19年11月28日
ブラックロック証券準備(株)	○	新規登録	20年1月18日
ODL JAPAN(株)	—	新規登録	20年1月24日
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(株)	○	変更登録	20年1月28日
ジャパン・ウェルス・マネジメント証券(株)	○	新規登録	20年3月13日
常陽証券(株)	○	新規登録	20年3月14日
ニューエッジ・ジャパン(株)	○	新規登録	20年3月14日
ニュースミス・キャピタル投資顧問(株)	○	変更登録	20年3月14日
FX ZERO(株)	—	新規登録	20年3月24日
(株)FXキング	—	新規登録	20年3月25日
AIGインベストメンツ(株)	○	変更登録	20年4月1日
ステート・ストリート投信投資顧問(株)	○	変更登録	20年4月10日
エキサイトFX(株)	—	新規登録	20年4月11日
キャタリスト証券(株)	○	新規登録	20年4月23日
フォルティス証券(株)	○	新規登録	20年4月30日
シティグループ・グローバル・インベストメンツ・ジャパン(株)	○	変更登録	20年5月21日
東京証券代行(株)	—	新規登録	20年5月30日
Ramius Japan Ltd	○	変更登録	20年6月11日
トレーダーズFX(株)	—	新規登録	20年6月30日
すみれ証券(株)	○	新規登録	20年6月30日
スタンダード・セキュリティーズ・アジア・リミテッド	○	新規登録	20年6月30日

② 金融商品取引業の廃止等（金融商品取引法第 29 条の登録の抹消を伴うもの）
又は変更登録（第一種金融商品取引業の廃止）した第一種金融商品取引業者

第一種金融商品取引業者名	有価証券 関連業	廃止等 の状況	廃止等年月日
プルデンシャル証券(株)	○	廃止	19年7月28日
121FX(株)	—	事業譲渡	19年7月28日
DIP(株)	—	廃止	19年9月25日
SBI証券(株)	○	合併消滅	19年10月1日
金吉証券(株)	○	合併消滅	19年10月1日
(株)エフエックス札幌	—	解散	19年10月22日
カントリーワイド・キャピタルマ ーケッツ・アジア・リミテッド(株)	○	廃止	19年10月31日
アルファエフエックス(株)	—	解散	19年11月9日
IXIS Corporate & Investment Ba nk (証券会社)	○	事業譲渡	19年11月30日
かざかコモディティ(株)	—	事業承継	19年11月30日
イー・トレード・セキュリティー ズ・リミテッド	○	廃止	19年12月31日
プリヴェ証券(株)	○	廃止	20年2月29日
日本ファースト証券(株)	○	取消し処分	20年3月19日
(株)USS証券	○	廃止	20年3月25日
ODL SECURITIES LIMITED	—	事業譲渡	20年3月30日
ウェル・フィールド証券(株)	○	会社解散	20年3月31日
ニッツウトレード(株)	—	解散	20年4月4日
T・ZONE証券(株)	○	廃止	20年4月21日
(株)ジェイ・エヌ・エス	—	取消し処分	20年5月1日
エイアイジー・ジャパン・セキュ リティーズ・インク	○	事業譲渡	20年5月1日
シティバンク証券(株)	○	事業譲渡	20年5月3日
日本エステート証券(株)	○	取消し処分	20年6月11日

ベアー・スターンズ・ジャパン・ リミテッド（証券）	○	事業譲渡	20年6月30日
------------------------------	---	------	----------

2. 国内証券会社の19年度決算概要（資料11-2-2、資料11-2-3参照）

（1）経常損益

サブプライムローン問題に端を発した米国経済の先行き不透明感及びそれに起因する円高・原油高に伴う企業業績への影響の懸念等から、昨年の夏季以降、株式市況が低迷し、受入手数料（前期比1.0%減）及びトレーディング損益（同22.5%減）が減少したことなどから、営業収益は、国内証券会社280社の合計で4兆1,073億円（同0.2%増）となり、前年並みとなった。

一方、販売費・一般管理費については、システム関係費などを含む事務費が増加したことなどから、2兆8,551億円（同6.6%増）となり、この結果、経常損益は、6,491億円（同32.0%減）と、大幅な減益となった。

（2）当期純損益

特別損失として、一部証券会社において、サブプライムローン問題に関連し、投資有価証券に係る臨時かつ多額な評価損が計上されたことなどにより、当期純損益は、1,257億円の損失（前期5,175億円の利益）となり、15年3月期以来の損失計上となった。

II 第一種金融商品取引業者に対する行政処分

第一種金融商品取引業者に対する行政処分については、金融商品取引の公正性の確保や投資者保護等の観点から、検査等を通じて法令違反行為が認められた場合には、法令に則り厳正に対処してきているところである。

19年7月以降の第一種金融商品取引業者に対する行政処分の状況については、証券取引等監視委員会の検査結果等に基づき、20社に対し行政処分を行っており、その内訳は次のとおりとなっている。

- ① 登録の取消 3件
- ② 業務停止命令及び業務改善命令 11件
- ③ 業務改善命令 6件

なお、行政処分に至った違法行為の内容は、「外国為替証拠金取引に係る区分管理違反」「上場有価証券の相場を固定させる目的をもって、買い付けの受託・執行をする行為」、「法人関係情報に係る不公正な取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていないと認められる状況」、等となっている（20年6月30日時点）。

III 投資者保護基金について

1. 投資者保護基金について（資料11-2-4参照）

金融システム改革に伴う証券取引法の改正（10年12月1日施行）において、顧客資産の分別保管の義務化とともに、証券会社の破綻の際のセーフティネットとして、投資者保護基金制度を創設し、全ての証券会社（金融商品取引法施行後は、有価証券関連業を行う第一種金融商品取引業者）に投資者保護基金への加入を義務づけた。

基金制度創設当初より、国内系証券会社（235社）を中心に設立された日本投資者保護基金と外資系証券会社（46社）を中心に設立された証券投資者保護基金が存在していたが、14年7月1日に統合し、日本投資者保護基金に一本化され今日に至っている（20年6月末時点322社、基金規模約491億円）。

2. 南証券関係について

12年3月に破綻した南証券(株)（本店：前橋市）が販売した私募社債の補償を巡って、購入者から補償金請求訴訟を提起されていたが、19年5月、原告勝訴で結審した。

これを受けて、基金は、19年6月に原告である購入者に対し約2億円の補償金を支払ったのに加え、19年12月、原告以外の購入者に対し約6千万円の支払いを行った。

第3節 市場仲介機能等の信頼性向上に向けた監督上の対応

I 「証券会社の市場仲介機能等に関する懇談会 論点整理」の概要

近年の証券市場をめぐる様々な問題等を踏まえ、市場仲介者としての証券会社の業務の信頼性を向上させ、市場の公正性・透明性を確保する観点から、平成18年3月、金融庁に「証券会社の市場仲介機能等に関する懇談会」が設置された。同懇談会では、問題点を抽出したものを、同年6月に「証券会社の市場仲介機能等に関する懇談会 論点整理」として公表した。本論点整理においては、市場仲介機能という高い公共性を担う証券会社が取り組むべき課題を4つのテーマに分類し、各課題についての取組みの方向性を明確にした上で、自主規制機関である日本証券業協会等の関係者に対し、具体的な検討の要請を行った。

〔参考〕論点整理における4つのテーマ

- ① 市場仲介者としてのオペレーションの信頼性の向上
- ② 発行体に対する証券会社のチェック機能の発揮
- ③ 投資家に対する証券会社のチェック機能の発揮
- ④ 市場プレーヤーとしての証券会社の自己規律の維持

II 「証券会社の市場仲介機能等に関する懇談会 論点整理」を受けた自主規制機関の取組み及び当局のフォローアップ（資料11-3-1参照）

日本証券業協会は、「証券会社の市場仲介機能等に関する懇談会 論点整理」における要請を受け、検討分野ごとにワーキング等を設置し、検討を進めた結果、意見集約をみたものから、順次、自主ルール化等を図るなど、これまでに、すべての項目についての検討を行い、結論を得ていないものについてもその方向性を示している状況にある。

また、これら日本証券業協会の取組みは、金融庁において、同懇談会関係の事務等を行うために設置されている市場機能支援室を中心に、常にフォローしてきており、その過程で、同懇談会の趣旨を踏まえた意見等を適宜述べてきたところである。

これらを踏まえ、論点整理への対応が一定程度達成できたと考えられることから、日本証券業協会は、その状況について取りまとめ、20年4月に総括的な公表を行った（詳細は日本証券業協会ウェブサイト「証券会社の市場仲介機能等の充実・強化及び適切な発揮に向けた本協会の対応状況」を参照）。

以上のように、行政が主導して問題点を抽出し、行政の要請を受けた自主規制機関が、業界の実態に即した柔軟性・即効性のある自主ルール等を策定することは、金融庁の政策的課題であるベター・レギュレーションの中の取組みとしても有効な手法として捉えられているところである。

〔参考〕20年6月末までに結論を得た主な取組み

- ① 誤発注が発生した場合の約定取消しのルール化
- ② 引受け等の審査の強化（有価証券の引受け等に関するルールを改正、MSC B等の取扱いをルール化）

- ③ プレ・ヒアリングにおける自主ルールの制定
- ④ 証券会社の倫理コードの保有を義務付ける自主ルールの制定
- ⑤ 内部者登録制度に関するルールの改正

第4節 第二種金融商品取引業

I 第二種金融商品取引業について

金融商品取引法が平成19年9月30日に施行されたことにより、従前の信託受益権販売業や商品投資販売業等が第二種金融商品取引業として金融商品取引法の規制対象となった。加えて、いわゆる集団投資スキーム（ファンド）持分の販売や勧誘を業として行う者についても、第二種金融商品取引業として新たに金融庁及び財務局の監督下に置かれることとなった。

II 第二種金融商品取引業者の概況（資料11－4－1参照）

20年6月末現在における第二種金融商品取引業者は1,133社であり、このうち、旧証券取引法に基づく証券会社のように、旧法において登録を受けていた、いわゆるみなし業者は941社であり、金融商品取引法施行以後に新たに登録となった業者は192社である。

III 集団投資スキーム（ファンド）連絡協議会の設置について

近年、一般の投資家から広く金銭を集め、何らかの事業・投資を行い、その収益を出資者に分配する仕組み（いわゆる集団投資スキーム）を利用した詐欺的な事件による消費者被害が多発している。こうした仕組みを利用する悪徳な業者は、刑法、出資法、特定商取引法等、金融商品取引法等の各種法令に違反する行為を行っている可能性が高い。そのため、これら法律を所管する各機関が連携し、定期的に情報交換・意見交換を行っていくため、19年12月4日に「集団投資スキーム（ファンド）連絡協議会」を設置した。今後も同協議会を通じ、こうした事案における利用者被害の発生防止、被害の拡大防止等に取り組むこととしている。

第5節 投資助言・代理業

I 投資助言・代理業者の概況（資料11-5-1参照）

金融商品取引法の施行（平成19年9月30日）に伴い、旧有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律に基づく登録を受けていた1,002社が、投資助言・代理業者としてみなし登録を受けた。

なお、20年6月末時点では、投資助言・代理業の登録を有する者は1,140社となっている。

II 投資助言・代理業者に対する行政処分

投資助言・代理業者に対する行政処分としては、13社に対し、主たる営業所の所在地等を確知できないことによる登録取消し処分を行なった。

第6節 投資運用業

I 投資運用業者の概況

1. 投資運用業者の推移

平成19年7月から同年9月29日までに、旧投資信託及び投資法人に関する法律に基づく認可を6社に、旧有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律に基づく認可を6社に対し行った。

その後、同年9月30日付で金融商品取引法が施行され、従来の投資信託委託業者、投資法人資産運用業者及び認可投資顧問業者（投資一任業者）に加え、新たに「集団投資スキーム」を組成して出資等を受けた財産について主として有価証券等に対する投資として運用する業務を行う自己運用業者については「投資運用業者」として登録が義務付けられることとなった。

また、投資一任業者及び自己運用業者のうち、不動産信託受益権又は組合契約等に基づく権利のうち当該権利に係る出資対象事業が主として不動産信託受益権に対する投資を行うものを投資の対象とするものが不動産関連特定投資運用業として位置づけられることとなった。

この結果、20年6月末現在の投資運用業者数は272社（投資信託委託業者81社、投資法人資産運用業者55社、投資一任業者200社、自己運用業者12社）となった。（資料11-6-1参照）

2. 運用資産の推移

投資信託については、純資産残高は20年5月末で公募投信75兆1,379億円（株式投信62兆6,325億円、公社債投信12兆5,053億円）、私募投信34兆6,171億円（株式投信34兆143億円、公社債投信6,027億円）となっている。（資料11-6-2参照）

また、投資一任契約資産残高（有価証券に係る投資一任契約に限る。）については、20年3月末で116兆8,298億円となっている。

II 投資運用業者に対する行政処分

19事務年度においては、証券取引等監視委員会の検査結果に基づき、3社に対し行政処分を行っており、その内訳は業務停止命令（業務改善命令を含む）が2件、業務改善命令が1件となっている。

なお、行政処分に至った違法行為の内容は、「投資者間の公平性を欠くこととなる行為」、「投資一任契約に係る業務の認可取得前にファンドの一任運用をする行為」、「忠実義務違反」となっている。

第7節 登録金融機関、金融商品仲介業者

I 登録金融機関の概況

平成20年6月末現在における登録金融機関数は、1,162となっている。(資料11-7-1参照)

登録金融機関に対する行政処分については、金融商品取引の公正性の確保や投資者保護等の観点から、検査等を通じて法令違反行為が認められた場合には、法令に則り厳正に対処してきているところである。

19年7月以降の登録金融機関に対する行政処分の状況については、証券取引等監視委員会の検査結果等に基づき、1社に対し行政処分(業務改善命令)を行っており、行政処分に至った違法行為の内容は、「外務員登録を受けた以外の者に外務員の職務を行わせる行為」となっている(20年6月30日時点)。

II 金融商品仲介業者の概況

20年6月末現在における金融商品仲介業者数は、569社となっている。(資料11-7-1参照)

なお、19年7月以降の金融商品仲介業者に対する行政処分の実績はない。

第8節 認定投資者保護団体

金融分野における苦情解決・あっせん業務の業態横断的な取組みをさらに推進するため、金融商品取引法において新たに「認定投資者保護団体制度」を創設した。

同制度は、金融商品取引法に基づく自主規制機関以外の民間団体による自発的な申請に基づき、金融当局がこれを認定することにより、当該団体が行う金融分野の苦情解決・あっせん業務の信頼性を確保することを目指している。

金融商品取引法第79条の7の規定に基づき、平成20年6月までに、下記の団体を認定投資者保護団体として認定している。

(平成20年6月30日現在)

認定日	団体名	所在地
H19. 9. 30	社団法人生命保険協会	東京都千代田区丸ノ内3-4-1
H20. 3. 7	社団法人日本損害保険協会	東京都千代田区神田淡路町2-9

第12章 その他の金融業の監督をめぐる動き

第1節 事務ガイドライン第三分冊・貸金業者向けの総合的な監督指針

事務ガイドライン第三分冊においては、抵当証券業、プリペイドカード、特定目的会社・特定目的信託等について、行政の統一的な監督業務の運営を図るための法令解釈や事務手続き等について記載している。

なお、事務ガイドライン第三分冊に記載のあった貸金業については、「貸金業者向けの総合的な監督指針」策定に伴い、平成19年12月19日に「出資法第5条第7項について」「日賦貸金業者の監督」を除き廃止した。

また、商品ファンド業関係については、同年9月30日の「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」施行に伴い、廃止した。

第2節 貸金業者の監督をめぐる動き

I 貸金業者向けの総合的な監督指針の策定

1. 貸金業者向けの総合的な監督指針の策定

平成18年12月20日に公布された改正貸金業法は、多重債務問題の解決と貸金業の健全化に資する措置を包括的に規定したものであり、個々の規制が強化されたのみならず、貸金業者に対し「業務の適切な運営を確保するための措置」が義務づけられ、業務改善命令が規定されるなど、資金需要者等の利益の保護を図るために十分な態勢の確保を求めている。

こうした法律の規定内容を踏まえ、行為規制中心の貸金業監督事務ガイドラインに替えて、監督事務の基本的な考え方、評価項目、事務処理上の留意点を体系的に整理して、より多面的な評価に基づく監督を行うことを目的に「貸金業者向けの総合的な監督指針」を策定し、19年12月19日より施行した。

2. 貸金業者向けの総合的な監督指針の一部改正

(1) 犯罪による収益の移転防止に関する法律の全面的な施行等に伴う改正

犯罪による収益の移転防止に関する法律の全面的な施行に伴い、所用の改正を行った(20年3月1日より適用)。

(2) 反社会的勢力による被害の防止の新設

「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」(19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ)の趣旨を踏まえ、反社会的勢力による被害の防止を新設した(20年3月26日より適用)。

II 貸金業者の数の推移

貸金業者の登録数は、20年3月末現在、9,115業者(うち財務局登録580業者、都道府県知事登録8,535業者)となり、19年3月末から2,717業者減少した。

III 貸金業者に対する行政処分

19事務年度中における財務局登録の貸金業者に対する行政処分は、次の3件であった。

- ① 取立て行為規制違反等の法令違反が認められた1社(関東財務局登録)に対する行政処分(業務停止命令及び業務改善命令)。
- ② 取立て行為規制違反等の法令違反が認められた1社(関東財務局登録)に対する行政処分(業務改善命令)。
- ③ 欠格事由に該当したことが判明した1社(中国財務局登録)に対する行政処分(登録取消し処分)。

第3節 抵当証券業者の監督をめぐる動き

抵当証券業者の概要

抵当証券業の規制等に関する法律（以下、「旧法」という。）は、金融商品取引法の施行に伴い平成19年9月末に廃止されたが、証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年6月14日法律第66号）の規定により、旧法の廃止前に登録を受けた抵当証券業者が、金融商品取引法の施行前に行った抵当証券の販売等は従前の例によるとされた。

また、当該業者が金融商品取引法の施行後に行う抵当証券の販売等については、旧法の規定が金融商品取引法の施行日から6年を経過する日までの間はなおその効力を有するとされている。

抵当証券業者の登録数については、バブル期に急速に増加し、ピーク時には175社（3年度）であったが、バブル崩壊後の不動産市況の低迷等の影響もあり、20年4月末で4社まで減少している。

第4節 前払式証票発行者の監督をめぐる動き

I 前払式証票発行者の概況

昭和57年のテレホンカード発売以降、新たな決済手段としてプリペイドカードが急速に普及してきたことを背景に、プリペイドカード等に関する研究会の検討等を経て、「商品券取締法」を全面改正した「前払式証票の規制等に関する法律」が平成元年12月に成立し、2年10月から施行された。

同法上、前払式証票は、前払式証票の発行者及び発行者の密接関係者に対してのみ使用することができる自家発行型前払式証票と、それ以外の第三者発行型前払式証票に区分され、自家発行型前払式証票のみの発行者である法人又は個人を自家型発行者と、第三者発行型前払式証票の発行の業務を行なう法人を第三者型発行者として購入者等の利益の保護の観点から必要な監督を行っている。

(前払式証票の発行者数の推移)

	18年3月末	19年3月末	20年3月末
自家型発行者	463	484	510
第三者型発行者	1,376	1,315	1,260
合計	1,839	1,799	1,770

II 前払式証票の発行保証金の還付手続

前払式証票の購入者の利益を保護するため、発行された前払式証票の基準日（3月末と9月末）における未使用残高が1,000万円を超える発行者については、未使用残高の2分の1以上の発行保証金の供託等が義務づけられており、仮に発行者に不測の事態が生じた場合には、前払式証票の所有者が財務（支）局に申立て等を行うことにより、還付手続が行われることとなる。

発行保証金の還付手続については、同法施行後、これまでに累計で29件行われている。

(18事務年度に発行保証金の還付手続を開始した前払式証票の発行者)

発行者の名称	所管財務局	配当を実施した事務年度
神奈川県医薬品小売商業組合	関東財務局	18事務年度
(株)サカモト	関東財務局	18事務年度
(株)ライフストアー	東海財務局	19事務年度

(19事務年度に発行保証金の還付手続を開始した前払式証票の発行者)

発行者の名称	所管財務局	当該事務年度中の配当の実施
(株)ラ・ヴィ錦衣裳	東海財務局	実施済
協同組合桐生専門店会	関東財務局	未実施

第5節 S P C等の監督をめぐる動き

I S P C等の概況

「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律」（以下「旧法」という。）は、金融制度調査会答申（平成9年6月）において、資金調達手段の多様化を図る上での環境整備を行う必要性が提言されたことを受けて、①特定目的会社（以下「S P C」という。）が業として特定資産の流動化を行う制度を確立し、特定資産の流動化に係る業務の適正な運営を確保する、②特定資産の流動化の一環として発行される各種の証券の購入者等の保護を図ることにより、一般投資家による投資を容易にする、等を目的として10年6月に成立し、同年9月から施行された。その後、金融審議会での21世紀を展望した金融サービスに関する基盤整備の観点からの検討を踏まえ、12年5月に法改正が行われ、「資産の流動化に関する法律」（以下「新法」という。）が同年11月から施行された。18年5月には会社法現代化に伴い旧法は廃止され、旧法に基づく特定目的会社（特例旧特定目的会社）にも、原則として新法が適用されることとなった。

（S P Cの登録・届出件数）

	18年3月末	19年3月末	20年3月末
新法S P C	578社	799社	1,057社
旧法S P C	11社	9社	5社

（注1）業務開始届出書、廃業届出書の受理日を基準として集計。

（注2）新法S P Cとは、12年11月以降、新法に基づき設立されたS P Cをいい、旧法S P Cとは、特例旧特定目的会社をいう。

II 資産の流動化の状況

（億円）

	17年9月末	18年9月末	19年9月末
資産対応証券の発行残高等	55,392	66,132	77,271
(1) 新法S P C	53,179	64,905	76,336
(2) 旧法S P C	2,213	1,227	935
① 不動産	12,153	19,772	26,961
② 不動産の信託受益権	19,283	22,186	28,525
③ 指名金銭債権	9,106	9,379	8,844
④ 指名金銭債権の信託受益権	14,421	13,532	11,550
⑤ その他	429	1,263	1,391

（注1）毎年9月末を基準として、それ以前に終了した事業年度に係る事業報告書を集計。数値については、一千万円の位を四捨五入。

（注2）①～⑤は、流動化対象資産別に見た内訳。

III 特定目的会社に対する行政処分

19事務年度中、関東財務局へ業務開始届出書を提出した特定目的会社において、

当該届出書の添付書類への虚偽記載等の事実が認められたため、当該特定目的会社に対し、違法行為等の是正命令（業務の運営の是正命令）を発出した。

第6節 不動産特定共同事業者の監督をめぐる動き

不動産特定共同事業者の概況

不動産特定共同事業法は、平成3年頃を中心に、経営基盤の脆弱な業者が不動産特定共同事業を行い倒産して、深刻な投資家被害を招いた事例が発生したため、こうした被害を未然に防ぎ、投資家保護を図りつつ不動産特定共同事業の健全な発達を促すことを目的として制定された。

不動産特定共同事業者の数は、20年3月末現在114社であり、このうち金融庁長官・国土交通大臣許可業者が37社、都道府県知事許可業者が72社である。また、みなし業者の届出を行っている金融機関は5社ある。

【不動産特定共同事業者数の推移】

	17年6月末	18年6月末	19年3月末	20年3月末
金融庁長官・ 国土交通大臣 許可業者	35社	35社	35社	37社
都道府県知事 許可業者	62社	66社	67社	72社

第7節 確定拠出年金運営管理機関の監督をめぐる動き

確定拠出年金運営管理機関の概況

確定拠出年金制度は、少子高齢化の進展、雇用の流動化等社会経済情勢の変化に鑑み、厚生年金基金、国民年金基金等の年金制度に加えて、本人若しくは事業主が拠出した掛金を加入者等（当該本人又は当該事業主の従業員等）が自己の責任において運用の指図を行い、高齢期においてその結果に基づいた給付を受けることができる公的年金に上乘せする年金制度として、平成13年6月に法案が成立し、同年10月施行された。

確定拠出年金法において、個人に関する記録の保存、運用の方法の選定及び提示等の業務を行う者は、確定拠出年金運営管理機関として厚生労働大臣及び内閣総理大臣の登録を受けなければならないとともに、両大臣が必要な監督を行うこととされている。内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任され、更に、金融庁長官権限の一部は財務局長等に委任されている。

なお、20年6月末現在の確定拠出年金運営管理機関の登録数は258法人となっている。（資料12-7-1参照）

第13章 産業活力再生特別措置法に基づく事業再構築計画の認定

産業活力再生特別措置法は、平成11年10月1日に施行され、低生産性部門から高生産性部門への経営資源の迅速かつ円滑なシフトを図り、生産性を抜本的に改善していくための一群の政策パッケージを用意し、我が国産業活力の早期の再生を期することを目的としている。なお、本法は15年4月9日に抜本的に改正され、19年5月11日にも技術革新や異分野連携を行う事業者を支援対象に追加する等を内容とする改正が行われた。

金融庁において、19年7月1日以降、事業構造変更及び事業革新を行う者として産業活力再生特別措置法第3条第1項の規定に基づく事業再構築計画の認定を行ったほか、同法第4条第1項の規定に基づく計画変更の認定を行った。具体的には以下のとおりである。

申請者	認定日
足利ホールディングス、足利銀行	20年6月20日

第14章 法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度）

I 本制度導入以降の状況

1. 本制度導入の経緯

政府は、平成12年12月1日に閣議決定された「経済構造の変革と創造のための行動計画（第3回フォローアップ）」において、「IT革命の到来等の中で、民間企業の事業活動が迅速かつ公平に行われることを視野に入れて、行政処分を行う行政機関がその行政処分に関する法令解釈を迅速に明確化する手続を、我が国の法令体系に適合した形で導入を図る」とし、更にこれを踏まえ、13年3月27日に閣議決定された「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」において、「平成13年度から、IT・金融等新規産業や新商品・サービスの創出が活発に行われる分野について、民間企業等がある行為を行うに際し、法令に抵触するかどうかについての予見可能性を高めるため、当該行為について特定の法令の規定との関係を事前に照会できるようにするとともに、行政の公平性を確保し、透明性の向上を図るため、当該照会内容と行政機関の回答を公表する」とこととした（注）。

金融庁としては、この閣議決定を受けて、金融庁の所管する法令について、「法令適用事前確認手続」制度を導入すべく、「金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則」を策定し、13年7月16日より本制度の運用を開始することとしたところである。

（注）16年3月19日に閣議決定された「行政機関による法令適用事前確認手続の拡大等について」により、本制度の対象法令の分野は、「IT・金融等新規産業や新商品・サービスの創出が活発に行われる分野」から、「民間企業等の事業活動に係る法令」に拡大された。

2. 本制度の見直し

（1）15年3月27日に、対日投資会議の下部組織である対日投資会議専門部会が公表した「対日投資促進プログラム」において、本制度の手続の活用を一層促進する観点から、各府省庁に対し、照会者から照会に対する回答の公表を延期する要望があった場合の具体的な手続を見直すことが求められたことを受け、同年7月4日に以下を内容とする細則の改正を行った。

- ① 照会者の公開の延期を希望する理由が合理的であると認められる場合には、公開の延期を認める。
- ② 延期のための具体的手続として、公開延期を希望する理由及び公開可能とする時期を照会書に付記することを求める。

（2）また、16年3月19日に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3か年計画」において、日本版ノーアクションレター制度の見直しが盛り込まれ、各府省における細則の見直しが掲げられたことから、同年5月14日に以下を内容とする細則の改正を行った。

- ① 照会者に対する回答にあたっては、具体的な見解及び根拠を明示する。
- ② 照会者又はその代理人から照会の取下げの申出があった場合は、当該申出に係る照会に対する回答を行わないものとする。

(3) さらに、「金融改革プログラム」(16年12月24日公表)において、金融行政の透明性・予測可能性の向上に関する取組みの1つとして、「ノーアクションレター制度の活用促進」を掲げ、同工程表に則り、17年6月7日から7月4日にかけて、ノーアクションレター制度又はその運用上の改善要望に関するアンケートを実施し、同年10月7日にアンケート結果を公表するとともに、その結果を踏まえ以下を内容とする細則の改正を行った。

- ① 回答期間については、「いずれの場合においても、できるだけ早く回答することに努めることとする。」旨を明記する。
- ② 回答を行わないことができる事案から、「③申出に係る領域で近々法令改正が予定されている照会」を削除する。
- ③ 上記とあわせて、照会書及び回答書の参考様式を導入する。

(4) 加えて、「規制改革推進のための3か年計画」(19年6月22日閣議決定)を踏まえた「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」の改正(19年6月22日閣議決定)や、金融審議会「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ」の「中間論点整理(第一次)」(19年6月13日公表)を踏まえ、19年7月2日付で、以下を内容とする細則の改正を行った。

- ① 対象法令(条項)の範囲について、「当該条項が民間企業等に対して直接に義務を課し又はこれら権利を制限するものであって、照会の対象とすべきものと判断される場合」を追加する。
- ② 公表する事項から「照会者名」を削除し、あわせて「照会者名」が公表されることへの同意を照会の要件としない。
- ③ 照会書面の受付窓口を監督局総務課に一元化するとともに、記載要領に示す要件を満たした照会書面が到達した場合は速やかに受け付けること等を明記する。
- ④ 補正期間を含めた全体としての処理期間の短縮に努めること等を明記する。

3. 本制度の活用促進に向けた取組み

(1) 「金融改革プログラム」において、金融行政の透明性・予測可能性の向上に関する取組みの1つとして、「ノーアクションレター制度の活用促進」を掲げ、同工程表に則り、16事務年度中に以下の取組みを実施した。

- ① 細則の英訳(仮訳)を作成・公表(17年2月)
- ② アクセスFSAによる広報等により、本制度の概要を周知(17年3月)
- ③ アクセスFSAによる広報等により、17年10月の細則の概要を周知(17年11月)

(2) また、19年7月の細則の改正についても、以下の取組みを実施した。

- ① 関係業界団体に対し改正通知文を発出（19年6月）
- ② 記者レクの実施（19年6月）
- ③ アクセスFSAによる広報等により、改正内容を周知（19年7月）
- ④ 業界団体との意見交換会において、改正内容を周知（19年7月）

II 本制度の手続き

1. 対象となる法令及び照会

本制度は、新規事業や取引を具体的に計画している民間企業等が、金融庁所管の法律及びこれに基づく政府令のうち、以下のような条項に関する書面で行う照会を対象としている。

- ① 申請に対する処分の根拠を定める条項であって、これに違反する行為が罰則の対象となるもの：（許可等を受けないで）新規事業や取引を行うことが、罰則の対象となっている無許可営業等にならないかどうか
- ② 届出等行政機関に対し一定の事項を通知する行為の根拠を定める条項であって、これに違反する行為が罰則の対象となるもの：（届出等を行わないで）新規事業や取引を行うことが、罰則の対象となっている無届営業等にならないかどうか
- ③ 不利益処分の根拠を定める条項であるもの：新規事業や取引を行うことによって、業務停止や免許取消等（不利益処分）を受けることがないかどうか
- ④ 当該条項が民間企業等に対して直接に義務を課し又はこれらの権利を制限するものであって、照会の対象とすべきものと判断される場合：その事業や取引を行うことに関して、義務を課され、権利を制限されることがないかどうか

2. 照会の方法

本制度においては、照会者又はその依頼を受けた代理人（照会事項について専門的知見を有する弁護士・公認会計士等）が、当該照会に係る法令の条項（前記1.の①～④に記載された条項）を所管する金融庁の担当課室長宛に照会書を提出することにより照会を行うこととなる（なお、照会書面の受付は、監督局総務課にて一元的に行う。また、財務局・沖縄総合事務局所管の金融機関等は、財務局等に照会を行う）。

照会者が法人の場合には、役員名で照会を行うことを原則としており、この場合、代表権を有する役員である必要はないが、法令上の役員であることを原則としている。

また、照会者が代理人により照会を行う場合には、別途委任状を提出する必要がある（ただし、照会者と代理人が連名で照会書に記名押印して照会を行う場合には、委任状は不要である）。

3. 照会書の記載事項

照会者が提出する照会書には、次の内容を記載する必要がある。

- ① 照会者が計画している新規事業や取引の具体的内容
- ② 適用対象となるか否かを確認したい法令の条項

③ 法令の条項の適用の有無についての照会者の見解とその根拠

④ 照会及び回答内容を公表することについての同意

①については、②の法令の条項を適用するか否かの判断の前提となるものであるから、その判断に必要と認められる程度に具体的な記載がなされていることを要し、また、③については、専門家等による検討が行われて、論理的かつ明瞭なものとなっている必要がある。

なお、必要に応じ、金融庁の担当課室から、照会者に対して、照会書面の補正や追加書面の提出等所要の対応を求めることがある。ただし、照会者からの追加書面は必要最小限とし、照会者の過度な事務負担とならないよう努めることとしている。

4. 回答の性質

本制度に基づく照会に対する金融庁の回答は、照会書に記載された事実を所与の前提として、対象法令との関係のみについて、照会された時点における見解を示すものである。

したがって、前提事実が異なる場合や、関係法令が変更されるような場合には、異なる見解が示される場合もありうるし、また、当然のことながら、当該回答が、捜査機関の判断や司法判断を拘束するものではない。

5. 回答の方法

金融庁は、本制度に基づかない照会や、回答を行うまでの間に照会の取下げの申出があった場合のほか、下記「6. 回答を行わない場合」を除き、原則として、照会書を受領してから30日以内に見解及び根拠を明示した書面により回答を行うが、細則に定めたとおり、次のような場合には、回答までの期間を30日を超える期間としている。なお、いずれの場合においても補正期間を含めた全体としての処理期間の短縮に努めることとする。

① 高度な金融技術等に係る照会で慎重な判断を要する場合： 原則60日以内

② 担当部局の事務処理能力を超える多数の照会により業務に著しい支障が生じるおそれがある場合： 30日を超える合理的な期間内

③ 他府省との共管法令に係る照会の場合： 原則60日以内

回答期間について、細則でこのような例外を設けたのは、前記の13年3月27日付閣議決定において、「各府省は、慎重な判断を要する場合、担当部局の事務処理能力を超える多数の照会により業務に著しい支障が生じる場合等合理的な理由がある場合には、30日を超える回答期間を細則で定めることができる。」とされたことを受けて、金融庁において、具体的な取扱いを定めたものである。

なお、金融庁が、照会者に対して、照会書の補正を求めた場合には、これに要した時間は回答期間に算入しない取扱いとなる。

6. 回答を行わない事案

以下の内容については、当庁に対する照会になじまないことや、当庁から回答を行うことが適当でないことから、照会に回答しない取扱いとなっている。

- ① 判断の基礎となる事実関係に関する情報が不明確である又は不足している照会
- ② 民間における自主ルール、取り決めに関する照会
- ③ 既に公表されている告示等により法令適用についての考え方が明らかな事案に係る照会
- ④ 既に金融庁ウェブサイトにおいて回答が公表されている照会と同種類類似の照会
- ⑤ 照会者について、法令を執行するための調査等が行われている事案、又は現に法令の執行が行われている事案に係る照会
- ⑥ 類似の事案が争訟の対象となっている照会

7. 公表の方法

金融庁は、原則として、回答を行ってから30日以内に、照会及び回答内容を金融庁ウェブサイト上で公表する。

ただし、照会者が、照会書に回答から一定期間を超えて公開を希望する理由及び公開可能とする時期を付記している場合であって、その理由が合理的であると認められるときは、金融庁は、回答から一定期間を超えてから公開することができる。この場合においては、必ずしも照会者の希望する時期まで公開を延期するものではなく、公開を延期する理由が消滅した場合には、公開する旨を照会者に通知した上で、公開することができる。

8. 回答実績

金融庁では、19事務年度において、対象となる照会に対して5件の回答を行っており、制度導入からの累計は31件（書面ベース）となっている。

第15章 一般的な法令解釈に係る書面照会手続

I 本照会手続導入の経緯

金融庁では、金融改革プログラムにおいて、金融行政の透明性・予測可能性の向上に関する取組みの一つとして、「外部からの照会に対する一般的な法令解釈についての考え方の公表」を掲げ、ノーアクションレター制度を補完するものとして、平成17年3月31日に、各業態の事務ガイドライン及び監督指針（以下「事務ガイドライン等」という。）を改正して、金融庁が法令解釈等に係る一般的な照会を受けた場合において、書面による回答を行い、照会及び回答内容を公表する際の手続等を明確化し、同年4月1日より運用を開始した。

II 本照会手続の概要

1. 照会者の範囲

本照会手続による照会者の範囲は、金融庁所管法令の直接の適用を受ける事業者又はこれらの事業者により構成される事業者団体としている。

（注）ここにいう事業者団体とは、「当庁所管法令の直接の適用を受ける、業種等を同じくする事業者が共通の利益を増進することを主たる目的として、相当数結合した団体又はその連合体（当該団体に、連合会、中央会等の上部団体がある場合には、原則として、最も上部の団体に限る）」を指す。

2. 照会の対象

本照会手続の照会の対象は、以下の要件を満たすもので、法令適用の予測可能性向上等の観点から適切と認められるものとしている。

- ① 特定の事業者の個別の取引等に対する法令適用の有無を照会するものではない、一般的な法令解釈に係るものであること（ノーアクションレター制度の利用が可能でないこと）
- ② 事実関係の認定を伴う照会でないこと
- ③ 金融庁所管法令の直接の適用を受ける事業者（照会者が団体である場合はその団体の構成事業者）に共通する取引等に係る照会であって、多くの事業者からの照会が予想される事項であること
- ④ 過去に公表された事務ガイドライン等を踏まえれば明らかになっているものではないこと

3. 照会の方法

本照会手続における具体的な照会方法は、以下のとおりである。

- ① 照会は書面（電子的方法を含む）をもって行うものとし、照会先は法令を所管する金融庁の担当課室長とする。
- ② 照会書面には、以下の内容が記載されていることを必要とする旨を明示するも

のとする。なお、照会書面のほかに、照会内容及び上記2. の照会の対象となるかどうかを判断するために、照会書面の補正及び追加資料の提出が必要となる場合がある。

- ア. 照会の対象となる法令の条項及び具体的な論点
- イ. 照会に関する照会者の見解及び根拠
- ウ. 照会及び回答内容が公表されることに関する同意

4. 回答の方法

金融庁担当課室長は、照会に対する具体的な回答期限の目安として照会書面が到達してから原則として2ヶ月以内に書面により回答を行うよう努めることとする。また、2ヶ月以内に回答できない場合は、照会者に対してその理由を説明するとともに、回答時期の目途を伝えることとする。

5. 公表の方法

照会者に対する回答後、速やかに照会及び回答内容を金融庁ウェブサイト上に公表することとする（但し、照会者名及び担当課室長名は公表しない）。

6. 本制度の活用促進に向けた取組み

金融庁ウェブサイトにも本制度の概要を掲載しているほか、17年3月には業界団体との意見交換会において本照会手続の紹介を行うなどして活用促進を図っている。

7. 回答実績

19事務年度において、対象となる照会に対して1件の回答を行っている。

8. その他利用上の留意点

(1) ノーアクションレター制度との関係

ノーアクションレター制度（法令適用事前確認手続）の利用が可能な個別具体的な事案に関する照会については、本照会手続の対象としていない。

(2) 回答の効力

本照会手続に基づく回答は、あくまでも照会時点における照会対象法令に関する一般的な解釈を示すものであり、個別事案に関する法令適用の有無を回答するものではない。また、もとより、捜査機関の判断や司法判断を拘束するものではない。

第16章 疑わしい取引の届出制度

I 疑わしい取引の届出制度

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(犯罪収益移転防止法)の規定により、金融機関等は、顧客から收受した資金が犯罪収益又はテロ資金である疑いがある場合又は顧客がその取引でマネー・ローンダリングを行っているのではないかと疑われる場合には、速やかに主務大臣に届出を行わなければならない義務が課されている。

疑わしい取引に関する情報は、主務大臣を通じて資金情報機関(注)に集約されたのち、整理・分析が行われ、犯罪捜査等に資すると判断された情報については捜査機関等に提供されている。

このような仕組みは「疑わしい取引の届出制度」と呼ばれており、マネー・ローンダリング対策の柱として、我が国のみならず諸外国でも同種の制度が設けられている。(資料16-1-1参照)

(注) 国際的にはF I U (Financial Intelligence Unit) と呼ばれている。日本におけるF I Uは、平成19年3月までは金融庁総務企画局総務課特定金融情報室が担当していたが、同年4月以降は国家公安委員会(警察庁刑事局組織犯罪対策部犯罪収益移転防止管理官)にその機能が移管されている。

II 疑わしい取引の届出に関する概況

1. 届出の状況

19年1月から12月までの1年間に、709の金融機関等から150,746件(前年比36,886件増)の疑わしい取引の届出を受理した。

2. 研修会の開催

警察庁と共催により、19年10月から11月にかけて各財務(支)局等を会場として、金融機関等の疑わしい取引の届出担当者を対象に、疑わしい取引情報の犯罪捜査への活用事例、届出書の望ましい記載方法、ならびに20年3月からの新届出システムへの切り替え等について研修を行った。19年度の研修会には、969機関の疑わしい取引の届出担当者が参加した。

3. タリバーン関係者と関連する疑いのある取引の届出要請

国連安全保障理事会決議に基づき発出された外務省告示のタリバーン関係者等リストの改正を受けて、その対象者と関連する疑いのある取引については、犯罪収益移転防止法に規定する疑わしい取引の届出を行うよう国家公安委員会と連携を取りつつ、金融機関等に対して要請を行っており、484の個人及び団体をタリバーン関係者等として公表している(20年6月末現在)。

第17章 課徴金納付命令

I 課徴金制度について

1. 経緯等

証券市場への信頼を害する違法行為又は公認会計士・監査法人による虚偽証明に対して、行政として適切な対応を行う観点から、規制の実効性確保のための新たな手段として、平成17年4月（公認会計士法については20年4月）から、行政上の措置として違反者に対して金銭的負担を課す課徴金制度を導入した。

（注）制度の対象とする違反行為

（1）金融商品取引法（17年4月導入）

- ① 不公正取引（インサイダー取引、相場操縦、風説の流布又は偽計）
※ 相場操縦の一手法である「見せ玉」を追加（18年7月4日以降対象）
- ② 有価証券届出書等の虚偽記載（発行開示義務違反）
- ③ 有価証券報告書等の虚偽記載（継続開示義務違反。17年12月以降対象）

（2）公認会計士法（20年4月導入）

- ① 監査法人の社員（又は公認会計士）が、故意に、虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明すること。
- ② 監査法人の社員（又は公認会計士）が、相当の注意を怠り、重大な虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を重大な虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明すること。

金融庁では、これら課徴金制度の運用を行うための体制整備として、17年4月1日付で、審判官を発令するとともに総務企画局総務課に審判手続室を設置した。

2. 課徴金納付命令までの手続（資料17-1-1参照）

（1）金融商品取引法

- ① 証券取引等監視委員会が調査を行い、課徴金の対象となる法令違反行為があると認める場合には、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し勧告を行う。
- ② これを受け、金融庁長官（内閣総理大臣から委任。以下同じ。）は審判手続開始決定を行い、審判官が、審判手続を経たうえで課徴金納付命令決定案を作成し、金融庁長官に提出する。
- ③ 金融庁長官は、決定案に基づき、課徴金納付命令の決定を行う。

（2）公認会計士法

- ① 金融庁長官が調査を行い、課徴金の対象となる虚偽証明の事実があると認める場合には、審判手続開始決定を行い、審判官が、審判手続を経たうえで課徴金納付命令決定案を作成し、金融庁長官に提出する。

② 金融庁長官は、決定案に基づき、課徴金納付命令の決定を行う。

Ⅱ 課徴金納付命令等の状況（資料17-1-2参照）

1. 金融商品取引法

19 事務年度においては、インサイダー取引事件 21 件及び開示書類の虚偽記載事件 10 件について課徴金納付命令の決定を行い、金融庁ウェブサイトにて、その概要を公表した。

課徴金納付命令の実績

事務年度	不公正取引	開示書類の虚偽記載	合計
17 事務年度	9 件	—	9 件
18 事務年度	9 件	4 件	13 件
19 事務年度	21 件	10 件	31 件

2. 公認会計士法

19 事務年度においては、審判手続開始決定事件は無かった（本制度は 20 年 4 月に導入）。

事務年度	公認会計士	監査法人	合計
19 事務年度	—	—	—

第4部 金融検査

第18章 平成19検査事務年度の概観

平成19検査事務年度（19年7月～20年6月）は、利用者満足度が高く、地域経済に貢献し、国際的にも魅力のある金融・資本市場の実現とともに、透明で信頼される金融行政の確立を目指すことを念頭に、「金融検査に関する基本指針」の適切な運用等により、金融機関との双方向の議論を重視して金融検査を行ったほか、改訂金融検査マニュアル及び金融検査評定制度の定着に努めてきた。具体的には、「平成19検査事務年度検査基本方針及び検査基本計画」（資料19-1-1）等に基づき、以下の取組みに重点を置いた検査を実施した。

I 検査運営の基本的考え方

1. 健全性及び適切性確保のための的確な検証
2. 重点的・機動的な検査の推進
3. 自主的・持続的な経営改善に向けての取組みの促進
4. 透明性、予測可能性の向上
5. 実効性ある検査の確保

II 検査重点事項

1. リスク特性及び金融環境の変化を踏まえたリスク管理態勢等の構築
 - ① 貸出形態の複雑化等を踏まえた態勢の整備
 - ② 運用商品の多様化等を踏まえた態勢の整備
 - ③ 業務委託先の適切な管理
2. 実効性のある利用者保護の実現
 - ① 説明責任の履行に向けた態勢の整備
 - ② 相談・苦情等への対応
 - ③ 金融取引の安全確保への取組み
3. 金融取引のグローバル化への適切な対処
 - ① コングロマリット及び国際化への対応
 - ② 反マネー・ローンダリングへの適切な取組み
4. 地域金融を巡る構造の変化への対応
 - ① 中小企業等の事業再生や地域再生への取組み
 - ② 不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資への取組み

第 19 章 金融検査の実施状況

第 1 節 平成 19 検査事務年度の検査計画及びその実績

平成 19 検査事務年度の検査実績は、年度計画 645 件に対し、647 件となり、概ね計画通り実施された。(資料 19-1-1~2 参照)

19 検査事務年度の検査実施状況については、資料 19-1-3~13 参照。

(注 1) 18 検査事務年度の検査実施件数及び検査実施状況については、資料 19-1-15~19 参照。

(注 2) 金融検査に関する主な検査対象機関及び根拠法令は、資料 19-1-20 参照。

第2節 平成19年度検査事務年度検査基本方針に基づいた施策

I 検査運営の基本的考え方

1. 健全性及び適切性確保のための的確な検証

銀行法等が求める金融機関の業務の健全性及び適切性を確保する観点から、平成19年2月に全面改訂された金融検査マニュアルをはじめとする各種マニュアルを適正に運用し、各金融機関の経営管理（ガバナンス）態勢、法令等遵守態勢、顧客保護等管理態勢、各種リスク管理態勢の的確な検証に努めた。

2. 重点的・機動的な検査の推進

個々の金融機関の業務実態、リスク特性、財務内容、内部監査の有効性等に加え、内外の金融動向等を十分分析し、検証範囲、投入人員等に一層のメリハリをつけるなど、重点的・機動的な検査を推進した。

3. 自主的・持続的な経営改善に向けての取組みの促進

金融機関の自主的・持続的な経営改善に向けての取組みを促進する観点から、20年1月に全面的な本格施行となった金融検査評価制度について、その趣旨・目的に沿った運用となるよう、適切な評価の確保等に引き続き取り組んだ。

4. 透明性、予測可能性の向上

金融検査の透明性、予測可能性を向上させるため、「改訂金融検査マニュアルに関するFAQ」、「金融検査指摘事例集」の公表等の各種施策を充実させた。また、オンサイト検査モニターを希望制から原則全件実施に改めるなど、金融機関との間の率直な意思疎通の充実を図った。

5. 実効性ある検査の確保

検査の実効性・有効性を高めるため、検査部局と監督部局、金融庁と財務局との間の緊密な連携を図るとともに、専門的・実践的な研修やeラーニング等を通じて検査能力の一層の向上に努めた。

II 検査重点事項

「リスク特性及び金融環境の変化を踏まえたリスク管理態勢等の構築」を第一に掲げて検査を実施したほか、「実効性のある利用者保護の実現」、「金融取引のグローバル化への適切な対応」、「地域金融を巡る構造の変化への対応」に取り組んだ。

1. リスク特性及び金融環境の変化を踏まえたリスク管理態勢等の構築

多様な形態での貸出や有価証券等の運用の増加といった金融環境の変化を踏まえ、金融商品・取引の実態やリスク特性を十分に分析・把握した上で、統合的なリスク管

理態勢を始め、適切なリスク管理態勢等を整備・構築することが重要である点にかんがみ、以下のような検証を行った。

(1) 貸出形態の複雑化等を踏まえた態勢の整備についての検証

リスクテイク能力の回復を背景に、各金融機関はプロジェクトファイナンス、M & Aファイナンス、不動産ファンド等のファンド向け融資や特別目的会社（SPC）を活用した複雑な形態による貸出等を増加させている。こうした新しい形態の貸出のリスク特性は多様かつ複雑なものとなっているため、個々のプロジェクトや取引の特性を十分に踏まえた適切な審査態勢及びリスク管理態勢が整備されているかについて検証した。

また、近年、貸出全体に占める割合が増加している住宅ローンについては、金融機関自らが保有するポートフォリオの構成及び金利動向を踏まえたリスク管理を行っているかという点にも配慮して検証した。

(2) 運用商品の多様化等を踏まえた態勢の整備についての検証

各金融機関が伝統的な商品に加えて投資を増加させている証券化商品や仕組債等は、グローバルに絡み合う様々なリスク要因を内包しており、国内のみならず海外の金融市場等の変動により、投資を行った金融機関の経営に影響を及ぼす可能性があるものである。こうした観点から、運用に際し、金融機関自身が個々の商品・取引の特性を十分把握し、商品性に応じた適切な会計処理及びリスク量の把握等を行うことができる体制を構築しているか、資産負債管理（ALM）の整備状況も含め検証した。

(3) 業務委託先の適切な管理

金融機関の業務の外部委託の増加や委託業務の多様化を踏まえ、委託業務のモニタリング態勢など委託業務に係る管理体制について、必要に応じ業務委託先に対する検査を実施し検証した。

2. 実効性のある利用者保護の実現

利用者保護に関する法規制の枠組みの強化や販売チャネルの拡大・複線化等に伴い、金融機関が実効性ある利用者保護の実現に向けた主体的な内部管理態勢を構築しているかについて、①説明責任の履行に向けた態勢の整備、②相談・苦情等への対応、③金融取引の安全確保への取組みについて検証を行った。

なお、その際には、検査情報受付窓口及び金融サービス利用者相談室に寄せられた情報を引き続き分析し、積極的に活用した。

3. 金融取引のグローバル化への適切な対処

(1) コングロマリット及び国際化への対応

金融のコングロマリット化に対応し、必要に応じ証券取引等監視委員会とも連携し、グループレベルでの統合的なリスク管理態勢について検証した。また、国際業務統括部門による海外における業務拠点の管理態勢の適切性等について検証するこ

ととし、その際、海外当局、特にアジアの当局との連携をこれまで以上に強化した。

(2) 反マネー・ローンダリングへの適切な取組み

金融機関の反マネー・ローンダリングへの取組みの徹底が国際的にも重要な課題となっている中で、国内拠点における態勢の整備状況及び海外拠点における反マネー・ローンダリングへの取組みに関する国際業務統括部門の管理態勢について検証した。また、本人確認を要する対象の拡大や犯罪収益移転防止法の施行等規制環境の変化への対応が適切になされているかといった観点からも検証した。

4. 地域金融を巡る構造の変化への対応

地域金融を巡る構造が大きく変化していく中、地域経済の活性化・地域再生のために、地域金融機関の果たす役割が一層期待されることにかんがみ、環境変化に的確に対応し、各地域金融機関において適切なリスク管理態勢の構築等が行われるかについて、以下のような検証を行った。

(1) 中小企業等の事業再生や地域再生への取組み

地域金融機関が中小企業の事業再生をはじめとする地域密着型金融に積極的に取り組むことが、地域再生にとって極めて重要であることから、引き続き金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕を踏まえ、地域金融機関が中小企業等との密度の高いコミュニケーションを通じて、その経営実態を的確に把握するなどにより、適切な信用リスク管理態勢の構築につながるような自主的かつ持続的な取組みに努めているか評価・検証した。

(2) 不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資への取組み

地域密着型金融の推進に際し、不動産担保・個人保証に過度に依存せず、事業価値を見極める融資手法を徹底することが重要であるとの観点から、19年2月の金融検査マニュアル改訂の際に動産・債権担保の取扱いを明確化したことを踏まえ、各金融機関の取組みを検証した。

第3節 金融コングロマリットに対する検査

I 金融コングロマリットの一体的な実態把握

コングロマリット化の進展に伴い金融機関が抱えるリスクが複雑化・高度化している状況を踏まえ、金融コングロマリット全体のリスクを的確に把握する必要があることから、平成 19 検査事務年度においても「金融コングロマリット監督指針」や「金融持株会社に係る検査マニュアル」を用いて、金融コングロマリットの実態に即した検査を実施してきた。

なお、17 年 7 月より、証券会社等に対する検査は、一義的には証券取引等監視委員会が行うこととなったが、グループでの統合的なリスク管理の状況についての確かつ効率的な検証を行う観点から、同委員会と連携し、必要に応じて証券会社等に対し同時検査を実施している。

II 検査実施状況の概要（資料 19-1-3～4 参照）

金融コングロマリットの検査については、銀行持株会社グループに対して一体的に検査を実施し、効果的な実態把握に努めたところである。

また、ドイツ銀行グループ、JPモルガンチェース銀行グループといった外資系金融グループに対する検査の実施に当たっては、銀行、証券会社をグループとして一体的に検査することにより、効果的な実態把握に努めたところである。

第4節 銀行等に対する検査

I 検査実施状況の概要

銀行及びその銀行持株会社については、顧客に対する説明責任の履行状況等の利用者保護に対する取組みの検証を行ったほか、個別の金融機関の財務内容や資産運用の状況に応じ、大口与信管理態勢をはじめとする信用リスク管理態勢や市場リスク管理態勢の検証を行うなど、規模及び特性に応じた検査を行った。なお、バーゼルⅡの実施を踏まえ、信用リスクに係る内部格付制度の運用状況の適切性等について検証し、能動的にリスク管理を行うための態勢の整備状況について検証したほか、国際業務を適切に行うための管理態勢や、多様化する業務内容に応じた利益相反を防止するための態勢整備の状況についても検証した。

信託銀行については、「信託検査マニュアル」も用いて、信託の引受審査や運用管理、併營業務等の各種管理態勢について検証した。

1. 主要行等に対する検査実施状況の概要（資料19-1-5、6、21参照）

主要行及びその銀行持株会社に対する検査については、銀行持株会社5社、主要行9行に対して検査を実施し、そのうち、銀行持株会社1社、主要行3行に対して検査結果を通知している。システム統合を予定している銀行等に対する、システム統合リスク管理態勢の検証を目的としたシステム統合リスク検査については、銀行持株会社2社、主要行2行に対して検査を実施し、検査結果を通知している。

検査に当たっては、主要行1行当たり平均して41.3日間の立入日数で、18.4人を投入している（システム統合リスク検査を除く）。

また、主要行の海外進出が加速する中、本部による管理態勢の適切性等を把握する観点から、海外拠点に対して調査を実施した。調査に当たっては、海外当局と意見交換を積極的に行う等、これまでも海外当局との連携を強化してきたが、平成19検査事務年度は特にアジアの当局との連携を強化した。

なお、現地当局との意見交換や金融機関の活動状況のモニター等を行うため、従来より当庁検査官をニューヨークに2名、ロンドンに1名派遣してきたが、19検査事務年度からは、さらに香港に1名、シンガポールに1名の検査官の派遣を開始した。

2. 地方銀行・第二地方銀行等に対する検査実施状況の概要（資料19-1-3、5、6参照）

地方銀行・第二地方銀行及びそれらの銀行持株会社に対する検査については、銀行持株会社3社（金融庁1社、財務局2社）、地方銀行25行（金融庁11行、財務（支）局14行）、第二地方銀行16行（金融庁10行、財務（支）局6行）に対して検査を実施し、そのうち、地方銀行18行、第二地方銀行11行に対して検査結果を通知している。システム統合を予定している銀行等に対する、システム統合リスク管理態勢の検証を目的としたシステム統合リスク検査については、銀行持株会社1社、地方銀行1行、第二地方銀行2行に対して検査を実施し、そのうち1行に対して検査結果を通知

している。

検査に当たっては、地方銀行・第二地方銀行1行当たり平均して30.6日間の立入日数で、12.4人を投入している（システム統合リスク検査を除く）。

II 検査結果の概要

資料19-1-14を参照。

第5節 協同組織金融機関に対する検査

I 信用金庫に対する検査（資料19-1-7参照）

信用金庫は、信用金庫法に基づき金融庁が所管しており、財務（支）局が検査を実施している。平成20年3月末現在の数は、282金庫である（19年3月末現在の数は287金庫）。

19検査事務年度は、111金庫に対して検査を実施し、そのうち、92金庫に対して検査結果を通知している。

検査に当たっては、1金庫当たり平均して25.6日間の立入日数で、6.8人を投入している。

II 信用組合に対する検査（資料19-1-8参照）

信用組合は、中小企業等協同組合法等に基づき金融庁が所管しており、財務（支）局が検査を実施している。20年3月末現在の数は、165組合である（19年3月末現在の数は168組合）。

19検査事務年度は、65組合に対して検査を実施し、そのうち、40組合に対して検査結果を通知している。

検査に当たっては、1組合当たり平均して25.1日間の立入日数で、6.2人を投入している。

III 検査結果の概要

資料19-1-14を参照。

IV 労働金庫に対する検査（資料19-1-9参照）

労働金庫は、労働金庫法に基づき金融庁と厚生労働省等との共管となっており、財務（支）局が厚生労働省等と共同で検査を実施している（1の都道府県の区域を越えない区域を地区とする労働金庫については、都道府県も検査を行うこととされており、この場合は、原則として財務（支）局が厚生労働省及び都道府県と共同で検査を実施）。20年3月末現在の数は、13金庫である（19年3月末現在の数は13金庫）。

19検査事務年度は、5金庫に対して検査を実施し、そのうち4金庫に対して検査結果を通知している。

検査に当たっては、1金庫当たり平均して21.3日間の立入日数で、6.5人（厚生労働省等の職員も含む。）を投入している。

別図 19-5-1 労働金庫の検査を行う行政庁

種 類	地 区	都道府県の区域を越える	都道府県の区域を越えない
	労働金庫		主務大臣 (8金庫)

(注1) 主務大臣とは、内閣総理大臣及び厚生労働大臣。内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任され、更に財務(支)局長に委任されている。

(注2) 労働金庫数は、20年3月末現在。

V 信用農業協同組合連合会等に対する検査(資料19-1-10参照)

信用農業協同組合連合会等は、農業協同組合法等に基づき金融庁と農林水産省等との共管となっている。また、信用漁業協同組合連合会等は、水産業協同組合法に基づき金融庁と農林水産省等との共管となっており、いずれも、財務(支)局が農林水産省等と共同で検査を実施している。国が所管している機関の20年3月末現在の数は、信用農業協同組合連合会が38連合会、信用漁業協同組合連合会が29連合会である(19年3月末現在の数は、それぞれ、41連合会、30連合会)。

19検査事務年度は、7連合会(内訳は、信用農業協同組合連合会4連合会、信用漁業協同組合連合会3連合会)に対して検査を実施し、そのうち7連合会に対して検査結果を通知している。

検査に当たっては、1連合会当たり平均して12.2日間の立入日数で、3.7人(農林水産省等の職員も含む。)を投入している。

別図 19-5-2 信用農業協同組合連合会等の検査を行う行政庁

種 類	地 区	都道府県の区域を越える	都道府県の区域と同じ	都道府県の区域の一部
	信用農業協同組合連合会		主務大臣 (該当なし)	主務大臣 都道府県知事 (38連合会)
信用漁業協同組合連合会		主務大臣 (該当なし)	主務大臣 都道府県知事 (29連合会)	都道府県知事
農 業 協 同 組 合		主務大臣 (該当なし)	都道府県知事	都道府県知事

漁業協同組合	主務大臣 (該当なし)	都道府県知事	都道府県知事
--------	----------------	--------	--------

(注1) 主務大臣とは、内閣総理大臣及び農林水産大臣。内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任され、更に財務(支)局長に委任されている。

(注2) 農業協同組合及び漁業協同組合は、信用事業を行っているものに限って記載。

(注3) 金融機関数は、20年3月末現在。

(注4) 都道府県の区域を地区とする信用農(漁)業協同組合連合会に関する都道府県知事が行う検査は、組合員から請求があった場合、組合の業務若しくは会計が法令等に違反する疑いがあると認める場合、又は事業の健全な運営を確保するため必要があると認める場合に行われる。

第6節 保険会社等に対する検査

I 検査実施状況の概要（資料19-1-11参照）

保険会社及びその保険持株会社については、契約概要や注意喚起情報による商品説明や意向確認書面による契約者等のニーズを踏まえた保険募集を行っているかなど、銀行等の募集代理店を含めた保険募集管理態勢の整備状況について検証したほか、保険金等の支払管理態勢の整備状況についても引き続き検証した。また、保険引受リスクや商品特性に応じた区分経理及び責任準備金の管理態勢について検証するとともに、各種ファンド商品等、多様化した運用手段に係るリスク管理態勢の適切性についても検証した。

保険会社等に対する検査については、金融庁において、保険持株会社3社、生命保険会社9社、損害保険会社4社に対して検査を実施し、そのうち、保険持株会社1社、生命保険会社6社、損害保険会社3社に対して検査結果を通知している。

検査に当たっては、生命保険会社については、1社当たり平均して27.9日間の立入日数で、11.0人を投入し、損害保険会社については、1社当たり平均して28.0日間の立入日数で、9.3人を投入している。

II 検査結果の概要

資料19-1-14を参照。

第7節 外資系金融機関に対する検査

I 検査実施状況の概要（資料19-1-12参照）

外資系金融機関については、我が国の法令等を遵守する態勢の整備状況について検証するとともに、規模・特性、グループ展開の状況等に照らして、実効性のある経営管理態勢や各種リスク管理態勢が整備されているか検証した。また、デリバティブを内包した商品の販売が、顧客保護等の観点から適切な管理態勢の下で実施されているか検証した。

外資系金融機関に対する検査については、金融庁において、銀行20行、保険会社1社、証券会社2社に対して検査を実施し、そのうち、銀行13行、保険会社1社、証券会社1社に対して検査結果を通知している。

II 検査結果の概要

資料19-1-14を参照。

第8節 その他の金融機関に対する検査

I 貸金業者に対する検査

貸金業者のうち、2以上の都道府県の区域内に営業所又は事務所を設置してその事業を営むものは、貸金業法に基づき、財務（支）局が検査を実施しており、平成20年3月末現在の数は580業者である（19年3月末現在の数は677業者）。

19検査事務年度は、156業者に対して検査を実施し、そのうち、142業者に対して検査結果を通知している。

なお、貸金業者のうち、1の都道府県の区域内に営業所又は事務所を設置してその事業を営むものは、都道府県知事の検査・監督を受けている。

II 前払式証票発行者に対する検査

前払式証票発行者のうち、第三者型発行者は、前払式証票の規制等に関する法律に基づき、財務（支）局が検査を実施しており、20年3月末現在の数は1,260業者である（19年3月末現在の数は1,319業者）。

19検査事務年度は、171業者に対して検査を実施し、そのうち、150業者に対して検査結果を通知している。

なお、前払式証票発行者は、第三者型発行者のみが検査対象となっている。

III 旧抵当証券業者に対する検査

旧抵当証券業者は、抵当証券業の規制等に関する法律（19年9月廃止）に基づき、財務（支）局が検査を実施しており、20年3月末の数は4業者である（19年3月末現在の数は6業者）。

19検査事務年度は、1業者に対して検査を実施した。

IV 特定保険業者に対する検査

特定保険業者は、保険業法等の一部を改正する法律附則第4条第1項において読み替えて適用する保険業法に基づき、財務（支）局が検査を実施しており、20年3月末の数は302業者である（19年3月末現在の数は396業者）。

19検査事務年度は、1業者に対して検査を実施し、検査結果を通知している。

V 信用保証協会に対する検査

信用保証協会は、信用保証協会法に基づき、財務（支）局、経済産業局及び都道府県又は市町村が検査を実施しており、20年3月末現在の数は52協会である（19年3月末現在の数は52協会）。

19検査事務年度は、8協会に対して検査を実施し、そのうち6協会に対して検査結果を通知している。

別図 19-8-1 信用保証協会の検査を行う行政庁

種 類 \ 区 域	市町村の区域を越える	市町村の区域を越えない
信用保証協会	主務大臣・都道府県知事 (47協会)	主務大臣・市町村長 (5協会)

(注1) 主務大臣とは、内閣総理大臣及び経済産業大臣。内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任され、更に財務（支）局長に委任されている。

(注2) 信用保証協会数は、20年3月末現在。

(注3) 都道府県の区域を越える信用保証協会は存在しない（20年3月末現在）。

VI 火災共済協同組合に対する検査

火災共済協同組合は、中小企業等協同組合法に基づき、財務（支）局、経済産業局等が検査を実施している。20年3月末現在の数は42組合である（19年3月末現在の数は44組合）。

19検査事務年度は、2組合に対して検査を実施し、そのうち1業者に対して検査結果を通知している。

別図 19-8-2 火災共済協同組合の検査を行う行政庁

種 類 \ 区 域	都道府県の区域を越える	都道府県の区域と同じ
火災共済協同組合	主務大臣 (該当なし)	主務大臣・都道府県知事 (42協会)

(注1) 主務大臣とは、内閣総理大臣及び経済産業大臣。内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任され、更に財務（支）局長に委任されている。

(注2) 火災共済協同組合数は、20年3月末現在。

(注3) 都道府県知事が行う検査は、組合員から請求があった場合と、組合員の業務若しくは会計が法令等に違反する疑いがある場合、又は組合の運営が著しく不当である疑いがあると認める場合に行われる。

第9節 政策金融機関に対する検査（資料19-1-13参照）

平成15年4月に、政策金融機関に対するリスク管理分野の検査権限が、各主務大臣から金融庁長官に委任されたことを受け、15検査事務年度から検査を実施している。検査においては、政策金融改革の進展を考慮しつつ、各機関の特性も踏まえ、民間金融機関に適用している金融検査マニュアル等を用いて検査を実施した。

19検査事務年度は、3機関に対して検査を実施し、そのうち、1機関に対して検査結果を通知するとともに、各主務大臣に報告している。

なお、検査に当たっては、1機関当たり平均して30.0日間の立入日数で8.5人を投入している。

（参考）政策金融機関とは、住宅金融支援機構、日本政策投資銀行（注1）、商工組合中央金庫（注1）、国民生活金融公庫（注2）、中小企業金融公庫（注2）、農林漁業金融公庫（注2）、沖縄振興開発金融公庫及び国際協力銀行（注2）、公営企業金融公庫（注3）の9機関をいう。

（注1）20年10月に、民営化予定。

（注2）20年10月に、国民生活金融公庫、中小企業金融公庫、農林漁業金融公庫及び国際協力銀行の国際金融部門が、株式会社日本政策金融公庫へ統合予定。

（注3）20年10月に、廃止予定。

第 20 章 金融検査の透明性・実効性の向上等のための方策

第 1 節 検査におけるベター・レギュレーション推進のための取組み

I 検査基本方針の策定・公表

毎年策定・公表している検査基本方針について、平成 19 検査事務年度は、重点的・機動的な検査の推進や金融検査評定制度の適切な運用、オンサイト検査モニターの原則全件実施化等、ベター・レギュレーションの考え方を踏まえて策定・公表した。(資料 19-1-1 参照)

II 平成 19 検査事務年度における更なる浸透策

1. 金融・資本市場競争力強化プラン

19 年 12 月 21 日に策定・公表した「金融・資本市場競争力強化プラン」において、よりよい規制環境（ベター・レギュレーション）の実現の一環として、「重点的・機動的な検査の推進等」を掲げ、以下の施策を盛り込むとともに実践した。

- ① 主要行担当主任検査官の複数年担当制（日本版 Examiner in Charge）の導入
- ② 特定のリスク又は業務に的を絞ったターゲット検査の積極的活用
- ③ 小規模で業務が限定されている金融機関に対する簡易検査の導入の検討

2. 金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の周知

金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕については、エンドユーザーである借り手の中小企業に周知を図る観点から、中小企業が金融機関と融資の交渉を行う、あるいは経営改善への支援を求めるといった際に役立つ内容を分かりやすく記載したパンフレット（『知ってナットク！中小企業の資金調達に役立つ金融検査の知識』）を新たに作成し、全国の商工会議所等に配布するとともに、金融庁ウェブサイト公表した。(資料 8-8-3 参照)

併せて、積極的な情報発信によって周知を徹底するため、同マニュアル別冊についての中小企業向け説明会を、全国の商工会議所・税理士会等の協力を得て、地域ブロック・自治体単位で実施した（20 年 6 月末現在、228 件開催済み。11,392 名が参加）。

【検査におけるベター・レギュレーション推進のための取組みの例】

＜ベター・レギュレーションの4つの柱＞

1. ルール・ベースの監督とプリンシプル・ベースの監督の最適な組合せ

金融サービス提供者とのプリンシプルの共有

2. 優先課題の早期発見と効果的対応

重点的・機動的な検査の推進（主要行担当主任検査官の複数年担当制（日本版 Examiner in Charge）の導入、ターゲット検査の積極的活用等）

3. 金融機関の自助努力尊重と金融機関へのインセンティブの重視

金融検査評価制度の全面的な本格施行（20年1月）

4. 行政対応の透明性・予測可能性の向上

改訂金融検査マニュアルに関するよくあるご質問（FAQ）の追加、金融検査指摘事例集（19検査事務年度）の公表等

＜当面の5つの取組み＞

1. 金融機関等との対話の充実

オンサイト検査モニターの原則全件実施化

2. 情報発信の強化

金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の中小企業向け説明会の実施

3. 海外当局との連携強化

香港・シンガポールへの駐在検査官の派遣を開始

4. 調査機能の強化による市場動向の的確な把握

市場分析室にて収集・分析された情報の活用

5. 職員の資質向上

より専門的・実践的な研修を実施するための研修体系の見直し

第2節 検査マニュアルの整備

I 銀行等による保険販売の全面解禁に伴う検査マニュアルの一部改訂

1. 改訂の趣旨、経緯

平成19年12月22日に銀行等による保険販売が全面解禁されたことから、これに対応するため、銀行等による保険販売に関する検査マニュアルの一部改訂を行うこととした。

改訂に当たっては、20年2月8日に改訂案をパブリック・コメントに付し、その過程で寄せられた意見等を踏まえ、20年3月17日に、一部改訂を行った検査マニュアルを公表した。

2. 改訂の概要

真に実効性のある保険契約者保護が確保されるためには、銀行等は自ら責任ある販売態勢、保険会社は銀行等の業務・組織等の特性を踏まえた代理店管理態勢を整備し、更には、保険契約者保護のために両者が必要な連携を行う態勢を整備することが必要との観点から、検証ポイントを記載した。

具体的には、金融検査マニュアルにおいては、自ら責任ある販売態勢等の構築（販売後に発生する業務を含む）、保険募集における弊害防止措置等の確保、銀行等と保険会社との連携等に関する検証ポイントを記載し、保険検査マニュアルにおいては、銀行等の特性を踏まえた代理店管理を行うための態勢整備、銀行等と保険会社との連携等に関する検証ポイントを記載した。

今回改訂した検査マニュアルを活用した効果的な検査が行われることを通じて、保険契約者保護が図られることが期待される。

II 十分な資本的性質が認められる借入金を資本とみなして査定する旨の一部改訂

1. 改訂の趣旨、経緯

20年2月20日に関係閣僚により申し合わされた「年度末に向けた中小企業対策について」において、「平成20年度に創設される中小企業金融公庫の挑戦支援資本強化特例制度（資本的劣後ローン）のような十分な資本性が認められる借入金は、これを資本とみなして融資先企業の債務者区分を査定できる旨、金融検査マニュアルを改訂する」とされたことを踏まえ、検査マニュアルの一部改訂を行うこととした。

改訂に当たっては、20年2月21日に改訂案をパブリック・コメントに付し、その過程で寄せられた意見等を踏まえ、20年3月17日に、一部改訂を行った検査マニュアルを公表した。

2. 改訂の概要

改訂した検査マニュアルでは、資産査定における債務者区分の検討の際、債務者の実態的な財務内容の把握にあたり、十分な資本的性質が認められる借入金を資本と

みなすことができることとした。

また、本件に関しては、20年4月1日、「金融検査マニュアルに関するよくあるご質問（FAQ）」に新たな質問・回答を追加した。

今回の検査マニュアルの改訂によって中小企業の自己資本充実策拡大のための環境整備が進展し、本改訂が中小企業の事業再生や新事業への取組みを促進する一助になることが期待される。

（注）このほか、上記の改訂に併せて、保険検査マニュアル付属資料「信用リスク検査用マニュアル」について、19年2月の金融検査マニュアル改訂の際の同マニュアル・資産査定管理態勢の確認検査用チェックリスト「自己査定（別表1）」、「償却・引当（別表2）」の見直し内容に準じた見直しを行っている。また、金融検査マニュアル、保険検査マニュアル、金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕、信託検査マニュアル（金融検査マニュアル別編〔信託業務編〕）を対象として、「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「事務ガイドライン」を「監督指針」に改める等の所要の改訂を行っている。

改訂検査マニュアルは、20年4月1日から施行し、同日以降を検査実施日とする検査について適用している。ただし、資産査定、償却・引当等、決算処理を伴う項目については、20年3月期の決算処理から適用している。

第3節 金融検査評価制度

I 金融検査評価制度の全面的な本格施行

金融検査評価制度については、平成17年7月の公表後、18年1月より試行を開始していたところであるが、20年1月に全面的な本格施行に移行し、20年1月1日以降予告する（無予告の場合は、立入を開始する）検査について、その評価結果を選択的な行政対応（頻度・範囲・深度といった検査の濃淡）に反映させることとした。なお、主要行については、19年4月1日から施行し、同日以降予告する（無予告の場合は、立入を開始する）検査について、その評価結果を選択的な行政対応に反映させている。

II 「金融検査評価結果の分布状況」の公表

評価制度の趣旨に照らせば、評価結果は、被検査金融機関のみが認識していることで十分であり、これを個別に对外公表することは、風評等のリスクもあることから適当ではない。しかしながら、各業態に対するアンケートや意見交換会などの様々な機会を通じて、「自行、自金庫あるいは自組合のおよその位置（水準感）を知りたいので、評価の分布状況を公開してほしい」との要望が多数寄せられたことから、こうした要望に応え、18年11月に、業態ごと及び評価項目ごとにC評価以下となった項目数の割合等を公表したところである。

また、19年12月11日に、18年11月に公表したのも含め、18年1月以降19年3月末までに予告（無予告の場合は立入を開始）し、評価を実施した金融機関（338先）の評価結果について、その分布状況を公表した。（資料20-3-1参照）

第4節 検査モニター制度

I 平成19検査事務年度の検査モニターの実施状況

立入検査中、もしくは立入検査終了後に、金融庁検査局や財務（支）局等のバックオフィスの幹部が被検査金融機関に赴き、検査班を同席させずに、代表者等から検査に関する意見を直接聴取する「オンサイト検査モニター」、及びオンサイト検査モニターを補完する手段として、アンケート方式により検査に関する意見を受け付ける「オフサイト検査モニター」を実施し、検査マニュアルの適切な運用の確保に努めているところである。このうち「オンサイト検査モニター」については、これまで希望制としていたところを、19検査事務年度より、原則として全件実施することとした。

検査モニターの結果、検査実施上の問題点等が確認された場合においては、主任担当検査官に伝達して早期に改善を図ることとしているほか、その状況については、財務（支）局等の検査モニターも含め、速やかに金融庁検査局長まで報告を行う体制としている。

19検査事務年度のモニター実績は、オンサイトが292件、オフサイトが2方式合わせ289件となった。

II オフサイト検査モニター（アンケート方式）の集計結果

20年7月に、オフサイト検査モニター（アンケート方式）の集計結果を公表した。詳細については、資料20-4-1を参照。

（参考）検査モニター制度の概要

（1）オンサイト検査モニター

- ① 金融庁・財務（支）局等のバックオフィスの幹部が被検査金融機関に赴き、立入検査中もしくは立入検査終了後に代表者等から直接意見聴取を行う。
なお、金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の運用状況等を把握するため、金融庁主担検査に財務（支）局幹部、財務（支）局主担検査に金融庁幹部が赴き、代表者等から意見を伺うクロスモニターも実施している。
- ② オンサイト検査モニターの実施については、19検査事務年度より、希望制から原則全件実施に改めている。
- ③ 意見については、必要に応じて主任担当検査官に伝達する等の対応をとる。

（2）オフサイト検査モニター

- ① オンサイト検査モニターを補完するものとして、アンケート方式①及び②により意見を受け付ける。
- ② アンケート方式によるモニターは、検査の執行状況等に係る「アンケート方式①」、検査結果通知に係る「アンケート方式②」の2回に分け実施する。
- ③ 提出期間は、「アンケート方式①」については、検査の立入開始から立入終了後10日目までの間、「アンケート方式②」については、検査結果通知書の

交付から 10 日目までの間を目安とする。

- ④ 寄せられた意見については、必要に応じ補足ヒアリングを行うことがある。
- ⑤ アンケート結果は、金融庁の法令等遵守調査室にも回付する。
- ⑥ アンケート結果は、集計を行い、1年に1回程度公表する。

第5節 意見申出制度（資料20-5-1参照）

本制度は、検査官と被検査金融機関とが十分な議論を尽くした上でも、認識が相違した項目がある場合に、被検査金融機関が当該相違項目について意見を申し出る制度であり、検査の質的水準及び判断の適切性の更なる向上を図り、検査に対する信頼を確保することを目的として、平成12年1月から実施している。

17年7月からは、意見申出の審理を行う意見申出審理会のメンバーに外部の専門家を加え、本制度の中立性・公平性、検査に対する信頼性の更なる向上を図っている。

なお、意見申出の実績については、本制度導入以降、19検査事務年度末までに37機関より申出があり、その内訳は、銀行20、協同組織金融機関8、保険会社2、貸金業5、その他（証券会社等）2となっている（検査実施日ベース）。

申出内容については、348事案の申出のうち、資産査定に関するものが288事案であり全体の約8割を占めている。また、被検査金融機関の意見が妥当と認められた事案は155事案であり全体の45%となっている。

（参考）意見申出制度の概要

（1）対象検査

金融庁検査局、財務（支）局等の実施する全ての金融検査。

（2）対象項目

当該立入検査における検証項目のうち、検査官と被検査金融機関とが十分な議論を尽くした上でも認識が相違した項目を意見申出の対象とし、新たな論点及び主張は対象としない。

（3）提出期限

原則として立入検査終了後3日以内（土日祝日を除く）。ただし、提出期限延長の申出があれば、立入検査終了後5日（土日祝日を除く）を限度として、提出期限の延長ができる。

なお、立入終了後に再度の立入を行った場合も、上記提出期限を適用する。

（注）郵送の場合は、提出期限内の消印日付のあるものを有効とする。

（4）提出方法

立入終了の際に確認された意見相違項目について、必要に応じ疎明資料等を添付の上、提出する。

（5）提出先

被検査金融機関の代表者名において金融庁検査局長宛提出する。ただし、担当主任検査官又は本店所在地を管轄する財務（支）局等経由での提出もできる。

（6）審理方法

意見申出が行われた事項は、検査局意見申出審理会（立入検査を行った検査官以外の検査局幹部及び外部の専門家により構成）において、申出書に基づき、書面による審査を行う。

（7）審理結果の回答方法

申出項目の審理結果は、検査結果通知書に別紙として添付する方法で回答する。

第6節 金融検査体制の整備

I 平成19年度の金融検査体制の整備

19年度の金融検査に従事する職員数は、8名の金融検査に従事する職員の増員が認められた一方、11名の定員合理化により、454名から451名体制となった。（別図20-6-1参照）

（注）各課の所掌事務に関しては、「総務課」は、金融検査の方針及び実施計画の作成、金融検査についての財務（支）局との連絡調整、金融検査の実施のほか、金融検査に従事する職員の指導訓練及び金融検査に関する事務の指導監督等を担当し、「審査課」は、検査報告書の審査、金融検査結果の通知事務等を担当している。また、「検査監理官」は金融検査のうち重要なものの実施等を担当している。

別図20-6-1 金融検査の体制

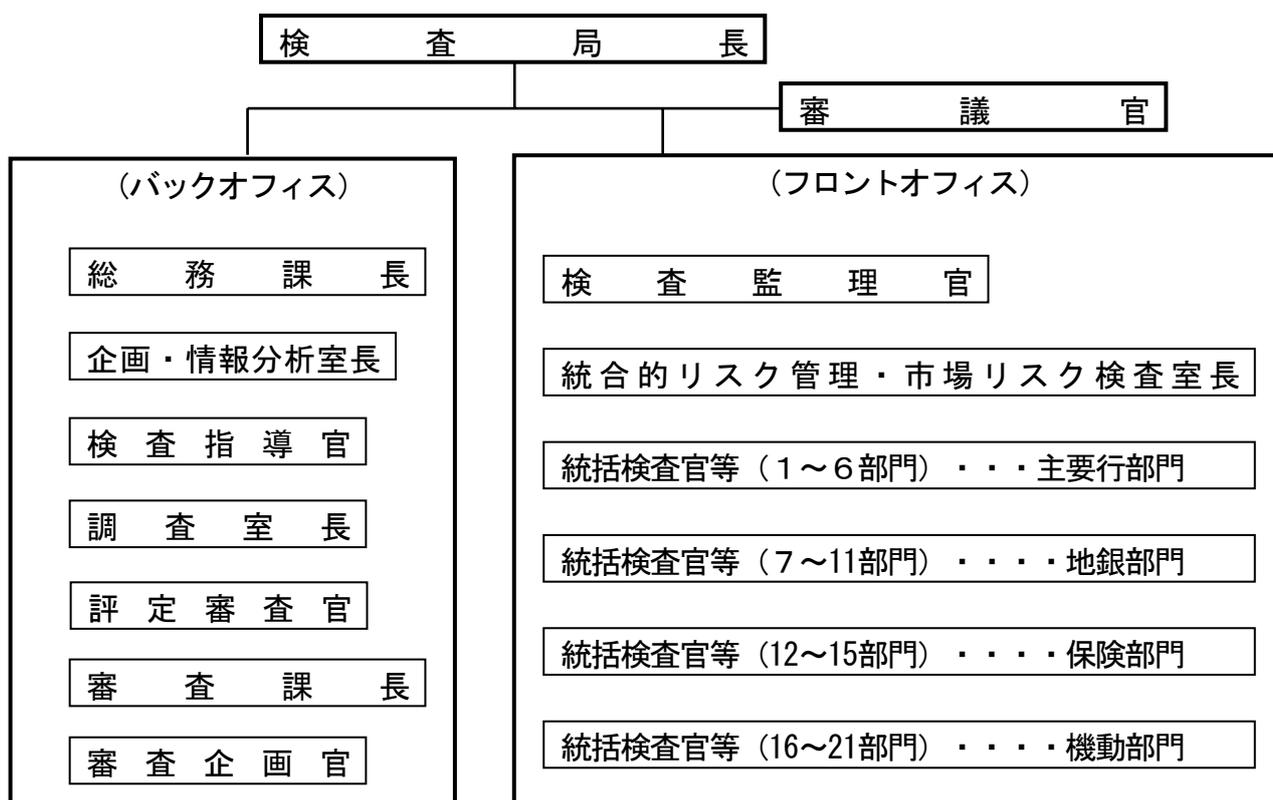
① 金融検査に従事する職員数の推移

	金融（監督）庁 検査局（部）	財務（大蔵）省 財務（支）局	合計
平成5年度	109人	291人	400人
平成10年度	164人	456人	620人
平成13年度	360人	571人	931人
平成14年度	404人	573人	977人
平成15年度	460人	577人	1,037人
平成16年度	478人	576人	1,054人
平成17年度	454人	538人	992人
平成18年度	454人	535人	989人
平成19年度	451人	519人	970人
平成20年度	441人	509人	950人

（注1）金融（監督）庁検査局（部）の平成5年度の人員は大蔵省大臣官房金融検査部の職員数である。

（注2）金融監督に従事する金融庁及び財務局の職員数は、964人。検査部門と監督部門を合計すると、合計1,914人（平成20年度）。

② 検査局の運営体制（平成20検査事務年度）【参考】



Ⅱ 今後の体制整備について

20年度機構・定員及び予算において、金融証券検査官等9名の増員が認められた一方、19名の定員合理化等により、441名体制となる見込みである。（別図20-6-1参照）

（注1）金融庁検査局と財務（支）局との関係（資料20-6-1参照）

金融庁長官は、民間金融機関等の検査に係る権限の一部を財務（支）局長に委任している。当該委任事務に関しては、金融庁長官が財務（支）局長を直接指揮監督している。

（注2）金融庁検査局と証券取引等監視委員会との関係（資料20-6-1参照）

証券会社等に対する検査については、第159回通常国会における証券取引法の一部改正により、17年7月以降、原則として監視委員会に一元化されることとされた。

他方、検査局が行うコングロマリット検査の実効性・効率性を確保するため、検査局が当該コングロマリット下の証券会社等を一体的に検査する必要がある場合は、検査局と監視委員会が、所要の連携を十分に図るとともに、可能な限り同時に立入検査を実施するよう努めることとしている。

第5部 国際関係の動き

第21章 金融監督国際機構

金融庁は、金融機関の活動や金融取引の国際化等に的確に対応するため、各国の規制監督当局により構成される金融分野の業態別又は業態横断的な国際会議に積極的に参画している。その主要なものとして、業態別には、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）、証券監督者国際機構（IOSCO）及び保険監督者国際機構（IAIS）が、業態横断的には、ジョイント・フォーラムが挙げられる。これらの会議においては、国際的な金融システムの安定を図る観点から、金融機関の監督等に関する国際的な原則・基準・指針等の国際的な監督ルールの策定が行われており、我が国としては、国際的なリーダーシップを発揮すべく、積極的な貢献に努めている。

第1節 バーゼル銀行監督委員会

I 概要

1. 沿革

バーゼル銀行監督委員会（Basel Committee on Banking Supervision、以下「バーゼル委員会」という。）は、1974年6月の西ドイツ・ヘルシュタット銀行破綻に伴う国際金融市場の混乱を受けて、1975年、G10中央銀行総裁会議によって設立された。バーゼル委員会の会合は、主としてスイスのバーゼルにある国際決済銀行（BIS：Bank for International Settlements）本部において年4回程度開催されており、事務局もBIS内に設置されているが、中央銀行の集まりであるBISとは独立した存在として位置付けられている。

2. 目的

バーゼル委員会は以下の3つをその主要な活動目的としている。

- ① 銀行監督をめぐる諸問題に関する話し合いの場の提供
- ② 国際的に活動する銀行の海外拠点に関する各国当局間の監督責任の分担の調整
- ③ 国際的に活動する銀行の自己資本比率規制等、共通の監督基準の設定

3. 組織（資料21-1-1参照）

（1）メンバーシップ

バーゼル委員会は、日本、ベルギー、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ、スペイン、スウェーデン、スイス、英国及び米国の銀行監督当局及び中央銀行から構成され、我が国からは、金融庁及び日本銀行が出席している。バーゼル委員会の議長は、2006年7月からオランダ中央銀行のウェリンク総裁が努めている。

(2) 小委員会の構成

バーゼル委員会の下には、新規規制実施部会、政策企画部会、会計タスクフォース、国際リエゾン部会が設置されており、それぞれバーゼル委員会に参加している各国及び一部非G10諸国の監督当局及び中央銀行の専門家等により構成されている。我が国は、バーゼル委員会に設置されている全ての小委員会に専門家等を出席させ、国際的な銀行監督ルールの策定や銀行の健全なリスク管理指針の確立等に積極的な貢献を行っている。

4. 性格

バーゼル委員会は、国際的な監督権限を有しておらず、その合意文書等も法的拘束力を有するものではない。しかしながら、バーゼル委員会が公表している監督上の基準・指針等は、各国の監督当局がより実効性の高い銀行監督を行うための環境整備に資するものとして、世界各国において幅広く取り入れられている。

II 活動状況

1. 概要

バーゼル委員会は、銀行監督に関する共通の基準・指針を策定する観点から、以下のような課題を中心として、幅広く検討を行っている。

- ① 銀行の自己資本の適切性に関する基準
- ② 銀行の海外拠点監督上の原則
- ③ 実効的な銀行監督のためのコアとなる諸原則
- ④ 銀行のリスク管理に関する各種指針

19事務年度における主な活動は、以下の通りである。

2. 新しい自己資本比率規制（バーゼルⅡ）の枠組みの実施

バーゼルⅡは、我が国においては、2007年3月末から実施されているが、バーゼル委員会では、新規規制実施部会（AIG: Accord Implementation Group）や国際リエゾン部会（ILG: International Liaison Group）において、バーゼルⅡの実施をめぐる諸課題についての議論や監督当局間の情報交換が行われており、我が国も積極的に参加している。

また、バーゼルⅡをクロスボーダーで円滑に実施していくためには、国際的に活動する銀行グループの母国当局と現地当局とが緊密に連携・調整していくことが不可欠であり、邦銀の海外拠点を監督している海外当局との意見交換の実施等に積極的に取り組んだ。

3. バーゼルⅡの枠組みの一部見直し・強化

各国でバーゼルⅡを実施している中、最近の金融市場の混乱を踏まえ、政策企画部会（PDG: Policy Development Group）において、証券化エクスポージャーの取

扱いを中心とするバーゼルⅡの枠組みの一部見直し・強化の作業を開始しており、我が国も一部のワークストリームで議長を務めるなど積極的に貢献している。

4. 銀行のリスク管理に関する指針

バーゼル委員会は、銀行の健全なリスク管理のあり方等について幅広く議論を行い、その結果を監督上の指針（サウンド・プラクティス・ペーパー）や各種取組みに関する論点（レンジ・オブ・プラクティス）として取りまとめている。

流動性リスクに関する取組みでは、各国の規制・監督手法の現状調査の報告書を公表したほか、2001年にバーゼル委員会が策定した「健全な流動性リスク管理及びその監督のための諸原則」の改訂案を市中協議に付している。

その他、経済資本（エコノミック・キャピタル）の計測・管理に関する銀行実務の調査、ストレス・テストに関する監督上の指針の作成、金融商品の公正価値評価に関する監督上の指針の作成等を進めている。

第2節 証券監督者国際機構（IOSCO）

I 概要

1. 沿革及び現状

(1) 証券監督者国際機構（IOSCO：International Organization of Securities Commissions）は、世界各国・地域の証券監督当局、証券取引所等から構成される国際的な機関である。加盟機関の総数は、普通会員（Ordinary Member：証券規制当局）、準会員（Associate Member：その他当局）及び協力会員（Affiliate Member：自主規制機関等）あわせて191機関（2008年6月末現在）となっている。IOSCOの本部事務局は、マドリード（スペイン）に置かれている（1986年から2000年末まではモントリオール（カナダ））。

(2) 我が国は、1988年11月のメルボルンにおける第13回年次総会で、当時の大蔵省が普通会員としてIOSCOに加盟した。現在は、金融庁が、2000年7月の発足と同時にそれまでの金融監督庁（準会員）及び大蔵省（普通会員）の加盟地位を承継し、我が国からの普通会員となっている。その他、1993年10月のメキシコ・シティにおける第18回年次総会で準会員として加盟した証券取引等監視委員会のほか、商品先物取引を所掌している経済産業省及び農林水産省が準会員、東京証券取引所、大阪証券取引所、ジャスダック証券取引所及び日本証券業協会が協力会員となっている。

(3) IOSCOは毎年1回年次総会を開催しており、2008年は5月にフランスで開催された。次回は、イスラエルで開催される予定である。なお、我が国においても、1994年10月に東京で第19回年次総会が開催されている。

2. 目的

IOSCOは、以下の4つを目的としている。

- ① 公正・効率的・健全な市場を維持するため、高い水準の規制の促進を目的として協力すること。
- ② 国内市場の発展促進のため、各々の経験について情報交換すること。
- ③ 国際的な証券取引についての基準及び効果的な監視を確立するため、努力を結集すること。
- ④ 基準の厳格な適用と違反に対する効果的な法執行によって市場の健全性を促進するため、相互に支援を行うこと。

3. 組織（資料21-2-1参照）

(1) 代表委員会（Presidents' Committee）

代表委員会は、すべての普通会員の代表者で構成され、IOSCOの目的達成のために必要なすべての事項についての決定権限を有する。年1回、年次総会時に開

催。代表委員会の下に、理事会及び地域委員会が置かれている。

(2) 理事会 (Executive Committee)

理事会は、専門委員会、新興市場委員会、各地域委員会の議長のほか、各地域委員会選出会員及び代表委員会により選出された9普通会員で構成され、IOSCOの目的達成のために必要なすべての決定を行う。年次総会時を含め、年3回程度開催される。現在の議長はニュージーランド、金融庁は、代表委員会選出理事の一員である。

理事会の下には、専門委員会、新興市場委員会、原則実施作業部会及び自主規制機関等により構成される自主規制機関諮問委員会が置かれている。

(3) 専門委員会 (Technical Committee)

専門委員会は、理事会により1987年5月に設置され、現在は金融庁を含む15の先進国・地域の普通会員で構成されている。専門委員会は、証券分野についての国際的な規制上の課題等について検討・調整を行うなど、IOSCOの活動に関し実質的にその中心的な役割を担っている。年次総会時を含め年3回程度開催される。議長は2008年5月にフランスAMFから米国SECになっている。

専門委員会の下には、5つの常設委員会 (Standing Committee) が設けられており、専門的・実務的な議論が行われている。また、その時々証券市場におけるアドホックな諸課題について専門性の高い検討を行うため、幾つかの作業部会 (タスクフォース) が置かれることもある。

(4) 地域委員会 (Regional Committee)

代表委員会の下には、アジア・太平洋地域委員会、米州地域委員会、ヨーロッパ地域委員会、アフリカ・中東地域委員会の4つの地域委員会が置かれており、それぞれの地域固有の問題が議論されている。我が国が属するアジア・太平洋地域委員会 (APRC: Asia Pacific Regional Committee) は年2回程度開催されている。議長は2008年5月にタイから韓国に交代している。

(5) 原則実施作業部会

理事会の下に置かれている原則実施作業部会は、2003年10月に承認された「証券規制の目的と原則」(1998年9月作成)に定められた合計30の原則の実施状況を評価するための詳細な指針 (メソドロジー) を作成し、その活用促進策について議論を行っている。また、IOSCO原則を策定してからの市場の変化やIOSCOの成果を踏まえ、現行の原則の見直し作業に着手している。

4. IOSCOの性格

IOSCOは、「証券規制の目的と原則」をはじめとする原則、指針や基準等を定めている。これらは、基本的に、メンバーを法的に拘束するものではないが、メンバーは、これらを踏まえて自ら行動し、原則の遵守等に取り組むことが促されている (た

だし、メンバー間の情報交換協力を促進するため策定されたIOSCO・MOU（多国間MOU）については、2005年4月の代表委員会決議により、すべてのメンバーに対して本MOUへの署名（将来的な署名約束を含む。）が義務付けられており、各メンバーは多国間MOUに規定されている情報交換協力が実施できるような法制を整備することが求められている）。

5. 我が国の対応

我が国は、理事会、専門委員会、アジア・太平洋地域委員会、議長委員会及び5つの常設委員会等のメンバーとして、国際的な証券規制の原則の策定等に積極的に参画・貢献している。

II 活動状況

1. 概要

IOSCOは、これまで、証券規制に関する原則や基準の設定を中心とした活動を行ってきており、この面では一定の成果を達成した。今後の方向性としては、原則の実施や情報交換に重点を置くこととしており、具体的には、今後のIOSCO運営の優先課題として、①証券規制に関する国際基準設定主体としての役割の維持、②法執行に関するクロスボーダーの協力の改善（IOSCO・MOUの推進）、③IOSCO原則の実施（「証券規制の目的と原則」の実施促進）、④IOSCOの国際的知名度及びメンバーとのコミュニケーション水準の継続的向上、が掲げられており、これに沿った取組みが行われている（なお、現在、IOSCO原則の見直しに関する作業が着手されている）。

2. 専門委員会

専門委員会は、後述（4～8）の各常設委員会の活動のほか、2007年夏頃以降のサブプライムローン問題に端を発する市場混乱に対し、専門委員会直属の2つのタスクフォース（「サブプライム危機に関するタスクフォース」及び「信用格付機関に関するタスクフォース」）において、関連する諸課題を検討し、2008年5月、「サブプライム危機に関するタスクフォース報告書」及び信用格付機関の基本行動規範の改定を含む「ストラクチャード・ファイナンス市場における信用格付機関の役割に関する報告書」の2つの報告書を公表した。また、同月、「監査業務の中断に関する規制当局によるコンティンジェンシープランに関する報告書」も公表している。

3. アジア・太平洋地域委員会

アジア・太平洋地域委員会（APRC）は、域内におけるIOSCO原則の実施の推進や多国間MOUへの署名促進等を図るために、メンバーに対し、各種支援プログラムや研修を実施している。また、メンバー間の意見交換も活発に行われており、2007年3月には、オーストラリアでAPRC法務執行担当者の会合が開催され、市場監視や不正取引の摘発、限られた人的・経済資源のなかで優先すべき事案の抽出方法な

どが話し合われた。また、APRC加盟国の間でホールセール向けの集団投資スキームの参入を迅速化するための枠組みについて検討されている。

4. 会計・監査・開示常設委員会（SC1）

会計・監査・開示常設委員会は、多国間市場における証券の募集及び上場に係る会計、監査及び開示に関する諸課題について検討を行っている。

具体的には、国際財務報告基準（IFRS）及び国際監査基準（ISA）等の整備・改善作業をレビューするために、新たな基準（草案）が公開される毎にコメント・レターを発出している他、基準設定プロセスにおける助言会合にも出席し、意見を述べている。

2007年11月、ISAの策定・改善に関する国際監査・保証基準審議会（IAASB）の作業の認識、支持する旨の「ISAに関する声明」を公表した。また、2008年2月には、いわゆるIFRSブランド問題を踏まえ、財務報告において公開企業が使用する会計基準の明確化を呼びかけるステートメントを公表した。現在は「上場企業の定期（継続）開示に関する原則」の作成作業やサブプライム問題を背景とした会計、監査及び開示における取組み等を進めている。

5. 流通市場規制常設委員会（SC2）

流通市場規制常設委員会は、証券の流通市場に関する諸課題について検討を行っている。2007年4月には、各国の市場監督・監視者（規制当局・取引所、自主規制機関）が当該取引所及び取引に関する日常の監督・監視業務を円滑に行うために必要な情報の特定、さらに、市場規制当局が当該情報を効率的に交換するための方策を検討した報告書「市場監督・監視のための多国間情報交換」が公表されている。また、市場仲介者以外の者が取引所に直接アクセスして取引するダイレクト・マーケット・アクセス（DMA）の問題や、取引所業務のアウトソーシングについて議論を行っている。

6. 市場仲介者常設委員会（SC3）

市場仲介者常設委員会は、クロスボーダーの環境下にある市場仲介者に関する規制監督上の諸課題について検討を行っている。2007年11月に証券会社の引受業務に係る諸問題を取りまとめた「証券引受けにおいて生じる利益相反の市場仲介者による管理」を公表している。また、投資信託等をリテール顧客へ販売する際の販売時の情報開示のあり方についても議論を行っている。

7. 法務執行及び情報交換常設委員会（SC4）

法務執行及び情報交換常設委員会は、国際間にわたる証券犯罪に対応するための各国当局間の情報交換や法執行面での協力のあり方について議論を行っている。現在、情報交換に関する非協力的な国・地域の当局との対話や、クロスボーダー事案における資産（不正利得）の凍結に関する国際協力などについて議論を行っている。さらに、SC4と一体で開催される多国間MOUの審査グループ（SG）において、多国間MOUの署名申請国の審査を行っている。

8. 投資管理常設委員会（SC5）

投資管理常設委員会は、「ファンド・オブ・ヘッジファンズ」に係る最終報告書をまとめた。2007年11月には、「ヘッジファンドのポートフォリオのバリュエーションに関する原則」を公表した。2007年度からは、ファンド・オブ・ヘッジファンズについて、よりよい実務の慣行を促進するために「ファンド・オブ・ヘッジファンズ」に関する原則を策定している。さらに現在、プライベート・エクイティに特有な問題点の検討を行っている。

III その他

1. 証券分野における情報交換枠組みの構築

クロスボーダー取引が増大する等、各国証券市場の一体化が進んでいる中で、証券市場及び証券取引を適切に規制・監督するためには、各国証券規制当局間の証券分野の情報交換が不可欠である。

1989年にアルシュ・サミット等の場において証券当局間の情報交換の重要性が国際的に確認されたことを踏まえ、我が国は1990年6月及び1998年6月に証券取引法を改正し、外国証券当局の要請に応じて情報提供を可能とする規定を整備した（なお、2004年には金融先物取引法を改正し、金融先物についても同様の規定を設けた。本規定は、現行の金融商品取引法第189条）。これらの法整備を基盤に、これまで、中国（1997年）、シンガポール（2001年）、米国（2002年）、オーストラリア（2004年）、香港（2005年）及びニュージーランド（2006年）との間で、証券分野における情報交換枠組み（MOU）に署名してきている。なお、2006年1月には米国とのMOUについて金融先物をその対象に加える改訂を行った。

また、2005年4月のコロombo総会において、すべてのIOSCO会員に対して、IOSCOが2002年に策定した多国間情報交換枠組み（マルチMOU）に、遅くとも2010年1月1日までに、署名（又は署名を可能とする必要な法的権限を追求する公式のコミットメント）を行うことが義務とされた。我が国は、2006年5月、多国間MOUへの署名のための申請を行い、IOSCOによる審査を経て、2008年2月に署名当局となった。

外国との証券当局との間でこのような情報交換枠組みを構築することにより、インサイダー取引や株価操縦のような不正取引活動など市場における取引に関する情報等を、必要に応じて相互に提供することが可能となり、我が国及び署名相手国の証券市場の公正性・透明性の確保に寄与することとなる。

2. コールド・コーリングへの取組み

コールド・コーリング（Cold Calling）とは、一般に、ある国に事務所を置くと称するグループが、他国の投資家に対し電話等で詐欺的な証券投資の勧誘等を行うことを言う。

IOSCOでは、コールド・コーリングについて、投資家への注意喚起や各国・地

域の協力を促すための対策を講じてきている。

我が国においても、海外証券当局等から金融庁に対し、我が国に事務所を置くと称する業者の詐欺的な投資勧誘によって投資家が被害を受けているとの連絡が寄せられており、日本に事務所を置くと称するコールド・コーリング業者について、金融庁への登録の有無等を確認し、これら業者の名称・住所等を、ホームページに掲載し投資家に注意喚起を促している。

3. 公益監視委員会の発足・運営

世界の会計士団体の国際組織である国際会計士連盟（I F A C）は、現在、国際的な監査基準である国際監査基準（I S A）等の基準の設定活動を行っている。2003年3月以降、監査への国際的信頼を確保するため、I F A Cによる基準設定活動を公益的な観点から監視するための新たな枠組みが必要であるとの議論が国際的に活発に行われ、2005年2月、I F A Cにおいて基準設定活動を担うメンバーの承認、その作業計画の承認、デュー・プロセスの監視や事後評価の役割を担う組織として、「公益監視委員会（P I O B : Public Interest Oversight Board）」が発足した。公益監視委員会は10名のメンバーから構成され、我が国からは、金融庁の推薦を経て、北村歳治氏（早稲田大学教授）が現在、メンバーとして出席している。P I O Bは発足初年度である2005年以降、I S Aを設定する国際監査保証基準審議会（I A A S B）を含む公益活動に係わるI F A C委員会の全会議に出席し、デュー・プロセスを監視するとともに、当該基準設定に携わるメンバーの承認等を行っている。なお、2008年には、P I O Bの役割及び設立後3年度の活動を要約した報告書が公表されている。

4. I O S C O国際コンファレンスの開催

I O S C O専門委員会は、I O S C Oの国際的なプレゼンスの向上と規制当局者と業界関係者の対話の促進のため、2004年より世界の主要金融センターにおいて国際コンファレンスを開催している。米国・ニューヨーク（2004年）を皮切りに、これまでドイツ・フランクフルト（2005年）、英国・ロンドン（2006年）で開催され、第4回目となる2007年は、東京で11月に開催された。同会合では、「市場規制－競争、収斂、そして協調」を総括テーマに、グローバル化が進む今日の資本市場における諸課題が議論された。

第3節 保険監督者国際機構（I A I S）

I 概要

1. 名称

保険監督者国際機構（I A I S : International Association of Insurance Supervisors）

2. 設立およびその目的

1994年に以下の4つの目的のために設立された。

- ① 保険監督者間の協調の促進
- ② 国際保険監督基準の策定
- ③ 加盟国（特に新興市場国）における監督基準に則った保険制度確立の支援
- ④ 他の金融分野の監督機関との連携

3. 構成

- ① メンバー：各国・地域の保険監督当局等（142）
- ② オブザーバー：保険会社や業界団体、国際機関等（136）
（2008年6月現在）

4. 組織（資料21-3-1参照）

年次総会において、新たな監督原則、基準、指針等が採択される他、年に3回程度開催される執行委員会・専門委員会において、主要な決定が行われる。

- （1）執行委員会（議長：ミシェル・フラメ ベルギー銀行金融保険委員会副委員長、年4回開催）主要な決定を行う最高意思決定機関であり、地域構成のバランスを考慮した15の国・地域（北米：3、西欧：3、アジア：3、オセアニア：1、中南米：1、サブサハラ・アフリカ：1、中東・北アフリカ：1、中東欧：1、オフショア：1）から構成されている。我が国は、1998年よりメンバーとして参加している。
- （2）専門委員会（議長：アルフレッド・グロス 米国バージニア州保険監督長官、年3回開催）執行委員会の下で監督基準の策定等を所掌しており、我が国は、メンバーとして参加している。
- （3）委員会等：専門委員会の下で監督原則、基準、指針の策定にあたっており、2008年6月現在、13の小委員会等がある。
- （4）事務局（局長：河合美宏氏、事務局員17名）
局員のうち1名は2006年6月より我が国ODAの枠組みにより派遣された日本人専門家である（本枠組みによる派遣は、2002年4月より開始）。

所在地：スイス バーゼル（国際決済銀行内）

5. 我が国の対応

金融庁は、現在、執行委員会と専門委員会以外に、ガバナンス・コンプライアンス小委員会には議長として、ソルベンシー小委員会には副議長として、その他、会計小委員会、保険契約小委員会等の主要な小委員会等に主要メンバーとして積極的に参画している。

II 活動状況

1. 保険監督原則、基準、指針の策定

各国の保険監督制度や監督経験を踏まえて、国際的な保険監督水準の向上のために監督原則、基準、指針を策定している。2007年10月に米国・フォートローダデーで開催された年次総会において、「資本の十分性及びソルベンシー目的のための統合リスクに関する指針」、「リスク及び資本管理のための内部モデルに関する指針」及び「規制上の所要資本の構造に関する指針」を新たに承認し、2007年度までに6つの原則、13の基準、15の指針を策定している。

現在、各小委員会等で取り組んでいる主な作業は以下のとおり。

(1) 保険会社のコーポレート・ガバナンスの強化に向けた取組み

金融庁が初代議長を務めるガバナンス・コンプライアンス小委員会では、保険会社のコーポレート・ガバナンスの強化を図ることを目的とした取組みの第一歩として、各国におけるガバナンス規制・慣行等の実態把握を行うこととしている。

(2) 国際的に共通なソルベンシー（健全性）評価手法の策定に向けた取組み

ソルベンシー小委員会では、国際的に共通なソルベンシー評価手法の策定に向けたプロジェクトを進めている。その一環として、2007年2月、「ソルベンシー評価に関する国際的な共通指針（その2）」を策定・公表し、現在、それを踏まえた基準・指針等の策定作業を行っている。

(3) 保険会計のあり方の検討

保険契約小委員会では、IASB（国際会計基準審議会）において、保険契約にかかる国際会計基準の策定作業が進められていることを踏まえ、国際会計基準と監督目的の会計が可能な範囲で平仄のとれたものとなるよう、監督当局の立場からの保険会計のあり方について検討を行っている。2007年12月には、IASBが公表した討議資料（「保険契約に関する予備的見解」）に対し、IAISとして意見書を提出した。

2. 保険監督原則、基準、指針実施のための技術支援

新興市場国の保険監督の水準向上を図るため、地域セミナーの開催や研修教材の作

成を行っている。また、我が国は、これらの活動を支援するための専門家を雇用する費用等を I A I S に拠出（2007 年度：3,296 万円）するなどの積極的な協力を行っている。

第4節 ジョイント・フォーラム

I 概要

ジョイント・フォーラム (Joint Forum) は、バーゼル銀行監督委員会 (BCBS)、証券監督者国際機構 (IOSCO) 及び保険監督者国際機構 (IAIS) の13カ国の代表者により構成され、金融コングロマリットの監督上の諸問題や、銀行・証券・保険の各分野にまたがる監督上の諸問題を検討している。金融コングロマリットの国際的な業務展開や金融各分野の業態区分の不鮮明化により、各国監督当局の業態横断的な情報交換や連携強化の必要性が一層高まりつつあったことから、我が国は発足時 (1996年) から本会合に参画してきている (現在は、金融庁、日本銀行が参加)。

II 活動状況

ジョイント・フォーラムは、年3回本会合を開催するとともに、個別テーマにつき作業部会を設置して活動を行っている。

なお、2007事務年度に開催された本会合は以下のとおり。

- 2007年11月 ベルン本会合
- 2008年2月 マドリッド本会合
- 2008年6月 ワシントン本会合

1. 2007事務年度における活動

(1) リスク評価及び資本に関する作業部会

2008年4月に「信用リスク移転—2005年から2007年にかけての動向」と題する市中協議ペーパーを公表した。

ジョイント・フォーラムは「信用リスク移転 (CRT)」と題するペーパーを2005年3月においても公表しているが、今回のペーパーは、信用リスク移転市場の継続的拡大と急速な革新を背景に、2007年3月に金融安定化フォーラムより、2005年公表ペーパーの改訂検討依頼を受けて作成されたものである。本ペーパーでは、信用リスク移転のために広く用いられるようになった2つの金融商品、CDS (クレジット・デフォルト・スワップ) とCDO (債務担保証券) の過去2年間の動向に焦点が当てられている。

2008年4月に「金融コングロマリットにおけるリスク集中の認識と管理に関する業態横断的な調査結果」と題するペーパーを公表した。

このペーパーは、ジョイント・フォーラムが過去に行ったリスクの統合および合算に関する取組みを基に作成されたものであり、グループ内の企業において、またそれらが直面する横断的な主要リスクに関するリスク集中の認識・測定・管理において、金融コングロマリットがどのような進展を遂げたかをまとめたものである。また、本ペーパーには、2007年半ばに始まった市場の混乱から得られた考察と教訓が含まれている。

(2) 顧客適合性に関する作業部会

2008年5月「金融商品・サービスのリテール販売における顧客適合性」と題するペーパーを公表した。

顧客適合性に関する本ペーパーは、銀行、証券、保険セクターの金融監督当局及び金融機関が、個人投資家に対し不適合な金融商品を販売したことによって生じるリスクに、どのように対応しているのか検討している。また、ジョイント・フォーラムは、個人投資家への情報開示、及び金融機関が推奨した投資商品が、投資家に適合しているかどうか判断するための金融機関に対する規制要件について検証している。

(3) 金融コングロマリットに関する作業部会

ジョイント・フォーラムが1999年に策定した金融コングロマリット諸原則に関し、調査対象国においてその諸原則がどのように認識され国内法制上の対応がなされているか、その実施状況について調査及び分析等を行った。

2. 2008 事務年度における活動

金融コングロマリットに関する作業部会では、コングロマリット諸原則の実施状況の検証作業をさらに進めた上で、ペーパー等を取りまとめる予定である。

また、新たなテーマを選定し、さらなるペーパーの作成を行う予定である。

第5節 一元監督者会合 (Integrated Financial Supervisors Conference)

I 概要

金融サービスの分野においては、業態内あるいは業態を超えた金融機関のグループ化・コングロマリット化や、市場及び商品の融合、横断化といった流れが急速に進展しており、これに対応して、金融監督当局においても銀行・証券・保険の各分野を一つの組織において業態横断的に所管する必要性が高まってきている。こうした状況を受けて、1999年以降、業態横断的な監督を行っている主要国当局からトップレベル(長官クラス)の代表者が集まって、一元監督者会合が年1回開催されており、一元監督者としての金融監督上の諸課題や組織運営上の諸課題等について幅広い観点から議論を行っている。

(注) 銀行・保険を一元的に監督するOECD加盟国の金融当局(ただし、シンガポールは例外扱い)が参加国となっており、現在の参加国は、アイスランド・アイルランド・イギリス・オーストラリア・オーストリア・オランダ・カナダ・韓国・シンガポール・スウェーデン・デンマーク・ドイツ・日本・ノルウェー・ハンガリー・ベルギーの16カ国である。

II 活動状況

1999年5月の第1回会合以来、これまでに10回開催され、監督手法や関連する問題につき、一元監督当局の長ないし代理が議論を行い、それぞれの組織運営の方向を探るとともに一元監督当局共通の課題等について、知見の共有を図っている。第10回会合は、2008年5月にオーストリアで開催され、監督当局のパフォーマンス指標、金融市場の混乱への対応、広報政策、監督当局の組織・運営上の課題、コーポレート・ガバナンス等について議論を行った。

第22章 金融に関するその他の国際的フォーラム

マクロ経済に対する金融セクターの安全性の重要性が増していること等から、前章に述べた規制監督当局により構成される国際的フォーラム以外においても金融に関する検討が活発化している。また、WTO等の場における金融サービス貿易の自由化交渉も本格化してきている。金融庁は、我が国の立場を反映させるとともに、国際的な金融システムの安定化及び金融サービス貿易の自由化等に資するため、こうしたフォーラムに積極的に参加している。

第1節 金融安定化フォーラム（FSF）

I 概要

金融安定化フォーラム（FSF：Financial Stability Forum）は、1997年に発生したアジア通貨危機等の際、一国における金融危機が容易に各国に「伝染」（contagion）した経験を背景に、1999年2月のG7（7カ国財務大臣・中央銀行総裁会議）での決定に基づき、金融監督の国際的な協調体制を強化する観点から設立されたもので、現在はドラギ伊中銀総裁が議長を務めている。FSFは、①金融の安定に責任を有する各国の財務省、中央銀行、金融監督当局及び国際機関、基準設定機関の間の情報交換を促進し、②金融市場の監督・サーベイランスに関する国際協力を強化することによって国際金融をさらに安定させることを目的に、国際金融システムの脆弱性等について議論を行ってきている。メンバーとしては、G7の財務大臣・中央銀行総裁・金融監督機関の長の代理レベル、香港、シンガポール、豪、蘭、スイスの通貨当局、IMF、世銀、国際金融監督機関（バーゼル委員会、IOSCO及びIAIS）等が参加している（我が国からは、金融庁、財務省及び日本銀行が参加）。

II 活動状況

FSFでは、原則年2回、全体会合が開催されており、2007事務年度においては、第18回会合（2007年9月、於ニューヨーク）及び第19回会合（2008年3月、於ローマ）が開催された。FSFは、19年夏以降のサブプライムローン問題を契機とする世界的な金融市場の混乱を受け、G7より市場混乱の背景にある要因を分析し、中期的観点からの市場強化策を検討するよう要請があり（19年10月）、20年2月のG7（東京）に中間報告、4月のG7（ワシントン）に最終報告書を提出した。当該報告書を作成するために、FSFには、各国監督当局の長や国際機関の議長等のハイレベルなメンバーで構成される、サブプライムローン問題に関する作業部会が設置された（19年9月）。我が国からは、金融庁長官が作業部会のメンバーとなっており、当庁としても、積極的に作業部会の議論に参加・貢献してきた。FSFは、2008年6月のG8財務大臣会合で、報告書に盛り込まれた提言の実施状況について報告を行ったところであり、当庁としても、提言内容の迅速かつ着実な実施に努めている。

第2節 国際通貨基金（IMF）

I 概要

国際通貨基金（IMF：International Monetary Fund）は、1944年7月、米国ブレトン・ウッズにおいて開催された連合国通貨金融会議において調印されたIMF協定に基づき、1946年3月に設立された国際機関である。その目的は、①通貨に関する国際協力を促進すること、②為替の安定を促進すること、③加盟国の国際収支不均衡を是正させるため基金の一般資金を一時的に加盟国に利用させること等である。本部所在地は、ワシントンDC、専務理事はストロスカーン元フランス経済・財政・産業大臣である。最高意思決定機関は総務会（全加盟国の大臣級からなる）であり、原則として年1回総会を開催するが、通常業務については、我が国任命理事を含め、24名の理事からなる理事会が意思決定機関となっている。

II 活動状況

当庁との関係では、不良債権問題が正常化した近年は、金融機関のリスク管理の向上や銀行の収益力の強化などに焦点を当ててきたが、最近では、世界的な金融市場の混乱が我が国の金融システムに与える影響等についての関心が高まっている。

1. IMF 4条協議

IMFはIMF協定第4条に基づき、年1回加盟国に対して、調査専門スタッフを中心とするミッションを派遣した上で、当該国の経済状態、経済・為替政策等に関する報告書を作成し、理事会で討議を行っている。我が国に対する協議については、通常毎年夏に理事会が開催され、その結果がPIN（Public Information Notice）として発表されるとともに、理事会で検討された4条協議報告書が公表される。当庁はIMFに対し、世界的な金融市場の混乱の影響をはじめとする我が国の金融セクターの状況や当庁の施策等について説明・議論を行い、我が国金融セクターの状況・課題等が適切に理解されるよう努めている。

2. その他IMFの刊行物（WEO、GFSR等）

通常年2回刊行される「世界経済見通し（WEO：World Economic Outlook）」及び「国際金融安定性報告書」（GFSR：Global Financial Stability Report）においても、金融システムに関する記述がなされている。サブプライムローン問題発生以降は、世界的な金融市場の混乱を踏まえた今後の世界経済の見通しや世界の金融セクターに生じる損失累計額の推計等が示され、注目を集めている。

第3節 経済協力開発機構（OECD）

I 概要

米国による戦後の欧州復興支援策であるマーシャルプランの受入機関として設立された欧州経済協力機構（OECE : Organization for European Economic Co-operation）が、欧州と北米が対等のパートナーとして自由主義経済の発展のために協力を行う機構として発展的に改組され、1961年に経済協力開発機構（OECD : Organization for Economic Co-operation and Development）が設立された（事務総長：グリア（2006年～））。その目的は、①経済成長、②開発、③貿易の成長・拡大への貢献であり、現在、日本（1964年加盟）を含む30カ国が加盟している。

II 活動状況

1. 閣僚理事会

OECDの年間の活動報告がなされるとともに、次年度の活動について討議される。通例、外務大臣、経済産業大臣、経済財政担当大臣が出席。2008年5月の閣僚理事会では、政府系ファンドと投資受入国の政策に関する閣僚宣言が採択された。

2. 経済開発検討委員会（EDRC : Economic and Development Review Committee）

OECD加盟各国等の経済情勢、経済政策全般について、定期的に国別相互審査と望ましい政策勧告を行っている。審査は、加盟30カ国及び重要な非加盟国について、1年半～2年に1回程度行われており、金融セクターについての分析も含まれる。我が国については、直近では2008年4月に対日経済審査報告書が公表された。

3. 投資委員会（Investment Committee）

2007年10月のG7において、政府系ファンド（SWF）からの投資に対する投資受入国の政策に関する指針の策定を要請されたことを受け、「投資の自由、国家安全保障及び戦略的産業」のプロジェクトの一環として作業を開始。2008年4月に「政府系ファンドと投資受入国の政策」と題する中間的な報告書を公表した。最終報告書は2009年半ばに公表予定。

4. その他

保険委員会、コーポレート・ガバナンス・ステアリング・グループ、金融資本市場委員会（CMF : Committee on Financial Markets）等があり、それぞれテーマに応じた分析や情報交換が行われている。

5. OECDを通じた金融庁によるアジア新興市場国への知的支援

OECDでは、非加盟国の金融セクター改革等の知的支援を行っているが、金融庁では2008年度よりOECD事務局に職員を派遣するとともに、知的支援の費用をO

DA 予算にて拠出し、アジア新興市場国の金融セクター改革等の知的支援を行う予定である。

第4節 世界貿易機関（WTO）

I 概要

世界貿易機関（WTO：World Trade Organization）は1995年に設立された国際機関であり、貿易ルールの決定、貿易に関する国際紛争の解決を目的とする。事務局はジュネーブにあり、152カ国が加盟している（2008年6月時点）。最高意思決定機関たる閣僚会議は少なくとも2年に1回開催されるが、通常は、全加盟国の代表により構成される一般理事会が任務を遂行している。金融を含むサービス分野に関するルールは、WTO設立協定の不可分の一部であるGATS（General Agreement on Trade in Services）に規定されている。GATSは、最恵国待遇（MFN）を原則とし、各国の「約束表」に記載されている分野について、市場アクセス（他の加盟国のサービス及びサービス提供者に対し、参入制限等をしないこと）及び内国民待遇（内外無差別）を保障する義務を負うという規律等の枠組みを定めている。

II 活動状況（金融サービス分野）

1. 経緯

2000年2月に開始されたサービス分野の自由化交渉において、各国は自由化リクエストを交換し、オファーの改善を求めて二国間交渉を行ってきた。

2005年12月に開催された第6回閣僚会議（於：香港）において、従来の交渉に明確な方向性を与えるために、二国間交渉に加えて、サービスの各分野（金融含む）において「プルリ交渉」の開始が合意された。交渉は2006年7月に一旦中断したが、2007年1月に再開し、2008年中のラウンド妥結を目標に交渉が続けられている。

（参考）プルリ交渉

特定の国に対し、複数の国が共同で分野別の自由化リクエストを提出し、複数国間（リクエスト側及び被リクエスト側）で自由化交渉を行う交渉。

2. 最近の活動状況

（1）金融サービス交渉の構図

今次ラウンドでは、四極（日、米、加、EU）を中心とした自由化推進派が新興市場国（中国、インド、ブラジル、ASEAN等）に対して、金融サービス自由化を促す構図となっている。

（2）リクエスト・オファー交渉

我が国は、業界団体の要望事項等を踏まえて作成された初期リクエスト（2002年6月）、改訂リクエスト（2005年2月）に基づいて、各国と二国間交渉を行ってきた。リクエストの主な内容は外資規制等の市場参入制限や内外差別的な規制の改善を求めるものである。また、各国からのリクエストや二国間協議での議論を踏まえ、我が国は、初期オファー（2003年3月）、改訂オファー（2005年6月）を提出した。

(3) 共同リクエストの提出と金融プルリ交渉

2005年12月の閣僚会議で合意されたプルリ交渉のベースとして、自由化推進派の国（日、米、EU、加、豪、ノルウェー等）が主要な新興市場国（中国、インド、ブラジル、ASEAN等）に対し、金融分野におけるリクエストを2006年2月末に共同で提出した（我が国の従来のリクエストの内容に概ね沿ったもの）。

2006年から現在まで4回金融プルリ会合が開催され、我が国を含めたリクエスト側からの共同リクエストに関する説明に加えて、各国からオファーの自己評価やオファー改善の可能性につき発言が行われた。また、我が国は金融プルリ会合の前後等に二国間交渉を行った。上記プルリ会合では、参加国が一同に会してオファー改善に関する方針を互いに説明してきており、オファーの出し惜しみやフリーライドを防ぐ効果が期待されている。

(4) ドーハ・ラウンド交渉の中断と再開

2006年7月に交渉が中断した後、調整が続けられ、2007年1月に交渉再開が合意された。その後、4回の金融プルリ交渉を行った他、高級実務者レベルを含め二国間協議を行った。また、金融サービスを含めたサービス分野につき、2008年2月に議長報告書、5月に改訂議長報告書が発出された。2008年中のラウンド妥結を目標に、精力的に交渉を行っている。

第5節 経済連携協定（EPA）

I 概要

経済連携協定（EPA：Economic Partnership Agreement）は、経済関係の深い二国間あるいは地域間での国境を越えた物品・人・サービス・資本・情報の移動の自由化を促進し、経済活動全般の連携の強化あるいは一体化を実現することを目的としている。従来、自由貿易体制の維持・強化の役割は、主に世界貿易機関（WTO）が担ってきたが、多国間での利害調整が複雑化しているため、近年、多くの国が多角的貿易体制を補完すべく、特定の二国間あるいは地域間での貿易自由化交渉に取り組んでいる。

我が国は、既にシンガポール（2002年11月発効、その後2007年9月改正議定書発効）、メキシコ（2005年4月発効）、マレーシア（2006年7月発効）、チリ（2007年9月発効）、タイ（2007年11月発効）、インドネシア（2008年7月発効）及びブルネイ（2008年7月発効）との間で既にEPAが発効しており、フィリピン（2006年9月署名）及びASEAN全体（2008年4月署名）とは署名を了している。現在、湾岸協力理事会（GCC）諸国、ベトナム、インド、オーストラリア及びスイスとの間でEPA交渉を行っている（韓国との交渉は2004年以降中断中）。（資料22-5-1参照）

II 活動状況

当庁は、アジア諸国の重要性や我が国市場との緊密性を踏まえ、金融サービス自由化交渉に積極的に取り組んできている。自由化交渉においては、金融機関の海外進出や更なる業務展開のための環境を改善することを目指し、外国資本の出資比率制限、新規免許発給制限等、金融機関が他国へ進出する際の規制の撤廃あるいは緩和を求め、金融セクターの自由化を促している。また、規制の内容や運用の不透明性は、金融機関のビジネスを萎縮させる効果があるため、相手国金融規制当局との間で、透明性の向上についても積極的に議論を行ってきた。

さらに、相互に進出している金融機関の監督や両国・地域の金融市場の発展に向けた関係の強化を目指し、金融当局の協力や対話の枠組みを設定することにも積極的に取り組んできている。これまで金融規制当局間の関係が確立されていなかった相手国との間で、EPA発効後も対話を継続する枠組みを設けたことは重要な成果であり、幹部職員や中堅職員など様々なレベルを通じてコミュニケーションを深め、規制監督当局間の連携を強化してきている（具体的には、シンガポール、マレーシア、フィリピン、タイ、チリ及びインドネシアとのEPAの下で、金融当局間の対話を行う枠組みを設けてきている）。

第6節 金融活動作業部会（FATF）

I 概要

金融活動作業部会（FATF：Financial Action Task Force on Money Laundering）は、マネー・ローンダリング対策における国際協調を推進するため、1989年7月のアルシュ・サミット経済宣言を受けて設立された政府間機関であり、事務局はパリのOECD内に置かれている。2001年9月の米国同時多発テロ事件以降は、G7財務大臣声明を受けてテロ資金対策にも取り組んでいる。

メンバーは、OECD加盟国を中心に、現在32カ国・地域及び2国際機関が参加（参加国詳細については下記参照）。FATFは、条約に基づく恒久的な国際機関ではなく、政府間の合意に基づき、その活動内容と存続の要否が見直される。現在は、2004年5月の閣僚会合での合意により、2012年までの活動期間延長が決定している。

参加国・地域及び国際機関(2008年6月30日現在)

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、中国、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、香港・中国、アイスランド、アイルランド、イタリア、日本、ルクセンブルク、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポルトガル、ロシア、シンガポール、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国、米国、欧州委員会(EC)、湾岸協力理事会(GCC)

FATFの主な役割は、

- ① マネー・ローンダリング及びテロ資金対策に関する国際基準（FATF勧告）の策定及び見直し
 - ② FATF参加国におけるFATF勧告の遵守状況の監視
 - ③ 汎世界的なマネー・ローンダリング及びテロ資金対策の拡大
 - ④ FATF非参加国・地域におけるFATF勧告遵守の慫慂
 - ⑤ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の手口及び傾向に関する研究
- である。

当庁は各種会合に参加し、FATFとしての意思決定に寄与するとともに、2006年10月までNCCT（Ⅱ 活動状況 2. 参照）のアジア・太平洋地域レビューグループの議長を務め、マネー・ローンダリング対策に非協力的な国・地域の取組みの是正状況の監視や、同地域のレポート取りまとめ作業等に積極的に参画してきた。

II 活動状況

1. 40の勧告

「40の勧告」は、刑事司法制度、金融機関への規制、国際協力等にわたるマネー・ローンダリング対策の基本的枠組みである。FATF参加国はその遵守を担保するため、参加国同士が相互審査等を実施している。また、IMF/世銀、FATF型地域機関においてもマネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策に関する国際的基準と

して認められている。

「40の勧告」は1990年に策定された後、1996年に見直し作業が行われ、マネー・ローンダリングの前提犯罪の拡大等が盛り込まれた。その後、マネー・ローンダリングの方法や技術が変化し、その対策を向上させるため、新たな見直し作業が2001年から開始された。そして、各国の民間部門等の協力も得て、2003年6月の全体会で新たな「40の勧告」が採択、発表された。

新たに盛り込まれた主な点は以下のとおりである。

- ① マネー・ローンダリング罪に含まれるべき前提犯罪リストの作成
- ② 金融機関が行う本人確認等顧客管理（Customer Due Diligence）のプロセスの改善
- ③ コルレス銀行業務・外国の政府高官等を含むリスクの高い顧客や取引に関する措置の強化
- ④ 非金融業者・職業専門家（カジノ、不動産業者、貴金属・宝石商、会計士、弁護士等）へのマネー・ローンダリング対策の適用
- ⑤ 国際協力に関する措置の導入
- ⑥ 会社等の法人及び法的取極めの真の所有者に関する情報に適切かつ適時にアクセス可能とすることによる透明性の向上
- ⑦ マネー・ローンダリング対策のテロ資金対策への拡大
- ⑧ シェルバンク（物理的実体のない銀行）の禁止

2. マネー・ローンダリング対策に非協力的な国・地域の特定

FATFは、国際的なマネー・ローンダリング対策に非協力的な国・地域（NCC T：Non Cooperative Countries and Territories）として、2000年、2001年の2回にわたって、合計23の国・地域を特定してリスト化し、公表した。

また、FATFは、2000年2月以降、地域別に4つのレビューグループを設置し（アメリカ、アジア・太平洋、ヨーロッパ、アフリカ・中東）、各地域内の「非協力国・地域」におけるマネー・ローンダリング対策の進捗状況等の監視を行ってきた。当庁は、アジア・太平洋地域レビューグループ発足時から同グループ議長を務め、同地域内の「非協力国・地域」への助言を行うなど、そのリストからの除外に主導的役割を果たしてきた。

2006年10月には、所要のマネー・ローンダリング対策が講じられたとして、全ての国・地域がリストから除外された。

なお、2006年10月にFATF勧告の遵守が不十分な国・地域（FATFメンバーに限らない）に対して、是正措置を求めるための枠組み（制裁措置を発動することも含む）として、Tour de Tableの導入が決定されるとともに、同問題を取り扱う作業部会としてNCC Tレビューグループを改組したICRG（International Cooperation Review Group）が設立された。2007年10月にはイラン・イスラム共和国、2008年2月にはウズベキスタン共和国、イラン・イスラム共和国、パキスタン・イスラム共和国、トルクメニスタン、サントメ・プリンシペ民主共和国及び北部キプロスの各国・地域に関して、FATFから、マネー・ローンダリング、テロ資金対策

に重大な欠陥があり、金融機関にリスクの認識を促す旨の声明が発出されている。

3. テロ資金対策

FATFは、2001年10月のG7財務大臣・中央銀行総裁会議声明を受けて、特別会合を同月に開催し、「テロ資金供与に関する特別勧告」を採択、発表した。また、2004年10月の全体会合において、「キャッシュ・クーリエ（現金運搬人）」に関する特別勧告が追加された。

特別勧告の内容については下記のとおり。

- I 国連諸文書（テロ資金供与防止条約、国連決議等）の批准または履行
- II テロ資金供与及び関連するマネー・ローンダリングの犯罪化
- III テロリストの資産の凍結及び没収
- IV テロリズムに関係する疑わしい取引の届出
- V 国際協力
- VI 代替送金システムに対する免許制又は登録制
- VII 電信送金に係る送金人情報の付記義務
- VIII 非営利団体への監視の強化
- IX キャッシュ・クーリエ（現金運搬人）

なお、参加国間で整合性のある実施が確保されるよう、勧告II、III、VI、VII、VIII、IXについては、Interpretative Note（解釈ノート：特定の勧告の適用を明確にするため作成されたもの）が、また、勧告III、VI、VIII、IXについては、参加国・地域における勧告の実施を奨励するための指針であるBest Practice Paperが策定された。

第7節 アジア・太平洋マネー・ローンダリング対策グループ（APG）

I 概要

アジア・太平洋地域のFATF非参加国・地域におけるマネー・ローンダリング対策を促進するために、1997年2月にシンポジウム（バンコク）で設立されたフォーラムであり、日本を含む36カ国・地域が参加している（参加国詳細については下記参照）。

II 活動状況

1. 主な活動内容

- ① アジア太平洋地域におけるFATF勧告（40の勧告及び9のテロ資金特別勧告）の実施の慫慂及び促進
- ② 域内諸国・地域におけるマネー・ローンダリング防止に関する法律の立法化の促進
- ③ 参加国のマネー・ローンダリング対策の実施状況の相互審査
- ④ 域内におけるマネー・ローンダリングの手法の評価及び技術支援
- ⑤ マネー・ローンダリングに対処するための域内の共同イニシアチブ促進に関するFATFとの連絡調整

参加国・地域(2008年6月30日現在)

オーストラリア連邦、バングラデシュ人民共和国、ブルネイ・ダルサラーム国、カンボジア王国、台湾、クック諸島、フィジー諸島共和国、香港、インド、インドネシア共和国、日本、大韓民国、ラオス人民共和国、マカオ、マレーシア、マーシャル諸島共和国、モンゴル国、ミャンマー連邦、ナウル共和国、ネパール王国、ニュージーランド、ニウエ、パキスタン・イスラム共和国、パラオ共和国、フィリピン共和国、サモア独立国、シンガポール共和国、スリランカ民主社会主義共和国、タイ王国、トンガ王国、アメリカ合衆国、バヌアツ共和国、アフガニスタン・イスラム共和国、カナダ、ベトナム社会主義共和国、ソロモン諸島

2. 主要会議

(1) 年次会合

「総会」に相当する年次会合は、1998年3月に東京で第1回会合が開催されて以後、毎年1回開催されており、活動方針の策定、新規加盟の承認、相互審査の結果承認等の重要事項の決定が行われている。

近年の開催地

第1回	1998年（平10）	3月	東京
第2回	1999年（平11）	8月	マニラ
第3回	2000年（平12）	5月	シドニー
第4回	2001年（平13）	5月	クアラルンプール
第5回	2002年（平14）	6月	ブリスベーン
第6回	2003年（平15）	9月	マカオ
第7回	2004年（平16）	6月	ソウル
第8回	2005年（平17）	7月	ケアンズ
第9回	2006年（平18）	7月	マニラ
第10回	2007年（平19）	7月	パース
第11回	2008年（平20）	7月	バリ（予定）

(2) タイポロジー会合

マネー・ローンダリングの手口、傾向等について専門的な分析、情報交換を行う会議として、通常年1回開催されている。1999年3月に第1回会合が日本で開催された。2007年11月にバンコクにおいて開催された会合では、オンライン商業サイトにおける脆弱性、マネー・ローンダリングに関する脅威評価等について意見交換が行われた。

第23章 海外の金融当局との連携強化

I 金融監督者間の2国間連携強化

金融取引のグローバル化の進展に応じて、国際的に高度な金融取引を展開する金融機関の検査・監督を適切に行っていくためには、海外の金融監督当局等との連携を強化していくことが極めて重要である。ベター・レギュレーションにおける海外当局との連携強化の方針を踏まえ、個別案件ごとに連絡を取り合っているほか、定期的に金融監督当局等との協議を行い、各国金融セクターの現状や国際的な市場動向、規制・監督上の重要事項等について意見交換を実施している。

(最近の主な金融協議等)

- 2007年4月 日・シンガポール金融サービス合同委員会（シンガポール）
- 2007年9月 日・マレーシア金融サービス作業部会（サンフランシスコ）
- 2007年10月 日加財務金融協議（東京）
- 2007年11月 日独財務金融協議（ベルリン）
- 2007年11月 日EU会計基準の動向に関するモニタリング会合（第3回）
（ブリュッセル）
- 2007年12月 日米保険協議（東京）
- 2007年12月 日スイス財務金融協議（東京）
- 2008年1月 日中定期協議（第1回）（北京）
（中国側は、銀監会、証監会、保監会、中国人民銀行）
- 2008年3月 日中韓金融監督協力セミナー（成都）
- 2008年3月 日EU会計基準・監査の動向に関するモニタリング会合（第4回）
（東京）
- 2008年3月 日米財務金融対話・金融サービス作業部会（ワシントン）
- 2008年5月 日EU会計基準・監査の動向に関するモニタリング会合（第5回）
（パリ）
- 2008年6月 日米ハイレベル証券市場対話（ワシントン）

(注) 2008年5月に開催された日・豪首脳会談では、金融規制監督当局間の定期的な対話の開始を含めた協力関係の強化で合意し、共同声明に盛り込まれた。

II 金融庁の技術支援の取組み

金融庁は、銀行、証券、保険の3分野を一元的に監督する立場（integrated regulator）から、我が国の経験や前述の国際会議等での議論をアジアの新興市場国に伝えることを通じて、各国の金融当局との連携強化に努めることも重要な役割となっている。

また、近年、金融の国際化・一体化が急速に進展するなか、我が国と緊密な関係を有

するアジアの新興市場国の金融システムの健全な発展は、我が国を含む国際金融システムの安定性の向上において一層重要となっていることから、金融庁は技術支援の実施を通じたアジアの新興市場国の金融当局の能力向上や人材育成に積極的に取り組んでいる。

1. 保険監督者セミナー

2007年11月に、アジア新興市場国7カ国の保険監督当局者（計8名）を対象に、「第4回保険監督者セミナー」を開催した。このセミナーは、保険商品の販売、勧誘に関する規制・監督等に関する日本の取組み等について講義を行い、アジア新興市場国の人材育成ひいては保険行政の強化、保険市場の発展に貢献することを目的としている。

2. 証券監督者セミナー

2008年2月に、アジア等の新興市場国に対する技術支援の一環として、アジアを中心とする新興市場15カ国から、証券市場規制監督担当者25名を招き、「アジア等新興市場国の証券市場規制監督担当者に対する国際研修」（東京セミナー）を開催した。当セミナーでは、最近の証券規制監督に係る課題について、金融庁・証券取引等監視委員会の職員、自主規制機関の職員などによる講義等を行った。また、当セミナーの参加者は、OECD及びアジア開発銀行研究所が主催した「第9回アジア資本市場改革ラウンド・テーブル」を聴講した。

3. 預金保険セミナー

2008年2月に、預金保険制度の導入を検討中、もしくは導入直後のアジア新興市場国5カ国の金融監督当局担当者（計8名）を対象に、金融のセーフティネットに関する制度の立案・実務についてセミナーを開催した。当セミナーでは、金融庁職員や預金保険機構の職員が、我が国における預金保険制度の変遷や運営、公的資金返済の仕組み等の紹介、預金保険基金の運営などについて講義を行ったほか、預金保険機構が主催した「預金保険機構ラウンド・テーブル」にオブザーバー参加した。

4. 証券法務執行セミナー

2008年3月に、アジア諸国をはじめとする新興市場国の証券当局法務執行担当者等21名の研修生を対象として、「第7回証券法務執行セミナー」を開催した。このセミナーでは、証券取引等監視委員会の職員や我が国の自主規制機関の実務担当者等が、ケース・スタディーやグループ・ディスカッションなどを通じて、証券取引等監視委員会の担う調査、検査、取引審査実務や、自主規制業務等を講義することにより、アジア新興市場国の人材育成ひいては証券行政・市場の発展に貢献することを目的としている。